

291.34-Sh69ㄅ



1200500732994

291.34

69



始



291.34  
Sh 67  
参考課

蘆田伊人編



大日本地誌大系

新編武藏國  
風土記稿七



雄山閣版

654-29

大日本地誌大系 **新編武藏風土記稿第七册例言**

- 一 本卷には、新編武藏風土記稿二百六十五卷の中、卷之第二百二十七より卷之第四百四十七までを収載せり。
- 一 本卷の校訂並に印刷に關する諸般のことは、總て前卷に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は、架藏圖書の閱覽を許さる、茲に謹みて謝意を表す。

昭和七年三月十五日

蘆田伊人識

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第七册略目次

卷之百廿七	世田ヶ谷領	一
卷之百廿八	多摩郡四十	一九
卷之百廿九	新座郡之一	六
卷之百三十	新座郡之二野方領	四
卷之百三十一	新座郡之三野方領	六
卷之百三十二	新座郡之四野方領	七
卷之百三十三	新座郡之五野方領	八
卷之百三十四	新座郡之六野方領	一〇
卷之百三十五	足立郡之一	一六
卷之百三十六	足立郡之二淵江領	一三
卷之百三十七	足立郡之三淵江領	一四

卷之百三十八	足立郡之四谷古田領	二七三
卷之百三十九	足立郡之五	二七〇
卷之百四十	足立郡之六平柳領	二四
卷之百四十一	足立郡之七戸田領	三六
卷之百四十二	足立郡之八浦和領	三四
卷之百四十三	足立郡之九木崎領	三五八
卷之百四十四	足立郡之十安行領	二七八
卷之百四十五	足立郡之十一南部領	二九六
卷之百四十六	足立郡之十二小室領	三四
卷之百四十七	足立郡之十三大谷領	三七
要目		三九

大日本新編武藏風土記稿第七册略目次終

新編武藏風土記稿卷之百廿七

多磨郡之三十九 世田ヶ谷領

○横根村 横根村は、郡の東の端にあり、郷名は傳へず管別庄と云へり、江戸日本橋よりの行程四里餘、四方の境界、東は荏原郡瀬田村に境ひ、其外すべて大蔵村に犬牙したれば、其限りはさだかにわけがたし、村の廣さ大抵東西一町半、南北一町、民家九軒、土性野土多く、眞土は少く、地形は高低の所うち交れり、陸田は四分村の東北に開き、水田は六分所々谷間に見えたり、この村正保の頃は御料私領入會にて、御料は伊奈半十郎が支配所にて、私領所は三浦五郎左衛門の知行なり、今は井伊掃部頭領分と三浦五郎左衛門知行交れり、御料の方は替りて井伊氏に賜はりしなるべし、されどその賜りし年歴は詳にせず、

高札場 村の中央里正長兵衛が前にたてり、神社 稻荷社 除地、三畝、村居の中程にあり、こゝの鎮守な神社 稻荷社、本社南向僅に二尺四方、上屋一丈に八尺、

新編武藏風土記稿卷之百二十七 多磨郡之三十九

茅葺、前に木の鳥居をたつ、神體白幣、鎮座の年歴定かならず、郡内大蔵村永安寺持

○船橋村 船橋村は、郡の東南にあり、郷庄の唱へを失ふ、江戸日本橋より行程四里民戸六十七軒、東は荏原郡經堂在家村に接し、西は廻り澤村、南は郡内下祖師ヶ谷村につゞき、北は八幡山村及荏原郡北澤村にとなれり、東西凡十丁、南北十一町、村内すべて平地にて土性は野土なり、陸田七分水田三分は北によりてあり、こゝも正保の比は御代官伊奈半十郎支配所と、山本傳三郎知行交れり、山本氏は何れの頃か外へ替しより、今は御料のみにて小野田三郎右衛門の支配所なり、

高札場 村の中央里正宅地

水利 品川用水 西方廻り澤村より入、世田ヶ谷村と當村の間を流れ、八町許を経て又世田ヶ谷村に入れり、用水 烏山用水と云、これも廻り澤村より入り、田間の用

神社 神明宮 除地、一町四段、村の南費性寺境内續きにあり、二間に九尺茅葺、

寺院 寶性寺 除地九段、境内雜木村立り、眞言宗、新義波羅山開基詳ならず、客殿十五間に六間半、開本尊大日本の坐像二尺なるを安ず、

○入間村 入間村は福島郷的矢庄に屬し、江戸日本橋より行程五里にあまれり、四方の境界、東は喜多見村に接し、南は小足立村、西は金子村、北は上祖師ヶ谷村に及べり、東西二十五町餘、南北十三町餘、地形東北は小高き丘地にて西南はなべて平地なり、村内一條の往來あり、則甲州の街道なり、土性黒野土民戸八十三烟、陸田は居宅につきて開き水田は村の中央にあり、中仙川の流をもて用水となせり、文祿年中檢地ありとのみ傳へて詳なることはなし、後寛文年中時の地頭檢地せしよし、正保の頃は石谷友之助・中川市右衛門・佐橋源太夫等の知行せしよし、後佐橋氏は外へ移し賜はれり、されど中川市右衛門に賜はりしもの頃と云ことをしらす、今は石谷主水佐藤兵次郎・中川市右衛門等の知行所なり、

高札場三ヶ所 一は小名本村にあり、一は小名原  
 小名 中臺村の西よ、瀧坂村の北、原村の東、木村村の南、中原南の方、  
 神社 糟嶺明神社 村内の鎮守なり、本社南向、竊に三尺五寸一面觀音は明照院の地内に置り、本社には三間に三間の上屋をなせり、社頭には古松立り前に二十九級の石階を設く、當社鎮座の始はたしかに傳へされど、寛永六己巳年九月廿九日と記せる棟札あり、この頃の鎮座なりや、もしくは古棟札を

ば失ひて、此時の再建なるや、今よりしるべからず、例祭九月なり、村内明照院の持、末社 天満宮 稻荷祠 竊なる祠にて、何れ  
 辨天社 社地、九尺四方、明照院除地の内、小名本村にありて院の持にて、下  
 神明宮 小名本村にあり、これも竊なる  
 稻荷社 社地、一畝、これも同じ邊にあり、  
 寺院 明照院 除地、一町、除地の内百坪餘は山林なり、大悲海永祿十二年五月二日の示寂なり、客殿は東向六間半に八間半にて、三間に一間の向拜をつけたり、本尊彌陀木の坐像一尺餘惠心の作、觀音堂 十一面觀音木の坐像長二尺許、作はしれず、これ糟嶺明神  
 閻魔堂 是も同じ所にあり、二間半に二間かに二尺、  
 阿彌陀堂 明照院除地の内、小名本村の東方にあり、遍照院と云、堂三間四面、本尊木の立像二尺、これも明照院の持、  
 ○覺東村 覺東村は、古は學堂村とも書せり、郷庄の唱

を傳へず、江戸日本橋よりの行程五里に餘れり、東は喜多見村に接し、西南の二方は小足立及び金子の二村に境ひ、東西十町、南北平地にて土性黒土及び野土の所あり、民戸十九軒處々に散在せり、陸田多く水田少し、水田は居村の西小足立村の境によりてひらき、野川の分水を以て用水となせり、此村正保の頃は未だ聞えず、元祿年中學東村といへる名見えたるは此村のことなり、されど何地よりの分村なりや詳にせず、文祿三年小宮山清四郎・小崎彦太郎の二人繩入ありしが、後又享保十八年寛播磨守檢地せるよしを云、按にこの村正保年間には一村ならず、それより數十年をへて元祿三年に繩入ありしと云は疑ふべし、元祿三も午年にて殊にこの領一村となりしといへば、文祿は元祿の訛りなるべし、元は神谷源太郎知行なりしにいつの頃か上地となり、夫より御料所となり、岩手藤左衛門・田中休藏及び伊奈半左衛門等支配せるよし、さはあれ十年の前火災にて、里正の居宅焼けたれば、もとより傳へし舊記は、悉く烏有となりしゆへ、定かなるとは詳にしがたし、今は、小野田三郎右衛門の支配所なり、

山川 野川 田間の用水となせり、金子村より入り、喜多見村に沃げり、そのあたりにて六郷用水堀に合せり、村内

をふること  
 九町餘、  
 神社 三島社 社地、十間に四間、竊かなる社にて東向、神體白あり、鎮座の初を詳にせず、村内千手院の持、  
 子ノ權現社 除地、四間に二十間、本社二尺四方、上屋は九尺、  
 寺院 千手院 除地、境内一町、三嶋山覺東寺と號す、天台宗、東雄貞享五年遷化なるよしを云へど、その外のこと傳へず、客殿東向七間に五間半、本尊阿彌陀木の坐像二尺五寸を安す、  
 ○和泉村 和泉村は、郡の東南の端多磨川の傍にあり、村の名義を尋るに、村内泉龍寺境内の清水を引て水田を作り初めしより、この近きあたりの村々も用水となせしゆへ、往昔は出水村と書せしに、中古以來和泉とはかきかへたるよし、これを村名の起りなりと云、郷庄の唱は傳へず、領は世田ヶ谷に屬せり、江戸日本橋より行程五里許、東は岩戸村に境ひ、東より南にかゝりては猪ノ方村に接し、正しき南は多磨川を隔て、向ひは橋樹郡登戸村に及び、西も多磨川を境として本郡中ノ島村に隣れり、夫より北までは矢ヶ崎・大町・小足立・覺東の數村に境へり、東西十五町、南北へも十五町許、村内平地にて土性は野土

に眞土半せり、陸田は多く水田は少しく、多磨川の邊に開けり、この邊前に見えたる清水を用ひたる頃は用水も引足らざりしに、御入國の後御代官小泉次太夫六郷用水を引入れてより用水もたれりと、民戸百二十軒所々に散住せり、この村開墾の始は詳にせず、文祿年中の水帳ありしに地頭松下某へ上げ置しなど、且寛永十年井伊掃部頭領知に賜はり、萬治二年其家にて檢地せりといへば舊き村なるべし、されど正保の頃のものにはこの村名をのせざるは疑ふべし、井伊某の外石谷・松下等の知行あり、これもいつの頃賜ひしと云ことは傳へず、されど村の水帳によれば、松下は文祿の前にたまひ、石谷は六所明神の棟札によれば、寛永より前にはや知行せしことしらる、寛文二年松下某、元祿六年石谷某等それぞれ賜はりし處の地を檢せしことあり、それより引續き今も井伊掃部頭領分、石谷主水・松下河内守が知行交れり、

高札場三ヶ所村の中西小名田中に二ヶ所あり、  
小名 三屋村の西 宮ノ前村の中西六所 中宿中央、原  
村の北よ 田中 南よりを 横宿村の東 駄倉東方岩戸村  
りなり、 前原 これも同じ邊、猪  
前原ノ方村の境なり、

山川 多磨川中ノ島村境より猪ノ方村に沃げ

水利 清水 泉龍寺境内堂社の後より湧出し、田間の用水となす、  
六郷用水 水は多磨・荏原兩郡の内十三村、田間の用水となれるなり、  
古名次太夫堀と云、村内を經ること十町許、この用

神社 六所明神社 除地六十坪餘、村の鎮守なり、祭神は國常  
半、本地十一面觀音木の坐像四寸、春日の作なり、鎮座の年月  
は傳へざれど古き棟札あり、その文に勸請し奉る六所大明神、  
大且那石谷友之助、大施主石谷十藏、寛永十八年辛巳年六月  
大吉日、和泉・猪ノ方兩村氏子、別當常泉院權大僧都法印慶祐  
とあり、これを以てみれば、往古はしかいへる別當寺にて、  
後今の如くなりしや、例祭は八月二十日相州小田原玉龍房配  
下本山修驗行寶 末社 稻荷神明天満宮合祠一間に五  
尺東向、  
白幡明神社 除地、三十坪、玉泉寺境内の續きにあり、本社  
を立つ、祭る所は源賴朝なり、其形は木の坐像にて東帶長五  
寸許、例祭九月十三日、隣村猪ノ方村の鎮守にて玉泉寺の持  
當社に正保三年寛文四年等の棟札あり、  
それより前の鎮座なるべし、  
稻荷社 社地六間四尺四方、西方の田場にあり、本社東向、  
鎮守にて上屋も總に六尺四方なり、神體白幣村内

行寶院の持

神明天王水神社 社地四方五間餘、本社はわづかなる祠、  
鎮座の始は傳へず、

寺院 泉龍寺 境内一萬六千九百坪、御朱印地なり、村の東より  
遠藤村寶泉寺の末、御朱印二十石、開山鐵叟瑞午慶長十七年  
十一月九日遷化、開基は此村の地頭石谷十郎左衛門政清、天  
正二年四月十五日死せり、是によりて按ずれば、御打入の前  
より此所を領せしや詳ならず、下の舊蹟あはせみるべし、客  
殿十一間に六間半南向、二間に九尺の向拜を造れり、本尊釋  
迦木の坐像一尺餘なるを安せり、この外に地藏一軀あり、こ  
れは木の坐像臺座共一尺五寸許、厨子に入たり、安永年中よ  
り近村の民信心のあまり、この像を己が宅へうつして祈念せ  
しことありしに、其しるしありしかば傳へき、今は江戸に  
ても己々が家に迎へて祈念せり、されば月の二十三日といへ  
るにこゝへ歸るのみにて、其他は都鄙を遊行せりと、外に辨  
天一軀を本堂に置けり、當時の世代のうちに長辨といへるの  
作なり、鐘樓 境内にあり、九尺四方樓作り高さ一丈餘、鐘の  
と、鐘樓 大き一尺五寸、高さ二尺許、考證に便りなけれ  
ども、慶安年間の銘なれ  
ば姑く全文をのせたり、

南磨部州摩訶日  
本國關東道武藏州多東郡泉江北谷山雲松院泉龍禪寺  
二世欄室堯大和尚之時、爲月安秋譽大禪定尼菩提奉

鑄鐘、銘曰

乃至法界平等利益者也、  
施主石谷市右衛門尉正勝  
慶安元戊子歲八月三日

鑄師 御石火矢作者、九州豊後國住人、於武州  
江戸造之、  
渡邊石見守藤原康直  
善右衛門尉康種  
御嶽秋葉稻荷合社 客殿の後背にあ、天満宮これと同じ邊に  
を立つ、わづ 鳥明神社 同じ邊にあり、神體白幣を立つ、白山  
社 表門の右の傍にあり、社は三尺北に、辨天社 同じ邊に周徑  
り、そこに安せり、石をもて造れる三尺、經場 本堂より一町  
に二尺五寸の祠なり、西向、神體白幣、經場 半餘、西北の  
間にあり、則境内なり、寺僧相傳ふ、前代良辨といへるが經  
文を納めたる所なりと、されど村内に大なる塚十三四あり、  
其内をいつの比か切崩せしに、中より朽たる鐵又は藥の類を  
得たりと云ことあり、恐くは昔し居住せる人の墳墓なりしや  
と土人は

玉泉寺 東方猪ノ方村境にあり、熊野山観音院と號す、天台宗、年十月三日の遷化なり、客殿七間半に六間二尺東向、二間に九尺の向拜をつけたり、本尊藥師木の坐像二尺許を安せり、又位碑堂あり、こゝには惠心の作、木の立像一尺五寸の阿彌陀を置り、この寺の除地四町四方は往古北條氏政より賜ひしよし、多磨川のへりなれば、いつの頃か洪水のをりから流亡して、寺地をこの所へ引たり、今は地頭石谷所之助より田畑二石を附せるのみにてこの外は年貢地なり、されど流亡、觀の地も次第に復したれば、今は其地を寺境内附と唱ふ、觀音堂二間四面、本尊十一面は木の立像、行基の作二尺五寸、厨子入なり、脇立に龍樹菩薩毘沙門を立り、二軀共に行基の作、石神祠 寺の入口南方にあり、九尺四方、豊磨間戸・節境内鎮守なり、

塚 龜塚 小名田中にあり、其地一段許、高さ二丈餘、このあたもありて、龜の形に似たりしかばかく號せしよし、されどこは如中にて、土民等、としとしに崩崩したれば、今はそのさえず、  
金堀塚 小名原にあり、一に富士塚と云は、近き頃淺間を祭れはし、  
塚三ヶ所 石谷某屋敷跡より南方泉龍寺大門脇につゞき、鼎足

の如くに並べり、其間十五間もしくは二十間に及べ

小名 半繩村の西の、久保村の中程、下 東の方、大川原の端を云、

水利 和泉村より入り、村内五町餘を流れて、田間の用水となり、餘水は駒井村に沃けり、堀幅六尺ばかり、  
神社 天満宮 社地凡四畝、年貢地、社地には杉樹多くあり、本へり、神體白幣を立つ、鎮座の初を傳へず、村民持、

塚 塚三ヶ所 二ヶ所共に村内里正の宅地にあり、高さ一丈餘、これは高さ及びはたはり等前と同じ、いづれも謂を傳へず、

○上野村 上野村は、布田五宿の南にあたり、この邊水田のみにて陸田はなし、世田ヶ谷領に屬す、この村神社寺院民戸等もなく、もとより和泉村の持にて三給入交りたる地なれば、四方の境界及び廣狭も定かに別ちがたし、いつの頃一村となりしや、元祿のものにはこの名をしるしたれば、その以前一村となりしなるべし、私領所となりし年歴は詳にせず、今は中川市右衛門・中川三十三郎の知行交れり、

○岩戸村 岩戸村は、郡の東にあり、領は世田ヶ谷に屬高札場人家なければ、高札場高札場なし、

り、三ヶ所共に塚上には古松村立り、一は熊野、一は稻荷、一は諏訪の祠を建り、いづれも玉泉寺の持、この外如中及び村民の屋敷内にも大きな似たる塚七ヶ所あり、共に所謂を傳へず、

舊蹟 石谷某邸蹟 如地にて平かなり、御入國以來今の地頭石谷某住せしよし、下屋布ととなえり、

○猪ノ方村 猪ノ方村は、郡の東南にあり、郷庄の唱へは傳へず、領は世田ヶ谷に屬せり、江戸日本橋より行程五里、村の四境、東は岩戸村に境ひ、西は和泉村に接し、南は駒井村及び多磨川にそいたり、其あたりは橋樹郡宿河原村に交れり、北は又郡内の覺東村なり、東西七町餘、南北六町許、民戸四十二軒、地形平かに山林はなし、土性眞土に野土交れり、陸田は六分水田は四分に居れり、村内一條の街道あり、駒林村より入りて宿河原村に達せり、村内をふるること若干町、道幅三間、この村開墾の始は詳にせず、正保の頃は井伊掃部頭領分中川市右衛門の知行交れり、萬治年中領主より繩入ありしよし、中川某はいつの頃か上地となり、今は一圓に井伊掃部頭が領となれり、

高札場 村の中程南よ

せり、江戸日本橋より行程五里、民戸五十軒、村の四境東より北へ亘りては喜多見村に境ひ、北方より西の間は覺東村に隣り、正しき西は和泉村に接し、南は駒井・猪ノ方の二村に及べり、東西わづかに八町許、南北へ九町許、地形平かに土性は野土にて眞土も少しく交れり、この邊陸田は大抵北によりて作り、水田は南方に多く開けり、なべていはゞ、陸田は多く水田は少く、用水は近きあたり和泉村の内、泉龍寺より出る清水をこゝに引來て、水田の用水となせり、村内一條の往來あり、駒井村より入り喜多見村に通せり、こゝに係ること長さ四町許、この村舊きことは傳へず、正保中の記録にははやのせたれば、その已前の開發なることは論なし、萬治二年井伊掃部頭が檢地せしよし、この外のことは詳にせず、今も掃部頭が領分なり、

高札場 宇東にあり、村内里正宅地の前にあり、

小名 和泉村境、堰町同じあた、原を云、松場慶岸裏にあ、野屋舖り、芝付村の東、合ノ原を云、馬場村の東南、東り、長ト口境を云、堤外南より、橋梁 橋二ヶ所 一は慶岸寺前にあり、板をもて作れり、一は村の西にあり、土橋なり、二橋ともに長さ五



間幅五尺、いづれも六郷用水堀に架す、

水利 六郷用水 和泉村より入り、村内八町許を経て喜多

神社 八幡社 除地、五畝、小名堤外にあり、村の鎮守なり、本の鳥居をたつ、神體は木像にて東帯高さ七寸五分、鎮座の初を詳にせず、例祭八月十五日、村内明静院の持

寺院 慶岸寺 除地、境内共三段、中央より三町を隔て、北の方見村慶元寺の末、開山然度正保二年四月十五日遷化、開基は村民河合氏とのみ傳へり、客殿東向、七間に五間半、本尊彌陀木の坐像一尺、地藏堂 客殿の東にあり、二間に一尺、西向、五寸を安せり、地蔵堂 本尊地蔵は木の坐像一尺八寸、厨子入にて彩色を施せり、

明静院 除地、境内共七段、岩本山清岸寺と號す、天台宗、江戸六年七月十九日示寂とのみ傳へて、開山開基をばつたへず、客殿東向、七間に五間半、本尊彌陀木の坐像二尺なるを安す、

○駒井村 駒井村は、郡の南端にあり、多磨川の傍にて世田ヶ谷領に屬せり、江戸日本橋より行程五里、村の四境、東は喜多見村に墾ひ、西より南へわたりては多磨川の對岸橋樹郡宿河原村に續き、北は郡内猪ノ方・岩戸の二村に及び、東西六町餘、南北五町餘、村内一條の街道あり、宿河原村より多磨川の渡をこえてこゝに至り、夫よ

り東方喜多見村に通ず、道幅三間許、民戸三十軒、土性は眞土に砂交れり、地形平かに陸田は多く水田は少し、この村の開發を尋るに或云、「續日本後紀」に仁明天皇承和十一年五月、壬寅武藏國言多磨郡狗江郷戸主刑部直道繼云々とあり、狗江を猪江と書せしもあり、もし狗江ならんには江は井と通ずれば、則狗江は駒井なるべしと、猶深大寺村の條見るべし、後世「小田原北條家人所領役帳」に二貫七百文多磨川北駒井本郷太田新六郎とあり、駒井本郷の名は傳へざれど、今正しく當村は多磨川の北にあればこゝのことなるべく、本郷といへる處は郡内二ヶ所にあれど、其地いづれも多磨川の傍に非れば、そこをいひしにはあらざるべし、されば元は駒井本郷といひ、後其名を失ひ駒井とのみ唱へしにや、又は別にこの邊本郷といへるありて、唱を失へしもしるべからず、又十二貫五百文江戸駒井宿河原飯島分太田新六郎とあり、この駒井もこゝのことにて、宿河原は今の橋樹郡宿河原村なるべし、按に「續紀」に云へる所はいかにも上古のことなれば、狗江はこの村のことにてなきにもあれ、「所領役帳」にいへるはこの村のことなるべければ、この頃はや開けしことはしるべし、御入國の後は北見若狹守知行所となり、延寶六年北見氏檢地せしことは記録にのこれり、

元祿年中其家斷絶して御代官伊奈半左衛門支配所となり享保十八年新田をば寛播磨守檢地せしことあり、それより引續き御代官所にて、今は小野田三郎右衛門支配所なり、

高札場村の中程里正の宅

水利 用水 これも水源は和泉村泉龍寺境内より出、猪ノ方村を経てその村に入り、田間の用水となれり、堀幅四尺許、

神社 山王權現社 東寄にあり、村の鎮守なり、本社僅なる祠を立、神體白幣、例祭九月廿六日、村内圓住院の持、

寺院 圓住院 除地、一段餘、村境北の端にあり、影向山毘沙門末、開山開基詳ならず、客殿五間に六間、本尊十一面觀音を置り、

○喜多見村 喜多見村は、郡の東にあり、郷庄の唱は傳へず、領は世田ヶ谷に屬せり、江戸日本橋より行程五里、村の四境、東は大藏村に隣り、西は小足立村に接し、南は駒井村により、多磨川にかゝりたるあたりは對岸橋樹郡堰宿・河原の二村に境ひ、西南の間は岩戸村に續き、北は祖師ヶ谷村に交り、西北には入間村係れり、東西凡十五

町、南北二十五町程、村居は中央にて土地平かに、民戸二百二軒そこに散住せり、北によりては丘地あり、水田は三分陸田は七分に居れり、土性野土に黒土交れり、西南にあたりて一條の往來を通ず、大藏村より入て駒井村に貫けり、村内へかゝること二十四町許、道幅三間、江戸青山の街道なり、此村も開墾の始を詳にせず、「小田原北條家人所領役帳」に一貫文北見之内安養寺分恒岡彈正忠とあり、安養寺と云は今より所在を定めがたし、近きあたり岡本村に岡本山長圓寺安養院と云へるあり、もしこの安養院にもあらんか、北見と云へるは正しくこの地なれば、永祿の頃は北條家人の領所なりしことしるべし、御入國の後は御料所となりし外は喜多見某に賜はり、元祿二年二月喜多見氏斷絶し、この地上りしかば一圓に御料となり、間瀬吉太夫・古・永田作太夫川武兵衛等支配し正徳三年町野惣右衛門支配せる頃、其内を安藤志摩守へ賜はりしより、伊奈半左衛門支配所と安藤某の知行となり、今も小野田三郎右衛門支配所に安藤八郎右衛門知行交れり、

高札場二ヶ所 一は御料所の内小名山谷にあり

小名 本村 中央に 山谷村の西を云、こゝに北見某屋敷ありしことは後に見えたり、河

原 多磨川にそひ 宿前のつゞき 野田北の方 田縁同じ  
たる地を云、 宿前にあり、 野田北の方 田縁同じ  
云、 出口東方大蔵村 下宿前のつゞき 宮ノ原 岩手村  
の邊を いうたく寺の北なり、今文字も傳へず、古へは  
れりと土 人云り、

山川 茂兵衛山 御林のつゞきにあり、北見若狭守が叔父の住  
せし所なるよし、茂兵衛は其人の名なりと云、  
林二ヶ所一は村の北にあり、御林なり、

多磨川 南境を流る、村内をふるること六町許、この川古は磨元  
寺の下を通ぜしに、中古川の瀬かばりて今のごとく南  
方によ

水利 六郷用水一名治太夫堀と云、岩戸村より入り、田間の  
ふるること十五町  
餘、堀幅三間

悪水堀 水原は和泉村泉龍寺境内より出、猪ノ方、岩戸、和泉三  
村の用水となり、村内五六町を経て字奈根村に沃け  
り、堀幅一  
間許り、

神社 氷川社 社地、六十坪、御朱印地の内、小名木村にあり、本  
社東向、纒に五尺四方板葺、神體長二尺許、烏帽

子の如なるものを冠せり、行基の作、社の廻りに古木村立り、  
拜殿は二間に二間半茅葺、大門の通り長さ十五間、幅九尺、  
前に石の鳥居を立つ、兩柱へ承應三甲午年九月九日、喜多見  
九太夫重勝・喜多見五郎左衛門重恒の數字、及びこの外當社は  
余が輩の氏神なれば、兄弟議して建るよしをもえり、後に  
のせたるごとく、當社に永祿の比再興の棟札又元和以下の  
五枚あれば、いづれ古くよりの鎮座なるべし、別當寺の開山  
良尊は長祿元年十月寂せしといへば、その比の鎮座にてあ  
るにや、慶安二年十月十七日十石  
二斗外に除地五石四斗餘あり、

聖主中天天迦陵頻伽別當宮本坊 代官香取新左衛門  
奉再興氷川大明神社頭一字天道知見納受所  
喜盛衆生者我等今敬禮大旦那江戶刑部少輔賴忠 鍛冶正吉

本願齋藤道善 同帶刀  
永祿三年庚申卯月二七日武藏國下多東郡中丸郷喜田見  
百姓 連名

大旦那 北見半三郎勝正 花押  
聖主中天天迦陵頻伽聲哀愍衆生者我等今敬禮  
別當 華藏院

于時寛永二乙亥年五月廿八日

日天 增長 廣目  
聖主中天天氷河大明神再興一字之所別當華藏院  
持國 多門 右意趣者信心之旦那子孫繁昌之所  
月天 大旦那勝忠

元和八年壬戌年菊月十八日  
姓氏平朝臣喜多見五郎左衛門

奉修造氷川大明神子孫福壽安診所  
別當 華藏院  
大旦那喜多見久太夫

寛十一壬戌季七月吉日  
本行江戶御福町齋藤九郎兵衛

大旦那喜多見若狭守

奉再建 水川大明神 十一面觀音堂 一字

別當 普明山華藏院壽善寺暨者圓盛花押

武州多磨郡喜多見村

貞享四丁卯天十一月守護日

時代 官城田七郎兵衛

名主 太郎右衛門 大工 三郎兵衛

別當壽善寺 寺地、二百五十坪餘、小名本村にあり、水川社  
いつの頃かこゝへ移れりと、今其舊地は畠となれり、普明山  
華藏院と號す、天台宗、東叡山の末にて深大寺の支配なり、  
開山良尊長祿元年十月十七日遷化なるよしを傳れば、舊きよ  
り草創の寺院なるべし、中興開山圓盛貞享五年七月廿一日寂  
す、客殿六間四間、本尊彌陀木 觀音堂 門を左にあり、十一  
の立像二尺餘なるを安置せり、 聖天稻荷毘沙門相殿、これと同じ  
面觀音は木の坐像にて、 水川明神の本地佛なり、

總なる祠

神明社 除地、六畝、上野田にあり、社九尺四方南向、前に鳥居  
あたりにて六畝許の除地あり、もと神明社ありしと傳  
るのみにて今は社もなし、村内知行院の持、下同じ、  
神明社 除地、六畝、下野田にあ

寺院 慶元寺 境内除地、千百廿一坪、本村にあり、永切山花林院  
一月九日十石の御朱印を賜へり、此外五石五斗一升一合は元  
の地頭喜多見若狭守が寄附なりしに、其後故あつて罪を蒙り、  
所領をもことごとく收公せられしかど、この所はそのまま見  
捨地となれり、當寺は文祿二年の起立なるよし、又開山は空  
譽とて、文祿元年十二月六日の示寂なりといへど、文祿元年  
に遷化せし人の同き二年に開山せしは理り覺東なし、恐くは  
空譽を勸誘開山とせしなるべし、開基は喜多見若狭守勝重寛  
永四年十二月廿六日寂せり、この人及び祖先の位牌墳墓等多  
くこゝにあり、本堂七間半に八間東向、本尊 什寶 鎗多  
阿彌陀の木坐像臺座共に三尺五寸許を安す、 什寶 鎗多  
見若狭守が納めしよし、長さ八尺許、重は柳葉など云形にて  
長さ九寸許この外北見若狭守勝重寛三十八年八月十九日の口宣  
をこゝに 藥師堂 門を右にあり、二間半四 藏王權現  
祠門を入て左にあり、總なる祠、北向、この外境内に地藏堂  
祠ありしに今は廢してなし、さればそこに置し地藏、長二尺餘  
なるをば本堂 鐘樓 門を入て左にあり、二間四方、鐘は長さ  
に安せり、 鐘樓 三尺、徑二尺六寸、元の鐘は延寶三年

二月歸しよし後寶曆七年歸直 古碑一基 境内にあり、元弘三  
せしと云へば銘はのせず、 聖天稻荷毘沙門相殿、これと同じ  
より何人の神な  
る事をば傳す、

知行院 境内九百坪、村の東隅小名本村にあり、龍寶山常樂院  
日八石二斗餘の御朱印を賜ひしより今に替らず、開山は頼山  
とのみ傳へて、示寂の年を詳にせず、本堂六間半に五間、本  
尊彌陀木の立像二尺二寸を安す、元の本尊は十一面觀音にて  
長二尺五寸なりしが、いつしか改めて今の本尊となれり、こ  
の寺も喜多見氏のちなみありや、其家 閻魔堂 門を入て左  
の先祖代々の名を過去帳にのせたり、 閻魔堂 門を入て左  
間四方、昔この寺に運慶が作れる十王ありしと傳れども今は  
なし、もしくは今の十王の腹こもりにせしやなど主僧いへり、

光傳寺 小名出口にあり、長徳山寶壽院と號す、淨土宗、村内  
正六年十二月七日示寂せり、御朱印七石二斗餘大猷院殿の御  
代に賜ひしと云、本堂六間に五間半西向、本尊彌陀木の坐像  
臺座共四尺五寸許、惠心の作なり、後にのせたる舊跡の條に  
載たる神體をば、此寺に置しと云へば、故あるべけれど定  
かなるこ 稻荷祠 門を入て右にあり、 寮 境内東よりにあ  
となし、 小庵にして、門姓寮と云ふ、内に木  
の地藏を安せり、知行院の持なり、

不動堂 除地、一段許、下野田明神社の傍にあり、總なる堂に  
て南向、不動は長四尺許の木の立像、是も知行院持、  
塚 第六天塚 宇天神森にあり、則慶元寺の前なり、  
松の大樹あり、塚は高さ七八尺許、

天神塚 前の續きにあり、高さ五尺許、塚上に天神  
牛頭天王の小祠を二つたつ、東向なり、

供養塚 宇上ノ原にて茂兵衛山の傍につ  
平塚 祖師ヶ谷の境、宇上ノ原にあり  
塚 慶元寺の前にあり、近き頃知行院門前の土手をつくさんと  
て、この塚を穿らしに、短刃及び矢の根の類あまた出たれ  
ば、いかさまにもゆへある人の塚にて、このまゝをかば、た  
りなどあらんもはかりがたしとて、元の所へをさめしゆへ、  
今は塚の形半のこ  
りて全形はなし、

舊蹟 陣屋迹 村の南慶元寺の前、五六町許の地なり、元は此傍  
許南をながる、こゝは喜多見若狭守が屋敷跡にて、土人は陣  
屋といへり、村内に香取・齋藤・小川を氏とせる村民四戸あり、  
いづれも喜多見氏の家來にて故あるものよし、近き頃まで  
は武器及び舊記をも藏せしが今はなし、この四戸を呼て土人  
浪人百姓と  
いへり、

屋敷跡 小足立境宇山谷にあり、六町六段許、喜多見若狭守が  
下屋敷なりしよし、今は村民の持にて皆畑地となれり  
御靈權現社跡 喜多見若狭守が屋敷跡にありしに、しばしば  
神體は木の坐像東帯の形なり、これをば  
知行院へなさめて、今は本堂に置り、

○宇奈根村 宇奈根村は、郡の東南にあり、世田ヶ谷領

に屬せり、江戸日本橋より行程五里、民戸五十三軒、村の四境、東は大藏・鎌田の二村に接し、西は喜多見村に隣り、南は多磨川を隔て、橋樹郡久地・堰の二村に及び、北も又北見村につゞけり、東西凡七町、南北十一町許、村の飛地隣村の内にあり、この村の地勢一體平かにて多磨川にそひたる村なり、土性は一圓に眞土にて陸田は九分水田は纔に一分に居れり、和泉・岩戸・駒井・喜多見四村の残水を以て田地の用水となせり、村内一條の往來あり、村に係ること六町にあまれり、この村開墾の始を傳へざれど、【小田原北條家人所領帳】に九貫五百文字奈根三貫文同所中島屋舖太田大膳亮とあり、この宇奈根はこゝのことなるべければ、舊くよりの草創なることはしるべし、中島屋敷もこの邊にて、中島氏の人の居住に因て唱へし所なるべし、されど今は小名にもこのらざれば、いつの頃なることを知らず、この村慶安・承應の頃迄は荏原郡に屬せしよし、已に古檢地帳には荏原郡宇奈根村とあれば、元は荏原の内なるべし、當郡に係りしは元祿年中のことなるよし、寛永二十一年御代官倉橋庄兵衛檢地せり、この頃は御料所なるべし、そのち慶安四年荏原郡下野毛村内多磨川掘替の折柄、代地として井伊掃部頭へ賜はりしより、今も井伊掃部頭が領分なり、

高札場 字中通り名主の宅地の前にあり、

小名 臺口なり、北口 北方を 中通りなり、西 せんぬひ北方を 散家なり、上ノ原 村の北飛地の内

山川 多磨川 橋樹郡堰村より入、本郡大藏村に沃けり、村の内なること七町、川幅三間、平水の比は五十間許、神社 氷川社 除地、七段、小名中通りにあり、村内の鎮守なり、の鳥居をたつ、神體は白幣、いつの頃鎮座せしと云ことは傳へず、村内觀音寺のもちなり、

神明社 除地、一段三畝、小名北口にあり、本社五尺四面南音寺の持

寺院 觀音寺 除地、七段、村の南寄にあり、藥瀧山修善院と號す、天台宗、同郡深大寺村深大寺末なり、本堂十一面觀音木の立像長三尺許なるを安す、開山開基詳ならず、本堂七間半に六間半南向、庫裡六間に四間半なり、門は四ツ足柱間九尺、往古は圓正寺と號して、村内氷川の社地でありしが、天文年中兵火にかゝり、其後元龜年中今の所へ再建してより、今のごとく寺號を改めしと云、起立は永正の比といふ傳ふれど詳ならず、藥師堂 境内門を方長一尺、傳教大師の作なり、

○大藏村 大藏村は、郡の東にあり、菅苧庄世田ヶ谷領

に屬す、江戸日本橋まで行程四里半に及び、民家百六軒あり、多は東の方によりて住す、村の四境、東は岡本村に接し、巽の方によりては荏原郡瀬田村にさかひ、西は喜多見・宇奈根の大村にて、南は鎌田村及び多磨川を隔て、橋樹郡久地村につゞき、北の方は祖師ヶ谷・船橋の兩村に隣れり、艮の方は横根村又荏原郡瀬田・世田ヶ谷の三村に界へり、村の廣狹は東西へ十町、南北も凡一里半、また南の方多磨川を隔て、當村鎌田入會の地あり、橋樹郡多磨川へ接する所なり、すべて田畑等分にして土性野土なれども多磨川端に至りては、眞土にしてやゝもすれば水頂の患あり、當村天正十八年までは吉良家の領地なりといへり、御入國の後は御料となり、松風助右衛門が御代官所の時、寛永十年井伊掃部頭に給はりて今に替らず、又三浦久五郎が知行九石九斗餘北の方によりてあり

檢地も萬治元年領主掃部頭より糺せり、村内氷川明神社にある永祿年中の棟札に、荏原郡石井土郷大藏村とのせたり、又荏原郡等々力村の民家に持傳ふる文書にも、石井戸新開二貫文とあるも當村のことにして、今も小名に残れり、猶かの條下に辨せり、村内相州往還と唱ふる街道あり、世田ヶ谷・岡本・横根の三村より入、村内にて一條になり、喜多見村へ達す、當村を過ること十町許、此邊

を大藏原と云ふ、

高札場 村の中央

小名 本村なり、山谷 北の方にあり、其内東 白樹毛

村の東北の 吉澤 南北の方 石井土 村の北寄を云、相傳ふ間を云ふ、門が先祖、石井内匠兼實以下世々住せしにより、この名ありと云へり、

山川 多磨川 西の方宇奈根村より當村の南を流、荏原郡瀬田南より當村の中央を流るゝよし、今宇奈根川と唱ふるは、多磨川の跡なりと云、

宇奈根川 町田川ともいへり、これも宇奈根・喜多見の兩村より村の中央をすきて、巽の方にて多磨川へ合す、村内をふるること長さ九百間許なり、

水利 用水 これも次太夫堀と云、喜多見村より入、東の南方岡本村へ流る、村内をふるること五町餘、

神社 氷川社 除地、一段五畝、小名本村にあり、石階二十五級尺、一は木にして兩柱の間六尺、上屋二間四方、西南の方を向り、内に備なる祠を置、神體は東帯にして木の立像長二尺五寸許、永安寺の持、當社に古き棟札あり、左にのす

哀愍衆生者 永祿八年乙丑正月十九日

武藏國荏原郡大藏村氷川大明神第四ノ宮  
我等今敬禮 神主田中松井坊敬白云云

長嶋源太郎 伊丹孫次郎  
清水源兵衛 河野大學  
石井玄蕃

大且那 石井内匠助平兼實敬白云々

庄屋 大工  
大野新兵衛 石渡

愛宕社 除地、一町五段、小名山谷にあり、松杉繁茂して丘ノ  
村内永安寺の持なり、二間四方の社を東向に立、社前に鳥居あり、

稻荷社 除地、二畝、宇  
殿山にあり、

神明社 除地、三畝、是も殿山にあり、  
今祠を廢せり、永安寺の持、

永安寺 除地、一段三畝、小名本村にあり、天台宗、府中  
深大寺村深大寺の末、龍花山長壽院と號す、客殿

八間に六間、坤の方を向ふ、本尊千手觀音木の立像長三尺許、  
開山清仙寂年を傳ふ中興は慈光隨圓元文三年四月廿四日寂す  
今客殿に安する石薬師は、自然石にして長二尺七寸許、相傳  
ふ昔は當寺の門前にありしが、靈現のいぢるしきを恐て、  
境内の丘上に埋めありしが、當住に至りか、觀音堂門を  
る靈佛を埋置事を歎き、穿ち得て是に安、  
左にあり、二間四方、氷川社の本地佛、  
なりと云、木の坐像長一尺八寸許、  
瘡瘡神祠 客殿の西  
遮軍神祠 同し邊に、  
稻荷山王天滿宮合祠 客殿の後丘、古  
碑一基 延徳元年六月六日と  
のみえる斷碑なり、

妙法寺 除地三百坪、村の小名石井戸にあり、日蓮宗、甲州身延  
本尊三寶を安し、傍に祖師の坐像長一尺六寸許なるを置く、  
臺座の裏に日隆と記せり開山日詮寛文四年五月廿三日寂す、  
不動堂 字田中にあり、  
永安寺の持、

塚 丸山塚 字本村にあり、百姓宗右衛門と云もの、地内にして  
物を得たり、其内に太刀短刀などのくさりたるあり、又壺一  
を得たり、口の徑り六寸、高さも九寸許にして、今云ひ、燒  
の類なり、其器は里正  
市郎右衛門所持せり、

塚三ヶ所 一は岡本村境にあり、村民持、山の内にて二間四方  
作の隙になりしとて近き頃崩したれば、  
古瓦の如く損たる者出しと云り、

舊家 名主市郎右衛門氏を石井と云、先祖石井内匠助平兼實  
の方小名石井土と云ふに住せしが、後今の宅地に移る、天正十  
一年七月十一日神祖第三の姫君(督トシ)姫君の御事)北條氏  
直へ御入興の時久世平十郎と共に仕へ奉り、其後又吉良家に  
屬し、當村に土着してより今に連絡す、督姫君より給はりし  
御紋付の棗二つ、短刀一腰を所持せり、又内匠助兼實が持た  
る來國光の刀を持傳へり、正和三年八月十五日と彫り、長二  
尺一寸九分、此外の器物は享保十一  
年火災にかゝりて燒失せしと云

○岡本村 岡本村は、世田ヶ谷領菅刈庄に屬す、當郡の東  
荏原郡に接する村なり、江戸日本橋まで行程四里に餘れ  
り、民家四十軒、村の廣さは東西へ八町餘、南北十一町に  
すぎず、四境、東の方はすべて荏原郡瀬田村にさかひ、南  
より西へかゝりては大藏及び鎌田の兩村に隣り、北は横  
根村につゞけり、當村北よりは高く南へよりては低く畑  
多くして田少し、土性野土にして水旱共に患なし、舊き領  
主は傳へざれど、御入國の後寛永十年井伊掃部頭が領地  
に給はりて今に替らず、檢地は寛文九年掃部頭よりたゞ  
せり、高札場 村の南根河  
原にあり、

小名 根河原 村内西南の方、  
同く中央、大原北より、  
谷方を云、  
奥なり、  
谷戸あり、  
堂ヶ  
内谷  
中原中央に  
下山南の方、  
下山南の方、  
谷戸あり、  
堂ヶ

山川 堂ヶ谷坂村の西の方

下山坂 小名下山  
村にあり

八幡坂 根河原に  
あり

庚申坂 横根村の界  
を云

水利 六郷用水で、大藏村より入、村内をふるること九町許にし  
荏原郡瀬田村へ達す、川幅凡二間、

仙川用水 大藏村より入、當村を流ること長き  
六郷用水に合す、

用水 村内を流ること長き五町餘、横根村より出る清水一條  
とたり、これも六郷用水に落合、字根河原に懸樋を設け  
て田間に汲げり、又懸水堀とてあり、鎌田・大藏の兩村さか  
ひより、村内十一町をすぎ、鎌田村又荏原郡瀬田村の間に  
て多磨川  
へ落つ、

神社 八幡社 除地、一段、小名根河原にあり、本社二間四方南  
坂下に石の鳥居を立、石階六十段あり、  
例祭は九月廿七日、村内長圓寺持、  
末社 稻荷太神  
宮 愛宕合祠 右に立つ、

寺院 長圓寺 除地、二畝五段、字中原にあり、眞言宗新義、荏  
原郡等々力村滿願寺の末、岡本山と稱す、安養院  
と號す、客殿七間に五間東向なり、本尊彌陀木の坐像長一尺  
三寸なるを安す、開山開基の名もいつの比か寺傳を失ひたれ

ば、今より知るべからず、中興開基は快譽此人元文三年十一月十七日寂す、當寺は元小庵にて八幡宮の坂下においてしを、元祿年中妙榮尼の事により、荏原郡碑文谷村法華寺住僧御告めありし頃、近郷の人々改宗して檀家となり、此地へ移せり山號寺號も其頃より唱へしと云へり、さ 辨天祠門を入て、だかなることは今より知るべからず、 木の坐像長一尺三寸、 天神祠門を入て左にあり、祠も僅九尺四方、 天神祠木の坐像長一尺許、

○鎌田村 鎌田村は、郡の東荏原郡に接せり、菅苜庄世田ヶ谷領に屬す、江戸日本橋より行程五里、當村の舊き領主は傳へざれど、御入國の後寛永十年井伊掃部頭が領地に給はりて今に替らず、檢地も正保・高治の兩度に地頭より糺せりと云ふ、民家二十二軒、村の廣狹は田畑大藏村と入會たれば接界も分ちがたけれど、凡は東西へ二十町、南北三十町許、四隣、東の方は當郡岡本村荏原郡瀬田村との兩村に接し、西は宇奈根村にて、北は大藏村に及び、南は多磨川を隔て當村の地内橋樹郡久地村につゞけり、村内南の方は平地にして北は丘なり、畑多くして田少し、土性も多磨川の邊は眞土にして、山寄り野土なり、水旱ともに患あり、原野十町許り、其處は秣場にして北の方は大藏村と入會に刈れり、

高札場 東の方小名吉澤にあり

小名 吉澤 東の方瀬田村の本村を云、 堂屋舖 當村の境

ひにあり、吉祥院古へ、此處にありしと傳云、

山川 多磨川 西の方大藏村より入、村内を流る、こと二十町許ど、凡八十間ほど長さ八町ばかりの河原なり、

水利 六郷用水 村内に掛かること二町許、大藏村より上仙川用水 當村は此用水を専ら引用ゆ、或は所

神社 天神社 除地、一段二畝、村内吉祥院の門前にあり、本社

は尋常の形にて長五寸餘、社前に鳥居を立、例祭は年々九月廿五日、本村の鎮守にして吉祥院持、元は西寄の田間にありし舊地、近年此の處へ移す、故に除地は、 末社 稻荷神明合祠

諏訪社 除地、一段餘、小名吉澤にあり、此邊の鎮守とす、社例祭年々七月廿七日、これも吉祥院の持、

寺院 吉祥院 除地、二段餘、小名本村の中ほどにあり、新義眞す、寺傳に天平十二年行基菩薩開基なりと云、其比多磨郡鎌田の郷に齡六旬許の貧女あり、地藏信仰のゆへに行者となり朝夕御稱を唱へて止ときなく供養せしが、其比帝の御願として行基菩薩勅を承り、諸國に伽藍建立の時堂舎を立給ふ、或

### 新編武藏風土記稿卷之百廿八

#### 多磨郡之四十 武藏野新田

武藏野新田は、多磨・入間・新座・高麗の四郡に跨りて、昔は茫茫たる曠野の地なりしに、享保年間新墾の事を命ぜられしかば、遠近となくこれを望める農民等、公に願ひて墾闢を促せしに、日をつみ年を累ねその功遂に成て、新田八十二村を開けり、その區別は多磨郡に屬するもの四十村、新座郡に屬するもの四村、入間郡に屬するもの十九村、高麗郡に屬する者十九村なり、檢地は元文元年大岡越前守忠相奉りて時の御代官高坂安左衛門政形これを糺して、貢税を定む、水田少く陸田多し、土性は粗薄の野土にして、糞培の力を假らざれば五穀生殖せず、因てその費用を資んため、元文の比よりして八十二村の毎戸より稗穀五升づゝを出さしめ、年々これを郷藏に積をき、時もて賣代なして價金は官所へ納めさせ、息を加へ積金とせられしかば、寛保三年より寛延二年に至

時彼貧女末成佛解脱の法をしめし給へと、行基にこふに其志を憐み、數月をへて翌十三年正月廿四日行基再び此里に至り、地藏の尊像を彫刻し、禮拜供養すべしとてあたへり、其後貧女剃髮染衣の身となり、精舍を建てるの志を企てけるに、秦氏の某といへる富家其志を感じ田園をそこばく寄附したれば、堂宇僧坊まで營みしが、後數百年をへて丙丁の災にかゝり、堂宇悉く烏有となりしに、本尊は恙がなかりき、建武二年五月十五日の兵事によりて、退轉に及ぶこと久し、本尊は僅なる草堂を結びて安置し、其後世田ヶ谷吉良家領國の時、金銀佛具等を寄附せられ、建立美を盡せり、天正十八年北條家没落の時無且の寺となり、香花も絶まがちにて、信敬歸依の報もなかりきといへり、本尊地藏は木の立像一尺七寸、行基の作、 寺寶 不動像 一軀長一尺二寸許、良 弘法大師自畫像一幅 七觀音繪像興教大師筆

石井八太夫殿 氏康花押

### 新編武藏風土記稿卷之百廿七終

るの間、御代官川崎平右衛門定孝が計らひにて七百兩の積金となりしに、伊奈半左衛門忠辰支配に替りても其事をつぎて、安永の初伊奈半左衛門忠敵が時に至りては、其金四千兩に及べりと、是年數四十餘年の間のこととぞ、夫よりして文化十一年小野田三郎右衛門信利が支配の時は、五千兩餘につめりと云、此息金年々新田八十二村へ扶助金として、家別に賜はるることになり、かゝる御仁惠の至りも實に川崎平右衛門・伊奈半左衛門等が丹誠によれる所なれば、其恩澤謝し、且は冥福を仰ぐの志もて、文化年中八十二村の農民等こぞつて常夜の石燈籠を榎木戸新田に建たり、扱この新田の村名となせる所は、開發せしもの、氏名或は其村を以せり、尙村々の條下に就てみるべし、

○井口新田 井口新田は郡の東北にあり、村の名義は上連雀村の農民權三郎と云もの開發せし所なり、このもの井口をもて苗字とせり、故にかく名づけたりとぞ、此村を二つに分て權三郎組・五郎左衛門組といへり、江戸日本橋より行程六里 民戸四十八軒、四境、東は上連雀村に隣り西は關野新田及び下小金井村に續き、南は野崎新田及び深大寺新田・大澤新田に界ひ、北は境村に限り、東西凡十町、南北僅に一三町或は七八町もあり、又飛地あり、北の

方境村を越て多磨川上水の北縁にあり、亦村の南の方に當村持添の新田あり、高三石三斗五升の地にして矢ヶ崎新田と云、此村より開發せし地なり、民家なし、當村總て平地にして、土性は野土皆畑の地なり、村内一條の往還あり、是を江戸道と云、一つに連雀通とも云り、西の方關野新田より東の方上連雀村に至る、道幅三間許、長十町、先年より御料所なれど御代官の姓名を失ふ、元文の頃は上坂安左衛門支配所なり、今は小野田三郎右衛門支配せり、檢地は元文元年大岡越前守忠相改めり、

小名 南横町東南の方、小島西の方、堀端飛地なり、

水利 多磨川上水分流西の方關野新田よりながれ來り、村内野崎新田に入る、此あたりは井水あしくして、呑水に用がたきによりて、此水を用ると云、

多磨川上水路北の方飛地の南界を流る、此上水

神社 八幡社除地、八畝、小名南横町にあり、拜殿五間に二間へり、神體木の立像長八寸許、東帶なり、例祭八月十五日、村内の鎮守、上連雀村井口院の持なり、前に鳥居あり、 蓮華寺除地、四畝、東の方によりてあり、日蓮宗、新座今はなし、享保中創立の時本寺の塔頭蓮華坊を移せる由、開山の名を傳へず、開基せしは連雀村の民、權三郎が先祖の由、

然れども詳ならず、七面祠除地、四、鬼子母神堂除地、一段二畝十五歩

○境新田 境新田は、郡の東北にあり、江戸日本橋より行程六里、民戸三十五軒、四隣、東の方は本村に接し、西は梶野新田に境ひ、南は井口新田、北は保谷新田及び田無新田に限り、當所は境村の西南に廻りて其形細く、南北に長き村なり、其境界犬牙して廣狹辨別しがたし、土性は野土にして皆畑の地なり、檢地は元文元年十二月大岡越前守命を奉じて改めり、其頃は上坂安左衛門が御代官所なり、夫より遷替をへて今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

小名 新橋中程な、向新橋多磨川上水をへた

水利 多磨川上水村の北の方によりて西よ、水利 多磨川上水東へながれ、幅四間許、

神社 第六天社年貢地、一段二畝、村の中程にあり、小祠、本村觀音院持、

○野崎新田 野崎新田は郡の東にあり、野崎村の北に續けり、享保中開發の地にして元文元年大岡越前守忠相奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、東は上連雀村に境ひ、西は大澤・深大寺二村の新田に接し、南は野崎村により北は井口新田に交れり、東西凡十町、南北二三町、土性は野土にて平坦の地、水田はなく陸田のみ、民家十三

軒所々に散住す、御代官しばしば遷替ありて、今は小野田三郎右衛門支配所なり、

○深大寺新田 深大寺新田は、郡の東寄にあり、享保中深大寺村より開きしなり、村の四境、東の方井口新田にとなり、西は大澤新田、南は野崎新田此も亦井口新田なり、東西六七町、南北七八町、土性野土にて平地なり、民家十四軒あり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地せり、今は小野田三郎右衛門支配所なり、

○大澤新田 大澤新田は、郡の東にあり、本村の北に續けり、享保中開きし地なり、江戸日本橋へ六里餘の行程なり、四境、東は深大寺新田に界ひ、西は人見・梶野の二

新田に隣り、南は大澤村に續き、北は關野新田に接せり、東西二町、南北四五町、土性野土にて平坦の地なり、民戸十二軒、往來の北側に連住せり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、今小野田三郎右衛門支配所なり、村内に一條の街道あり、甲州街道の裏道にして、則江戸への往來なり、貢税の數を定めたり、

神社 青龍權現社除地、三畝、江戸道の傍にあり、 寺院 閻魔堂除地、二畝一畝十歩、前社の西にあり、二間 塚 二ツ塚一は江戸往來の傍にあり、一は南の林中にあり、 塚 二ツ塚共に高さ三尺餘、この通りを二ツ塚通と云、

○**梶野新田** 梶野新田は、郡の北の方にあり、享保年中武藏野新田開發のとき、小金井村より藤右衛門といふ農民願をたて新築せり、氏を梶野と稱せしゆへ新田に負はせたり、今の名主もそれが子孫なり、民家三十九軒、村の四境、東は境村新田となり、西は下小金井新田につき、南は染谷新田に接し、又關野新田も少くかゝれり、北は多磨川上水をかざる、この上水の北側に道あり、西の方下小金井村より東の方境村の新田に達す、村内にかゝること凡三町許、小金井村のつゞきゆへこゝも道の左右櫻樹數十株ならびたり、又南より北へつらぬく道あり、北は多磨川上水の端より南は染谷村に達す、村にかゝること凡四町許、東西凡十五町、南北は十町許、村内すべて平地にして、土性は黒土皆畑なり、

神社 辨天社 除地、一段、村の西の方にあり、本山派の修験に二尺五寸四方の祠を置、拜殿三間に二間東向、神體厨子に十五童子の小像を安す、前に小き鳥居をたつ、例祭九月十五日、社の左の方に別當内藏坊の居宅あり、

寺院 長昌寺 除地、二段、村の東の方にあり、惠日山と號す、禪宗曹洞派にて上州邑樂郡青柳村茂林寺末、木堂七間半に六間南向、本尊釋迦の坐像長九寸許、開山を寶鑑と云、明和七年十月三日示寂、開基は梶野藤右衛門といふ者なり、

て平地なり、又上水の南にあたりて凡一里程へだて、飛地あり、こゝを南關野新田と云、當所も尾張殿廳場にて、御代官は小野田三郎右衛門なり、

高札場 村の中程にあり、

神社 八幡社 除地、二段、南の方にあり、村の鎮守なり、上屋四間に二間南向、例祭九月十五日、當社は享保十四年の鎮座なりと云、

天神社 除地、一段歩、南の方飛地の内にあり、上屋二間半に野の鎮守なり、村内眞藏院の持なり、

寺院 眞藏院 除地、三段歩、村の南の方にあり、慈眼山普門院堂六間に四間南向、本尊正觀音の木像長一尺二寸、開山を秀典と云、寶曆十二年九月二十六日示寂、開基は當村を開發せし勸左衛門といふ者の父甚五左衛門なり、享保十六年十二月十日没す、法號を眞藏院勇寬義鏡と云、因て彼が院號を以てよべり、當寺は元世尊寺の塔中なりし、觀音堂 本堂より西が、延享二年六月當村へ移せしと云、  
り、三間に一 川崎平右衛門墓 門を入て左の方にあり、碑間半東向、  
明和四年六月六日とえりてあり、平右衛門は此邊の御代官にて、よく民をあはれみしゆへ農民等追慕のあまり、所々に石碑を立しその一なりと云、

今の名主藤五郎 地藏堂 本堂西南の隅にあり、が祖父なり、東 白山社 門向、境内の鎮守、

○**關前新田** 關前新田は、郡の北の方にあり、享保中關前村より開きしなり、此新田關前村に續きし地にして本村の持添なり、よつて本村より進退する所なり、民戸なく皆陸田の地、土性は野土にて平夷の地なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、夫より御代官しばしば遷替ありて、今は大岡源右衛門支配所なり、

○**關野新田** 關野新田は、郡の北の方にあり、當村の開發も享保年中小金井村農民勘左衛門と云者願によりて開きし所なり、かれが氏を關と稱す、因て此村名あり、民家四十八軒、此内十八軒は飛地の内にあり、村の四境、東は田無・保谷等の新田となり、西は是政新田に續き、北は鈴木新田に接し、南は多磨川上水をかざる、この上水の北側に一條の道あり、江戸へ通ふ所にして、西の方鈴木新田より東の方保谷新田に達す、村にかゝること凡十五町ほど、此邊道をはさみて櫻樹並立り、かの名高き櫻樹にて小金井村へのつゞきなり、村の廣さ東西凡十五町、南北は僅に五町許、土性は黒土田少く畑多し、村内すべて

○**是政新田** 是政新田は、郡の東北にあり、是政村より開きし新田なり、江戸日本橋を距ること凡七里なり、四境、東は關野新田に隣り、西より北に廻り鈴木新田に界ひ南は下小金井村に接せり、土性は野土にて平地なり、民戸五軒所々に散住す、元文元年大岡越前守奉りて時の御代官上坂安左衛門檢地す、開發以來御料所にて今大岡源右衛門支配せり、此新田神社佛刹なし、

○**下小金井新田** 下小金井新田は、郡の東北にあり、下小金井村の農民勘左衛門と云へるもの開發せしなり、江戸日本橋を距ること凡七里の行程なり、四境、東は梶野新田・染谷新田に隣り、西は貫井新田に續き、南は下小金井村に及び、北は多磨川上水を限れり、東西凡十三町、南北十五町許、土性は野土にて平夷の地、水田少く陸田多し、多磨川上水を分水して水田に沃けり、民戸三十一軒所々に散住す、村の西南の方に僅の飛地あり、民戸なく畑のみなり、元文元年大岡越前守奉りて時の御代官上坂安左衛門檢地す、開發以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配なり、村内二條の街道あり、一は南北するの一路たり、小金井橋より南の方郡中府中宿に達す、村内を経ること凡三町許り、道幅凡三間、一は西より東するの街道にして、西の方貫井新田より來りて村内にかゝること



上水櫻堤圖



凡十三町にして、東の方梶野新田に達す、道幅凡三間、是多磨川上水縁通り青梅邊よりの江戸街道なり、上水通り小金井橋上下兩岸の櫻樹數百株、凡二里許の間に亘れり、是は川崎平右衛門定孝の栽ゆる所なりと云ふ、花時の盛なる都鄙の人々遊賞するもの路に相つゞけり、小金井の櫻とて郊外に名高く人の知る處なりと云、

○貫井新田 貫井新田は、貫井村の北に續けり、江戸日本橋を距ること七里餘の行程なり、四境、東は下小金井新田、西は本田新田、南は貫井本村なり、北は野中新田に犬牙し多磨川上水に臨めり、東西凡十二町、南北八町許、家數二十軒、土性は野土皆陸田の地なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、今は本村と同じく大岡源右衛門支配所なり、

○鈴木新田 鈴木新田は、郡の北の方にあり、江戸日本橋より行程凡七里、此新田當郡貫井村の農民利右衛門と云もの開發せり、かれが氏を鈴木と稱するゆへ、新田の名におはせたるなり、其子孫今も利右衛門と云、此地元文元年十二月大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地して貢税を定む、村の四境、東北の方は北野中新田にとり、西の方は小川新田につゞき、南の方は多磨川上水を限り、又廻り田新田・是政新田・關野新田等に接せ

り、東西二十町、南北は其半なり、又西南の方にあたりて三十町餘をへだて、飛地あり、是は東西七町許り、南北三町餘、これを上鈴木新田と云、本村を下鈴木新田と云、民家下は八十四軒、上は二十三軒、合て百七軒所々に散住す、村内すべて平坦の地にして南の方に少しく低き地あり、此所にいさゝか水田をひらき、其餘は皆陸田の地なり、土性は、野土にて尤粗薄の地なり、用水には多磨川上水の分水を用ゆといふ、開發以來御料所にて、今御代官小野田三郎右衛門信利支配所なり、

高札場 村の中央街道の中にある

小名 上村の西南飛地 下本村を

神社 稻荷社 除地、百五十坪、小名上にあり、其所の鎮守なり、本山派修験、同郡下小金井村光明院配下鈴木

院の持、上屋九尺に二間、中に三尺四方の祠を、置、南向、前に鳥居をたつ、例祭九月廿二日、

稻荷社 除地、三百坪、小名下にあり、下の方の鎮守なり、上屋四間に二間東向、前に鳥居をたつ、社、榛名社方にあり、小社、

邊に松杉數株あり、例祭九月廿二日、

第六天社 除地、百五十坪、小名下にあり、

寺院 寶壽院 除地、六百坪、外に墓地三百坪、小名下にあり、鈴木山成身寺と號す、新義真言宗、同郡府中宿妙

光院末、本堂七間に五間東向、本堂不動長一尺五寸、木の立像、二童子及び兩大師の像其側に安す、開山を宥清と云、元文二年十月十八日示寂、開基は當村名主の先祖利右衛門と云ものなり、法名は寶壽院一宗廣心享保十年六月十八日没す、其かみは貫井村の名主を勤めしとぞ、開 鐘樓門を入て右の基なれば其法號をとりて寺號とせり、開 鐘樓門を入て右の間四方、鐘は 天神社 本堂に向て左の方にあり、尤近來の物、

海岸寺 多磨川上水の北側にあり、瑞雲山と號す、禪宗臨濟派

南向、本尊正觀音の坐像木佛長一尺許、開山を元碩と云、寛

保二年十二月六日示寂、當寺は元秩父郡にありしが、享保十

九年六月當所に移せしなり、門前に 秋葉社 上屋九尺四方、

小金井村つゞきの櫻樹數株たり、

宮あり、前に小 小金井櫻樹碑 多磨川上水北側にて秋葉の

き鳥居をたつ、

三月建、

○廻り田新田 廻り田新田は、郡の北にあり、江戸日本橋より七里の行程なり、郡中廻り田村より開墾せし地なり、村の四隣、東より北へは鈴木新田をめぐらし、西は小川新田にとり、南は多磨川上水を限る、此邊に一條の道あり、小川新田より鈴木新田に達せり、これはかの櫻に名高き小金井村へのつゞきなれば、こゝもあまたの櫻樹並立り、又村の中程を西より東へ達する道あり、村に

かゝること四百間許、村民通行の小路なり、上水の向ひは北野新田の飛地なり、こゝを堀端野中と云、村の廣さは東西六町餘、南北八町許、地形は平にして、土性は黒土なり、民家十五軒、土地に應ぜしと云ほどにもあらずれど、眞桑瓜西瓜の類をうる、江戸或は八王子へうり出し、少しく生産をたすく、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、其後御代官しばしば遷替ありて、今大岡源右衛門が御預所となれり、

高札場多磨川上水の北

小名 堀端多磨川上水の、長久保臺良の方に

水利 多磨川上水、西の方小川新田より來り、村の南縁を流るたつせ

神社 氷川社、年貢地、村の乾の隅にあり、祠は二尺四方にて上曆五年二月本村の修驗三光院宅應といへるもの、勸請する所なり、祭は六月十五日と九月十九日と一ヶ年二度あり、名主忠兵衛が、稻荷祠本村に向て左の持なり、

○本田新田 本田新田は、郡の東北にあり、東は貫井新田、南は國分寺新田、西は戀ヶ窪村、北は北野中新田なり、東西凡六町餘、南北三町許、皆陸田の地、享保中國

分寺村の里正良助先祖儀右衛門開墾せし地なり、かれ氏を本田と云、故に地名によべり、初より御料所にして元文元年大岡越前守奉行して檢地せり、其ころの御代官は上坂安左衛門なり、其後しばしば遷替ありて、今は大岡源右衛門支配所なり、民家二十二軒、日本橋までの行程七里餘なり、

神社 八幡社二間に三間の覆屋、三尺四方の社を置、村内の西の方にあり、

寺院 祥應寺境内除地、三段八畝、村の西にて國分寺村の界に末、客殿五間に三間、本尊釋迦木の坐像長一尺餘、開山は江戸深川海福寺第六世快門なり、儀右衛門開墾の後此僧に囑託して一字を起立せり、故を以て開山とす、且幸に村里に廢寺あるを以て其よしを訴へ上て、舊名を襲へりと云ふ、

○戀ヶ窪新田 戀ヶ窪新田は、郡の東北によりてあり、江戸日本橋を距ること八里の行程なり、享保中戀ヶ窪村より開きしなり、此新田は本村の北に續きし地にして本村の持添なり、民戸二十四軒あり、皆陸田の地、土性は野土にて平坦の地なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、夫より御代官遷替ありて今は大岡源右衛門支配所なり、

○上谷保新田 上谷保新田は、郡の東北にあり、享保中上谷保村より開きし故に斯唱へしが、此地戸倉新田に續きし地なるが故に、何の頃か戸倉新田に譲りて、今は戸倉新田の持添となれり、土性野土平坦の地にて皆畑なり、神社佛刹民戸なし、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地せり、開發以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配所なり、

○南野中新田 南野中新田は、郡の東北にあり、此新田武藏野新田の中程なるが故に、かく名づくこと云、野中新田と唱ふるもの、南北二ヶ所にあるが故に、南北の字を冠せしむ、此新田上谷保村圓成院の住僧大堅と云へるもの、開墾の志願たりしが法體のことなれば、同意のもの十二人をかたらひ開きしと云、是享保七年のことなりと云へり、按ずるに上谷保村に圓成院と云る寺なし、北野中新田に圓成院と云寺、初代の僧大堅享保元年五月三日示寂すとあり、然らば此圓成院はもと上谷保村にありし寺なりしを、北野中新田へ引寺にせしなるべし、大堅は享保元年示寂の僧たりしに、開發のことを願ひしは享保七年とあれば符合せず、是示寂の前に願ひをきしにや、江戸日本橋へ八里の行程なり、四境、東は鈴木新田・戸倉新田に隣り、西は砂川前新田・中藤新田に界ひ、南は

戸倉新田・平兵衛新田に至り、北は小川村砂川前新田に接す、榎木戸少しか、れり、東西廿五町に餘り、南北二十町許、平夷の地にして土性は野土なり、水田なく陸田のみ、民家四十五軒所々に散住す、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、開發以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配せり、村内一條の街道かゝれり、西の方砂川前新田より來り、村内にかゝること二十五町許にして、東の方鈴木新田に達す、是檜原村五日市村邊より江戸街道なり、道幅五間、

水利 多磨川上水分水 小川村より來り、村内にかゝること凡八町餘にして、末流は鈴木新田に達す、

神社 神明社、社地除、一段二畝十五歩、村の中程より東寄にあ向なり、村の鎮守にして村持なり、

八幡社 社地除、一段、小祠、南野中新田、村民の持、

寺院 鳳林院 境内除、一段、村の中程より西寄にあり、黄蘗宗、北五間東向、本尊釋迦木の坐像長一尺許、開山本寺初代大堅享保元年五月三日示寂す、

○北野中新田 北野中新田は、郡の北の方にあり、又郡中に野中新田と云あり、故にこゝには北の字を負せしな

り、享保年中新開あり、此時の名主を與右衛門・善左衛門と云、故に今も尙村内を二つに分て與右衛門組・善左衛門組と云へり、東西二十町餘、南北二十二町、東は田無村にとなり、又柳久保新田に接し、北は前澤新田にさかひ、乾の方は柳久保大沼田久米等の新田の飛地につゞけり、農民耕耘のいとま男は薪をきり、女は蠶を養ひ木綿などを織て少しく生業をたすく、此邊みなかくの如し、村内すべて平地にして皆畑なり、土性は黒野土、今御代官小野田三郎右衛門が支配所なり、多磨川上水の南にあたりて當村の飛地あり、こゝを堀端野中新田と云、

高札場二ヶ所 村の中央青梅街道の左右にあり

小名 堀端野中 村の南の方多磨川上水の南側にあり、當村の飛地なり、

神社 毘沙門社 村の中央青梅街道の北にあり、上屋三間に六間なり、神體立像にて長一尺二寸許、前に鳥居をたつ、例祭九月三日、村内圓成院持

辨天社 除地、六十坪、村の北の方にあり、二間に二間半の社を其間に安す、社の傍に玄要庵あり、廣さは二間に三間にて、開基は實堂淨參大徳と云、元文二年正月十日寂す、

諏訪社 除地、百六十坪、村の東の方にあり、小社、此社は元圓成院の支配、東林庵進退せしが其庵廢せしゆへ、

今は村の持となれり

寺院 延命寺 村の中央青梅街道北側にあり、龍華山地蔵院と號開半に四間南向、本尊地藏木像長一尺五寸許、勸請開山を翁と云、天文二年九月十一日示寂、當寺は享保二十年の建立なりと、  
稻荷社 境内西の方にあり、上屋二間四方、天王を相觀音堂、除地、堀端野中にあり、葛飾郡龜戸村羅漢寺にて進退觀音の像長一尺五寸、堂の大き六間に二間南向、觀音の像長一尺五寸、地蔵堂 除地、百五十坪、村の中央青梅街道の北側毘沙門堂の西にあり、三間に二間半の堂なり、南向、村内圓成院持觀音堂 除地、百五十坪許り、是は村の中央にて青梅街道の南側にあり、二間に二間半の堂東向、觀音の像は長七寸ばかりにして、木の坐像傍に堂守の庵あり、村内圓成院の持なり

圓成院 延命寺の向にあり、野中山と號す、黃檗宗にて江戸深尺許、開山を實山と云、寶永二年十月十九日相州石蔵山にて示寂す、當村開發以前のことなり、されば此寺外より引移せしものなるべし、其詳なることを傳へず、當村にいたりての初代は大賢と云、享保元年五月三日寂せり、

前澤新田 前澤新田は、郡の北寄にあり、前澤村より開きし故に村名とす、本村の南に添ひし新田なり、江戸日本橋より七里の行程なり、土性野土にて皆畑の村平地なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門支配せり、民戸三烟あり、神社佛閣なし、此新田本

村續にして本村の持添なり、

柳久保新田 柳久保新田は、郡の北の方にて本村の東にあたり、此地も享保年中新墾ありて、今は大岡源右衛門支配所なり、村の四境、東は田無村にとなり、西より南は北野中新田に續き、北は前澤・南澤の二村にて、東西凡五町、南北は十町許、西の方北野中新田より東は田無村に達する道あり、村にかゝること凡五町なり、  
神社 大神宮 除地、二畝二十四歩、村の中央にあり、覆屋一間、九月十六日、村内の鎮守にて百姓持、

田無新田 田無新田は、郡の北にあり、享保中田無村より開きし新田にして本村に續けり、江戸日本橋を距ること六里の行程なり、平坦の地土性野土にて皆畑なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、開發以來御料所にて今大岡源右衛門支配せり、此新田神社佛利民戸なく本村持添なり、

大沼田新田 大沼田新田は、郡の北にあり、入間郡に大岱村と云あり、此村の農民開發せり、大岱古は大沼田といへり、いまだ名を改めざる以前此地開墾ありしゆへ、かく古名を負ひしなるべしと、村の四境、東は柳久保・北野中等の新田につゞき、西は本郡野口村及び入間郡大岱

村にとなり、南も亦北野中新田にて、北は柳久保・前澤の二村に接し、下里村も少くかゝれり、東西凡十三町、南北八町許、村の中央に道あり、西の方野口村より東の方野口村より東の方北野中新田に達す、

寺院 泉藏院 除地、四反五畝十五歩、村の東の方にあり、當麻七間半に五間南向、本尊如意輪觀音の坐像長一尺五寸許、開山を収慶と云、寶曆十四年示寂、開基は當村の名主彌右衛門が先祖及び百姓傳兵衛が先祖兩人なり、此二人氏を當麻と稱するゆへ氏を以て山號とす、當寺も今寺村にありしを、寛保四年こゝへ移、  
藥師堂 本堂の西の方にて廊下つゞきなり、藥せしと云、  
藥師の像は長一尺七寸許、靈驗いぢるしと云、  
辨財天祠 本堂に向て左の方にあり、覆屋六間に二間半、  
辨財天祠の像は長一尺七寸許、靈驗いぢるしと云、  
神體は長五寸許、十五童子の小像を安置、社の廻りに池あり、其前に鳥居をたつ、  
秋葉社 辨天のりてあり、高さ六尺許に土をきぎき立て、  
稻荷社 本堂の西其上に石の祠を置、東向にて神體なし、  
稻荷社の方にあり、覆屋六尺四方、中に三尺に一尺の祠を置、正一位稻荷・今寺稻荷・山玉の三神を相殿とす、神體はなし、拜殿三間に二間南向、前に鳥居をたつ、  
村内の鎮守なり、

小川新田 小川新田は、郡の北よりにあり、こゝの西隣小川村の民來て開發せしに、元文元年十二月大岡越前守命をうけて檢地す、時の御代官は上坂安左衛門なりし

夫より遷替今は大岡源右衛門孟清が支配所となれり、民戸八十六軒、村の四境、東は北野中新田及び鈴木新田・廻り田新田に隣り、西は小川村に接し、南は上鈴木新田・砂川村等につゞき、北は野口村・大沼田新田に及び、東西へ凡一里、南北へ十町許、此邊なべて武藏野新田にして平夷の地なり、土性黒土なれば土目もよからず、古は少く水田もありしが今は畑のみの村となれり、男女耕作を専とし農隙には男は薪を採て江戸へ出し、女は蠶を養ひ或は青梅摘等を織て纒に生産の助といたせり、此所は尾張殿の鷹場にて、其夫役を勤、佳節等の風俗他に異なる事なし、且村内に一條の往還あり、東は北野中新田、西は小川村に及び、村内を經ること凡一里、道幅十間、是青梅より江戸四ツ谷大木戸への直路なり、故に青梅街道と云、

高札場村の中程

小名 三家村の南多磨川上水 一本榎村の東にあり、名義り、榎尻一本榎の南

神社 熊野社 除地、一段餘、小名一本榎にあり、社一間に二間、鎮守にて例祭九月十九日、神主宮崎若狭、社の後に榎の大樹一株あり、この村開發の以前は茫々たる原野なれば、近村の民

等林かりに出たるも、この木を標となして往來をなせしよし、さればこの邊の小名を一本榎と云へり、いつしかこの木もかかれて、後亦榎を植繼たれば今は小木なりと云、

寺院 平安院 除地、五畝六歩、村の中央より西よりあり、臨に三間半東向、本尊釋迦木の坐像にて長一尺五寸、開山をしらず、開基平安院雪外道竹居士は彌市とて、寛延四年に死せるよし、則村の里正俊藏が先祖なり、

○中藤新田 中藤新田は、郡の中程より東寄にあり、享保中中藤村の里正佐兵衛と云へるもの開發せしなり、因て村名とせり、江戸日本橋を距ること凡八里の行程なり、四境、東は南野中新田に隣り、西は榎木戸新田に接し、南は谷保新田に界ひ、北は砂川前新田に接せり、東西二町に餘り、南北十一町に餘れり、土性野土にて皆畑の村なり、民家二十二軒所々に散住す、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、開發以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配せり、

水利 多磨川上水分水 北の方砂川新田より來り、村内を經るに達せり、

寺院 觀音寺 除地、二段、村の東寄にあり、郡中中藤村眞福寺末新義眞言宗、福壽山蓮華院と號す、客殿七間

半に五間西向なり、門柱間八尺、門の前に石階二十級あり、本尊觀音木の坐像長三尺、開山廣天寂年を傳へず、鐘樓 本堂に向ひ左の方にあり、八尺

藥師堂 除地、三段、觀音寺南の方にあり、二間半に三間の堂なり、藥師木の坐像長二尺、十二神及び日光月光の像を安す、觀音寺の持なり、

○附持添新田 村の南の方十町許り隔たり、持添の新田あり、四比東は谷保新田に隣り、西は郷地村に界ひ、南は柴崎村に接し、北は砂川村に接せり、東西凡六町、南北一町許、平地にて土性は野土なり、水田なく陸田のみ、民戸十八軒所々に散住す、此新田開發せしものを傳へずといへども、柴崎新田と唱ふれば柴崎村より開きしなるべし、然れども柴崎新田と唱ふることは公の稱にはあらず、たゞ土人の唱ふるのみにて新田一村にたゞす、當村持添の新田にて當村より進退する所なり、是も同じく御料所にて今小野田三郎右衛門支配せり、

神社 諏訪社 除地、五石六斗六升二小祠、村の鎮守

○榎木戸新田 榎木戸新田は、郡の東北にあり、享保八年郡中大丹波村里正の分家、覺左衛門と云へるもの開き

し新田なり、此覺左衛門榎木戸氏なり、因て村名とせり、其子孫今に當村の里正たり、御繩入の前は大丹波新田とも唱へしと云傳ふ、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、江戸日本橋へ八里の行程なり、東より南へ廻り戸倉新田に接し、西は砂川前新田に隣り、北は小川村に接し、東西凡十町、南北十六町許、平夷の地なり、水田なく陸田のみ土性は野土なり、民家三十六軒所々に散住す、開發以來御料所にて今は小野田三郎右衛門支配せり、村内一條の街道あり、西の方砂川前新田より來り、當村にかゝること十町許にして、東の方戸倉新田に達す、道幅凡五間、是郡中榎原村五日市村邊よりの江戸街道なり、

高札場 里正宅前街道の南側にあり、

水利 多磨川上水分水 小川村より來り、村内に懸ること六町許にして、前野中新田にそゞり、山林 栗樹林なり、年々栗實五千粒を奉る、殘りの栗實は此邊の十ヶ村へ、扶食の足しに賜はると云、近き頃は栗樹多く枯木なりし故、開發料を下され、林の中を開發し畑となし其めざられ、日を追て植付るといへり、

神社 愛宕社 除地、一段一歩、村の東寄にあり、社四尺四寸、

體將軍地藏木の立像にて長二尺許、里正源藏が持なり、

淺間社 社地除、一段四畝廿一步、村の中程に於て北寄にあり、小祠あり、持前に同じ、

寺院 彌陀堂 堂地除、九畝二十七步、街道より北寄にあり、堂を安置す、脇立観音勢至木の立像にして、里正源藏が持なりと云、

石燈籠一基 高五尺餘、里正源藏が前にあり、常夜燈なり、是なり、其主意は既に此巻の初めに載たり、當村里正源藏發願主となつて、此常夜燈を造立せしとなり、

○平兵衛新田 平兵衛新田は、郡の東北にあり、享保中下谷保村の農民平兵衛と云へるもの開きしなり、因て村名とせり、江戸日本橋へ八里の行程なり、四境東は戸倉新田に續き、西は上谷保村に隣り、南は上谷保新田に界ひ、北は榎木戸新田に接せり、東西凡五町、南北十町許、平坦の地なり、土性黒野土にて皆畑の村なり、民家二十軒所々に散住す、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地せり、開發以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配せり、

水利 多磨川上水分水内を流る、幅六尺、

神社 稻荷社 社地除、十二歩、村の中程より北寄にあり、正一位狭稻荷と云、社二尺五寸、拜殿二間に九尺、覆

屋二間四方東向、神體稻をかつきし老翁、木の立像長八寸、村民の持なり、

○戸倉新田 戸倉新田は、郡の東北にあり、此新田は當村より七里許西の方に當り、郡中戸倉村の農民來て開きし故に村名とせり、江戸日本橋を距ること八里許、四境東は戀ヶ窪新田に界ひ、西は榎木戸新田・平兵衛新田に隣り、南は内藤新田に至り、北は南野中新田・榎木戸新田に接せり、東西凡五町、南北十二町許、平夷の地にして土性は野土なり、水田なく陸田のみ、民戸四十九軒街道の南側に住せり、檢地は元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地せり、當村に一條の街道あり、西の方榎木戸新田より來り、村内に係ること十五町許にして、東の方戀ヶ窪新田に達す、道幅凡五間なり、是甲州街道の北裏通り江戸街道なり、此新田に持添の新田あり、番場新田・四ツ谷新田・下谷保新田・本町新田と云、此新田もと番場・四ツ谷・下谷・保本町の四ヶ村より、開きし地たりしを、當村に引うけし故此村に屬せり、人家なく皆畑なり、開發以來御料所にて、今小野田三郎右衛門支配せり、

高札場 街道の南側

水利 多磨川上水分水許、村内朝夕の用水とせり、

神社 山王社 社地除、五畝、街道より一町餘、南の方にあり、上表兩柱の間九尺餘南向なり、村内鎮守、稻荷社あり、小祠例祭六月十五日、滿福寺の持なり、

寺院 滿福寺 除地三段、山王社の東に並べり、禪宗臨濟派、の坐像なり、客殿六間に七間南向なり、開山全嘉西堂慶長十七年示寂す、此寺はもと郡中榎原村大向と云所にありしを無印と云へる僧此地に引寺とせしと云、開山全嘉西堂は榎原村の開山にして、此地へ移りし僧は無印なり、よつて無印を中興の開山とす、此僧 鐘樓堂方、寛放中鑄造の鐘なり、の寂年をつたへず、

○内藤新田 内藤新田は、郡の東北にあり、郡中本宿村内藤某開發せしなり、因て村名とせり、江戸日本橋を距ること八里半、四比東は戀ヶ窪村に隣り、西より北に廻り、戸倉新田に界ひ、南は本宿新田に接せり、東西十四町、南北二十町、平坦の地なり、土性野土にて皆畑なり、家數二十一軒所々に散住す、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、開發以來料所にて今は小野田三郎右衛門支配せり、

高札場 字はけ上

神社 山王社 社地除、一畑十歩、字窪にあり、覆屋三間四方、内村の鎮守にして、稻荷社 天王社 山神社 社地除、九尺、村民の持なり、

○砂川前新田 砂川前新田こゝも前と同じ頃に檢地ありしよし、東は榎木戸新田、西は砂川新田、南は高木新田、北は小川村なり、東西十町、南北四町許、民戸二十一軒、こゝも神社寺院の類はなく、大岡源右衛門の支配所なり、

○砂川新田 砂川新田は、人家四十七畑、土性野土にて水田はなく、陸田及び野林のみなり、東は砂川前新田、西は砂川本村、南は中藤新田、北は小川村なり、東西凡八町、南北七町にあまれり、是には神社寺院なし、一條の用水あり、村内にかゝること六町許、砂川本村より入り同新田に沃げり、元文元年大岡越前守忠相及び御代官上坂安左衛門等が檢地せしことあり、今は御代官大岡源右衛門の支配所なり、

○芋久保新田 芋久保新田は、郡の中程より少し東に寄れり、此新田は郡中村山郷芋久保村の農民來て開發せし故に村名とせり、享保中開墾の頃より元文中檢地の頃までは家數八軒ありしと、因て今に至ても八軒新田と唱ふ江戸日本橋を距ること八里の行程なり、四境東は榎木戸新田に隣り、西は柴崎新田に界ひ、南は青柳新田に接し、北は砂川村に及べり、東西十町、南北も亦十町許、平坦の地にして土性は野土なり、水田なく陸田のみ、民戸二十八軒所々に散住す、元文元年大岡越前守奉りて時の御

代官坂安左衛門檢地す、開墾以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配せり、村内一條の道あり、北の方中藤新田より來り、當村を經ること十町許にして、西の方柴崎新田に達す、是入間郡所澤邊より甲州街道日野宿へ出る道なり道幅五間許。

水利 多磨川上水分水柴崎新田より來り、當村を經ること十町許にして、青柳新田に達す。

神社 愛宕社社地除、三畝二十歩、村の中程より西寄りにあり、小祠、村持なり。

○栗之洲新田 日野本郷宿の北につゞきたる地にて、西は大和田村の柴山を堺とし、南は平山・豊田二村の原野なり、日本橋より行程十一里、北は石川村の野を堺とす、東西三町餘、南北一町餘なり、古は高倉野の内なりしを後に發墾せりと云、土性野土にして最龜瀝の畑なり、培養の力にあらざれば實らず、野林もあり、家數二十一軒

○日野本郷新田 日野本郷新田は昔は高倉野と呼びて北邊十六ヶ村の秣場なりしを、享保年中新墾して租米七十石餘を出せる新田となりしとぞ、其ときの檢地は寛播磨守なり、村の四境東は日野本郷につゞき、西は大和田村に至り、南は豊田・平山の二村にて、北は石川村なり、東西凡三町半、南北一町餘、皆畑にして土性は野土なり

この村は近き年まで原野なりしをもつて、今も民家の邊には小松のたてる芝地多く残りたり、されば秋霖の比は初茸多く生るゆへ、これを取て江戸へおくり生産の資となせり、又蓼菰多く生ずるゆへ、これをも江戸へひさげり、家數總に七軒あり、  
高札場 粟ノ須新田と持合に、  
神社 富士淺間社僅かなる塚ありてその上に小祠を立、村民永祿年中此邊の事を書せし略圖に、豊田村の北にあたりて富士塚と云を圖せり、今の方角に合せ考ふるに、恐くは當社のことにして、昔は塚

○宮澤新田 宮澤新田は郡の北にあり、享保中宮澤村の農民彦右衛門と云もの開墾せし地なり、四境東は砂川村西は中里新田、南は上河原村、北は殿ヶ谷新田なり、東西凡一町、南北一町餘、土性は野土にて平坦の地なり、元文元年大岡越前守奉りて、時の御代官上坂安左衛門檢地す、開墾以來御料所にて今小野田三郎衛門支配せり、家數十七軒所々に散住す、江戸日本橋まで九里半の行程なり、

○殿ヶ谷新田 木村の南にあり、江戸日本橋より行程九里半、享保の頃中程より東北にあり、享保元年に至り、大岡越前守承たまはりて檢地す、村の廣さは東西へ十二町許、南北七町、東は砂川村に堺ひ、西は福生・中里の二村に隣り、南は宮澤新田に接し、北の方は本村及び三ツ木・岸の三村に續けり、家數も開發の頃ば僅はかりなりしが、今は二十六軒あり、今は小野田三郎右衛門支配せり、

水利 用水西の方隣村より來り、村内を流れて砂川新田に至る。

神社 阿豆佐美天神社除地、一段五畝、上屋二間四方、中に小祠を置、木村の寫なり、神職和泉が持、

寺院 玉林寺年貢地、三百坪村の中央にあり、禪宗臨濟派にて、榮崎村普濟寺末、靈寶山と號す、元文中本村より此地に移す、故に除地二段二畝本村にありと云、都筑郡今井村地藏堂にある古文書に玉林寺と云あり、もしや此寺のことなるか尙尋ねべし。

○中里新田 中里新田は郡の中程より東北にあり、享保の頃中里伊兵衛と云へる浪人、願によりて開墾せり、故を以て村名とせり、江戸日本橋より行程十一里なり、村の四境は殿ヶ谷・宮澤の新田となり、西は熊川村に接し、南は拜島村につゞき、北の方は福生村なり、東西七町、南北八町許、土性野土にて平地なり、民家三十七軒

あり、元文元年十二月大岡越前守承はりて、時の御代官上坂安左衛門檢地せり、其後御代官しばしば遷替ありて、今は大岡源右衛門支配なり、

小名 東ノ臺東の方、文字の如く西の方なり。

神社 神明稻荷合社除地、五段、村の西の西の方にあり、小祠なり。

愛宕社除地二段、二畝四歩、これも西の方にあり、神體石劔のごときものなり。

寺院 林泉庵除地二段、村の中程にあり、靈澤山と號す、禪宗臨濟派にて郡中福生村青岩院の持なり、本尊は彌陀の像にて長一尺二寸、庵は七間

大日堂除地二段十五歩、是も村の中ほどにあり、九尺四寸、五間半、享保の頃の起立なり。

○長谷部新田 長谷部新田も郡の北にあり、江戸日本橋より十一里半にあまれり、家數は三十三軒あり、村の四境東より北へは箱根ヶ崎村に堺ひ、南は師岡新田に交り、西は大門・藤橋の兩村に接す、其地つゞき乾の方は今井村につゞけり、凡東西十町許、南北五町餘なり、すべて皆畑にして平地なり、檢地は寶曆九年三月伊奈半左衛門がうけたまはりなり、開墾は延享三年の頃、入間郡扇町谷の長谷部勘次郎といふもの開墾せり、今にその者は名主役をつとむ、



神社 愛宕社村の西にあり、本地は地藏尊にして立像坐座  
 ○下師岡新田 下師岡新田郡の北にあり、下師岡村の里  
 正市右衛門なるもの開きしなり、江戸日本橋を距ること  
 凡十一里半の行程なり、四境東は箱根ヶ崎村に隣り、西  
 は新町村新田に続き、南は五ノ神村に界ひ、北は長谷部  
 新田に接せり、東西九町許、南北七町に餘れり、土性野  
 土平坦の地にして皆陸田の村たり、家數二十二軒所々に  
 散住す、寶曆九年伊奈半左衛門檢地して貢税を定む、開  
 墾以來御料所にて今小野田三郎右衛門支配所なり、  
 寺院 東善院 境内餘地、二畝、村の中心にあり、禪宗曹洞派、  
 に六間南向、本尊木の坐像長一尺、開山蘭芳寂年を傳へず、  
 當寺は慶長年間、郡中二又尾村海禪寺七世天江と云へる僧、  
 同郡大丹波村に東善院と云寺を創建せしが、其後高麗郡飯能  
 村能仁寺にて此東善院の寺號を譲りうけ、能仁寺十五代天順  
 が會下關方と云へる僧をして、享  
 保二十年此地に引寄せしと云、

### 新編武藏風土記稿卷之百廿八終

### 新編武藏風土記稿卷之百廿九

#### 新座郡之一

圖

總說

新說新座郡は、「延喜式」民部省の内に始て武藏國新座と  
 見えたり、此郡名は古へ郡郷を定められし時より置れし  
 や、又その後に出來しや、延喜より上つかたの事は古記  
 にも見はれされば、その年代今より考ふべからず、又「和  
 名鈔」新座郡の註に爾比久良と見えれば、にひくらと稱  
 すること古き唱なり、されば中古よりは假借して新倉と  
 も書せり、古老の傳へたるは御入國の後までは、或は新  
 座或は新倉と書して並行はれしが、座の字をくらすと訓す  
 ること世の人耳なれざるにより、後には土人おしなへて  
 新倉と書すに至れり、斯て新倉村の人已が村は郡の本郷  
 なりとて、餘の村をばおとしめにいひななければ、村の

### 正保年中改定圖



元祿年中改定圖



人安からず思ひはては諍論を起して訴けるにより、その時の御代官うけたまはりて、いかでかさることのあるべき郡名の字、誤て村名と同字を用ひしこへに、頑愚の民かかる假事をいひ出すにこそあれとて、郡の文字をば座の字に改められしと云つたへたれど、その年代は詳ならずとぞ、土地に傳へたる簿書に元祿十一年までは新倉郡と記し、同十二年より新座の字に改めしといへど、正保の改に新座郡と記したれば信じがたし、兎角新倉の唱へある時は、此村郡の本郷なること諷べからず、たとへば豊島郡に豊島村あり、入間郡に入間村あり、高麗郡には高麗本郷あり、此數村みな郡の本村たり、當郡も亦しかなり、己に古は新座村とさへ書せしことその證は、正保及元祿の改に明なり、古老の傳への如くならんには、奸民を拉んためにかくは命ぜられしとぞ知らる、それよりして唱も區々に別れて、東南の方にてはにみくらとも唱へ又にみさとも云、西の方高崎領の邊にてはしんざと唱ふ、かく古を失ひしかば土人己がまゝに混亂して唱ふ、然るに享保二年郡名の唱を定められ、又享和三年にも郡村の唱穿鑿すべきの命ありて、そのうたかはしきを正されしにより、今はにみざと唱ふることゝはたりぬ、此郡は江戸より乾にあたりて行程四里に餘れり、東は豊島郡に隣

り、大抵白子川を界とす、南西は豊島、多磨二郡の際に押入り、西より北へは斜に入間郡に接し、大抵柳瀬川を界とすれど川越道の筋には中野村柳瀬川の西にあり、又西北の隅に當りて、本郡内間木村と入間郡宗岡村との界地續なり、北より東へは是も斜にして足立郡に隣り、荒川を界とす、東西二里餘、南北二里半許、前にも云る如く四隅共に斜なればその形菱に似たり、土地大半は高くして南の方には山谷林丘多く、猪・鹿・狐・狸・兎の類すめり、北の方は川々延亘して水鳥・野鳥多し、其邊は皆平地にして多くは沙場なり、相傳ふ此郡古は甚だ小郡にして今の西北の崖下は當時大河入江の如く白浪岸を洗ひしとぞ、今の地理を以て考ふれば、此説覺東なきとされど、桑田の變必しもなしと云べからず、又南西の方も中古まで武藏野の末にて茫々たる原野なれば、其比は今の新倉・白子の數村の地のみ民家ありしと見ゆ、【延喜式】にも五十戸より以上隣郡に附しがたき地は、別に一郡を置れしよし見えたれば、此地撒爾たる村里なれど、地理によりて一郡とは定められしならん、御入國以來年々に新田を開かれしにより、今は土地の高きは陸田となり、卑きは水田となりて己に七八分は開けたれど、猶山林原野も少しとせず、水田は陸田に比すれば少きは地勢によれるなり、寒



暖の氣候は大抵豊島・多磨等の數郡と同じ、すべて田畑の土目は中の中にして下も交はれり、されど土人が耕して培養の功を闕かされば、諸作共に豐饒にして戸數も自ら多し、風俗は大抵他郡に異なることなし、たゞ重陽の佳節を祝ふこと九月九日に限らず、家々農事の終るを限とす故に收納の遲速により、又は神社の祭日を用ゆと云、又召仕ふもの、出入は二月二日を期とす、是は江戸と異なり、江戸も昔は二月二日を限とせしが、今はをしなべて三月五日に定められる、その定められしは寛文九年の事なり、郡内街道二條あり、その一條は江戸より川越への街道にして、東の方豊島郡赤塚村より入て郡中を横にすぎ、行程二里をへて西の方大和田町より柳瀬川を越て入間郡に入り、相傳ふ此街道古は今の道よりは北にあり、その跡現にのこれる處所々にあり、されど此古街道は古の鎌倉街道なりと云ときは、今の川越街道とは自ら別なるべし、僧日蓮佐渡國へ配せられし時、武藏國に至り久米川の地より新倉をすぎ、日をへて兒玉時國がもとに宿せしよし、年譜に見えたるはこゝに云へる古街道のことにや、猶その古道の残れる村々へも出したれば照し見るべし、又一條は甲斐國相模國より陸奥への街道にして、南の方多磨郡清戸村より郡内菅澤村へ入て北へ向ひ、引又町よ

り新河岸川を越へ入間郡宗岡村へ入、數里をへて足立郡與野宿に達す、この街道も古より開けたりといへど、その年歴は傳はらず、これもそのかゝる所の村々に載たり、

郷名

【和名抄】所載郷名一並餘戸

志木 今其地を詳にせず、土人云白子の邊ならんこときとは、五音の相通なればしらすと云を中略せるなりと、此説牽合に似て妄りにうけ難けれど、此頃郡内多くは未開の地なれば、その在所は實に白子邊の地なるべし、

餘戸

今所唱

片山 十村此地は江戸より行程四里にして郡の南端にあり、隣郡多磨郡の地にも少しく跨れり、郷中東南はすべて土地高く、西北に向ひて崖あり、崖下の耕地よりみれば片山と名付しも、自ら地のさまによれる事しらる、東は廣澤原より南の方へかけて小樽・保谷等の數村にさかひ、西は多磨郡神山郷に隣り、本郡にかゝりては野火留宿の地に接す、北は新倉郷・膝折宿の境に至る、東西は一里半に過ず、南北は纔

に半里許なり、其中郡中にある地はいにしへはわづか一村にして、片山村のみなりしが、後その村をわかつて十村となせり、此餘多磨郡の内落合村及び同村の新田とを合て十二村此郷に屬す、土人の傳へに昔七澤七郎と云人此地に住りと、此地は崖下に七箇所の澤ありて水田の養水となれり、地名にも中澤あり、その餘大澤・小澤など云ものみな七澤の内なり、されば七澤を以て氏とせしにや、此人の事他に傳ふる事野をしらすと、又土人好事のもの云、此七澤氏の事古老の傳へたるのみにて別に證とすべき事もなしと、又御入國の後に片山七騎と號して、此地の地頭米津内藏助を初として、櫻井庄之助・神谷與十郎・荒川又六郎子孫斷絶す、故に當所の内何れの地を知行せしやしるべからず、木村伊右衛門・柘植甚八郎これも子孫斷絶して知行の地を傳へず、小野久内等此地に住り、後には人數もまして十八騎となりしと云、されど七人の外田中一郎右衛門が此地を賜はりし事は家譜にも見えたと、田中が知行も所替ありければ、舊其餘の名はきこえたれどば、十八騎と云もの恐くは誤にて八騎となりしなるべし、此郷陸田は土性眞土にして、ねはりすくなく養芥の塔養にあらざれば諸

茶よからず、水田は水とほしくして、澤々の水及び野寺村兒か淵の水を引て養水とすれば、動もすれば足らざるを憂ふ、昔松平信綱伊豆家人安松金右衛門に命じて、多磨川の水を引きける時、此郷中よりも人夫を出してたすけなば、長く養水の使をも得て互の利とならんとさとせしを、頑愚の土民等うけかはさりしその心におもへり、かく郷中に澤ありてもとより養水に足れり、且此度の舉恐くは成ることあらじ、もし水利をむさぼりて人夫を勞すとも、多くはいたづら事とならんと、案に相違して隣村には水溢るゝに至りぬ、されば今に至りても此郷へ引事を得ず、土人の後悔大方ならずと云、

館 一村北條の家人大石家の館迹ある地なれば、此郷名起りしならんと土人いへり、されど郷名の起る處は尤古き世よりの事なれば、此説もあながち信すべからず、館村に大石家の館迹ありといへども、北條家の家人なればわづかに永祿・天正の間のことと云きこゆ、それより上つかたの世より館ありしといはんにも、大石家は木曾義仲の子孫なりといへば、させる古き世のことと云もおもしろはず、すべて郷名の起る處は【和名抄】にはのせずといへども、往古のことな

りしと見ゆれば、別に故あるも知べからず、然るに中古村名及び字のわかちもなく、おしなべて郷としるせしものも文書等にまゝ見えれば、これらも其類にて館村の郷としるしたるが、いつとなく郷名となりしにはあらずや、此郷は郡中西北の方にありて廣澤の庄にかゝれり、屬する所は館村の一村のみにして、その地形をいはゞ東は野方領の内宮戸村にさかひ、南の方は大和田・野火止等の村々に錯はれり、かの二村は郷庄の唱へも今傳へざる地なりと云、西より北へは入間郡に隣りて柳瀬・新河岸の二流域をめぐれり、東西二十町餘、南北は一里にあまれり、郷中すべて土地高くして畑多く、西の方柳瀬川の邊のみ水田あり、もとより僻地なれども陸奥街道にかゝれるゆへ、自ら旅人の往來もありてにぎわへる地なり、

新倉 九村郡内東北の方にあり、郷の東南は保谷村を初として、郡の東の境を北の方へ長くつゞけり、その内廣澤原より北は大抵此郷に屬せり、北の方は荒川を界とし、東はすべて豊島郡に隣り、南は多磨郡に至り、西は郡内片山郷の諸村をよべり、それより川越街道を界とし、西北によりては館村の内引又

町及び入間郡宗岡村に接す、郷中總て二十ヶ村ありて、廣澤庄野方領の地にかゝれり、此郷名【和名抄】には載せず、その後いつの比より起しにや、文保年中親王家より吉良龜松に下し賜ふ文書には、武藏國新倉郷七百貫云々のせたり、されど今の世村と稱すべきを、郷と書しも古記にほゞ見ゆれば、館郷の如く其疑ひなきにあらず、又新倉の文字をも古くかき來りし事も是によりて知べし、是全く訓のたよりよきに從ひたるものならん、その實は郡の本なれば、新座の字を用る方まさしき歟、

莊名

今所唱

廣澤 廿三村此庄名は何の比より起りしや詳ならず、或は云本郡岡村の南の方廣澤の池あり、此故に其邊をすべて廣澤と號すと、是は此邊澤多きが、中にも此地のみにことに廣くして、池の中水の涌出する所數箇所あり、土人其所をさして七ツ釜と云されば、此池も廣き澤と云べければ此名起りしならん、されどそれもとゞ口碑に傳へたるのみにてさせる證なければもとより廣澤の名あるゆへに、池をもかく名づけしも知べからず、此庄は新倉・片山・館の三郷にまた

がり屬する所の村多し、郡の東より西へつらぬき、南は中澤・小樽等の數村にとゞまり、北は田島・宮戸等の村々に至る、

領名

今所唱

野方 三十四村内宮戸・内間木の邊は土人或は峽田領なりといへど誤ならん、

里名

今所唱

黒目里 堀の内・栗原・十二天・辻等の諸村に此里名あり、黒目川の名によりて起りしならん、

村數

三十四村

右件の村は今現在の數なり、正保年間の改に村數十八、元祿の改正には十三村を増て三十一村となり、其後又三村を増て今の數となれり、此餘後年新開の地出來て持添新田と稱する者七、是は本村に附録す、

山川

黒目川 水上は多磨郡柳窪村にて、所々の清水あつまり、二條の流となり、同郡落合村に至りて合して一流となれり、本郡栗原村へながれいる、此邊をすべて黒目里

と云、故に此名あり、或は久留目川とも書き、又來目川とも記す、川幅或は二三間、或は五六間あり、末流に至りては十間餘に至る、その中根岸河岸より下は川幅もことに廣く、舟の往來絶す、すべて水上よりは村數十三村ばかりの地、凡二里餘の間を屈曲して流れ、田島・根岸兩村の際に至りて新河岸川に落合ふ、鮎・鯉の類多く生ずれど、土人漁獵するに及ばず、

白子川 此川を新倉川ともよぶ、もと一條の流なれど、至る所によりて名を異にするのみ、水上は本郷小樽村と豊島郡土支田村との境、井頭池より流れ出て、郡の境、五村の間二里半ばかりを経て、荒川へ落入、川幅狭き所にては一二間、廣き所にては十間には過ず、上下白子村の邊にては白子川と唱へ、下新倉村にては新倉川と稱す、

原野

廣澤原 郡の中央にはびこれり、此邊の地名を廣澤と云、故に此名あり、訛りてひらさはとも唱へし故、今或は平澤と記す所もあり、昔は限りなき曠野なりしかど、今は土地開けて原も盛りしと云されど、猶長短をひとしくする時は、一里四方もあるべし、白子・新倉・小樽・片山・膝折・岡・根岸・裏等の村々その境をめぐれ

り、故に新倉によりし所をば新倉原と云ひ、膝折の邊にては膝折原と云ひ、辻村の臺の上をば上の原と云、是等みな廣澤原の内なり、享保年中より次第に新田となりて、十八村各自進退すといへど、多くの村々へ互たる原と云ひ、且今も古の状を失はず、草茅樹木立むらがりて、わけまとふほどの地なればこゝにのす、猶新田の條下と照し見るべし、

水利

井頭池 豊島郡と本郡の境にあり、此池の下流白子川・新倉川の間所々に堰を構へて、東方數村の用水とす、兒カ淵 野寺村にあり、片山諸村の養水この淵より出づ、七ツ澤 片山郷の内にあり、これも郷中の養水となる、廣澤池 岡村にあり、此邊諸村の養水みなこの池中七ツ釜と云所より涌出す、黒目川用水 栗原村・十二天村及び此邊にても、所々に堰を設て養水を引く、多磨川分水 多磨郡羽村分水の下流、同郡小川村の境より分れて本郡へ入、數條となり漲り流れて引又町のはてに至る、その間二里に及べり、水色炊水のごとくにして潺湲たり、これ郡中西の方諸村の養水となる、相傳ふ松平伊豆守信綱川越を領せし比、領内當郡武藏野

の内、野火留の荒野を開墾すべき事を催せしに、此地は水利あしければ、遠く多磨川の水を引んとてその旨を言上し、御ゆるしを蒙りしかばやがて家人の水利に精き者を選び、安松金右衛門に命じて其事をつかさどらしむ、其比大和田の邊及び多磨郡の内本郡近邊の地、多くは開墾すしてありしが、水利の便を得ば開墾の地も多かるべしと、土民等こぞりて願ふ折しも、彼等にさとして人夫を出さしめしかば、悦び勇みてつとめしにより、いくほどなく十六里が間をほりとをして、新河岸川の岸に至りければ、水の來るを待ほどに一年をすぎてもきたらず、信綱安松を召て故をとふ、安松が答に何さま故あるべしと、かさねてその故いかにとありしに、いまだ心得候はずと答ぬ、次の年に至りてもいまだ水の通ぜざりしかば、信綱又とはれけるに、安松が答にとかく水は入るべきことほりなれど、かへすがへすもいぶかしく候この御城下は武藏野の内にて、土性うるほひなく風あれば、塵土を吹あぐるにより、家々席上に紙をのべしきてこれを防ぐ、然るにことしはいつの年よりも沙塵すくなし、又土民等に尋しに、諸菜のうるはしき今年の如きことはなしと答ふ、想ふに水上程遠くして、にわかには水來らずといへども、土

中には自ら潤ひあまねきこと、この二事にて知るべしと答へしかば、信綱やがて時の代官羽生又右衛門と云ものに問ひしに、安松がまうす處偽ならず、されど三年を過て猶しるしなれば、又安松に問はれけるに去年の答への如くなりしかば、その時信綱三年の久きをへて水の來らざるときは、汝がまうす處疑ひなきにあらずとありしかど、安松驚く氣色もなく、程なく水は來るべしと云ひてやみぬ、其年の秋に至て大雨の後、水聲をびたゝしく、さながら雷の如くひびきわたりて十六里がほどをみなぎり、一時に新河岸川へ流れ入しさま、目を驚す計りなりしとぞ、これより多磨川水道の水七分は江戸へかけられ、三分は川越領新田の養水に賜はり、今に至りて當地の水利乏しからずと云へり、

土産

大根  
牛房  
蕪根  
芋  
四種最多く味美なり、その餘諸菜をも耕して江戸へ運ぶ

鯉 荒川より出ず、味殊に美なり、土人すべて荒川鯉と云、多くは江戸へ運びて土地にても甚少し、

新編武藏風土記稿卷之百廿九終

### 新編武藏風土記稿卷之百三十

#### 新座郡之二 野方領

野方領は、本郡及び豊島・多磨の三郡に跨れり、その領名の起りし年代は定かならず、野方と唱ふるゆへは、野は武藏野を指して云しにて方はほとりなど云が如し、世俗に云もよりの心なるべし、されど今は此領にかゝる所野に近き地にはあらず、然るにこの領名を負ひしゆへは、もと武藏は八百里の曠野なりとて、往古はたゞはても限もなき荒野なり、古歌にも多くよめりしものその證は明なり、それを世々開墾して今のごとくにはなりたり、【東鑑】に建久二年、建曆三年、寛喜二年、曆仁二年、仁治二年、などの度々に武藏野の内に新田をひらかれし事も見えたり、これをばさせる大學とも思はれず、これよりうちつゞき關東戰國となりしかば、開墾の事にもいとまあらざりしが、御打入ありてよりはやく小泉大夫・伊奈熊藏等に命ぜられて新墾ありしこと、いとさかんなりし、凡

の事近きより遠きに至るは事の勢ひなれば、此時も野の端より次第にひらけたるを、その地みな野のほとりなれば、稱して野方とよびしならん、又その野方の地先を年々にもひらかれて新田となり、廣かり行ほどに野方領の地も、をのづから今の如く廣大にはなりしと思はる、且此頃までも今の武藏野新田のあたりは、なを原野なれば、げにも野方の名にかなへりと云べし、今三郡の内すべて百三十四村に及びたれど、その中本郡總てこの領に屬せり。

○石神村 石神村は、本郡の西の端にあり、此邊十村當村を初として下に載る片山村までを云は古一村なりし事、郷名の條に辨せし如し、或は當村郷名の唱を失すともいへり、されど土人は多く片山郷に屬すと云、もと一村の内にして、郷名の異同あるべからざれば、土人の説しかるべきに似たり、十村に別ちし年歴は詳ならざれども、正保の頃改定の繪圖には片山一村にして、元祿年中改五の繪圖には、己に十村に別てば此間の事なるべし、餘の九村も皆同し、されど猶古名を存じて今に村名を記す時は、上に片山の二字を加へて書す、片山石神・片山堀之内など云類也、此十村はもと一村なれば、民家たよりよきに從ひて別ちたるにより、土地たがひに入合ひし所甚多くして、何れを一

村の經界とも分つべからず、今は土人と雖も我が受る田畑の外に於ては、經界を熟知する事あたはざるに至る、此村にかぎらず、郷中みな界域は明ならず、當村廣澤莊に屬し、家數四十軒、大抵東西へ五町、南北へ三町ほどの間にあり、東には栗原村あり、西南は多磨郡神山村に隣りて往還を界とす、此邊に本郡西屋敷村あり、北は多磨郡田中村にとされる、此村の南の方にわづかの平地ありて田野錯れり、西北には岡ありて地もひろく、山畑ともに多し、寛永四年江川太郎左衛門・小長谷勘左衛門等檢地せり、古へより御料所にして、今は川崎平右衛門の支配所なり、

小名 清水

山川 栗原村より流れ入て村内を斜によぎり、上片山村と堀之内村との間に入る、川幅六間餘、此村内にて川の東岸に分水口あり、これより二條となり、村内及び十二天村入合の地及辻、中澤等の村々の養水とす、

橋梁 大橋 黒目川

小橋 九是も皆黒目川に架す

神社 氷川社 除地、二千坪餘、東方にあり、村の惣鎮守、勸請の年歴詳ならず、野寺村滿行寺持、  
稻荷社 除地、是も滿行寺持、

#### 第六天社 除地、上に同じ、共に勸請の

寺院 觀音堂 村の西にあり、堂は一間に二間半、本尊觀音坐像、唐佛にて、瀧見の觀音と號す、相傳ふ寶永の比此村小名清水と云所に、夜な、物ありて光を放ちければ、土人怪ておもへり、是狐狸の所爲ならんと恐戰いて、日暮れば人々門をさして往來も斷果ぬ、ほどへてやまざりければ、土人等集り議して云へるは、かばかり不測の光ありて止ざるは、狐狸の所爲とも云べからず、何さま故あるべしとて、彼等うちよりて其地を掘けるに、果して銅像の觀音及鐸一箇を得たり、鐸には瀧山淨名寺と刻せり、土人奇異の思をなし、頗て四面の堂を造りてその内にこの銅像を安置し、ゆかりにつき當職をもて、此庵より兼帶せしむ、然るに此邊の神社はもと野寺村滿行寺の持なりしにより、彼寺僧その職を失ひし事を本意なく思ひて、訴訟に及びれば檢察せしめられ、堂宇をば破却せられしと、又此本尊佛出現の由來を言上せしに、瀧見の觀音は昔三體まで、唐山よりわたりしよし聞ゆれど、今その二體のみ世に傳へて、殘る一體の所在分明ならず、恐くは此坐像なるべしとて、當村へ預置るゝの旨命せらるゝと、是土人の口碑にある事なれど、うけがひ難き説なり、其頃此邊に民家四軒たちならびしが、いつの比にか有けん、その内より失火して忽焼亡す、時に主の男は逃失て行方をしらず、家にありし女童はみな焚死せり、さてあるべきにあらざれば、此由代官へ訴へけるにその非命なる事を憐れて、彼等が追福のためため宅地の跡へ寮を造立して、彼の觀音を安置せしめしより、今に至りて遺心者を置て此堂を守らしむ、

○堀之内村 堀之内村は、石神村の東にあたり、此村も郷名の唱を失すと云説あれども、片山郷に属すべきか枝郷栗原村は現に片山郷なれば、此村も片山に属すべき一證とも云べし、又土人の説に此邊を黒目里と號すと云へり、江戸よりは六里の行程なり、廣澤莊と唱ふ、家數十二軒、東南北の三面は辻村の地に錯はれり、水田は少しく畑は多く、土地の廣狭は東西十町餘、南北四五丁の間に犬牙せり、米穀の津出しは北の方引又村の河岸迄二里の陸路を運び、新河岸川・荒川の間に十八里の舟路を経て江戸に至る、村役は川越街道膝折宿へ定助の工夫を出す、元祿六年瀧野重左衛門・近山與右衛門檢地す、それより前の事は詳ならざれども、片山七騎の内の知行所にてありしなるべし、いつの比にか御料となりて、今は川崎平右衛門支配す、當郷の内栗原村は此村の枝郷なりしが、元祿以前に別れて一村となりしと云、

森林 林廿五所 村中所々に散在す、皆雜木を植ゆ、共に百姓持、

山川 黒目川 辻村の上の方より流來り、同村と當村の境を流る、川幅七間餘、又石神村にて分水せし、養水を経て當村にて此川へ落入り、

橋梁 種橋 黒目川に架す、長さ七間餘土人の説にもと火の橋と書す、昔在五中將の武藏野にかくれし時、そのあり

かを知らんとて、此所より火を放ちてやき立しが、延焼して今の野火留塚の地に至て火きえたりと、この説野火留の地名によりて【伊勢物語】を附會したる事は辨を待ずして明なり、況や此橋とひ橋のならばにあれば、水利の事より起りたる名に疑ひなき

種橋 種橋の橋のならばにて少し下流にあり、長七間餘、二橋と名は同じ事なるべけれど、土人の唱る所ことなるに

渡 是も同川筋にあり、歩渉にして渡となづくべき程の事にはあらず、

郡署 御薬園 村内西の端にあり、四方に垣あれども、守る家も百草叢をなす、江戸よりも采薬御用によりて、よりより御醫師來れり、

神社 白山稻荷合社 除地、六尺四方の祠なり、前に寺院 地藏堂 除地、村の中央より東よりあり、堂は二間半とを合て一丈許、惠心僧都の作なりと云、前立も同像にて長二尺あり、寮の事なれば山號寺號等もなし、當村辻村法臺寺の持

○堀之内村枝郷 栗原村 栗原村は、堀之内村の枝郷なれど、元祿十五年改め【武藏國圖】及びその頃の郷帳にも、現にして載せられたれば古き村なる事は論なし、その地は廣澤庄に屬し、黒目の里と稱す、堀之内村の南にあり、家數三十軒、西は多磨郡落合村に隣り、北には石神村あり、

此境は黒目川をかきりとせる所もあり、南は下保谷村に隣り、南と東のあひだは野寺村・辻村の地に接せり、東には中澤村あり、大抵東西へ五町ばかり、南北へ八里程の間にあり、其餘本村堀之内の地中にも飛地あり、土地は南の方に丘ありて其餘はみな平地なり、畑多くして水田は少し、村民多磨郡田無村・足立郡蔵宿及本郡膝折宿の三驛へ助郷を勤む、元和元年大坂の役に、木村甚九郎勝元父源太郎元政と共に供奉して戦功ありしかば、其賞として當郡の内二百石の地を、勝元に賜はりし由家譜に載す、此地もその内なり、又云元和三年元政卒しければ、

遺領四百八十石を勝元に賜はり、當所二百石の地は勝元が弟伊右衛門安次に賜ふと、これより累世知行して今の龜太郎に至れり、又當村の新田あり、これは地續にて下保谷村の間にあれども、元多磨郡の地なれば彼郡に屬す、その條下に就てあはせ見るべし、

小名 あを屋敷 村内西北の 前通り 覆下

森林 林 村の南邊間の社の邊にあり、雑木むらがりたつ、林北面はなだれて丘の如し、地頭木村氏の林なり、

山川 黒目川 多磨郡落合村より流來り、村内を迂回して上片山に小橋を架す、

川 二所 一は黒目川の支流にして村の西を流る、一は辨天の祠の側にある池水を源とす、二流共に上片山村へ入る、その名もなし、

寺院 淺間社 南の丘の上にあり、畑中の道より左へ折れて入口かり行て左へまがり、それより十六七間ばかり奥に社あり、九尺に一間、戌亥の方に向ふ、四面雜木立ならべり、地頭木村氏の建立せしと云傳れど、眞座の年代は詳ならず、村の鎮守なり、

稻荷社 荒屋敷にあ、小祠、東南の方にあり、村の

辨天社 村の中央にあり、小祠、前に鳥居をたつ、小池ありて水これよ、

寺院 寮 除地、廿坪餘、覆下にあり、二間に三間の寮にて觀音の坐像を安置す、村の持なり、

○十二天村 十二天村は、栗原村の北にあたり、一の名を下栗原村とも云、辻村の中につまれたり、是も廣澤庄黒目里に屬せり、野寺村滿行寺の縁起に云、昔は滿行寺今の十二天村にありて七堂伽藍善美をつくせり、その比は十二天の社ありて、北條家より寄附の田畠等も多かりしとぞ、後に今の地へうつりける時、十二天の社は

廢したれど、その名残りて遂に村名となりしと云へり、家數二十軒餘、鈴木木多高橋瀧島などいふもの新墾せしよしにて、今猶村民にその子孫残り、元和元年栗原村と同一木村甚九郎勝元に賜りしが、同き三年に勝元が父源太郎元政没して父の遺領を相續せしより、此地及び栗原村をば弟伊右衛門安次に賜はり、かくて世々知行し今の龜太郎に至れり、此村を土人なべて下栗原村と唱ふるものは、想ふに開墾せし者はもと栗原村の人なれば、此地も自づからかの村の枝郷の如く、もとより栗原の名主にて兼持しならん、さてこそ片山村いまだ分れざりし頃さへ、栗原の地と合せて二百石の惣高として、木村氏に賜はりしなるべし、此事させる證あるにもあらざれど、土人の下栗原村と稱するを以考ふるに、或は然らんか、又中澤村の小名にも栗原八石及び十二天村あり、これも恐くはいにしへ栗原の内なるを、二百石の割餘しなれば中澤の地に隸するべし、猶中澤村の條下合せ考ふべし、此所もつとも入合多くして、無界分ちがたし、西の方には石神村の飛地に接せし所もあり、又上片山村と小甚村との境、及び上片山村と野寺村との際等にも、當村の飛地あり、村内北之方は地卑くして水田あり南は高くして加多し、

五〇  
山川 黒目川の支流なり、辻村より流來て、村の西境を流れて又辻村へ入、養水の料に分水せし小川なり、  
神社 稻荷社、除地、三段餘、小樽村と上片山村との際にある、社は一間四方、鎮座の年代詳ならず、

○中澤村 當村の内西に向ひて崖あり、崖より澤水涌出すこの左右に數ヶ所の澤あり、故に中澤村と稱するなるべし、片山郷の内にては東の端にあたり、廣澤莊と唱へ、家數五十軒、東は廣澤原に接し、南は小樽村に隣り、西より北の廻りは野寺・上片山・辻・石神・十二天の數村と入合て所々に飛地あり、村の東の方は土地高くして畑多し、西の方は卑くして水田あり、又本村より若干の町數を隔て黒目川分水の流に臨める、百姓の宅地總の所を小名十二天村と云、民家は名主八兵衛なるもの一軒のみにて、四面ともに田畑なし、黒目川の東岸は十二天村の地なればかく唱ふ、全く割村の時の餘地を此中澤村へ附せし者と思はる、此地面は石神村に包まれ、南は川を隔て辻村の地と相望めり、又本村よりは若干の町數を隔て、栗原八石と唱る所あり、其地栗原村の北に隣りて村高十八石ある故に、上略して八石と云、想ふに是も栗原村の内にて割餘しの地なるべし、されば上下の栗原に對して、中栗原と云べきをさせる地にあざれば、當村に屬

せしならん、別に民家もなし、御入國の後米津勘兵衛田政に賜りしより、累代の領地にて今の伊勢守に至れり、  
神社 稻荷社、村の南の方畠中にあり、小祠なれ共、古木二三株立置ひて古き祠と見ゆ、

○上片山村 上片山村は、中澤村の東北に隣り、故に古は下中澤村と號す、今も土人は皆下中澤村と唱ふ、上片山村と稱する事はいづれの比より改りしにや、近き比公へ書出せし郷村の内には、上片山村とのせたり、元祿十五年改定の圖及び郷帳にも下中澤と記せり、今の村名にては郷の木村のやうに見ゆれど、土人に問へば此地郷中にも最遅くひらけたり、その證には神社寺院以下一つも古跡はあらずと、されば全く下片山村に對して偶この名を唱へて、實は中澤村の内なるべし、廣澤莊に屬し、家數は廿四五軒にして村内に散住す、大抵此村中澤・原ヶ谷戸二村の地に錯れり、中比羽田氏に賜りしより累世知行して、今の善太郎に至れり、

山川 市場坂村内西に向ひし崖にあり、西邊の耕地へ下る所也、  
觀音坂 これも同じ並にて北寄の方にあり、中伏に觀音堂あり、故此名を得、  
黒目川 西の耕地を流る、

妙音澤 一名大澤市場坂の下にあり、山の根より涌出する水滲浚として、澤中の雜草を洗ひ、いと清冷也、石甚多く

生ず、上に小竹生茂りて幽邃の地なり、相傳ふ昔杉山檢校といひし盲人、此澤にて辨天の萬像を得たり、故に此名ありと、當所辻村法臺寺の縁起をみるに、云寛文の頃十二天村鈴木氏の子に盲人あり、幼より善く琵琶を彈ぜり、天和三年に檢校職にすむ、性念佛を信じ、日課三萬返をとなへ、常に觀智國師を崇敬し、法臺寺に詣て影像を拜し、又辨天を信じて祈念する事廿餘年に及ぶ、かくて正徳二年六月十六日の夜夢に一美人を見る、告て云、明日市場坂下の澤にて琵琶を傳授すべしと、檢校奇美の思をなし、黎明に身を清め淨服を着て、かしこに行むかひ、叢中に座して恭敬禮拜し、一心に御名を唱へ、卯の刻より巳の刻に至りしが、頻に眠を催して一睡せしに、異香あたりて薫し、巖上に辨財天あらはれ、琵琶を彈して座したまへり、其妙曲人間の及ぶ處にあらず、告てのたまはく、汝年來國師に祈願するの志を憐みて、こゝに來りて見しむと、巳の時より午の時に至まで、悉く秘曲を授け畢て、いづくともなく去たまふと見て夢さめたり、檢校感涙を流して頂拜せしが、具したる男の云やう、こゝなる鬼樹の櫻に辨天の御影かゝれりと、巻收て授けられば、檢校一しほ歡喜して家にもち歸りしと云、かの縁起に載る所かくの如くにして、檢校の稱號を載せず、若杉山檢校なりといへば、かの本所一ツ目の辨天を創立せし檢校と同人か、はた別人か、杉山が事跡を聞るに、檢校は勢州出生の人にして、元祿七年六月廿四日没せりと云、ときは此檢校にてはあらざるべし、杉山が辨天を信ぜし事は世の人知る所なれば、土人の説は附會せるものなるべし、又縁起等云所もかの法便の説か、信じがたきは勿論なり、

小澤 大澤の重なり、

寺院 観音堂 観音坂の中伏南側にあり、石階八級を上りて正面ども、境内に幽鬱詭忍大徳の碑あり、元禄十二年九月廿三日寂すと刻せり、是より前はや建立ありし事は知るべし、辻村法堂寺持

阿彌陀堂 境内廿間四方許、村の西辻村・中澤村三村入合の地ざれど、古き堂にはあらざと云へり、法堂寺持

稻荷社 境内に入て左の隅に 古碑三一は上に彌陀の種字を廿年七月廿八日の九字ほのかにみゆ、按に正安四年に改元ありて乾元と號す、されば此碑にするす處の年號、恐くは誤まりなるべし、残り二つは損壞して見わくべからず、此三碑外よりもち來りて立るものなるべし

○野寺村 野寺村の名は、村内にたてる満行寺を古へより野寺と號する故に起れり、家數十四軒、片山郷の西の方にあり、東は辻・中澤及び上片山三村の地に錯はり、南は下保谷村に隣り、西は中澤村の飛地栗原八石に接し、北は下片山村の飛地字貝沼に隣る、村内北の方は土地卑くして水田あり、中央より南は土地高くして畑多し、水田は少なけれど、八幡山の麓にある清水を引用ひて養水猶あまりあり、されば水旱共にさまでの憂は無所と云、ふるくより小野氏の知る所にして、今に至りて子

孫久米五郎吉壽知行す、小野家譜に小野久内台徳院殿に仕へ奉りて御鷹匠頭となる、此人武州の内三百石の地を知行す、後又同國の内にて百石の地を加へ賜ふと、然るに正保の初改定の郷帳已に小野久内當所を領せし由を載たれば、此村は初賜はりし三百石の地の内なるべし、小名 後中澤

山川 清水も八幡山の麓にあり、わづかの清水なれど、

寺院 八幡社 除地、下に載る辨天の社地及別當寺境内ともに三彼寺の門と當社の入口と相對の間に路あり、入口は寅卯の方に向ふ、石階九級を登りて纒の平地あり、此所に鳥居を立、左右に石燈籠ありて、又三級の石階を登りて、二十六七歩を行けば左右に老杉あり、爰より又六七歩奥に北に向て石階あり、十六級を登り 拜殿三間に 本社二間に三間にして、て社前に至る、拜殿二間に 本社二間に三間にして、云當社鎮座の年歴は多くの星霜を経て詳ならざれ共、祭神正八幡は本地三尊阿彌陀佛にて、行基菩薩神龜元年の作也、康平六年に社の修復あり、其比は屋根も瓦葺なりと云傳ふ、當時のものを見て、今に此山の邊にて古瓦の碎たるものを掘ひ得る事あり、長治二年源義家奥州征伐の時、當社へ賊魁貞任宗任等調伏の立願あり、此時本社を再造して北向に作りしより今に至りて同じ向なり、すべての神社北向なるものなは、日本國中に此社ともになづか三社ありと云へり、されどこの寺傳年代相違せり、古書を閲るに頼義の貞任等を誅せしは、康平五年の事なり、又寛治五年に義家家術武術を滅す、

野寺八幡社地圖



長治は寛治五年より十五年の後也、事蹟全く合はず、縁起の妄誕しるべし、辨天社(除地、八幡の條下に云所の如し)八幡の山下にあり、圖にこの祠を載たれば、此比は已に鎮座ありし事しるべし、是も満行寺の持

寺院 満行寺 境内除地、三町、村の南八幡山の崖下にあり、眞

(又八幡山とも)彌陀院瀧木坊と號す、開山開基ともに詳ならざれど、古き關若にて古歌に、武蔵野の野寺の鐘なとよめりしは、此寺の事なりと、寺傳に云へり、又云昔は當寺の十二天村にあり、その比は七堂伽藍費をつらね、鐘守正八幡宮又白山権現・稻荷・富士淺間辨天以下三十餘座の末社及び三百所の坊中僧侶充滿して、念誦の聲斷ざりしとぞ、それより遙の星霜を経て、關東戦争の地となりしにより、さしも盛なりし梵檀も衰へし後、今の地へ移れり、其移りし時代詳ならず、小田原北條家の末にても、表門八幡の山の下に、裏門同なありしならんといへり、表門あり、南向、裏門らびにて東の方、本堂 表門の正面にあり、九間に六間半、本尊

寶物 佛具數種 七堂伽藍なりしとき用ひたりし古物なり、正元年の二十三夜待大勢至菩薩の供養塔等ありたり、

阿彌陀堂 本堂に向て左に 地藏堂 阿彌陀堂の側にあり、石りしよし、當寺の住持續を思ひけるが、遂に起つべからざるを知り、遺言して此所に葬らしむ、彼僧衆てより死期をし

り、且臨終正念を得たりし事の奇特なるを人々感歎せり、此地蔵は墓のしるしなり、これも彼僧の示寂二月廿四日にして、地蔵の縁日にあたれるによる歟、後に人々參詣して種々の立願ありしに、各その験を得たれば彌奇異の思ひをなし、堂を營みて今は近郷より參詣 鐘樓 是も同所にして古代にも、其名高かりしと、寺傳に云へり、其かみは此鐘樓も鎮守八所の社頭にもありしとぞ、古鐘は昔圓祿の災にかゝりしを、池中へ投入置しに後失ひしとも、又盜の鐘樓に入りて、ぬすみ去らんとせしを見咎められければ、鐘をば池中へ棄て去りしが、其儘取上げずして失せたりとも云ふ、寺傳には此事につきさまざまの説あれども、みな妄誕にしてうけがたし、猶下の古跡の條に載たれば照し見るべし、今掛る處の鐘の銘に云、

滿行寺鐘銘並序

武陽野寺之郷、滿行寺者、眞言瑜伽之梵場也、本尊不動明王、鎮護八幡宮、堂社介檜杉而森々、今飛泉清冷、而宜洗俗耳、往時於此地、有葉平之詠歌、又往昔如靈鐘沒地底之由來、別記緣起、寔爲東海隨一之舊跡矣、夫高治曆中、雖賢範光任造冶一鐘、而以補於舊闕、會回祿之橫災、而更亡失其之聲鳴、而星霜稍淹於爰、先師榮保復企新鑄永願、相繼而現住有盛諸檀越助緣造二尺銅鐘、而以令成先師素懷、然而頃需銘詞於余、以舊朋誰堪辭、卒爲之銘曰、八幡山嶺、舊不朽名、金鐘新鑄、形容佩瑩、

捷槌一打、聖衆應鳴、靈音數振、五趣四頸、三尊輻湊、八部遊行、上從有頂、下抵獄程、因此能響、濟彼群生、呈於功夢、拔苦於色、益哉霜鐘、編爲法盟、峯頭煙滅、瀑布水清、

法印長榮欽誌

右の銘文によれば、再造の鐘もふたゞび回祿にかゝりて、今の鐘は其後の新鑄なり、この野寺の鐘を古歌によめるもの寺傳及び世々の集に出るものを左に記す、その内うけかひがたきものすくなからず、されど姑く疑を存せり、寺傳に、武藏野の野寺の鐘の聲聞けば、遠近人ぞ道いそぐらん、これ在原業平天長三年の詠なりといへど、寺記の外他の所見もなければ、いかゞあらん、又世に歌仙十六人の集に云ものあり、これ後人の手になりしものにて信用しがたしと云、その中「貴之集」に野寺をよみし歌あれば、姑くこゝに記 是るゝと思ひてもやれ武藏野の、ほりかれの井に野寺あるてう、この鐘亡失せしと云へるも古き事には、文明の比は早此鐘なかりしと見えて、【廻國雜記】に云、野寺と云へる所こゝにも侍り、是も鐘の名所なりといふ、此鐘いにしへ國のみだれによりて、土のそこらうづみけるとなん、其まゝほりいださざりければ、おとに聞野寺を問へば跡ふり、稻荷榛名天神辨天諏訪合社本堂に向ひて右にあり、

墳墓 古塚村内辰巳の方にあ 舊蹟 兒力淵八幡の山下辨天の祠の側にあり、今は埋みて二坪許りの地のくぼめる所より清水涌出す、此淵の名

山川 黒目川 村内にては幅六間ばかり、水車二ヶ所あり、此川の分水を用ゆ、

原野 上原 膝折宿によりて牛房 橋梁 橋黒目川に架す 橋長六間餘、

郡署 御薬園 一は小名陣屋と云所にあり、北の原に二あり、一は小名道場と云所にあり、是は九反九畝あり

神社 水川社 村の西の臺野火留の境にあり、大門の間一町半ばかり、その内半町程奥に鳥居を立つ、本社は一間に九尺の宮作にて、上屋は二間に三間あり、前に拜殿をたつ二間に三間半、此社鎮座の年代は詳ならざれども古き勸請なりと云、大門の兩脇をはじめ社の三面に、松杉の老樹楯比して寂々たり、此村及び原ヶ谷戸・上片山・堀之内五村の惣鎮守なり、古へ村内蓮光寺當社大門の側にありし時持なりしが、今の池にうつされ別當を圓光院にゆづり、今はかの院の持となれ

寺院 法臺寺 除地、四千坪村の南の方にあり、淨土宗、鎮西にして、遊行二世他阿眞教上人の開基なりと云、親建の年代は詳ならず、上人は遊行十六年にて、元應元年正月廿七日相開山は善光親智國師なり、國師は天文十三年當國多磨郡由木村にて生る、俗姓は由木氏平山武者所季重の後胤、由木左衛門尉利重の次男なり、十歳の時當寺に入て蓮阿上人の弟子となる、此頃までは當寺遊行派なりしが、國師十八歳の時當寺に改め、増上寺十世感譽存貞和尚の弟子となり、後増上寺

によれば、むかし野寺の兒など此淵に落いりしとてかく名付しにや、それらの事は言ひも傳へず、たゞ相傳ふ、古廣き池にて野寺鐘樓八幡の社地にありし時、賊彼鐘を樓上よりをろして盗み去らんとせしが、誤て此淵へ取落し、そのまゝ逃去りしとも、又一年火災にかゝりて、社頭みな灰燼となりし時、鐘をば此池中へをしをとし沈め置しが、後に紛失せりとも云、そのうちいかゞしたりけん、この鐘大津の三井寺にありなど、僧等夢をとくごとき虚誕の妄説をいへども、うけかひがたし、三井寺にあらんには戰國の際、賊の持去て彼の寺へ到りしならんか、いづれにもとかく云べきほどの事にもあらざり、

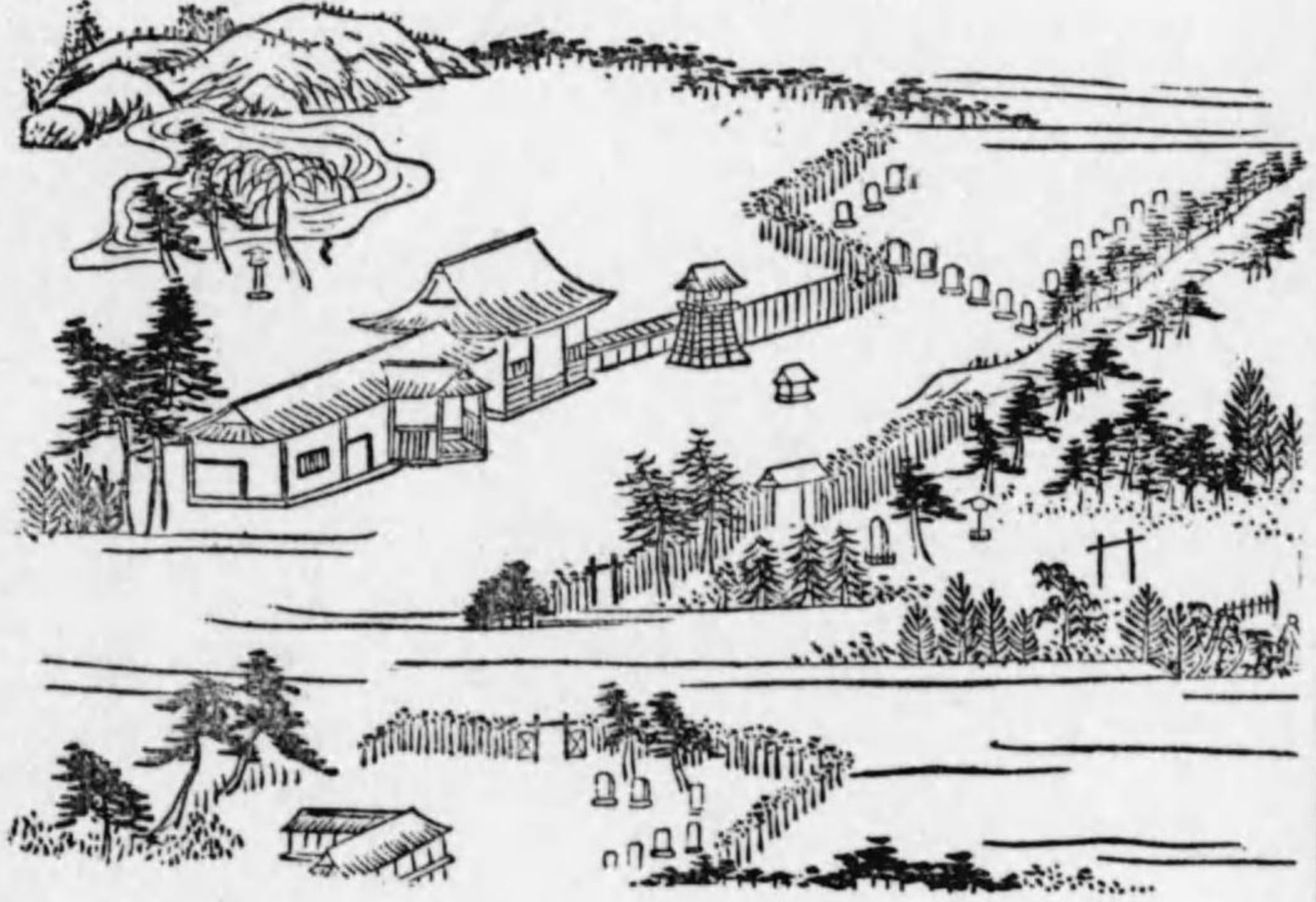
○辻村 辻村は、片山郷の中央にありて黒目里廣澤庄に屬せり、家數八十軒、東南は上片山村に接し、南西は野寺村に續き、西北に石神村あり、東は原ヶ谷戸村の境に至る、此餘中澤村及び堀之内村の地と錯りたる所もあり、村内土地に高低ありて水田は少く畑多し、米穀は此村より二里ばかり北の方、新河岸川の内引又河岸まで運び、彼河岸より舟路凡十六里を経て江戸に到る、村民川越街道膝折宿へ定助を勤む、古來より御料所にして、寛永四年江川佐兵衛・小長谷勘左衛門檢地す、今は川崎平右衛門支配所なり、

小名 陣屋 内畑 馬場 道場 山林 御林一ヶ

百姓持林 九丁一反、松維木まぢりたる林なり、村内に散在して百三十四ヶ所あり、



法臺寺圖



十二世の住持にうつり、元和六年十一月二日七十五歳にて示寂せり、この國師の事は世にも知所にして、且多磨郡由木村にも其傳を出したれば、かしこと照し見るべし、當寺北條家分國の時は寄附の寺料も多かりしが、御入國の始に召上られしを、慶長年中國師の乞奉りしにより十三石 石地藏境内五斗の御朱印を賜はり、今に至てかはらず、  
口左に 庚申塔 同所右の方 中門 冠木門なり、入口よりあり、百餘歩を隔てり、南向、  
大門口より又百歩許り奥にあ 制札 中門と大門口の間にあり、大平山の三字を扁す、  
文左の 如し、

一山林竹木境内諸役免許之事、  
一於境内殺生堅不可致之事、

當山

傍示 杭 同所西側にて制札とならび建り、増上寺 本堂正面にあり、十間に十一間、本尊阿彌陀如來の立像、惠心僧都の作なり、此本堂はもと増上寺江戸龍ノ口にありし時の堂なり、後に増上寺を移され、本堂以下新に御造營ありしかば、法臺寺は國師剃髮の地なりとて、やがて下し賜はりしなり、  
東照宮御像 御丈七寸、觀智國師増上寺住職の時御歸依りしなるべし、御宮も境内に有しが近き頃 觀智國師像 長破壞せしにより、今は本堂に安し奉る、  
六十五歳の時の壽像なり、  
鐘樓 本堂に向ひて右にあり、鐘樓本堂より廊下に續き階

を設く、鐘は銘文もあれど 地蔵堂 鐘樓の側にあ 古碑十

三 鐘樓の後にあり、歴代和尚中興以後の墳墓よりは南にあたり、十三基とも中に名號六字を大に刻し、左右に年歴をしるせり、その碑東に向ひてたてるもの六基、各高さ六尺、幅一尺二寸あり、

正和二年癸丑七月廿一日

元亨二年壬戌十月日沙彌蓮阿之遊修也

嘉曆四年己巳八月廿八日連阿彌陀佛聖

元徳元年十二月廿八日往生持阿彌陀佛

建武四年丁丑三月十七日見阿彌陀佛

按に建武四年は延元二年にあたり、邊鄙の地にてはやはり改めざりしと見え、かゝる事關東にはまゝあり

元亨二年壬戌十月日藤原氏尙之遊修也

此一基は名號

を刻せず、

又北に向ひてたてるもの七基は

各高さ四尺、幅一尺その文に、

建武三年丙子二月十七日以其男女追修福有大金光照地獄光中演説微妙法開悟父母發意 沙彌健阿

此一基名號

を刻せず、

貞和三年三月十七日是一房往生

文和二年二月作阿彌陀佛往生

延文二年二月廿九日倫阿彌陀佛

康安九年九月六日連阿彌陀佛聖

正和二年癸丑七月廿一日

明徳二年辛未十月廿六日眼阿彌陀佛

龍燈根 本堂の後園にあり、大さ一圍許り、當寺の東字馬場と燈の上りしゆへ龍燈根といへり、是も浮屠氏の妄誕の説にして、信すべからざれど、寺僧の傳る儘しるせり、  
根 本堂に向て左にあり、三圍許りなる老 山王宮 大門を入り樹なり、開山實植の根と云札を建つ、  
の側にあり、土をもりて其上に祠を建つ、一間に三四尺ばかりなれど、造作は頗る巧なり、宮の後に銀杏の老樹あり、大さ三圍ばかり、古城跡 境内大門並木の北にあり、四圍四方ほどのに見ゆ、  
址といひ傳ふのみ、塔頭 智光院 創建の初を詳にせず、今は墓所となれり、  
蓮光寺 境内五反、村の北の方原ヶ谷戸村の境にあり、新義真

陽山法印重元明徳三年の創建なり、當寺昔は村内水川明神の別當にて、寺も彼社地にありし、何の比にか今の地へ移り、別當職をも原ヶ谷戸村圓 表門 本堂の正面にあり、裏門 光院に譲りしと云傳ふ、  
表門のならばにて南の方二 本堂 十間に六間、本堂は藥師如十間餘をへだてて建つ、  
本尊佛はその貌ち甚だ小なるにより、後 藥師如來像 弘法に此像を彫刻して本尊とせしといふ、  
の作と云傳ふ、長五寸許、本尊の 不動像 作し 弘法大師側に安す、これ昔の本尊佛なり、

像上 興教大師像上 開山像 坐像長一尺八九寸ばかり、面  
なり、側に位牌あり、開山法印重元應永七年七月十二日と面  
に刻し、裏に明徳三年開山寺生四遠州人也と刻す、此位牌はい  
と古き者と見へて、潤飾もみな剥落し殊勝の 辨財天像 坐  
ものなり、其當開山の事實尋るに由なし、 長一尺五六寸、中古まで當寺の南にあたりて、田間にこの辨  
天の堂ありしが、一旦破壊せしにより暫く此本堂に安す、か  
の堂趾は今に至り、 稻荷社 本堂に向ひて右に 古碑 墓所に  
て除地なりと云、 應永五戊子と刻して上に彌陀の種字あり、其餘の文字は滅してよむべからず、

地藏堂 蓮光寺より南にあたり、堂は二間四 寮 正面にあり、別當は蓮光寺より僧、古碑 境内墓所にたつ、應永六  
を置、地藏堂を守らしむ、 古碑 年の字かすかに見ゆ、

觀音堂 地藏堂の西南にあたり、小堂の内へ石像の觀音を安  
持、古碑 三つ、一は永仁五年と刻し、二は永仁六年七月と見  
持、古碑 三つ、一は貞治五年六月廿二日と刻す、三碑とも  
種字を彫る、

古蹟 新塚村の北の方膝折町の地の境にあり、土人東照宮此地  
入べき山もなし、尾花が末にかゝるしら雲、出るにも入にも  
おなじ武藏野の、尾花をわくる秋の夜の月、又武藏野は草の  
はやまも霜枯て、出も入も月ぞさはらぬ、或は武藏野は草の  
葉山の陰分て出も入も月ぞさはらぬ共あり、又宗祇が連歌に

字 駒形 辻村と當村の  
境の邊を云、

山川 黒目川 辻村の方より流來り、村内  
を屈曲して下片山村に入、

神社 駒形權現社 除地、五畝、字駒形にあり、本社は宮作な  
の年代等詳 別當 圓光院前あり、眞言宗新義、隣村下片  
山東福寺末、駒形山と號す、寮は四間半に三間半、本尊觀音  
を安す、又不動の像もありて前に護摩壇を設く、當院開基の  
年歴も詳ならずと云、前住代々石碑の内に權大僧都法胤惠享  
保二十一年五月四日と刻す、これより古き年號見ざるときは、  
古き開闢にあらざる、 觀音堂 本堂の前にありて遙に權現の社  
事をして知るべし、

○下片山村 下片山村は、片山郷と東南の極にあり、元  
祿の圖に片山下村といへるもの當村の事なり、原澤莊と  
唱ふ、家數四十軒、南は原ヶ谷戸村の地と入會、東北は  
膝折町に隣り、西は野火留宿の地に接し、廣狹は大抵東  
西へ八九町南北へ五六町の間にあり、村内所々に谷合あ  
りて田畑うちまぢり、中古羽田氏に賜りしより代々知行  
して、今の善太郎に至る、

小名 貝沼 村より西の方にありて、野寺村  
に隣れる所わづかの飛地なり、

山川 黒目川 原ヶ谷戸村より流來り、村内  
を屈曲して膝折町へいる、

も、雲入嶺もしらぬ行末とありしを、武藏野や草のはやまの  
陰わけて、とつけたりし事もあり、此野に昔より山なれば  
小山を築くべきよし命ぜられ、慶長十一年鐵初ありて日なら  
ず山なりぬ、是に登りて望めば廣野を眼下に見なして、たぐ  
ひなき眺望なりしとぞ、後は此邊遠近みな田畑となり、或は  
樹木おひしげりて眺望も昔のごとくにはあらずと云へど、今  
もこゝに上りてみるに野火留の邊、平林寺の木立より膝折大  
和田の邊を、眼下に見おろして景色の地なり、その地のあり  
さま天然の山の如くにして、ことさらに築立たる塚ともみえ  
ず、又村老の説にもと二位塚とかけり、これ官女二位のしる  
しの塚なりとて、二條の後の事を附會せる  
ものは妄誕にして、更にうけ難き事なり、

○原ヶ谷戸村 原ヶ谷戸村は、片山郷の内北の方にあり、  
廣澤庄に屬す、此地もと原野にして所々に谷あり、故に  
此名起りしなるべし、方言に谷をやつともやとも呼べ  
るゆへ、たにとよまさるために戸の字をくわへたるなり  
鎌倉の地名に扇谷・比企谷・龜谷などあり、當國の中にも  
豊島郡宮ヶ谷戸村あり、又同郡瀧野川村の端村谷村はた  
ぢちやど村と唱ふ、此餘にも谷戸と稱る所多し、家數  
廿四軒、東南は上片山村の地に接し、西は辻・中澤二村  
に錯り、北は下片山村の地に隣る、平地谷合所々にうち  
まぢりて田畑ともにひとしく見ゆ、元和九年十二月晦日  
櫻井庄之助勝成に賜はりしより、今に至りて子孫庄之助  
應勝知行す、

神社 辨天社 村内西の方黒目川の岸にあり、小社なれども巧  
りて古色見るべし、

寺院 東福寺 村の中央にあり、新義眞言宗、石神井村三寶寺  
來を安置す、開山開 閻魔堂 門前に  
基ともに詳ならず、 阿彌陀堂 村の東北にあり、二間四方の堂に  
道心者こゝに居る、名主持、

新編武藏風土記稿卷之百三十終

### 新編武藏風土記稿卷之百三十一

#### 新座郡之三

#### 野方領

○大和田町 郡の西にあり、江戸より六里餘、村内東西を貫きて川越街道一里許係れり、この街道を西行すれば入間郡竹間澤村に至り、東行すれば郡内野火止宿に至れり、地形平行にして水田陸田相交り水田の方多し、正保の田園簿及元祿十五年改定の國圖等に大和田町と記す然るに明和年中土民訟への事起りし時、御勘定奉行安藤彈正少弼より出せし下知書に、大和田宿と記せしより宿と唱るよし土人いへど慥ならず、東西一里餘、南北二十五六町、人家は百四十間にあまれり、東南は野火止宿により未申の方には多磨郡清戸下宿少し係れり、北方は本郡館村に隣り、西方は入間郡坂下村永井村に並べり、往古領主の姓名詳ならず、御當代に至り芝山氏兩家の知行所となれり、天正十九年五月十七日、芝山小兵衛正員が時新座郡大和田町及入間郡水子村、並に中野村にて三百石

の地を賜はれるよし家譜に 此地を賜はりし時の御朱印は元祿十四年に焼失せしことを家譜にのせ 見えたり、大和田町は即ち此村のことなるべし、其後所領を他の地に移されし年代詳ならざれども實永二年の事なるべし、それもたゞ武藏國の中とのみいへば、いまだその所を知らず、是今の芝山小兵衛正鑑の家なり、又芝山權左衛門和次も此地を賜れり、其年歴詳ならざれども、正保年中知行せることはものにも見えたり、其子孫三右衛門某寛文六年六月五日罪ありて家斷絶し此地を收公せらる、寛永二年閏四月十五日松平右京亮輝貞本郡の中、五村を賜ひし其一にして、今もかの家の領分なり、  
小名 中野村 柳瀬川を隔て入間郡に接せる處なり、土人は山川 柳瀬川村の西よりを流る、川幅六七間、岸橋梁 橋柳瀬川に架する土橋なり、長さ六七間、元祿繪圖には歩歩渉り五間とあれど、今は川幅も廣まれり、橋の成しは何の頃なり、  
神社 氷川社 村内にありて則稻荷社 是も村内に天王社 社頭に櫻の名木あり、今榛名社は枯て植つきしと云、

#### 熊野社 小名中野村街 道の北にあり

寺院 普光明寺 境内一町四方、街道の北にあたり、田間に院の末にて江戸愛宕眞福寺の配下なり、寺傳に大同元年律宗比丘開山すと云、按に大同元年は弘法大師未だ高野山を開かざる前なり眞言宗開基を問へば、大同・弘仁の間を以て云ことかの僧徒の常にして、兎角論すべきものなし、されば當寺の開山も其年歴しるべからず、たゞし歴應年間の古佛像を此寺にかさむといへば、いづれにも古き世に開けし寺なることはしらるれど、大同元年に開山すとて律宗比丘を今も寺僧の奉ずるは一笑すべし、中興開山法印權大僧都承慶和尚元祿七年九月廿一日 門 西に向ふ、其つくり工にしてことに高し、福日示寂す、 壽山の三字を額に掲げ佐支龍の筆なり、又同じ並びの北に小門あり、本堂 南に向ひ間口十間、奥行九間金剛殿の三字を扁し、本尊不動明王(丈五尺許)の千體地藏り、此地蔵は古佛にて近頃頃修造せしとてとりくづせしに、曆應元年戊寅開眼の由を記しありと云、昔六郷某武藏野合戦にうち負け落人となりて、此地蔵堂の内にまどろみしに、はからず靈夢を蒙りしかば、それより引返して勝利を得たり、此事(太平記)にものせたり、今も其時帯たる太刀を地藏丸と名づけて、其家に藏せるよし寺僧の語り傳へたり、然るに(太平記)に載する所武藏野合戦の條には此事を記さず、恐 鐘樓 大門を入り右にあり、鐘のくは誤り傳しならん、 十輪菴 大門と通用門との間にあり、當り、近きものなれ、 十輪菴 寺の先住此に隠居せり、十輪菴

の三字をかどの扉に掲ぐ、奇麗なる菴なり、

向善寺 街道の北側にて横町の間にあたり、淨土宗、川越蓮馨もとの地頭柴山小兵衛正員なり、後柴山家所替ありてより、この寺も自らおとろへゆきて廢寺の如くなりしを、近頃頃百姓某力を盡して客殿を再造し、 芝山小兵衛正員墓 客殿終に本尊以下佛具等を安ず、 芝山彦十郎政勝墓 政勝は父なり、元龜元年六月廿八日姉川御陣に供奉して討死す、この墓石は子孫に至りて、善提の爲に造立せしものにて、いとあたらしきものなり、

龍泉寺 中野村の内街道の南にあり、流水山と云、新義眞言宗、當町普光明寺の末、客殿八間に三間庫裏も一つ棟なり、開山開基詳ならず、法印權大僧都榮賢延寶六年十月十日法主祐典とありたる石碑あれば、延寶前造立の地なるべし、  
藥師堂 同所に  
地藏堂 是も同所に  
古蹟 鬼鹿毛松 町の東耕地の内にあり、文化六年の暴風に折れて、今は其根のみ路傍に残れり、植つきし

松樹は堤の上であり、其側に小堂を作りて馬頭観音の石像を立、長さ三尺五寸、臺石に元祿九年丙子十二月造立せる由を刻す、此松の名の馬によりしとて、かく観音の小堂を立しなるべし、其まさしきことなきかず、或はいふ古松枝をおほひし時、月明き夜はその影の地にうつりしさま、おそろしきゆへ鬼影とも云しと、又土人小栗某の事蹟なども附會したれど信すべからず、膝折宿にも辨したり

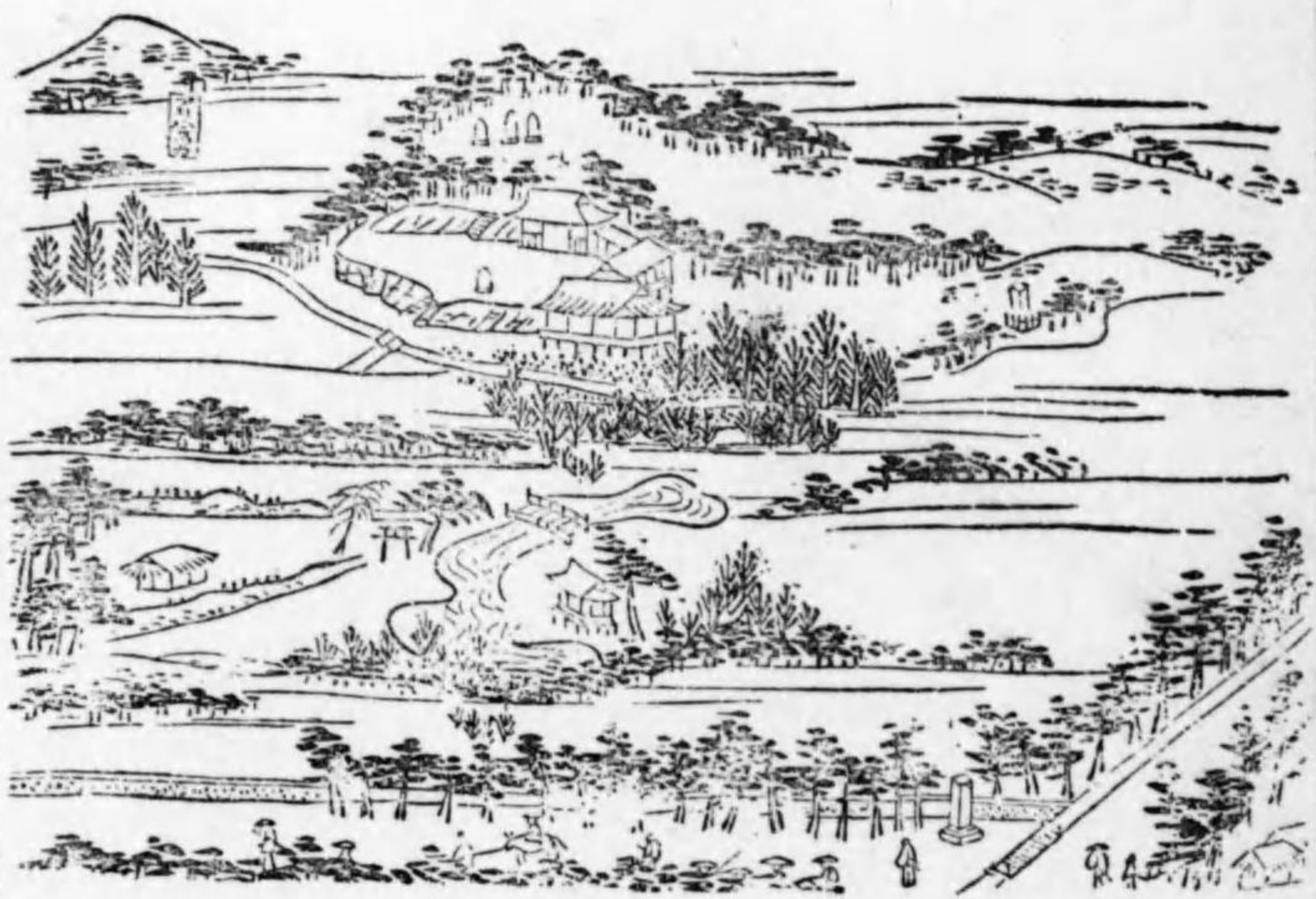
○野火止宿 野火宿は郡の西にあり、江戸を隔ること四里半、川越街道の内藤折宿と大和田町との中間の宿なり、東は片山村に隣り、南は菅澤・石神の兩村に堺ひ、西は大和田町及下里村に接し、北は館・清戸の二村に並ぶ、土性種樹に宜しければ諸木多くして、杉松の材或は薪木等を出せり、土地平にして畑のみをひらき水田はたえてなし、肥しは糠灰を用ゆ、麥及び雜穀は郡内引又町へ送りて交易す、人家五百四十軒餘、村民足立郡蕨宿へ人夫のたすけを勤む、村の西に幅五間餘、長さ四百間許にして南北を貫ける路あり、左右に古松並び立てり、相傳ふ古へ甲斐國より陸奥への街道なりと、野火留宿の名正保の頃ははまだ聞えざれど、その頃改定の繪圖に野火止塚を載せたれば、宿の名はこれより起りたること知るべし、かの塚のことは村内平林寺境内及古蹟の條にも出したれば并せ見るへし、されば此地の開けしは古きことにもあ

らず、土人の説によればそのかみの領主松平伊豆守信綱が開きしなりと云へり、此人正保四年一萬五千石の加恩の地あれば、恐くは此時に賜ひしならじ、子息甲斐守輝綱に至り、寛文三年埼玉郡にありし平林寺を、この處へ移されたること家傳に見えたり、此頃も輝綱の領分にて其子信輝の時、元祿七年河越より下總國へ移封ありしなれば、同じ時此地も公にかへし奉りしと見ゆれど、此間のこといまだ詳かにせず、寛永二年松平右京大夫輝貞に賜り、夫より累世領知して今に至れり

小名 上分 中分 下分 村の西の方を上分と 山ノ下平 寺の後ろ 横町 平林寺の門前東の方 西堀村 宿の西より寛文の頃松平伊豆守信綱領主たりし時開闢し、平林寺を當所に移せし後、彼寺領に寄附すと云、依て別村の如く西堀村と稱し民家も四十戸群居した 西屋敷 片山村の堺にて三れど、其實は別村にあらず、 西屋敷町に二町許の地なり、こゝも寛文の頃信綱原野を開きし處にて、信綱が屋敷に賜ひしより世々其家の屋敷とし、及大河内氏の屋敷と云

水利 多磨川分水 水源は多磨郡羽村よりわかれ、十里餘を流水して當村へ通ず、其間同郡の小川村より又分水あげ 御ゆるしをえて家臣安松金右衛門に命じていとみ

平林寺圖

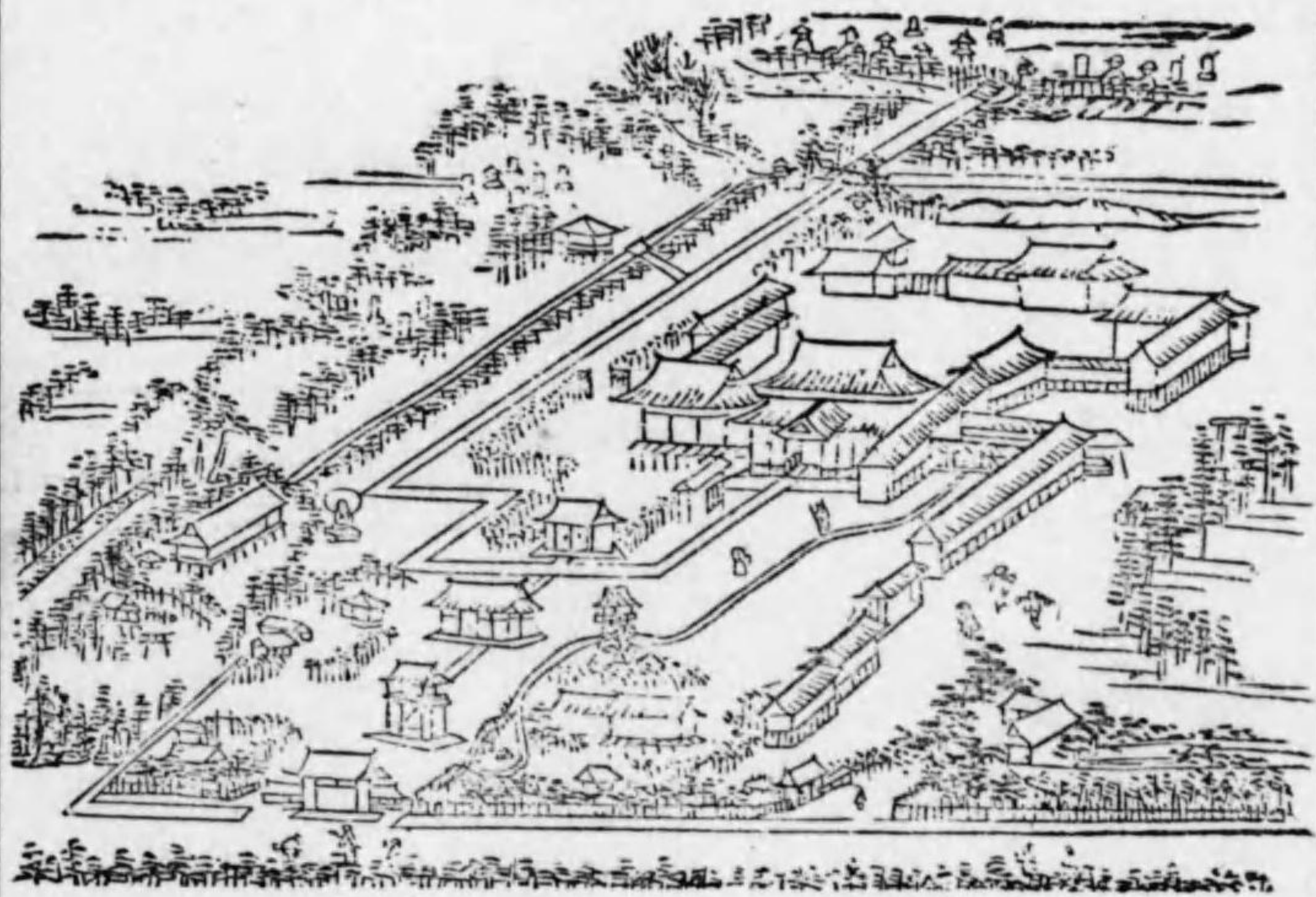


しなり、七分は江戸へ通じ、三分は信綱へ賜はり、領内へそゞりりと、このあたりは片山村と野火止宿の際をへて、平林寺の門前に至り、路の左右を流る、すべてこの水流數條となりたれば、同じ寺の四境をも繞れり、昔急流にして清冷なり、 陣屋 平林寺大門の東にあり、境内一萬、 陣屋坪餘、領主松平右京亮陣屋なり、 神社 水川社 下分のはしにあり、祠は二間、 神明社 上分にはあり、本社間口三間奥行二間半、又稲荷社 村内にあり、是も神明を祀る、

寺院 觀音堂 片山村より入口にありて、大和田町を距ること十阿彌陀堂 四方二間半の小堂西向なり、村持何れの頃か村民幕地に本覺清心庵主享保十四西曆四月二十七日とあり、堂にかけたる半鐘にも享保四己亥年見桃菴宗格と彫たれば、享保の頃は已に創建ありしこと知らる、見桃菴は平林寺塔頭なり、 觀音堂 平林寺の西上分にはあり、二間四方の小堂にて、これ村持なり、堂に正徳年中の半鐘を掛く、

平林寺 境内六萬坪餘、金鳳山と號し臨濟宗にて京師妙心寺磨川分水を引て限れりといへり、寺の後の方は喬木をひしけりて山野の如し、是を上山と唱ふ、當寺はもと埼玉郡平林寺村に在て古刹なりしが、寛文の頃此地へ移れり、寺傳云永和元年春桂菴主此寺を岩槻に草造し、石室和尚をこふて開

平林寺之圖二



山とすと、按に高僧傳云、釋善政、字石室、不詳姓氏、流前人、文保戊午與古先元無涯浩等、同船入元、一時禪匠無不敬其門、久參古林茂和尚于金陵鳳臺、稟許印嘉曆之初、借諸友東歸、〔中略〕鎌倉元帥左典厩源基氏、聞其遺華、招以問覺、政持親移住義堂絕海相得友、從應安元年六月、遷建長住持、六年據金龍庵於福山側解印而居、〔中略〕永和元年檀越建平林寺於武州巖築、延政爲開山、始祖康應元年九月二十五日化于所住、春秋九十六云云、當寺始は堂舎も壯麗なりしが、後次第に衰へゆき、ことに關東の地年を経てなだやかならずしむ、戰爭の場となりしかば、僧侶もこれが爲に所を失ひ、住持すべきものあらざれば、或は斷或は續て堂社子院もたゞ破滅の患をまねかれしのみなり、天正の頃に至り泰翁禪師といへる人住職たり、此禪師は北條の舊臣恒岡越後守が舍弟なり、兄の越後守は永祿九年の秋、上總國三船の臺の合戦に、太田源五郎氏資と共に討死せり、されば身は佛門に入ながら、戰國のならひにて武事に預り、兵卒を率ひたり、その頃安首座と書したる北條家の文書あり、今も當寺に所藏せるは此禪師へ賜りしなり、此に住せし年月は詳ならず、遷化ありしは天正十九年なり、後つくべき者なかりしかば、東照宮の命により、駿河國臨濟寺の住僧鐵山和尚をまねき下し住職をつかしめ給ひ、御朱印をも賜ふべきよしなりしが、鐵山固く辭し奉れり、其心におもへりしは、もし寺料あまた賜はらば、僧徒衣食の便を得て、勤業もそたりなば却て道も衰へゆかんと、其志はさることなれど、年歴て後寺領なくば衰廢せしことを、深くなげき思召、再び塔頭聯芳軒の住持謙叟和尚をめし、強て御朱印を賜ひしとなり、鐵山名鈍元和三年十月八日寂し、靈光佛眼禪師と謚せり、夫より世を歴て寛文の初石院和尚住職たりしとき、松平伊豆守信綱此寺を今の地へ移すべきの企あ

りしかど、それも果さずして同き三年に至り、其子甲斐守輝綱、父の志を繼てやがてこゝに移し來り、父信綱を初め悉く改葬せり、此より寺領をも改めて村内西堀村にて賜へりて、寺寶古文書十六通

安樂寺・大安寺任置候上、少も從此方於何事も不可有別儀候、可御心易候、萬一横合之儀候者可承候程者、御下向之間喜藏主江指被仰台候哉、之其段心得申爲其筆進候、恐々敬白、  
六月廿六日

左京亮全鑑花押  
安藏主江

平林寺門前、其外安樂寺・大安寺并門前之事、諸公事不可有之候、恐々敬白、  
天文丁未七月十日

左京亮全鑑花押  
安藏主江

西堂及難儀煩之由承存候、驚入存候、則望可參候、松山近所之事に候間、不及是非候、然者平林寺・大安

寺・安樂寺之事、其方へ任可有候申由承候尤候、及御返事候、於其節能々壽生候申越候、萬一御死去も□と存五百疋進候、委曲祖立可被申候、恐々敬白、  
天十一月廿四日

左京亮全鑑花押  
安藏主へ

就其方御上洛、平林寺末寺小見之内於安樂寺并大安寺、横合狼籍不可有之候、恐々敬白、  
永祿十年丁卯七月十九日

源五郎氏資花押  
安首座 侍司

就其方御上洛、平林寺領馬籠并四條之村、横合狼籍不可有之候、恐々敬白、  
永祿十年丁卯七月十九日

源五郎氏資花押  
安首座 侍司

今度上總行之砌、於殿太田源五郎越度刻令届、其方兄恒岡越後守討死、誠忠節之至不淺候、於氏政感悅候、然に彼實子無之候間、其方雖沙門儀候、名字可斷絶條、任下知越後守一跡可有相續候、涯分可引立者也、仍如件

永祿十年丁卯九月十日

北條

氏政花押

安首座

原宿

右當郷代官職之事、如源五郎時無相違被仰付畢、聊無々沙汰速可走廻、若背掟妄之儀有之者、任法代官を可被相改者也、仍後日狀如件、

北條氏虎印あり

永祿十年丁卯九月晦日

安首座

禁制 平林寺

右於當郷竹木一本も不可剪取、并田畠假初にも不可付手、惣而狼籍聊も致之者有之者、速搦捕可遂披露候、就令用捨者領主百姓却而可爲罪科者也、仍如件、

北條氏虎印あり

永祿十年丁卯十月二日

原宿當檢見御書出

一町八段百步

田數

此外錢五貫四百九十文 反別三百文宛

拾町八反小四十步 畠數

此分錢十七貫八百卅四文 反別百六十文宛

此内 十貫八百四十四文 秋成反別百文宛

夏成反別六十五文宛

以上

合廿三貫三百廿四文

當檢見踏之辻

此内引物

三百文

神田

一貫文

堤免井料共に

五百文

代官給

五百文

名主免

五百文

定使給

以上二貫八百文

諸色引之

殘而

廿貫五百廿四文

當納

以上

右當年貢無無沙汰可致進納者也、仍如件、

北條氏虎印あり

永祿十年丁卯十二月廿三日

代官恒岡越後代

原宿百姓中

野本鎌倉方一代官被仰付御印判

恒岡安首座

野本小山田方道也に雖先落居之地候、案獨齋相拘候、可除之由道也存生時相定も、案獨齋拘こ之除、鎌倉方と可被致代官者也、仍如件、

永祿十一年戊辰三月廿七日

笠原藤左衛門奉

恒岡安首座

平林寺・大安寺・安樂寺之事、寺領馬籠并四條之村、御隠居様如御證文無相違、横合非分不可有者也、仍如件、

天正十四年丙戌九月廿八日

太田十郎

氏房花押

平林寺

掟

一平林寺領竹木被下不可手付事、

一見物并往行候者狼籍之事、

一押立并宿被下爲無御印判不可致之、惣別横合非分不可有之事、

以上

右違犯之者於有之者、記交名可被遂披露、即可處

嚴科者也、仍如件、

太田氏下同

天正拾四年丙戌九月廿八日

伊達與兵衛奉之

平林寺

來十五日上洛有之由尤意得候、依之留守中少も對平林寺、横合非分之族有之者留守居之者、奏者之所迄速可致披露者也、仍如件、

天正十八年  
己丑三月十四日

平林寺

伊達與兵衛奉之

御狀拜見忝存候、仍平林寺御禮相濟大慶に思召由承尤存候、拙者も同前之儀候、然者平林寺領之物成兩年分被押置之由蒙仰候、御代官伊奈半十郎江被仰届候て、兩年進物成御渡し様に可被仰達候、則此體伊奈半十郎殿一覽候様に可然存候、無案内候間貴殿迄申入候、恐惶謹言、

二月廿七日

圓光寺

兵衛花押

松平右衛門佐殿

貴庄

以上

好便之條令啓達候、仍貴老御事今日得 上意候處に、平林寺之儀可被遣之由御意に御支度候、早々御參府尤存候、得 上意候様子□來儀之時分心靜に可申入候、恐惶頓首、

七夕

圓光寺

花押

拜主平林寺

觀右

貴僧様御寺中へ能者但御應再々餌指入不申候、之程に可申付候、若御寺中へ參申今其方々御斷可被成候、遠輩仕候者、其仁名々字御改拙者方へ可致仰聞候、爲其一筆如此御坐候、以上

二月十二日

小西井七右衛門花押

岩付平林寺様

表門 境内の入口を距こと十八町、東に向ひてたて、裏門より右の方なり、稻荷社 裏門の西數十歩にあり、小祠より北に向ふ、

表門より三十間あまり奥にあり、東向なり、凌霄閣と書せし三大字の額をかゝり、是も石川丈山の筆なり、佛殿

是も東に向ふ、山門の次にあり、七間に六間、堂内皆梵せり、釋迦如来を安す、故に釋迦堂とも云、此堂に向ひ左に肉桂樹あり、黄蘗山の種

本堂 佛殿の背後にあり、東向にして前にありと云傳ふ、

本堂門を設く、堂は十間に八間、こゝにも平林禪寺としるせし額あり、丈山の筆なり、本堂釋迦如来を安す、相傳ふ昔甲斐守輝綱わかゝりしころ、三河國吉田川

にて水練の事を學びけると、はからずも此釋迦の首を水中に得たりしかば、全體を修造し當寺に納めしなど寺僧はいへり、本堂の左右に達摩及び大権の二像を置けり、堂

十輪 南の隅にあたりて、松平氏代々の位牌堂あり、

菴門 門を入り右にあり、當寺の隠居所なり、西に向ひ小

天 門を構へ、内に四間半に二間の客殿及び庫裏あり、

神社 十輪菴の南にあり、小祠、前に鳥 戴溪堂の西北二間に二間半、堂は東向なり、正徳年中深見玄侍建つ、入口に戴

溪堂の額あり、當寺の前住默雲の書なり、左右に聯あり、衣冠去國存君父、日月還天耀古今、源鐵助の書なり、立像一尺

の觀音を堂内中央に安す、獨立禪師平生信仰せし像なるよし、

上に天然古先生の四字を扁す、獨立禪師の書なり、左右に五夜禪燈三昧火、萬年藤几一夜香、と書したる聯あり、これも

獨立禪師の書なり、側に玄侍の位牌あり、明獨立易禪覺位と彫る、觀音の右にあり、後ろにこの禪師の像を置く、坐像二

尺許、梅花關主の額を扁す、隱元禪師の書なり、又獨立禪師の誌銘を木牌に刻みて側にあり、其文左の如し、

明獨立易禪師碑銘并序 因州刺史越智直郷君章父

師明之戴笠荷鋤人、曼公先生也、杭州仁和縣人、其先出普戴安道、世家山陰會稽、及祖父、始生徒焉、

父銓部敬橋、有善行、母陳氏、姚江陣龍江女、身六產而乳七子、末產雙男、師即其一、實生於萬曆丙申

二月十九日、幼名觀胤、因其大士、同辰也、天資穎悟、讀書過日輒誦、幼學學子業、蠶登贊序、然不喜

時文八股、季二旬有五、羅會城災、又當魏堅亂朝、竟棄咕嗶、放遊南湖、欣領山水之趣、季比三十、未

能爲詩、一日友社、逼師賦詩、即應聲曰、我來溪頭坐、溪月留我宿、

秬此二句、衆皆嘆異、嗣後凡有題到、下筆沛然、藻思傑出、清新自然、洗盡糟粕、不

襲人語、年齊五十、明亡清代、一天虜塵、不勝憤憤、乃往長水語溪養晦焉、時有粵人某、招同浮海、快濂煩

襟、癸巳早春發行、三月抵崎、時承應二年也、長崎奉行橋正述請留馳書上乞、師便住、有僕澹軒懷戴子

曼公負笈向日東不歸之歌、次年甲午七月、普照國師應聘東渡、大振法威、師嘆年垂六甲、命有幾何、失

心脫白用畢殘喘、狀求出家、乃歸國師坐下雜染、即

年臘月八日也、諱曰性易、字獨立、號天外一人、師謂樂儒歸釋、酬同一性、風光落々山袍、躡躡雙衰、殊可嘔而無可計者、青天白夢之同塵也、並擔儒釋、博淡典籍、識者云、慧地之流亞、明曆乙未八月、從侍普門掌書記、萬治元年戊戌九月、侍國師東朝武城、宰官長者、莫不嘆師才之德之美、出於時輩之右、執政源君信綱、暨有司源正重、欲師住錫、事阻不果、萬治二年己亥病假還崎、庚子還關幼寄山、三載出關、亡幾罹災發、時寬文三年癸卯三月八日也、嗣後居不擇地、無礙其緣、術同道廣、治不視方、活潑施藥、闔國稱神、嘗謂濟人及物、菩薩本行、應機施用、祖老活路、至如書法、正鋒逼古、神氣含光、獲其片紙雙字、珍襲猶如鐘王墨蹟、蓋亦絕品也、乙巳春雪峰即非和尙、開山豐之廣壽、東師邀駕、虛半坐以待、師輒翩然而往、不憚餘喘、出力備至、豐主感師老而精勤、特就山中起靜室、為憩息之所、自扁曰白雲室、厥後省觀國師、途次疾作而回、遣侍從祖命代焉、平時健啖猶壯年、至此稍減、衆勸服藥、不聽曰、報身非病、何事藥爲、倒臥匡牀、吟哦自娛、忽朝起坐、索筆書曰、鑿鑿塵塵傍海邨、不忘殘夢繞空軒、咄、任他凍折梅花影、接却江南白玉魂、書罷溘焉而逝、

容貌如生、玉柱一雙尺餘、衆皆驚異、悲悼不已、春秋七十七、夏臘一十九年、實寬文十二年壬子冬十一月初六日也、示寂前一日、請于某和尙廣善庵、托末後事曰、即今甚麼時候、答云、日午打三更、師呵呵而笑、和尙便起、終爲下火閣維於聖壽山待徒慧明、護送靈骨、于於黃蘗山、有天外老人集若干卷、嗟哉吾師棄世、業已四十七年於茲、空抱素懷、負恩極矣、積愧性愧、莫可與計、詎謂己丑臘月、遙奉聘書、夙夜戒途、越庚寅二月直抵武城、三月初日、賜殿見命入翰林、願謂身已充選、其奈師無安像之區、願言數椽之構、獨有源爲政聞而善之、以爲可圖也、距都西五十里外、武州地有鉅刹焉、山曰金鳳、寺曰平林、前伊豆守源君信綱之重建也、攀關曠野、樹之松杉、導水玉川、控之紆廻、分友折脈、委給庖溫、元旱不竭、人各便之、其子院聯芳軒西北之隅、有隙地即可就而起焉、住持靈峰禪師、其老師默雲和尙合議可之、乃庄工礮木、裊載以至、卜吉架梁、翼然傑東、僅三楹間方之、扉以覆蓋、聖以瑾璧、匪日而告竣、時正德丙申三月初七日也、扁曰載溪堂、中位供範金大士、遵師歸崇也、左奉師像以奠之、扁題梅花關主、乃普照國師書贈者、旌其三年坐關也、噫時下

俱霽上恩之末光、安得延至於此、而自明於世乎、回意舊勤共事之輩、悉聯翩而去、祇今吾止一子遺年、年又老矣、稍有志氣之存、少效其觀己、伏念吾師一生忠憤之言、慷慨、不容到者、亡慮數十篇、今略表而出之、其曰我明高皇帝之有天下、赤子開天、創成一統、昭昭大業、足誇今古、一力返正功德、至辟異類之亂中夏、而成乎中夏之有人、盡返中夏之有土、極乎成天下之盛德、明高皇帝其至尊焉、人倫明於上、軒冕御乎體、衣冠復乎制、禮樂成乎用、教化被乎有土、顧斯民而出深沈之永夜、見四際之高天、若是重關鴻濛、豈不曰大明日月哉、於斯世也、突忽有妖邪、云姚廣孝者、以獸變僧現形、當世敢與高皇四子燕王合謀、力推元命之統、若曰僧也、身與世法事不相親、若曰理也、至當明德、光天照地、中起作妖、其亂斯祖作孫、承一統元命、行奉燕藩、大創妄學、背義無端、逆天無厭、殺命無窮、挾長挾勢、子斬父孫、弟亡兄愛、而日奉天承運、以詔天下哉、只此四字、大槩萬世橫逆愆光矣、確乎哉侃侃之言、非一己之私憤、乃天下之公論也、嗚呼師也遭時亂亡、不苟安於其地、而耻復屈身、其後竟以踏海、終以方外、其耿介卓絕之風、歷千古而不磨、如師所謂功名事業不少槩見、

而其高情逸想播於聲詩者、後世能言之士、皆自以爲莫能及也者、否耶、信可推而仰焉、凡讀斯文、能無一慨、原以歆慕之誠、方欲仰乞、在朝鉅公、名山碩德、雄文雅篇、用光吾師遺事以勸之、或勸之曰、奚不自勉、而他爲、岱固謂不安矣、然求之弗克寧將自力、乃據生平所親炙、徵其心事照然者、不忍避文之繁、恭志陣跡、因作銘曰、  
身非漢使、誓不生還、出處惟義、備嘗險難、朱家多士、弄失河山、清宵撫髀、踐跡重關、豈道佛性、懶頂其顏、倅爾遺範、後人追攀、天開武藏、沃野遙環、金鳳攸止、碧水潺湲、享保二年歲次戊戌四月穀旦  
弟子高松本季江直美等拜建  
學寮 佛殿の左邊にあり、北向なり、鐘樓 佛殿に向ひ右にあり、鐘の徑り二尺九寸、高さ三尺五寸、今の鐘は寛延中鑄たり、其時の銘及び元和・天和等の銘を勒せり、其文左の如し、  
大日本國武藏州埼玉之郡岩附庄、金鳳山平林禪寺、千戈後、無催弼華鯨、茲吾山檀越、參州旛頭郡吉良之健産、源家之氏族、大河内法林宗無爲祥菴壽參、同雄嶽宗英居士、有孝心所感、命冶工鑄亮鐘、寄與鳳山、其功德也、其孝心也、積岳餘慶、猶以至家門



之榮者、幾萬年矣、祝祝銘云、

耳根清淨鮮、百八攪諸民、嗚吼則轟地、  
擊鐘則動天、曙光樓閣外、明月寺門前、  
檀越不孤億、兒孫億兆年、

于時元和九年癸亥九月十三日

住山比丘雲峰宗怡誌

寺舊在同州岩築城西、寛文初移地於此收、事具載寺  
記、予延寶甲寅之夏、東司院事、四年丙辰堂外微火、  
鐘樓尋燼、雖聲隨扣擊、其鑿若有虧、予且暮病諸、  
天和壬戌之冬、遂命冶工再鑄、範圍尺寸、全該舊制  
及其銘辭、不易壳字、重斯鑄、無所遮幾者、切乘檀  
越初度之願輪、永保寺門中興之基業、祝云、劫石有  
消日、洪音無盡時、遠也大也、

維時

天和二年壬戌之冬十二月十六日

武州新倉郡野火留莊金鳳山平林禪寺

現比丘默雲禪宜書

吾鳳山嘗有梵鐘一口、其型小而且有寶隙、樓未復舊  
觀、茲有知庫全徹、志深檀與慨嘆不已客歲之夏、振  
錫提疏、普募有緣、龍天加護、貴賤戮力、華鯨與樓  
同時圓成、銘詞者適存雲峰默雲兩祖之舊章、而不再

贊、山野唯賦一偈、祝遠大云、

梵音大器頓圓成、新挂樓臺備法城、  
響徹幽明功用遍、晨昏永報度群生、

維時寬延三年龍次庚午年秋吉旦

住山比丘東巖禪海誌焉

冶工武江戶住 西村和泉守藤原政時

按に右に鐫せる元和九年の銘も、再鑄のものともみえて、下總  
國大寶寺村大寶寺、守護の八幡に掛し鐘銘に、大日本國武藏  
國崎西縣澁江郷金重村、金鳳山□□寺云々、嘉慶元年丁卯  
歲、開山石室叟善政謹書、大檀那藤原中務丞政行、慶雲禪寺  
比丘至光、小谷野三郎左衛門尉季公、奉行青木左近將監朝貫、  
築屋山城守修理助義次、遊井尾張守沙彌常宗とあり、是正し  
く當寺の古鐘にして、戰爭の比彼社へ移せしなるべし、是に  
ても當寺創立の始は、殊に堂舎以下壯麗なりしなといへる、  
寺傳の虚ならず、浴室三間に二間許、鐘樓の傍にあり、開浴  
延命菴にこの名あり、故 座禪堂 本堂の北にあたる山の  
古碑一基を建つ、應面に弘 開山石室和尚墓あり、事跡本  
安四年辛巳一月日とあり、 朝高僧傳に詳なり、其 養心菴 座禪堂の側山下の地にあり、  
大略既に前に載す、 辨天社 境内北の方にあ  
寺の隱居所 經藏り二間四面、 祠、前に地あり、昔は廣き池と見ゆ、今は少しく埋りたる所  
あれども頗廣く、祠前に小橋を架す、橋のこなたに鳥居を立

り、野火留塚 境内後の山中にあり、な 在原塚 此塚の由

なられど、野火止塚の側にあれば、其 増田右衛門尉長盛

ちなみにかゝるものも出来しにや、 墓 境内下耶塔と稱する所にあり、面に元和元年五月二十七  
墓日とえり、墓石はいかにも新しく見ゆれば、後世より建  
しものなるべし、後の杉樹一株あり、當寺をこの地へ移され  
し時、岩槻より持來りしよし、墓木なる故右衛門尉と唱ふ、  
長盛は増田仁右衛門と云、其祖先を詳にせず、太閤秀吉に仕  
へ功勞多し、其人となりも又よのつねならざりしゆへ、秀吉  
これを深く重し、しばし秩祿を加へり、天正十二年織田信雄  
と尾州小牧原合戦の時、戦功案にすぐれたれば、二萬石を加  
賜せらる、右衛門尉に任せり、同き十三年五奉行を置れしに  
も、長盛其一なりき、かくて文祿四年大和國郡山に移封し、  
二十萬石を賜ひ、從四位下に叙せらる、是より始め朝鮮の役  
起りし時、淺野彈正少弼長政と隙を生じ、やがて石田治部少  
輔成にくみし、慶長五年關ヶ原の軍敗れしを聞き、いそぎ東  
照宮の御跡をしたひて京師に入、毛利輝元と、もに罪を謝し  
奉れりと、或は己が所領郡山にこもり、福嶋左衛門大夫正則、  
井伊兵部太輔直政等につきて、身の過を謝せしが、御ゆるし  
なくて、其まゝ高力土佐守政長へ召預けられしと云、此時東  
照宮の御いかりな、めならざりしかど、長盛内々は三成に與  
しなから、いまだ鋒を交へざるを思召し、別に宥恕を加へた  
まひ、紀伊國高野山に入り、僧となるべきよしを命じたまふ、  
故に九月二十五日長盛高野山に入りて、剃髮染衣の身となり  
て、後終りを知らずと云、一説曰、其子兵大夫盛直、(一に長  
直)關ヶ原の役には、東照宮の麾下にありしゆへ、父に連座  
せず、其後心かはりして是も大坂に通じ、元和元年五月七日

の合戦に討死せり、長盛その頃武藏國岩槻に盤居してありし  
が、盛直の死せしをき、やがて自殺せり、歳七十七、増田  
の氏はより長く絶たりと云、按に始め高野山に入しといへば、  
いつの頃岩槻へ來りしや年代詳ならず、元和元年五月二十七  
日、長盛配所に於て死を賜ふなどしるものあり、死後  
この寺に葬りしならん、是寺の事跡も其家譜を見れば正し  
きことは考ふべ、 多磨川分水 境内を流る、其流左右 塔頭  
聯芳軒 藏源堂の脇にあり、この院は當寺岩槻にありし時より  
ありて、謙叟亭和尚の御朱印を賜はりしことは、前に  
見へた 睡足軒 裏門の内に入り、西に向ふ、當寺のこの地  
立せしが、今は 見桃菴 睡足軒の向にあり、是も當寺を引し  
塔中となれり、

野火止塚 今平林寺境内にあり、徑十間、高さ五間餘な  
云、昔男ありけり、人のむすめをぬすみて武藏野へいてゆく  
程に、ぬすびとなりければ國の守にからめられにけり、女を  
ば草村の中にかくし置て逃にけり、みちくる人此野をぬすび  
とあなめりて、火つけんとす、女佯て武藏野はけふけなや  
きぞ若草の、夫もこもれり、吾もこもれり、とよみけるを聞  
き、女をばとりてともにあて行にけりと、是はこのあたりな  
るよしへり、此説のこととき余く此物語により、後の世よりい  
ひも傳へ物にも記したれど、もとよりあとなき事なり、され  
ど其説の起りしも、又近き世のこととはおもはれず、(圓國  
雜記)に云このあたりに野火止の塚といへる侍り、けふはな

やきそと詠ぜしによりて、烽火忽ちにやけとまりけるとなん、それよりこの塚を野火止と名け侍るよし、國の人申侍りければ、若草の妻もこもらす、冬さればやがてもかる、野火留の塚と云云、此後の事は古き書にも見あたられど、正保の頃の國圖にも、原野の内に此塚突出して、立るさまを載たり、是は當寺此所に移らざる前なり、又此塚を土人九十九塚ともいへり、業平の百とせに、一とせたらぬつわも髪われやこふらん面影に見ゆ、とて、歌より起りたるなどいへば、彌附會の甚しき辨するにたらず、又當寺この地へ移りし時、固よりこの所は山野なれば、すくもなど掃き集め、かき上たる故、塚も一段高くなりけることなれば、すくも塚なるを誤り唱へて、つくも塚といへりと、是は又當寺開けしより後のこといへば、尤近き世のことなれど、野火留塚の名はもとよりありて、後すくもなど積あげしかば、別にすくも塚と唱へしといへば、さもありしにや、

褒善 孝女たつ 此村の農民利右衛門の女なり、父母に仕へて孝なりしよし聞へありしかば、寛政六年領主松平右京亮より褒賞ありしとぞ、

○菅澤村 此村は、郡の西にして、川越街道よりもまた西に當れり、江戸を隔ること六里、寛文の頃信綱新に開ける野火止宿の新田地ゆへ、正保の繪圖には未だのせず、元祿の圖には載せたり、東南は野火止宿に堺ひ、西は多磨郡清戸村に接し、北は大和田町なり、東西十八町、南北七八町、民戸五六十軒にして、大熊・荒井・金子・長谷川

等を氏とす、すべて水田はなく畑ばかりなるが、土性は野土耕作に宜しからず、穀の類など江戸へ送らる、入間郡所澤村へ運び、又は本郡引又の町へ持出、かの地にて三八の日市あれば、其時交易せり、村の中央を南北に貫き、隣村清戸より野火止宿に至るの街道あり、左右に古松並び、路幅は五間餘もあるべし、昔甲斐國より陸奥への街道なりしよしひ傳ふ、寛文の頃は信綱の領分なり、元祿七年松平甲斐守吉保川越の城を賜りし頃もよりなれば、この所もかの領分となりしと見え、後所替となり、寛文二年より今に至りて松平右京亮の領分なり、

小名 下之分 上之分

神社 若宮八幡社 年貢地、小名下ノ分にあり、村の鎮守なり、開口三間、奥行二間、前に鳥居を、本社九尺四面、拜殿は建、兩社の間一問餘、村持なり、

觀音堂 小名上ノ分、奥行二間半、堂は東に向

法華堂 小名下ノ分にあり、法華宗、郡内小樽村妙福寺塔中、大本尊宗祖菩薩、開基圓應院日近聖人、是も南の方に向ふ、元祿十三年七月二十六日の示寂なり、三十番神堂 境向にあり、

新編武藏風土記稿卷之百卅一 終

新編武藏風土記稿卷之百卅二

新座郡之四 野方領

○館村 館村は當郡西北の隅にありて館之郷廣澤庄に屬し、江戸より行程六里餘なり、家數二百軒餘、東は宮戸村に接し、南は野火留・北野・大和田の三村に隣り、田島・宮戸・濱崎・溝沼・膝折五村の新田にも少しく雜れり、西は入間郡竹間澤・針ヶ谷の二村にて柳瀬川を界とす、北は新河岸川にて對岸入間郡宗岡村なり、村内田畑ともに半せり、又野林もあり、當村は御入國の後山中左大夫介重及び大河内兵左衛門某二人に賜れり、介重は寛永十二年十一月卒して、其子與五兵衛常義家を續しが、後によからぬふるまいありしかば、やがて領知を沒收せらる、大河内氏の知行も後に外へうつさる、是は松平美濃守に此邊を賜りしときのこととぞ、又新見氏の譜に云、七右衛門正信寛永二年武州新座郡引又村に於て、百石の地を加へ賜ふと云々、是今の引又町を當時一村の如く引又村と稱せし

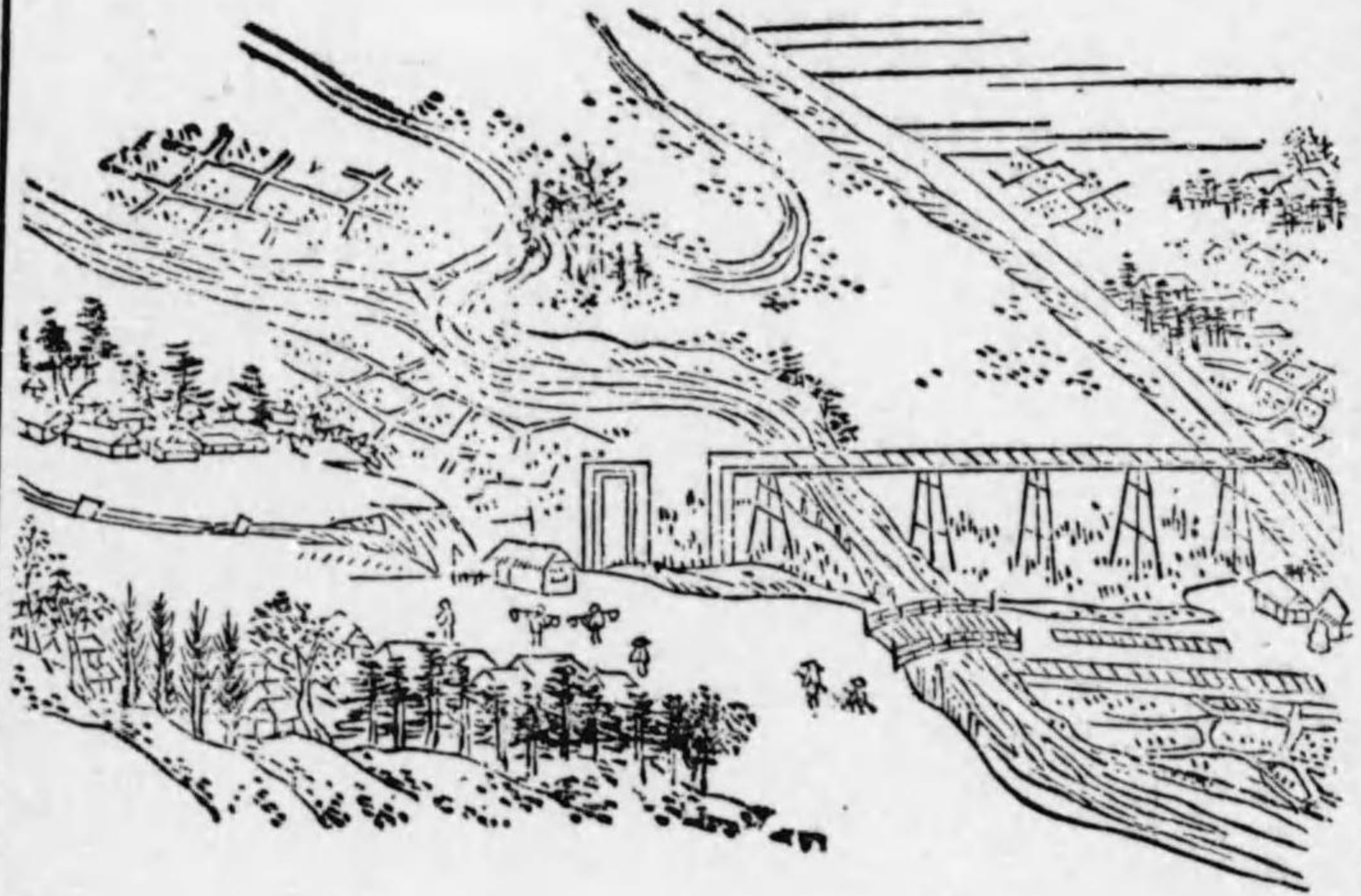
ならん、此新見の知行も合せて美濃守の領分となりしなるべし、其餘古より御料所も打交りて、正保の頃は近山與左衛門が支配せし由當時の簿書に見えたり、元祿七年正月七日より一圓に松平美濃守が領地となりしが、幾ほどなく寶永元年所替ありて、同二年松平右京大夫輝貞に賜はりしより、今の右京亮輝延に至りて世々領知せり、

小名 引又町 村の東の方なり、奥州より甲斐・相模兩國へ郡清戸宿との間の宿なり、町家數凡百軒許、昔より三八の日當町にて市を建、穀類及諸品を交易し、近郷の民つどへるを以て、おのづから繁昌の地なり、寛永二年新見七右衛門正信に新座郡引又村を賜ひし由、其家の譜に載たれば、町の事なるべし、其後 中野村 西の方柳瀬川によりたる方なのづから一村立し地の如く里人は稱すれど、左にはあらず、ともに當村中の小名なり、

山川 柳瀬川 村の西境を流る、坤の方大和田村より村内へか凡十間餘對岸は入間郡の地なり、

新河岸川 入間郡宗岡村・水子村の間より流れ來り、五町餘に新河岸川して宗岡と當郡宮戸村との間に達す、川幅十五間、橋梁 引又橋 新河岸川に架す、引又町への入口なれば此名あり、長十五間半、幅三間、近郷四十三村の普請所なり、

伊呂波樋圖



水利 伊呂波樋 新河岸川に架して、對岸宗岡村境の上に至る、引又橋の並にて、西の方にあり、長百二十六間餘、幅二尺餘、四方所々にて繼合す、其數四十八ありて國字母の數と同じゆへ此名起れり、又南の岸に埋樋あり、長九十六間、幅は寬と同じ、中央に高樹二つを設け、これは水をたへて激流とし、高きにのぼらしむるの巧なり、この埋樋と寬とを合せては二百二十二間一尺あり、農時には水をせきかけて入間郡の内諸村の水田にそぐ、相傳ふ松平美濃守川越の地を領せし時、領地入間郡宗岡村の邊、諸村水利に便あしきことを憂ひ、當村用水の餘流むなく、新河岸川へおとし、領主なりしときのこととも云、未だ其正しきことを聞ず、神社 氷川社 村の中央にあり、本社は宮作にて上屋あり、三の三字を扁す、拜殿の前を距ること三十間許にして鳥居を建つ、鎮座の年代は知されども、古き社なりと云、村内寶幢寺持、八幡社 城山にある故に土人は城山八幡と云、神體とてひめを下に文明十八年十月二十三日と刻し、左右に供養せしもの、名を記せり、地藏の像のいかにも古雅にして殊勝なるゆへに、領主より勸請して八幡に祝ひ、小祠をたて、此山の鎮護とす、村内長勝院持、

兒大明神社 小名中野村にあり、社は二間四方、前に鳥居を祭れることを知らず、石像にして猿にのり、手に巻物をとる狀なり、其長一尺ばかり、中野村の鎮守なり、村民持、末社 稻荷社 小祠なり、本社に

十殿權現社 引又河岸にあり、これも小祠なり、祭神は同象め勸請せしと云、其年代は詳ならず、是も村民持、

稻荷社 二字 引又町の裏にあり、共に小祠、村民持、

寺院 寶幢寺 除地、二町四方、村の西の方にあり、新義眞言詳ならずれども、古き寺なりと云傳ふ、寺領十石を賜ふ、境内に立る先住の石碑に、權大僧都法印承永は、寛文十年三月二十四日示寂の由を刻し、其餘ふるき五輪の石塔あまたあり、みな承永より先の住持の碑と見ゆれども、文字なければ年代を考るによしなし、昔大猷院殿此邊へ御鷹狩の時は、かならず當寺へわたらせ玉ひければ、時の住僧調し奉れり、其後しばしば拜し奉りける、かくてぞ村内十石の地御寄附の御朱印を賜ひしとなん、又ある日御遊歴ありしに、境内せはきよし仰ありて、門前の地一町を加へ賜はりし、今に至りて大門の前に、又木戸を設けたる所、これのちに賜はりし地の界なりと寺僧いへり、かゝりければ當時は、寺院もことに、ぎはひしと見えしが、今はをとるへはて、堂宇の再建だに果すことを得ず、寂寞たる野寺なり、されど此邊 表門 入口より大にての大寺にて、末寺も三ヶ寺あり、

餘南に向ひ 裏門 表門の並にありて、 本堂 天明六年火災、てたつ、 裏門 東の方によれり、

いまだ再興の事に及ばず、纔の假殿を建て、本尊地蔵尊を安す、本堂の礎石は假殿の西の方に残り、 鐘樓 本堂礎石の前にあり、古鐘は慶安辛酉法印承秀住職の時鐘たるよしを刻したれば、今の鐘は後に改め鐘しことは勿論なれ

ど、年月を勒せざれば、何の頃成しや知るべからず、

長勝院 除地、村の中央よりは西によりてあり、新義眞言宗、八間に五間半、本尊藥師如來を安置す、開闢の年代及開山開基も何の頃の人なりや詳ならず、されど境内に古碑あるによれば、古き寺なる

古碑 三本 一は觀應三年十一月四日沙彌尼十一月八日宋阿逆修と刻し、一は元弘三年癸酉七月と刻す、三基ともに上に彌陀觀音勢至の種字を彫る、

東明寺 小名中野村にあり、新義眞言宗、村内寶幢寺末、阿彌陀山と號す、本堂四間四方にして、庫裏の方へ立つ、けたり、本尊阿彌陀如來を安す、創建の年代等詳ならず、境内光海上人の墓石に、寛文三癸卯年示寂と刻したるは、當寺の世代なるべければ、此以前に開けたる事は、勿論なり、其餘年代等考ふべきものなし、

寮 引又町の東側村民武左衛門が屋敷にあり、

古蹟 館迹 長勝院の東の方にありて、同寺の境内へも少くか、どわづかに残りて、當時のさま髪髯として見るべし、土人云、遠からず世までも土手堀など全く存せり、其後林をひらき、畑をおこせし時、こぼてりしにより、古の狀更に變ぜり、今八幡祠のある所館のありし所なりとぞ、いかさま北の方に崖ありて、廣さ二町に二町半ばかりの要害の地なり、昔大石越後守ここに居れり、此人は小田原北條家の家人なりしが、天正十八年太閤秀吉の爲に亡し、按に大石越後守は多摩郡瀧山城主大石信澄守が一族なるべし、天正九年北條武田兩家

の間和議破れける時、駿河國分國境目の押へとして、同國獅子濱の城に越後守を籠をきしこと小田原記に載せたり、同十八年上方の大軍小田原の城を攻し時、この人同じ城にありて、終に奇手のために城を明渡しけるよし、【北條五代記】等の書に見えたり、されば此時をのが、  
館も敵の爲にうち亡されしならん、

○北野村 北野村は、家數十軒、館村の南につゞき、東南は野火留宿の地に接し、西は大和田町に隣り、東西十町、南北八町、相傳ふ昔は此邊荒野なりしを、寛文の頃松平伊豆守信綱が時に新墾せり、元禄年中松平美濃守この地を賜りし後檢地して一村と定めたりと、同き十五年改定の地圖及同時の郷帳にも當村をのせたり、又土俗當村を北野八軒と稱す、こは其時の戸數によれり、かくことさらに戸數をかぞへて字とせるもゆへあり、信綱新田の地を民へ賦し與ること、一夫の受る所を一町とさだめ、地の形は七間半に四百八十間と定め、これをして八段にわかち、其四段を林とし、残り四段を宅地及び田畑とす、この四段の田畑の内一段を公田として、出す所の米穀を貢税し、餘り三段を私田として、家産の料に充つ、されば地の肥饒年の豊凶を論せずして、土民貢税に苦むことなしとぞ、これ古に所謂助法の遺意なり、故に土人今に至りて其法のかふべからず、長く弊なきことを感服

せり、偶此村開墾の初田畑八町歩ありしゆへ、戸數も八軒ありしにゆれり、今は民家もましけれど經界の法は古を變することなしと云へり、村内奥州への街道ありて、野火留宿より入て引又町へ達す、此村は畑多くして水田少し、土性も野土にして下の中なれば諸作豊ならず、多くは麥を作り、引又町へ出して交易す、村役は蔵宿へ人夫の介を勤む、當村開墾より松平伊豆守信綱の領知にして、其孫信輝に至りしが、元禄七年正月七日下總國へうつされて、此地は其まゝ、松平美濃守吉保に賜へり、此人も寶永元年十二月二十一日甲斐國へ移封ありて、明る二年松平右京大夫輝貞に賜はりしより、今の右京亮輝延に至る、

小名 三軒屋 陸奥國への街道より東の方にあり、此陸奥國への街道より東の方にあり、此所に民家三軒あり、故にかく名づけり、  
水利 多磨川分水 野火留宿の方より流れ來り、村内を四五町用ゆ、引

神社 稻荷社 二字共に小祠にして西  
寺院 藥師堂 北の方にあり、堂は二間四面、本尊は藥師 古碑 一は建武三年正月二十六日と刻し、一は應永三年正月日道壽禪門と彫て、上に阿彌陀の稱字あり、一は上の方か

け損してよむべからず、應四年乙卯五月二十九日道乘禪門とあり、按に明應四年干支乙卯なればかのかけたる所に明の字ありしならん、三基ともに  
村民の庭中より出たと云、

○上内間木村 上内間木村は、郡の西北の隅にあたりて、江戸より行程五里に餘れり、家數十軒、土人の傳へに此地は後世新墾の村にて、木村は今の下内間木村なり、開墾の年代はたしかにも傳へされど、元禄より後の事なりと云、又傳へに中古下内間木村は家數十軒、此村は十三軒ありしとぞ、よりて下内間木村の名主進退せしかと、年をうつて家數も多くなり、別に名主を置けりと云、村内東西七十八町、南北十四五町、東は下内間木村に接し、南は田島・濱崎の二村に隣り、新河岸川を界とす、西は入間郡宗岡村に及び、北は荒川の岸に到り、對岸は足立郡大野・道滿の二村なり、かくの如く兩川の間にはさまざま、年々に水溢の患をまぬかれず、ゆへに古より水田をおこす事なく、地の高き所をえらびわづかの畑をひらきて耕す、又原野ひろくして草茅多く生すれば、これを刈取て産業を助く、かゝる地なれば他村の往來も自づからうとくして、風俗いと質樸なり、竊盜のいたづらものさへ至らんに、便あしければそれらの災もしらすして、民家戸さゝざるに至る、當村開發以來御代官所にして、

今は川崎平右衛門が支配所なり、  
山川 荒川 村の北境を流れて下内間木村と足立郡大野村との間に入、川幅四十間餘、  
新河岸川 村の南にあり、西の方入間郡宗岡村より來り、村の境を流れて下内間木村と根岸村の間に入る、川幅凡二十間、  
長沼 下内間木村の境にあり、廣き沼にて當村の悪水を落し、沼の南の方堀割て又悪水を新河岸川へそゞぐ、此間五六町もあり、古來よりの御普請所にして、今に二十年餘の間には必堀渡ありと云、  
橋梁 内川を渡して田島村に通ず、もと百姓等私の舟渡なり、渡しが、當村はさせる役もなく、たゞこの渡船を勤るのみたれば、村役となれり、

神社 重殿權現社 村内西の方にあり、社は二間に三間、鎮座の年代詳ならず、社頭に古松あり、村持、  
寺院 阿彌陀堂 是も權現の邊にあり、安養院と號す、堂は四間に五間あり、創立の年代詳ならず、同郡館村寶幢寺より僧を置て守らしむ、

○下内間木村 下内間木村は、江戸より行程四里に餘りて郡の北にあり、家數十軒、北は足立郡大野村に隣りて荒川を界とす、南より東は田島・臺根岸新倉四村の地錯りて當村と相望み、新河岸川其境を流る、たゞ西の方のみ上内間木村の地につゞく、四方十七町ばかりあり、

かく三面に川を帯びたれば、水災を恐れて高き所に畑を作れり、餘はみな原野の利を待て産業にあつ、此村さまで僻遠の他と云にもあらざれど、三面に川流、原野のへたてありて自ら近郷の交もうとければ、風俗も四隣の村落には似もせざるまで鄙野にして、衣服飲食より家作調度に至るまで、いと質素なり、上の條にもいへる如く、此村は上内間木村の本村にて、開闢もふるしと土人云へり、加藤家譜によるに、天正十九年五月十七日加藤源四郎正勝、常村及び入間郡池邊村・大仙波村にて三百石の地を賜はりしと云、寛永四年に至りて江川太郎左衛門檢地す、この後正保の頃に至りても猶源四郎が領せし由はものにも見ゆれど、其後の事さたかならず、何の頃よりか御料所となりて、今は川崎平衛門支配せり、

小名 西口 村の南にて新河岸川の渡、散在村の南にて西、ウツケ荒川の岸、おもせたる方なり、

森林 林二ヶ所あり、共に百姓持、

山川 新河岸川 村の南境を延貫し、東流して荒川へ落入、川へ落るまでの間屈曲甚だ多く、して、四十八曲に至ると云ふ、

荒川 村北を流る、此川南の方へ斜にして、川幅四十間餘、

渡津 地蔵河岸渡 蔵木の側にも云、荒川を渡りて是立郡大野川へ通ず【正保繪圖】に羽根倉渡三十五間と載せたるは、此地蔵河岸の舊名なりや川幅今と異なるものはこの流やもすれば洪水雨岸に溢るゆへ、年をへて崩れおちたるならん、

渡 二ヶ所共に新河岸川を渡りて根岸村へ達す、

原野 散在原 呼、十町に七八町もあり、

神社 山王社 除地

八幡社 除地

氷川社 除地

蔵王權現社 除地社内に御手洗あり

辨天社 除地

稻荷社 除地

寺院 西福寺 末、寶聚山と號す、客殿六間に五間半、本尊阿彌陀如來を安置す、開山は權大僧都香泉と云、此人は寛永二十年三月二十四日示寂す、法流開基は法印祐賢なり、これは近

來の人にて明和九年二月十五日寂すといふ、 氷川社 客殿の西にあり、祠は二間、前に鳥居を建つ、

金毘羅堂 氷川の前

觀音堂 半四方、西福寺の持、

地藏堂 荒川の邊

○宮戸村 附持添新田

宮戸村は、郡の北の方にて、江戸より行程六里あり、家數五十軒、東は田島村に隣り、南は濱崎村に接し、西は野火留宿の地に及び、北は引又町につゞけり、新河岸川東北の境を屈曲して流る、對岸は入間郡宗岡村なり、東西三十町、南北五六町ばかり、村の地大低高き所にて眞土なり、畑多く林野も東北の崖下に水田あり、多磨川分水の下流を引て耕す、御當代の初長坂十兵衛に賜はりしより、累世知行して今の血鑓九郎信義に至れり、

小名 本村 村の中央、溜田 乾の方に、駒形 南方に、長塚

哭の方田嶋村と、宿 陣屋村の乾の方、大山 正進塚

像色 東の方新河岸川の岸にあり、

山川 新河岸川 村の哭を流る、

神社 熊野社 除地、一段五畝、村の中央にあり、鎮座の年歴詳ならず、當所の惣領守なり、村内法藏寺持、

駒形權現社 除地、一段一畝十五歩、字駒形にあり、本地正觀現ともかけり、是も法藏寺持、

白山社 字溜田にあり、是も同寺の持、

日之王子社 白山社の側にあり、本地は十日、一面觀世音なり、同寺の持、

氷川社 二開樂の時に勸請せり、除地五畝二十二歩ありと云、二座共に法藏寺の持、

稻荷社 五小名像色宿・陣屋・大山・長塚等に散在す、これもみな法藏寺の持、

寺院 法藏寺 除地、二町一段三畝十歩、駒形社の側にあり、眞言宗新義、豐嶋郡石神井村三寶寺末、藥王山佛眼院と號す、客殿八間に六間、本尊不動明王を安す、此地は昔藥師如來を安置せし舊跡にて、その後當寺を起立せり、本尊は不動明王にて弘法大師の作なり、今の本尊是なり、此像あまりに古佛なれば、いつの世にか片眼を失ひしが、後再び一

眼を補へり、この故を以て山を藥王といひ、院を佛眼と稱せり、開山はいかなる人にやその事跡を詳にせず、此頃は當寺は村の西字藥師堂山の邊にあり、後此地にうつりし年月は詳ならず、又寺傳に云、昔高橋内膳某と云人あり、此邊に居て當寺にもゆかりある者なりといへど、其事跡を傳へず、恐らくは此人の開基なるべしと、近き頃まで殊に小寺にして、寮な

どの如くにてありしを、今の眞能房融寂に至りちからを盡して中興し、始て色衣を着することゆるされたりと云、當寺所藏の内弘治年中に書寫せし縁起あり、これは時の住僧盛辨法印のつくりしものなり、文書古質にして辭達しかたれど、姑く左に

當寺元起書

竊以當山之由來、其性古傳聞、當寺開建以前者、此處藥師如來之靈地成、故當院之山號を、名云藥王山、此之寺跡、一切經藏之跡也、故寺號名法藏寺、先昔經藏之本尊、弘法大師御自作、不動明王一尊、當代至迄有之、其長不盈尺、誠積歲月數百及故餘勝而荒魂也、雖然至古佛之故、片眼破抜而有、幸我再作、依之院號名云佛眼院、予不思議之以熟因縁、如是寺院結棟住居、然則予假名僧演房、偏遍照金剛の御悲佛、法僧一體三寶之依功永々相傳、三密之教法森盛、本尊明王並祖師光德塔増、法樂前代之住僧、殊貴賤靈等、皆成佛道、佛祖の加護強盛、當所鎮守、威光自在成則者、一天泰平、地頭長久、順理當所繁昌、萬民豊樂、隣里有慶、何有疑、庶哉雖經年月、永永無破滅、傳燈大阿闍梨之靈地、與成無宮之金剛佛子之某甲等、預光明眞言廻向者、現當二世之無漏之大

果、不可過之而已、

藥王山佛眼院法藏寺僧演房書之實名盛辨

弘治元乙卯年四月二十八日記之

鐘樓 本堂に向ひて左にあり、鐘は安永四年、藥師堂 鐘樓の裏に安置せし靈像にて、もとの本尊なりしとぞ、この像弘法大師の作なれど、小像なれば別に藥師の像を造りて、かの像をば腹内へ収めをけり、棟札に慶長三年高橋新十郎吉重とあり、これも前に云へる高橋内膳が子孫なるべし、今村民に高橋氏もあれば、吉重が後裔なりや、されど下民のならひにて、家系も傳へざれば、今 天神社 表門の内 秋葉社 藥師堂の前より考ふべからず、 是も同所にあり、近き頃門前の畑をうがちて得たりと古碑 一云、一は正長元年妙德禪門の字あり、一は享徳元年十一月道海遺修とあり、二碑ともに 地藏堂 寺の坤の方にあり、二間四面の堂なり、

襄善 孝子七兵衛 百姓清五郎養子なり、かれがまことの父ば、何事も心のまゝにおひたちしが、養家はことにまづしく、朝夕のなりわいもその苦大方ならず、七兵衛此家に養れし後、いくほどなく妻なる者病に臥し、五年の久きをへて愈へず、父清五郎も亦重き病を得て命さへ危ふかりしに、七兵衛其側をばなれず、療養食物よりはじめ、萬の事少しも怠る事なく、又わづかのひまあれば、かひなく妻が病をも扶持しければ、

その誠の感ずる所にや、二人ともにつゝがなく愈る事を得たり、人情大抵奢より儉に入る事は、はゞかるならひなるを、ましてにはかゝる艱苦をなめて、すこしくも患ふるけしきなく、始終孝養をつくせしは、世にまれなる者なりとて、寛政六年地頭長坂頼母信義米を與へて褒賞を加へり、

○宮戸村新田 宮戸村新田は本村の坤の方にあり、江戸より行程四里にあまれり、本村よりすふるの地なれば、別に民家もなし、享保十九年甲寅寛播磨守檢地して貢數を定む、水田はなくて畑二十町あり、川越街道膝折宿へ人馬の助を勤む、開墾より以來御料所にて、今は川崎平右衛門支配す、

○濱崎村 附持添新田 濱崎村は郡の西北にあり、家數三十六軒、東は田島村にさかひ、南は根岸・溝口の二村に隣り、大抵黒目川を界とす、西は宮戸・野火留の地に按し、北は内間木村に隣り、爰も新河岸川その界を流る、村内水田は少く畑多し、土地高卑交りて水卑ともに憂あり、此村を濱崎と稱する事は、土人の傳へに東南の地方の卑き處は昔入江なりしゆへ、此名起れりと、されど上古の事とのみいひ傳へて、別の證とすべきなれば、いかゞはあらん、この後開墾の年代も詳ならず、文明の頃は此地原の間にありて、村落もやうやく開けしにや、(廻國雜記)

云武藏野の末に濱崎といへる里待り、かしこにまかりて武藏野をわけつゝゆけば濱崎の、里とはいへとたつ浪もなし、是らにても昔入江なりしと、土人の傳る其故憶かならざる事想ひやるべし、上杉北條などか分國の頃は、何人の領せしや、關東戦争の間のことなれば定かならず、御入國の後は深津長右衛門・岸八郎右衛門・富永喜右衛門・三枝土佐守等へ賜ひ、その餘は御代官近山與左衛門支配せしよし、正保の頃まではかくありしものにもみえたれど、その賜りし年歴はさたかならず、然るに岸富永三枝等が知行せし地は、いつの頃にか皆かはりて、たゞ深津家のみ今の彌七郎にいたるまでもとの如く領せり、その餘はおしなへて川崎平右衛門が支配所なり、小名 上中下 村内三つにわかれて、西を上とし、それより石崎 中打手 やつ 清水 はげ 林野 御林村の北の 稗場村の丑寅の 山川 黒目川を流る 村の南 神社 氷川社 村の西の方にあり、社は二間半に三間、前に鳥入村桂林寺の觀音堂に掛し、鯛口に、奉掛水川之大明神、御寶前之鯛口、武州新座之郡廣澤之郷濱崎之宮、福徳二年辛亥九月吉日、願主大夫三郎太郎敬白と銘せしは、恐らくは元當社の物なるべければ、古社なる事證すべし、されど福徳は逸年

號にして、何れの朝の號なる  
や詳ならず、村の鎮守なり、

稻荷社 小祠二

寺院 三光寺 境内除地、村の西水川社の邊にあり、新義眞言  
宗、豐嶋郡石井村三寶寺末、藝傳山と號す、  
本堂七間に五間、本尊藥師如來を安す、又不動尊の像あり、  
此寺開山の年歴等詳ならず、先住宥秀法印は寛文八年に寂せ  
しと、云ときは此頃は已  
に開けたる事しるべし、

地藏堂 村内下と稱す  
る所にあり

藥師堂 是も下にあり、堂は  
四間に二間あり

觀音堂 三光院の西にあり、二  
間に三間の堂なり、

舊家 喜平次 先祖を池田内藏介と稱して、此地に久しく住た  
る侍なりしが、此村開墾の頃より名主となり、  
今の喜平次に至るまで世々村長を勤む、中頃までは武器をも  
持傳へたりしが、土民の用なきものなれば、いつとなく紛失  
せしと  
いふ、

○濱崎村新田 濱崎村新田は、本村の西の方にあり、家  
數六軒、高處なれば水田なし、享保十九年寛播磨守檢地  
せしより、新田となりて御料所に屬す、是も川崎平右衛  
門支配なり、

○溝沼村 附持添新田

溝沼村は、江戸より五里の行程に

は川崎平右衛門が支配所なり、

小名 瀧根 原 下 せんすい

山川 黒目川 村の東を流る、  
川幅三間、

井戸川 黒目川の支流なり、下に  
至りて又黒目川に落入、

神社 地類權現社 除地五畝、村の東の方にあり、社は一間に  
頃村民畑を耕すとて、地類權現と彫づけし石を得たり、時の  
地頭中山勘三郎、此由を聞て社を立んと思けるに、此地を古  
より稻荷山と號せしかば、社地のことならんとて、社地と  
定め、この權現を勧請せりと云傳ふ、村内泉藏寺の持、

白山社 除地十五歩、村内北の山中にありて  
一間四面の祠あり、是も泉藏寺持、

淺間社 除地十五歩、村の西にあり、祠は一間  
四方にて東向なり、是も泉藏寺持、

稻荷社

寺院 泉藏寺 除地二段、村の西南の方にあり、眞言宗新義、豐  
嶋郡石井村三寶寺末、清澤山と號す、本堂九  
間半に六間、本尊地藏(坐像長一尺)を安置す、開山は法印慶  
譽寂心房永徳二年壬戌九月二十四日示寂すと、云ときは古き  
院なること、鐘樓 本堂に向て左にあり、樓は一間半四方、  
しるべし、鐘は徑一尺八寸高さ三尺、正徳四甲午四  
月日、當村の住前惣檢校三傳元 稻荷社 本堂に向ひ  
與院法印寄進せし由を勒す、 天  
神社 同じ所 觀音堂 境内北の 地蔵堂 觀音堂の 古

して、郡の中央にあり、相傳ふ此地古は廣き沼にて、北  
の方入江の岸まで溝を通したり、これ溝沼の名の起れる  
縁なり、隣村濱崎村の邊に入江ありし事は、前にも云へ  
ることくなれば、土人の傳さもあるべきにや、家數百  
五十軒、東は岡村に隣り、南は膝折町にさかひ、西は  
野火留宿の耕地に及び、北は濱崎村につゞく、村内畑多  
くして水田少し、土地すべて卑ければ、やゝもすれば水  
災あり、米穀は北の方根岸河岸をへて、それより津出し  
て新河岸川・荒川の間舟路十六里をへて江戸に至る、村民  
川越街道の内膝折宿へ人馬のたすけを勤む、この村開墾  
ありしころは隣村岡根岸とを通して一村なりし、後今の  
如くにわかれしも、いつの頃にや詳ならずと云、御入國  
の後は一圓に中山助六郎に賜りしに、いくほとなく父勘  
解山家範歿したるにより、助六郎には父の遺領を賜ひ、  
此地をば弟勘三郎直範に賜はれり、萬治二年正月故あり  
て收公せらる、寛文三年に至りて直範舊知へふくせしか  
ど、この時は村内三百石を賜りて、その餘は御料所に屬  
せり、その子勘之丞直照の時、嚴有院殿しる處を加へ賜  
はり、六百石を拜知せり、この時當村をはじめ上られて、  
別に埼玉郡の内につつされたり、此村延寶六年及び享保  
十六年、同じ廿年、明和九年、前後四たび檢地あり、今

碑二 觀音堂の間にあり、正長二年八月、及び  
永正元年五月十五日等の年月を刻せり、

光善寺 除地一段、村の中央にあり、眞言宗新義にて、是も  
阿彌陀如來立像長三尺を安置す、此寺久く住僧もたえて、今  
は泉藏寺の持となれりと云、かくおとろえゆきしま、開闢の  
年歴等すべて  
傳はらず、

舊跡 中山屋敷 中山勘三郎直範が宅地なりしゆへ、土人中山  
にて、當村の地頭なり、馬術の達人にて大猷院殿の御龍遇を  
得たり、萬治年中故ありて播州姫路へ配せられしが、幾程な  
く御ゆるしを得てふたゝび當村を賜り、此地に住す、後羅髮  
して風印と號し、年老し後常に茶事をたのしめり、元祿六年  
に歿せしかば、この宅  
地に葬て今家存せり、

○溝沼村新田 溝沼村新田は本村の西にあり、家數五軒、  
享保十九年甲寅、同二十年乙卯二たび寛播磨守、松波筑  
後守等檢地せしより新田となれり、水利あしければ畑の  
みひらきて水田となし、開墾より以來料所にして、今は  
川崎平右衛門支配所なり、

○膝折宿 附持添新田 膝折宿は郡の中央にあり、江戸よ  
り行程五里半に餘れり、此地の開闢は土人の傳ふる處に  
よれば、古き世のことなり、その傳へに云、昔高麗の城  
陥りし時、主將某は敵のために討れ畢ぬ、家臣五人遁れ

出て落人となり、此地へ來れり、其頃はたゞ原野なりしを、かの五人の者力を合せて遂に家を作り居住の地とせり、今その子孫わかれて數軒となる、その中に主たる者の家長く亡びしをなげき、高麗氏を家號とせる者もありとぞ、彼の城主高麗氏は高麗郡新堀村聖天院に葬りて、今に墓石のこれりと、按に聖天院に高麗王の墓なりと云ものあれど、その事歴さたかならず、當郡橋戸村百姓忠右衛門が所藏の文書に、白子村の代官小河出雪守がもとより、高麗丹波守と云人のもとへ贈りし狀あり、その文體を察するに、永祿の頃の事にして、丹波守も此邊の奉行代官が、或は地頭などにてありしかと思はる、その上白子村はこゝより程近ければ、丹波守はもし當村の人にて、かの高麗郡にありし高麗氏の庶流などにてはあらずや、すべて他の書記等にも、高麗の城のこと所見なければ、今より考ふべきものなし、又此地を膝折といへるは、相傳ふいつの頃にや小栗小次郎助重、賊の難を避んがために鬼鹿毛と云荒馬にうち乗、此所にのがれ來りしが、あまりにいたく逐ひしかば、彼馬勢やきつたりけん、膝を折て死しけるゆえ、のちかく名づけしと、彼馬を埋し所は今も此より西の方大和田村の地にのこれりと云、されど小栗が此所へ來りしことは疑べし、【鎌倉大草紙】云、應

漆折宿圖

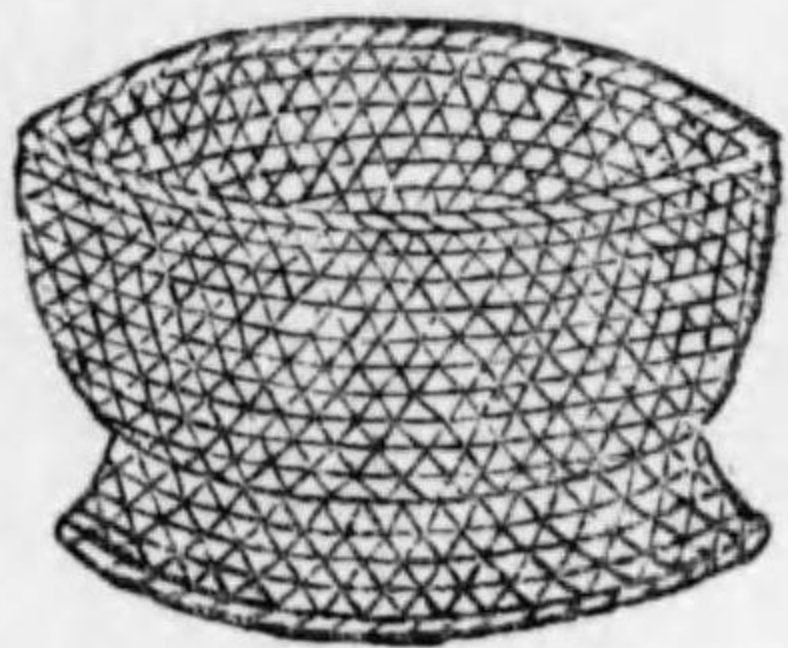
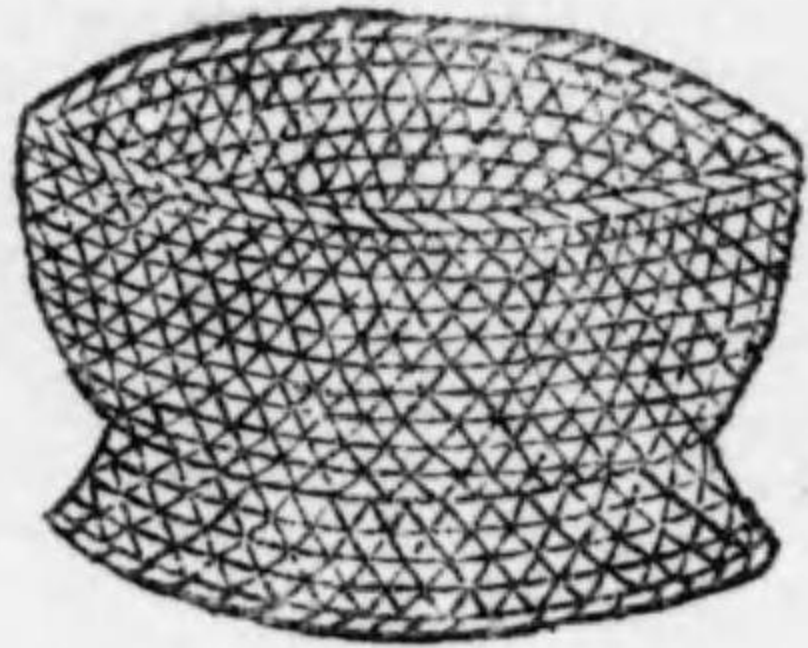


永三十年癸卯八月常陸國小栗の城陥る、城主小栗孫五郎平滿重は、跡をくらまして三州に至れり、其子小次郎助重忍て相州權現堂と云所まで來りしが、其邊に強盜の住家ありしを、小次郎それはともしらず、宿をかりけるに、主の男此人の福者なることをしり、打殺して隨身の寶を取らばやと、馳走の體にもてなし、酒に毒を入れてぞすゝめける、其後酌に立ける照姫と云女、小栗が計られんことを哀み、ひそかに此山をさゝやきける間、小栗も共にかの酒をのむ様にもてなし、人々酔伏けるをまち、かりそめに出る體にて、かたはらの林間に行て見ければ、幸なるかな鹿毛なる馬をつなぎて置けり、此馬は盜共往來の大名の引ける馬を奪ひ來りしが、極めてあら馬にて人もくひふみければ、盜共もてあつかひ、とかくして林の内につなぎ置けるなり、小栗彼馬に乗鞭を進め、藤澤道場へ馳行、それより三州へ送られしと云、是によれば小次郎助か常陸國より三河國へ往し時のことなりと云べきか、【大草紙】に言處に少しく似たりといへども、もとより事實も合す、小栗家傳にも滿重父子、常陸國にありて滿隆に與し、没落して三州へ移りしことはみへたれど、助重が賊をさけんが爲、馬に乗てはしりしことは孰の書にも載せず、固より【大草紙】に載る事も信すべからざ

ることまゝ多し、されど當村にいひ傳ふる所は、全く彼の書にもとつきて附會せしものならん、すべて古へ馬術に長ぜし人といへば、小栗がことに及ぶは世の人しる處なれば、かれに取是によりてかゝる説も出來しらん、殊に應永三十年より文明の間は、わづかに四十年の餘なり、文明の頃まさしく膝折の市なとありしこと、【廻國雜記】にも見ゆれば、此名の起りしはよほど古き事とらる、恐くは別にその名を負し故あらん、村の廣さ東西へ一里、南北へ十二三町あり、東は原を隔て上新倉村にまじはり南は片山村に隣り、西は野火留宿にさかひ、北は溝沼村に接す、村内水田は少くして畑多し、民家百軒餘あり、米穀の津出は荒川の根岸川岸にて、舟につみて江戸に至る、村より河岸に至るまで一里、それより川路十六里程なり、又川越街道村内へかゝり、馬籠の宿あり、この宿もいつの頃より出來しにや、古の街道跡は今の宿より北の方によれり、當所に月ごとに四九の日六次の市ありしが、是も今は廢してたゞ十二月二十四日のみ地藏市と號してその日は人々群集せり、正保の頃は佐野左京村内三百石を知行し、其餘は御代官所にて野村彦太夫支配せり、原野に至りては天羽七右衛門が預りなりし由もののみえたり、捨地は都て五度に及べり、萬治三年佐野内藏丞、寛文



四年に野村彦太夫、享保十六年寛播磨守、享保二十年に松波筑後守明和九年に久保田十左衛門つかさどれり、此餘のことすべてさだかならず、佐野家の知行所もいつの頃にか上地となりて、今



頃にか上地となりて、今は一村皆御料所となり、川崎平右衛門支配せり、小名 地倍 本海道 五段田 うしろはら 子の神

森林 林二 ともに宿より 持 百姓 東の方にあり

膝折原 村の東の方にあり、雑木たちついできてひろき原なり、古はしばく御鷹狩もありし地なりといふ

山川 黒目川 村の南下方より流れきたり、村内に斜に流れて北の隣村溝沼村へ入る、川幅大抵五間餘 物産 脚籠 梃を盛る籠なり、耐をつく

りつづけたるものなれば、脚籠と云べきを、土人かつくと唱ふるものは、語路のたよりにしたがるなるべし、夫も古きことに見えて、(廻國雜記)云ひさをりと云へる里に市侍り、商人はいかで立ちん膝折の市につけをうるにぞありける、これによれば脚籠をひさぐこともふるきことしるべし、その狀さま、にて、大小の異なるものあれど、籠の古蹟圓にして黄金の形の如く、梃二つをならべ入るほどに作りたるもの、古よりの製なり、今は口を圓形につくりたるものもあり、ことに大小もさま、なれど、これはみなちかき頃よりのことなり、其の狀右の如し、市の日にはこの脚籠をひさぐこと故事なりと云へり、近年は入間郡安松村にて多く作るゆへ、今は安松ざるとも云へり、

神社 氷川神社 年貢地三畝、村の南小名子ノ神と云所の山上あり、勸請の年代詳ならず、本社に宮作にて、上屋九尺に二間あり、村内持明院の持、末社 天神社 稻荷社 辨天社 塚 毗沙門天塚 村内にあり、六間に五間、是も持明院持、

寺院 一乗院 除地二畝五歩、宿の中北側にあり、眞言宗新義(平等寺)と號す、本堂七間に五間、本堂十一面觀音を安置す、開山の年歴等すべて傳はず、たゞ口碑に傳へたるは、此村開關の頃高麗氏の開基なりと云へり、三寶寺末山となりしは、寶曆六年十二月十二日、住僧宿嚴法印の時なりとす、稻荷社 本堂の前 古碑 是も本堂の前にあり、元弘の二字は、その餘は減してよむべ

ずから

持明院 境内年貢地、十六間四方、一乗院の西にあり、眞言宗新義にて、是も三寶寺末山なり、瑞瑞光山と號す、本堂五間半に三間半、本堂は藥師の坐像にて、長二尺あり、是も開山の年歴等すべて詳ならず、大日堂 境内にあり、五間四方の堂なり、地藏堂 宿の東小く高き所にあり、堂は二間四面、前に石階置て守らしむ、

阿彌陀堂 持明院の西膝折ノ下と云所にあり、三間に二間半の堂にて、本尊の外觀音闍維等の木像を安す、側に寮あり、堂守の古碑 二年三月十一日と刻し、一は文明元年十月吉日と刻す、二神とも上に彌陀の種字を彫る、

○膝折新田 膝折新田は本村の北にあり、水利便あしければ畑のみにて水田なし、享保十九年寛播磨守檢地す、本村持添の地なれば民家なし、開墾以來御料所にして、今は川崎平右衛門御代官所なり、

### 新編武藏風土記稿卷之百卅二終

### 新編武藏風土記稿卷之百卅三

#### 新座郡之五 野方領

○岡村 岡村は郡の中央にあり、新倉郷廣澤庄に屬す、地勢高くして岡となればかく名付しならん、村の四邊は地低して東北の方水田多し、古は溝沼根岸に通して一村なりしと云、此地に廣澤の池あり、是庄名の因て起りし所なるべし、家數七十軒、村内東南へ斜に長して四十町許東西の徑は三十町許なれど、西の方は囊を括りたる様にて丁敷一様ならず、南の隅へ出張たる地は上新倉村に錯り、南西の二方は廣澤原新田に接し、東は根岸村、西は溝沼・濱崎・田島の三村なり、御打入の後當村を二分し半は私領となれり、正保の頃は御代官近山與左衛門支配し、私領は慶長年中甲斐庄喜右衛門に賜ひしこと、東圓寺の記録に載、按に喜右衛門正房の父兵右衛門正治、遠州濱松にて東照宮へ召出され、關東へ移りし時、武藏國にて

三百石賜はりしと云、此地を賜ひしは此時なるか、さもなくば其子正房小田原御陣の時、父と同居供奉し、凱陣の後是も三百石を賜ひしといへば、此地を賜りしも知べからず、慶長四年正治後父の高を合せて六百名とはなりなき、寛永の頃は替りて三枝土佐守が知行所となり、延寶の頃までも三枝家の知行なり、三枝家譜に三枝喜兵衛守・吉男宗四郎・守重土佐守に任す、慶長十年台徳院殿へ謁し奉り、元和の頃小十人頭となり、寛永年中御小性組番頭を勤め、其年の暮土佐守に任し、それより御書院番頭となり、慶安四年に卒せしと云、此人初て此地を賜ひしなるべし、是もいつの頃にか所替ありて、今は一圓に御代官川崎平右衛門が支配所なり、

小名 堂山 堂ノ下 仲田 屋敷添 大門脇 木戸山 代官水 瀧ノ前 諏訪ノ原 八幡山  
山川 城山村の東北の端にありて黒目川に臨み、山城址なりと云、古跡の條に委し、  
尾崎坂 城山の間にあり、西の不動坂に不動堂あり、故に名づく、  
黒目川 溝沼村より流れ来り、村の西北の境を屈曲して、廣澤池の南の方觀音堂の下にあり、東西三十間、南北二十

の頃にや石けん、此池にて農夫足をすゝがんとてひたしたるに、物ありて瓜さきをくはへたるごとく覺へければ、訝りながら直に水中を探るに、古き鎧口なり、これ昔の觀音堂の鎧口なるべしとて、そのまゝ東圓寺へ納めしとぞ、年號をも刻せしが、耳なれぬ年號なれば覺へず、古き物たるべしと土人いへり、此事東圓寺の住僧に尋ねれど、いかゞなりけん知ずと云へ

七ツ釜 泉の名なり、廣澤池の間に水の涌出る處七ヶ所あり、故に七ツ釜と名づく、此水を引き近郷の用水とせり、  
神社 氷川社なり、勸請の年曆詳ならず、神體は在原業平を祭ると云、昔は神職田中豊前と云者の持なり、この田中は溝沼村に住せしが、其子孫神職を辭し百姓となりける故、今は村内東圓寺の持となり、  
諏訪社 東圓寺の南の方にあり、是も勸請の年代詳ならず、東と見え、  
寺院 東圓寺 除地四町、境内五段餘、村の北不動坂の南の臺にあり、古は藥玉山と號せしが、今は松光山藥玉院と號す、寺傳に云、當寺は古跡なれ共開基のこと傳はず、往古は今の地より東の方不動坂の西に當り、十二間四面の藥師堂あり、左右に五ヶ所の別當寺を置き、輪番に勤めしが、後故ありて中絶す、寛弘年中に至り法印永慶と云僧、この藥師堂及び別當寺の永く廢亡せしことを悲み、力を盡して遂に其廢したるを

興し、まづ一字の精舎を造立せり、藥師堂は未だ造立に及ばずして、同き三年三月十二日示寂す、是より永慶を中興高祖とす、さればかの藥師堂に安置せし藥師佛は、當寺の本尊となりたり、この後戰國の間は、住僧も或はたえ或は續き、長祿文明の頃は太田道灌此地を領し、當寺の側に城を築きしに、(此城のこと他の書に見えし、姑く寺傳に從ふ)彼入道天性三寶をあげしにより、この藥師佛を迎へ取り城内の持佛堂に安置せしが、夢想の告により又をくり返してもとの如く本尊とすと云、年月を經御入國の後に至り、此地を甲斐莊喜右衛門に賜まりける、此人亦信心淺からず、おもへらく寺院は入壇の遠きに如すと、やがて勝地をえらび慶長十八年に今の地へ移し、又藥師佛燈明料として田地三町を寄附せり、此寺の衰へざるは此功德によれりと云、後第十二世法印永繁は土岐氏にて、高家の土岐大膳大夫と所縁ありしかば、共に力を合せ堂宇を再造せしにより、永繁をも又中興とす、この人は寶永四年四月十六日寂すと云、第十五世法印榮融より今に至り、法流を傳へたれば、本堂 十間に七間、本尊藥師如來又榮融を法流開山とす、本堂 巡禮作を安す、其由来は前に載する如くにして、中興以來近郷の湯仰大方ならず、中古太田道灌城中へ迎へとりし比、或夜の夢に藥師の告あり云く、今入道我を崇信するはざる事なれど、我こゝに在れば入道が身を守護する而已、徧く衆生を濟ふこと能はず、たいもとの如く東圓寺へ返し、本尊佛とすべし、さあらん時は御身を守護世人をも救はん、道灌驚き速に送りかへし、再び當寺の本尊とせ、鐘樓 門を入り左にあり、鐘の表に寛保元年りといふ、鐘樓 十月と刻す、銘文事長くして考證によしなれば、門 東南に向本堂の正面にあり、裏門 表門の略せり、門 大門一町餘、兩側に並木あり、裏門 並木あり、

て右にあり、庫裡 寶物 兩界種子葛茶維二幅弘法大不動畫像一幅智證大 十一面觀音木像一軀師作 歡喜天像一軀來と云 佛舍利一籠 三尊彌陀木像一籠 五智繪像一軀 不動鑄像一軀 不動木像一軀 兩大師木像二軀 靈藥 血の藥さましの藥とて妙藥あり、この藥方は調合し始し 八幡社 境内に 古碑二基 境内にあり、文永五といふ、二十年三月五日とある、何人の碑なることを知らず、此外にも古碑あれども、かけ損じたれば讀得ず、  
觀音堂 廣澤池の邊少しく高き處にあり、故に廣澤觀音と云べ、堂は三間四面、除地五段あり、昔は今の地より南の方なる山上にあり、堂も廣大なりしが天正十八年北條氏照が城山(この城は入間郡城村の内にあり)合戦の時、煙を上げんとてこの堂を焼しと云、(或は云別に大伽藍ありしを焼たり)今は礎石のみ残り、土俗に其地を堂山とす、今の堂は村内東圓寺持なり、三枝攝津守當所知行せし時、除地となりしより今に至り、古碑五基 境内にあり、正和二年癸丑六月八日、正和二年七月日、元徳二年七月日、元徳四年三月十七日、永享二年十月日、共 不動堂 不動坂の下にあり、四面森に其姓氏等をのせず、不動堂 不動坂の下にあり、四面森の地なり、堂二間半四面、前に 瀧 三間四方の地を穿ち水は石階十級あり、東圓寺のもち、瀧 三間四方の地を穿ち水は

たへ、是より流れ出るもの堂背の耕地へ引て用水を助く、東園寺縁起に不動堂の前には丈餘の瀧、岩を穿て常に衆生の垢穢を洗ふと云、本善寺城山中腹に在りて耕地に臨めり、ものは是なりと、

○廣澤原新田 この新田は郡の中間を東西に貫きたる川越街道の左右にあり、新倉郷廣澤庄なり、江戸を隔るこ

と五里餘、長短をはからば四方凡一里もあるへく、東は、新倉村より南の方小樽村の端に至り、西は原ヶ谷戸村に至り、北は溝沼村・引又町の邊までも及べるよし、新墾の地なれば家居社等もなし、古へこのあたりは曠野なり、正保の頃も纔に郡内十八村を記し、元祿の頃に至り漸く村名も増加せしが、この新田はいまだ開けざれば、その比までも原野にて草のみ生じ、村民の秣場とし或は狐兎の栖かたりしと見ゆ、郡内廣澤の地名は舊くより唱へ、此原も其あたりなれば、土人廣澤原と云へり、享保

十七年寛播磨守檢地し、此地を本郡の上下新倉橋・戸上・下・白子・小樽・堀之内・辻・下中澤・下片山・膝折・溝沼・岡・臺・根岸・中澤・原ヶ谷十七村へわり付、見出し新田地となり、その村々より來りて耕作をなせるゆへ、今は廣澤新田と云ひ、御代官川崎平右衛門支配せり、

○田島村 附持添新田 この村は、郡の北により廣澤庄に屬し、江戸を隔ること五里餘、水田多く畑少く、用水は黒目川を引用ゆ、土地一體水腐の處多し、東は上内間木村に隣り、南は根岸村に堺ひ、西は岡村に接し、北は宮戸村によれり、當村は峽領に屬し、野方には屬せずともいふ、元祿七年村民秣場のことにより、公へ訴への事起りしが、同八月四日裁許の書を里正の家にをさむ、その中に宮戸村・田島村・濱崎村・溝沼村・膝折宿・江戸領・五ヶ村たりと、當村を江戸領と云が如し、この事最いぶかし、かゝる領名はものにも見えぬ、又土人の口碑にも傳へされば、たゞ江戸廻りなど云ほどのことにて、正しき領名には非るべし、家數三十六軒、家々九月十五日は村の鎮守神明の祭禮なれば、醴酒をつくり此日を九日の佳節とし祝ふ、米穀の津出しは黒目川附の村なれば河岸へ出し、川路凡六里許りを経て江戸に至る、村民郡内膝折宿へ人馬の役をつとむ、鈴木・細田・小泉・中村・荒井・隴

田島村眺望之圖



○田中・高野・内田等の氏あり、昔は何人の所領なりしや定かならず、富永善左衛門守定の二男喜左衛門正吉、台徳院殿へ仕へ奉り、元和元年五月廿六日この村を賜はり、夫より累世今も富永氏の知行なり、

山川 黒目川 村の南を流る、當村及び上内間木・根岸三内川の間に入、内川は新河岸川の一名なり、

橋梁 笹橋 黒目川に架せる五間半程の土橋なり、

神社 神明社 村の東の方にあり、二間に三間程の社なり、富守なり、

稲荷社 村の西にあり、富善寺の持、

天王社 同じあたりにあり、

美宮 村の北にあり、是も同寺の持なり、土人宇津久志の宮と云、祭神詳ならず、

秋葉社 笹橋の北にあり、九尺に二間許りの、

寺院 富善寺 境内四反許、地頭免除地、村の東方にあり、新義

昔この村の地頭富永善左衛門守定開基せり、守定の法號を富善寺永譽貞源と稱す、寺を富善と云ひ、院を永源と云は、この法號より起りしなり、開山の住僧及び開基の年代詳ならずれども、守定の子喜左衛門正吉、元和年中この地を賜ひしと

云へば、其年代も推して知るべし、本堂五間半に七間辰巳に向ふ、本尊地藏菩薩【定朝の作】を安せり、古碑二基、明塔場あり、應安二年、應安六癸丑年二月十六日、

○田島村新田 濱崎村新田の西裏にあり、同村に包まれる如く十二町程の地なり、東南は濱崎村新田により、北は宮戸村新田に堺ひ、西は野火止の東分に接す、新田なれば神社佛寺等もなく、民戸纔に二軒、水田はなく畑ばかりなり、古繪圖及び元祿の繪圖にもいまだこの新田なし、享保十九年寛播磨守の檢地ありたれば、此以前開墾せしと見ゆ、今は御代官川崎平右衛門支配せり、

○根岸村 此村は新倉郡廣澤庄に屬し、郡の東北により川越街道の北にあり、古へは岡村、溝沼村及び當村を通し一村なりしが、いつの頃か分れし年代定かならざれど、正保及び元祿の繪圖にも此名あれば、正保前より別て三村となりしと見ゆ、江戸を隔ること五里餘、水田少く畑多く、東は上新倉村に堺ひ、南は臺村に接し、西北は岡田島の兩村に隣り、當村より臺村も分れしかば、臺根岸は最混亂し、地形分明に辨じがたく、境堺もたしかには定むべからず、されば東西南北の里程も記しがたし、人家七十軒、米穀の津出しは村の北なる黒目河岸へ持出し、舟に積みそれより荒川に入り、水路十六里を経て江

戸に至る、正保の頃は野村彦大夫支配にて内藤半彌松平隼人等も知行せり、元祿三年松平清兵衛・八木仁兵衛の檢地あり、この頃は御料所にて、私領の入會なし、後享保十七年寛播磨守、明和九年久保田十左衛門の檢地なり、今は御代官川崎平右衛門支配せり、

山川 内川 村の西北を流る、川幅凡九間許、黒目川 村の北邊岡・田嶋兩村の間を屈曲して流る、川幅十二間餘、近きあたりの村々は皆この河岸へ津出しをなせり、當村及び田嶋・上内間木三村對岸し、三又なる所に至り内川に合することは、田嶋村山川の條にあり、

橋梁 笹橋 當村と田嶋村の間を流る、黒目川渡二箇所、目川にあり、舟渡し、一は黒目川、一は内川にあり、歩渡り、川幅六間許、

神社 第六天社 黒目川の端にあり、寺院 金剛寺 除地二段三畝十五歩、光照山(一に自房山と云)なり、東の方に大門あり、本堂は七間半に五間半、門の正面に當る、此地は寛政房法印の開山なり、年代詳かならざれども、慶長三年に此法印多磨郡清戸下宿の圓通寺に轉せしことあれば、文祿年中若くは慶長の造立なるべし、本尊不動尊(立像二尺二寸)行基菩薩の作なるよし、本堂に安す、阿彌陀堂 三間四方なる堂、金剛寺の前

○臺村 臺村も新倉郡廣澤庄に屬し、郡の中央川越街道の北にあり、江戸を隔ること五里餘、當村は根岸村より分れたり、されど【正保繪圖】には此村名を載せざれば、全く正保後一村となり、其始は本村中の小名なりしと見ゆ、田地へ張出したる處を根岸といひ、其上の地は高くして皆平地なるゆへ、此所を臺といへり、されば當村と根岸は民家も散居し、田畑も散在すれば、親く其地に就て村名をとへば、戸毎に唱へを異にするに至れり、故に何れを其村と定めがたく、境界も分ちがたきことは略前にいへり、其大様東は上新倉村にて、南の方へつゝみたる如く、南より西へは岡村に包まれ、其間に在て根岸村と入交り、北の一方は全く根岸村にて堺ふ、是も前村と同じ四方の里程も分ちがたし、人家六十軒許り、米穀の津出しは本村・根岸河岸にて舟に積み、荒川に至り、船路十五里を經江戸に至る、川越街道膝折宿へ人夫の定助を勤む、元祿八年松平美濃守、享保十六年寛播磨守、明和九年久保田十左衛門等の檢地なり、古來は中山助六郎の知行なりしが、中比上ヶ地となり、今は御代官川崎平右衛門が支配所なり、

小名 堂山 山川 内川 村の北を流る、川幅六間許、歩行渡り、

黒目川 村の西を流る、是も川幅六間許、歩行渡り、

神社 神明社 鎮座の初詳かならず、村内臺雲寺の脇にあり、寺院 臺雲寺 村の南にあり、西林山養安院と云、新義眞言宗、中興開山を法印定政と云、是も遷化の年代等詳かならざれども、此法印より法流六世宥憲法印の境内に建立せる石碑に、元祿八年とあるを以て見れば、法印定政は御入國より遠からぬ人なるべし、門は東向き、本堂は六間に四間半、是も東向なり、本尊阿彌陀如來を安す、寶篋塔門に入り、八幡社 是も門に入り、前に鳥居を建つ、この祠の背後は墓所なり、

古跡 古碑 二基 碑面の文に、元徳二年八月十七日、應永十六年十二月廿五日と彫る、此外に古碑二三枚もあり、古碑 十一基 村内名主助右衛門が宅の後、小徑を隔て竹木の茂家の墳墓もあり、古來堂山と稱るよし、土人の説なり、然らば堂宇などのありし跡なるべし、此所に古碑多くあれども、半は磨滅して文字も分ちがたし、全く存する碑十基は、正安三年辛丑・文保二年・永仁三年・弘安二年・延徳三・應永八年・應永七年・應永廿五年正月妙秀禪尼、永仁三年三月八日・應永〇〇、此餘明應七年戊午十一月六日と彫る、此外一基は當村と根岸村との境なる墓所にあり、長三尺五寸幅一尺二寸許なる月待の碑なり、年號の左右に講中の名をえりたり、

○上新倉村 上新倉村も郷庄の唱前村に異ならず、江戸より行程四里半、當郡東北の隅にあり、此村古は新座村と記せり、もと郡郷の根本にて、正保及元祿繪圖にも新座村と記せり、此頃までは公の簿書等には、古の字を用ひしを知るべし、されど土地にては新倉とするものも多し、されば今の如くおしなべて倉の字にて行はるゝは、元祿よりも後のとなるべし、郡名も中古は倉の字を用ひしを、古の文字にたがへりと、元祿年中古きにかへり、改めて新座の字を用ゆるにはなりしかと、郷村に至りては其まゝ倉の字を用ひ、郡名と分てるは總説の内既に辨する所の如し、又村の上下に分ちし年代も知るべからず、【北條分限帳】にも上下を分ちしように見えざれど、當村の東明寺に藏する元龜年中の鰯口には、下村とあれば、土地にて上下を分ち稱せしも古き事と見ゆ、民家二百軒許、南は廣澤原新田に界ひ、南西の隅は岡村に錯り、西はすべて根岸村に隣り、北は荒川を限りとし、對岸は足立郡佐々目村なり、東西へは長くして一里餘、南北は纔に五町許あり、畑多く水田少し、此地昔時鎌倉將軍家の比は墨田某の領地にて、文保の比に至り吉良氏の領せしなり、その後小田原北條の家人太田大膳亮・川村某、及び千葉氏所領なりしよし、かの家の分限帳に云へ

り、御打入の後は板倉四郎左衛門勝重の領知となれり、勝重は八右衛門好重の次男、始め澁川と稱せし後板倉と改む、慶長八年二月十二日從五位下伊賀守に任じ、元和九年十二月十五日從四位下侍從に轉じ、寛永元年四月廿九日卒す、時歳八十、東照宮關東八州を領したまひし頃、江戸町奉行をも勤めしなど家譜に見えたり、板倉氏のこの地を領せしは、いづれの頃までにて詳かならず、猶郡内小樽村の條見るべし、板倉氏移封の後、何人の領地になりしもまた詳かならず、今は御代百川崎平右衛門支配所なり、

小名 原新田 南の村境 上ノ郷村の北 峯、坂下、漆代

村の東 田畑、小イト、タメ池、辨財、雜袋新田 村北荒川端へ張り出し、其さま袋の如く、對岸は足立郡大野村と接せり、かく郡は分れぬれど、甚だ近きゆえたがひなもの語ることも直に聞ゆれば、土人ことわざにかく云しを、後はこの地の字となれり、

山川 牛房山の庭前より起り、下新倉村金泉寺の境内に至れり、猶古跡の條にいふ、

向山 小名峯 向山にあり、荒川村の北を流る、根岸村の方より流れ來荒川村へ達す、川幅五十間許、

神社 氷川社 年賀地、上ノ郷にあり、村の鎮守

寺院 長照寺 境内一丁四方、年賀地、其中二反歩許、見捨地、寶寺の末、本堂六間に九間、光明山觀音院と云、本堂は十一面觀音、開山開基詳かならず、墓所に寛永中の碑あれば、其以前の草創なるべし、寶曆七年法流開山の時より色衣の寺格になりしと云、

満願寺 牛房山下にあり、小門をかまへ蕭々たる寺院なり、殿は二間四方、庫裏と一棟に作り、本尊は聖觀音の古佛眞の九重座なり、開山詳かならず、此寺の過去帳に、住持定印の開山にや、いづれにも古き寺院なるべし、

法釋院 上ノ郷にあり、是も新義眞言宗、三寶寺の末、本堂四間四方、本尊地藏菩薩を安す、今は定れる住持もなき、たゞ其寺をまもるものをれり、

東林寺 峯にあり、是も三寶寺の末なり、醫王山と云、本堂五間、本尊藥師如來弘法大師の作を安す、小名峯にある故峯の藥師如來と云、墓所は當寺の東の方半町許を隔てり、其側に二間四方程の小庵をかまへ、大日如來を安す、當寺の持たるよし、是は墓所をまもるために建し庵なりや、當寺の開山等詳かならず、石碑に元祿八乙亥天九月なぞえりたるもあれば、元 稻荷天神合社 堂に向ひ左傍にあたる開基なるべし、

堂三間に四間、本尊阿彌陀如來を安す、これも留守居許りあれば、すべて長照寺の指揮をうくと云、

不動堂 向ひ山の下にあり、わづかの堂を構ふ、堂中に不動の六尺の瀧あり、是も前と同じ東林寺持、

瓦葺 百姓彦太郎が構への内にあり、側に彼が代々の墳墓あり、此堂は東林寺の持なり、いづれの頃の造立なりや詳ならず、堂は三間四方、本尊地藏菩薩は半像五尺許、弘法大師の作らざれど、堂に向ひ左右に地藏菩薩をえりたる石碑を建り、碑面に寛文六己酉天とあれば、其以前の造立なることしるべし、

不動堂 向ひ山の下にあり、わづかの堂を構ふ、堂中に不動の六尺の瀧あり、是も前と同じ東林寺持、

古蹟 新羅王居跡の王子京より下向の頃、こゝに居住せしと云、【和名鈔】に載する當郡の郷名志木と云へるは、此邊のこゝにて志樂木の中略なるべしと、此村にすめる好事の者いへり、當村に山田・上原・大熊など氏とせる農民あり、是は舊き家なるよし、彼等が祖先は京都より新羅王に從ひ來りしなりと云傳ふ、されば此山の名も元此王子居跡より起りたる事なれば、御房山などかくべきな、いつの頃よりか牛房の字にかへしならんと、是も村老の説なり、【續紀】【持統紀】元年四月甲午朔癸卯、筑紫太宰獻投化新羅僧尼、及百姓男女二十三人居干武藏國、賦田受寮使安生業と云ひ、又同じ紀に韓奈未許滿等十二人をこの國にをかれしことあれば、この居蹟と云はもしくはこれらの人なりしにや、されど外に據もなければ詳なるをしらず、

古塚 廣澤原新田のわきにある、高さ一間わたり二間許なる塚、土人はかね塚と云、古へ鐘など埋めし塚なるか定かならず、

大江匡房別業跡 若光野にありしと云傳れども、其所も定か當國の任に下りしこともなく、又此邊に莊園などありしことも未だ聞かざれば、野翁の説いかなる誤り傳へにや覺東なし、

舊家 彦太郎 村内原新田に住する百姓にして、鈴木氏なり、久のする處は疑ふべきこと多くして採用にたる物とも見ゆされど、いかさまにも古色のものにて、その奥書にかれが先祖鈴木若狭守光利より、その一子隼人正利國へ文祿四年乙未四月十五日譲りしよし見ゆ、又同日高倉大納言より賜ひし添狀と

云ものあり、其文に云、  
添狀之事  
今度鈴木之家代々之系圖退轉有之處、其品々仍申立、右之卷不殘與之、則相傳於末代相違無之候判、仍而如伴、  
文祿四乙未歲四月十三日  
高倉大納言録支房花押

鈴木隼人正利國殿

これによれば故ある物たること知るべし、北條家天正二年の文書に、三保谷郷檢地のことにつき、梅澤將監・鈴木隼人訴しこと見えたり、この隼人もし利國ならんには、三保谷郷の地頭なりしが、されど別にたしかなる據なければ、今より考べからず、此彦太郎が宅地のわき如中に新倉松と云あり、一名二影松と云、古松はかれ、今の松はわづかに百年にも及べりと思はる、高さ一丈五尺、東西二丈五尺、南北二丈八尺許、其枝をおほひしきま繪にかけることく、野外の松と異にして、見るに人の目をよるこぼしむれば、いつの程よりか稱してかくとなへたり、其餘土の説もあれどもとるべきもなし、

○下新倉村 下新倉村は郡の東北の隅にあり、郷庄の唱前に同じ、江戸を隔ること里許、上下に分れしことは上新倉村の條下に載たればこゝには略せり、家數百軒餘、村の形は南北へ長く、土地高ければ畑多し、水田は西の谷間にあり、又東北の方に崖あり、其根にそひ水田若干あり、

北の方は荒川の涯に至り、足立郡佐々目村と相望む、東方は新倉川を隔て豊島郡上赤塚成増村に對し、南は當郡下白子村に隣り、南西の末は川越街道にかゝりて片山村の界に至る、西の方はすべて上新倉村なり、東西凡十町餘、南北は一里許此地郡の本村なるときは、開闢の古きことは論を待す、されど代々の領主等詳なることを傳へず、村内妙典寺の記によれば、文永の頃は此邊墨田五郎が領地なり、其後文保の頃は吉良氏の知れる所なりしことは、既に上新倉村の條にいへる如し、小田原北條家の比彼家人川村氏、寺寶の鰐口によれば元龜の比及び太田大膳亮と千葉家との領なる由は、【北條分限帳】に載る所なり、前にいへる如く三人の領地其徑界は知るべからざれど、川村氏は東明寺の鰐口の銘にまさしく其名見へたれば、當村の方を領せしも疑ふべからず、御打入の後は御領所となりしや、寛永十一年に至り酒井壹岐守忠重が、河越の所領をかへ此地を賜はりしより、累世今も酒井氏知行なり、

小名 紫宮 荒川の端なり、其名付 佛ノ木 吹上觀音、四ツ木 是も同じ、吹上 東北の方崖、後力谷 村北に、久保 中央木邊にあり、葉上、篠山、谷、奈良下、中新田、本村、島、

金山、長島、宮ノ脇、原海道 西の方、淺久保 西の村邊へもか、

山川 彌太郎坂 吹上の邊にあり、其名、

動坂 是も吹上近邊なり、不動堂、

新倉川 村の東境を流れ、荒川へ入る、

荒川 村の北を流る、上新倉村と足立郡佐々目村との際より村の東境を流れ、豊嶋郡成増村と足立郡早瀬村との際へ流れ行く、川幅、

橋梁 青覺院橋 吹上觀音堂の下の耕地なる、豊嶋郡赤塚村と當村とのさかひを通ぜる新倉川に架す、中古

青覺院といひし修験が居しほとりなればか、

神社 氷川社 境内除地一町四方、村の鎮守、鎮座の

氷川社 原新田にあり、

神明社 本村の中少しく高き處にある、小祠、前に十一級の石階あり、階前に鳥居を建、末社稻荷、本祠の傍にあり、村民

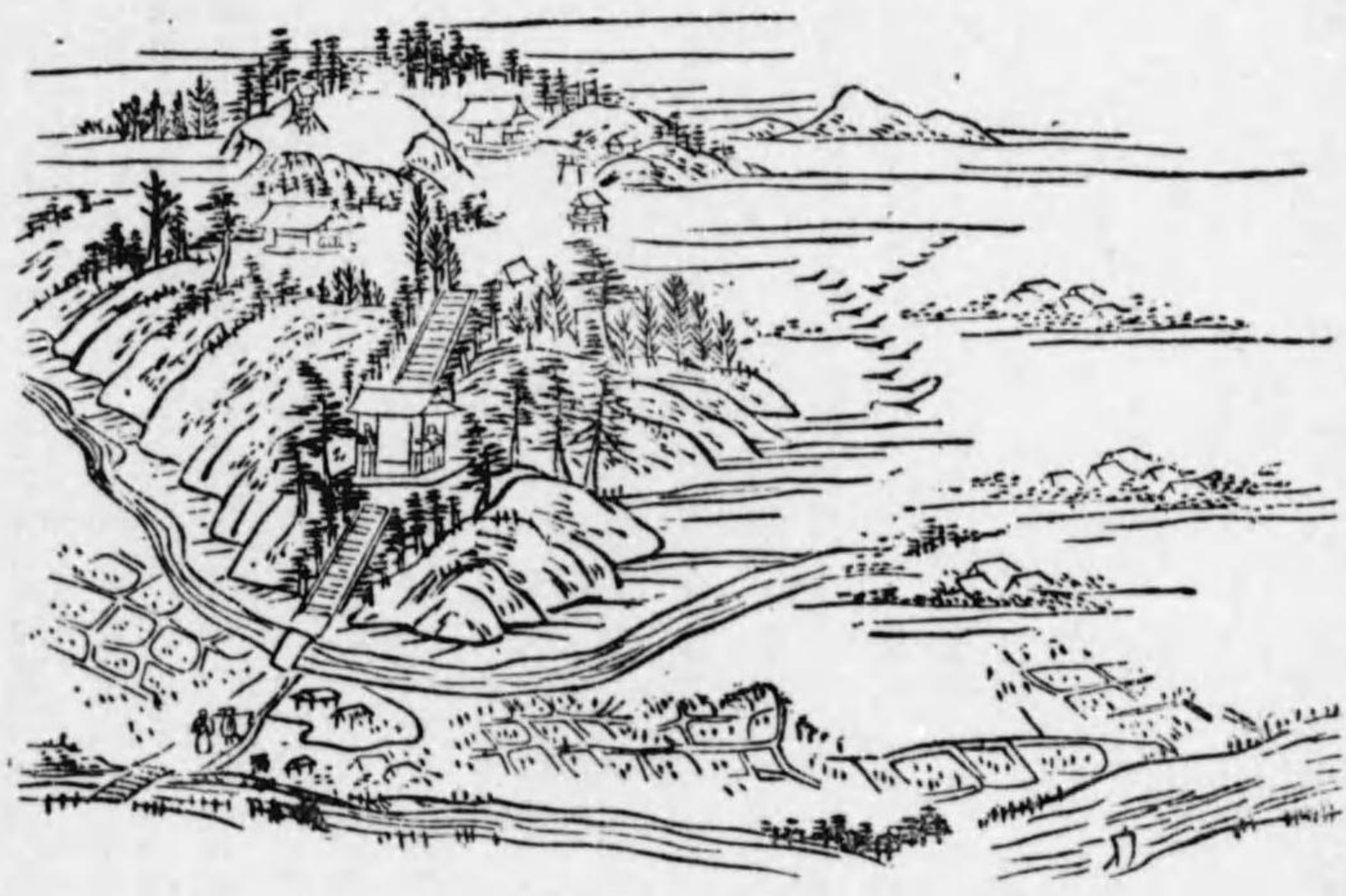
の持、

稻荷社 鎮座の初め詳かならず、青覺院橋の脇に

稻荷社 吹上臺より西の耕地へ下る坂の半腹にあり、祠は九

尺に一間、前に鳥居あり、側に古藤蔓延す、村民持、

吹上觀音堂圖



寺院 吹上觀音堂の號あり、本堂八間四面東南なり、觀音を安す、毎年二月十八日觀音の輿出で、この日遠近の男女群集市をなせり、又七月十日・十二月十日・十八日の三日には、彼輿は出されども、市をなすこと二月と同じ、是を吹上の市といへり、縁起に載る所は、天平年中行基菩薩此地巡行ありし時、土地の形佛法繁榮の相ありとて、自ら天然の椋の木にて丈八寸の觀音の立像を彫刻し、赤池の側に一字を建て安置せり、其後多くの年を経、普明禪師東明寺を開基し、別當寺とせしに、總に三世にして主信絶にければ、平尊佛は同村金泉寺へ移し置ぬ、其後長く廢寺となりしが、元祿の始信州の道信者淨西と云者、幼稚の時より兩脚の病ありて行歩になやみければ、かの病平愈の祈願を起し、佛道に歸依して信心怠らざりける、かくて淨西秩父の觀世音へ巡拜せしと、たまたま當村の金泉寺へ投宿し、觀音の名號を唱へ、しばしまどろみしに、はからずも此吹上觀音の靈夢を得、一七日の間に病平愈しければ、淨西歡喜の餘此所にとまり、かの觀音の堂宇を再興せんことを思ひおこし、近郷を勸化しければ、程なくその功なりぬ、本尊は古佛にて損壞せしかども、行基菩薩の作佛なれば、懼りて別に二尺三寸の木像を彫刻し、古佛をば腹内にこめて安置しける、是より靈驗いぢるしく、土人の渴仰大方ならず、かゝる故にや、一年近郷厄禰流行せし時も、當村は一人もこの病にかさるゝものなかりしとぞ、又安永五年十二月十日夜二更の頃、内陣より回祿の災起りしに、例年の市たつ日なれば、在あふ商人等かけより本尊を守護せしに、はや堂内黒烟立覆ひければ、せん方もなかりける、かくては靈像も空しく灰塵となりけん、皆人なげきしに、夜明るに及び火滅たりければ、村民伊三郎と云もの灰をかきわけ

しに、其中より光明を放ちしにぞ、靈佛のまします所はしりぬ、折しも一そ、ぎの雨ふり、笠を戴てありしが、驚き脱ぎすて、かか尊像を取上見るに、左の御手右の御足少しく焼損じ、頭髮のあたりも亦それたり、されど火の中にありて不測に免れたまひしこと、これしかしながら觀音の妙智力により、同じ十六日に至り龍燈數度現したりければ、人々通夜して祈願しけるに、各其驗ありしとぞ、今の本堂は近年の再興なり、此堂前より荒川の左右を望むに、青山眼に 仁王門を安す、この門の内外に石階あり、通じて三十二級、木本堂の前坂の中腹にあり、九尺に二間、左右に力士の木像を安す、この門の内外に石階あり、通じて三十二級、木本堂に向ひ左の山上にあり、鐘徑二尺三寸許、高さ四尺許、樓銘によるにもとの鐘は寛文十二年二月十八日なれり、安永五年十二月焼失、寛政五年四月改め鐘、同じ七年十一月供養せし由をのせ、福田山東明禪寺兼住、祥光山金泉禪寺十五世見雪庭宗栢雙蓮題と刻したり、觀音堂 本堂に向ひ右に、銘の全文は事長ければ略す、 觀音堂 あり、四間四面、八幡社 本堂と觀音堂との間なる山の、赤池計り残り、名義詳ならず、 別當東明寺 臨濟宗、鎌倉建長寺の末、福田山と號す、今本堂と觀音堂との間なる山の、赤池計り残り、名義詳ならず、 別當東明寺 今本堂の右の方山の中腹に、庵などの如く、總の室を結び、定れる主僧もなく、金泉寺より兼住す、相傳ふ此寺昔昔明春屋禪師の創建なり、禪師の石碑あり（此碑は後人の造立と見ゆ、遷化の日嘉慶二年八月二日と刻す、寺傳には八月十二日と云）禪師の傳を問るに、諱は妙葩芥室と號し、又不輕子と稱す、甲斐國の人、姓は平氏、母は源氏の女、觀音に禱り師を生めり、人となりて後正覺禪師に從ひ、

高徳の開えあり、康永壬午師三十二歳の時、正覺禪師眞如の幹事を辭す、武藏守高師直かの寺の後住たるべきの旨を命じけれど、師固辭して止ぬ、康暦二年大丞相の命默止しがたきにより、一寺を創立し覺雄山大福田寶幢寺と號すと、當寺を開し事は其傳に載す、縁起には春屋禪師開闢の後、總に三世にして中絶すといへど、すべて詳なる事を傳へず、元龜二年の鰐口の銘に、存貞和尚住せしよし見ゆれば、此頃は住職も連綿せしにや、又北條家の〔分限帳〕に、後藤前守が所領四十一貫六百五十文、河越三十三郷の内東明寺樂淨寺分と見たり、この東明寺は當寺のことなるべし、是によれば寺領も古くよりありし事と見ゆ、按に存貞住職の頃、元龜二年の鰐口あれば、春屋禪師よりわずかに三世にして絶しと云は、おぼつかなし、たとへ存貞第三世ならんといは、世數甚少きに似たり、元龜二年は嘉慶二年をくだること百八十三年に及べり、此間總に三世なるべきのいは、寶物、鰐口 元龜二年に似たり、縁起の説誤れるならんか、 寶物、鰐口 河村編二郎某が寄進せしものなり、いつの頃にか紛失して知る人なかりしに、元祿中當寺再興の時赤池の中より出たと云、 金泉寺 後ヶ谷にあり、臨濟宗、鎌倉建長寺の末、祥光山と號は夢窓國師なりと云、中興開山活道碩良和尚は享保中の人なり、 壹鑑寺 是も金泉寺の近邊にあり、曹洞宗、近江國善化原松寺酒井壹岐守忠重なり、寺僧の傳に云、此寺もと川越領酒井家采邑の中にあらしを、寛永年中領地を移されし時、當寺も今の地へ移すと云、斯説によれば川越にて忠重開基をなし、造立は寛永の初めたるべし、嶺室和尚は慶安三年遷化、それよ



第三世是心作大和尚中興す、この和尚は延寶五年、本堂六間四面、本堂釋迦如来を安置す、位牌堂、本堂の後にあり、惣塗籠なり、鐘樓門を入り、鐘樓門左にあり、鐘徑二尺五寸、高さ四尺、元祿中の銘あり、其文左の如し、

武州新倉郷、臺月山登鑑禪寺者、先酒井氏所創建也、殿塔門捐大栗成、而立於大法幢、擊大法鼓、以爲佛事也、年既久、但恨鳴鐘一事

未備之矣、予謂厥鐘之爲功德、稽古南唐之先生、冥中告曰、吾以殺罪受累械、唯每聞鐘聲、其苦漸息矣、云云、其餘勝跡共知也、豈勞三稱說、呼吾懷願於梵鐘、有年、茲到今元祿己未仲春、廣募諸檀、新鑄洪鐘、以永貽之於將來、鐘成而不可無銘、因不顧卑詞、役筆銘之曰、

華鯨大口、聲徹黃泉、覺萬家夢、脫三界纏、登鑑轉去、臺月談禪、聞鐘悟道、忠明福圓、時元祿十六癸未年二月十五日

當寺三代中興是心玄作小弟現住大心存宅謹誌

知事 白牛宅養 侍者 宅門 智源 元昌

武州府中領谷保庄

大工藤原氏關三右衛門尉 種吉作

酒井登岐守忠重墓 本堂の右高き所にあり、五輪の石塔、表に松蔵院殿臺月一鑑大居士、慶安元子年

六月念日と刻せり、忠重は備後守忠利が第三の子、始め内記台徳院殿に仕へ、本郡及入間郡の中にて五百石を賜れり、寛永四年十二月二日、父忠利が所領川越にて二千石を分ち下され、壹岐守に任せりと云ふ、

妙典寺の末寺、山を長光山と號す、開基を墨田五郎時光と云、文永の頃の人、此地の領主なり、僧日蓮を崇信し、其身も遂に僧となり、寺院創建の願を起し、開山のことを師日蓮に請ひたりしに、思ふ所ありとて弟子日向に命じ、當寺及び足立郡新倉村妙顯寺をたつ、されど日蓮を初祖とし、日向を第二祖とす、初文永八年十月十日、時光の妻難産にて苦にたへず、時光は患ふれども術なし、其夜夢に人あり告て云、明日日蓮聖人此新倉の地を過ぐべし、彼聖人の加持を得たらんには、其儘安産すべしと、教の如くその日聖人當村に來りしかば、其符をこひ得て與へしに、形の如く平産ありしと云ふ、是日蓮法を固執せし罪により佐渡國へ配せられし時の事とぞ、是より時光深く聖人を信ぜし餘、弘安中父子共に難産し、かの宗に入り時光を日徳と號し、其子を日堅と號せしと云へり、當寺は日向以來あまたの年を経、堂宇次第に衰廢せしを、日譽上人のときにいたり、彼上人再び興せしかば、是を中興とす、此日譽は文祿四年三月晦日寂す、又故ありて紀伊家及び賀州の夫人、養源院湯御の心淺からざりしにより、寺も亦盛なりしが、今に至りては兩家よりの寄附もたへ、中古の如くには非ず、此寺前にいへる如く、時光宗旨歸依の根本にして、妙顯寺にたとるべくもあらざりしが、中葉より、本堂此祖師の像は、昔久遠成院日親聖人四十二歳の時、文安四

年の春除厄の爲に、高祖の像を自ら彫刻し、諸國を奉持し、後下總國中山の時佛堂に安せしを、ゆえありて賀州の養源院感得せられたりしが、彼夫人當寺の靈池へしばしば詣られしに、より、後遂に此像をも寄附せられしかば、長く本堂に安せり、其餘妙見の像、及黄金佛等も寄附せ、七面堂あり、前に鳥居を建、祖師堂二箇所たり、少し高き處にあり、其一も同じ邊つ、池の間にあり、小堂なり、古碑二基、師堂の間にあり、貞和二年七月十一日、及元乙亥の三宇かすかに見ゆ、其餘の字減して讀得ず、建治・康正の元年、共に支干あたれども、建治は隔ること遙なれば、恐、子安池、二間四方許の池なり、寺傳に、くは康正なるべし、子安池、昔日蓮聖人墨田五郎時光が妻の産を加持せられし時、經文を讀誦し、この地のくぼみたる所を、懐中せし楊枝にて穿ちたりければ、水忽ちに涌出しける、この水を産婦の口にそそぎ、符を吞、日蓮手植柳、側子安池のしめたり、其後長く池となれりと云、日蓮聖人加持の時、地を穿ちし楊枝を、池の側に立て去りたりしが、それより芽を生じて成木し、大樹となりしとぞ、元の木は枯れ幹の朽たるもの池水の上に横たはり、葉生出て今に存せり、以上云所のごとき奇怪の説なれば信すべきに非れど、寺僧の傳るまゝをしるしつけぬ、ことに罪ありて配せらるゝ人のかゝることありしと云も、無稽のことならん、東福寺、小名本村にあり、八杉山と號す、新義眞言宗、石神井安す、開山尊知は延寶五年六月寂す、この寺は村内水川社の別當なり、祈禱を専とし、減罪なし、



松葉軒 東福寺の近邊にあり、金泉寺の隠居、居住する庵室なり、

古蹟 青覺院跡 吹上觀音の下にあり、中古青覺院と云、山伏鎌倉故道より此村も街道にあたる故、今も故道のこれり傳ふ、

新編武藏風土記稿卷之百卅四

新座郡之六 野方領

○上白子村 白子村廣澤庄に屬す、村を上下に別ちて廣き地なり、其村名の起る處を詳にせず、或説に云、上古此あたりを志樂木郷と稱せり、是は古新羅人を置れしよりの名なるべし、既に【和名抄】に志木郷あるは志樂木を中略せしなり、此村名も志樂木の横なまりて、白子となりしものなるべしと、是等の説も後人の附會に出るや、其證をしらざれば信じがたし、總て古の事は傳へず、されど北條の時代は此村代々不入の地たるよし、其頃の文書に見えたり、事は橋戸村と合せ見るべし、御當代に至り天正十九年此所を伊賀の者の給地に賜はりしが、後新に開きし地又は給地の中に故ありて公に入し處は、其まゝ御料所となりしに、此隣村橋戸の中にも伊賀者の同し頃土地とせしかば、御料所となりしを後は共に白子と唱へしより、白子の地は増加せり、夫よりいつとなくかの

新編武藏風土記稿卷之百卅三終

御料所を、土人の上と呼しかば、伊賀の者のもとより領する方は、自から下と云ならはせしより、遂に上下二村となりしと村老いへり、然るに橋戸村百姓忠右衛門が所持の小河出雲守より高麗丹波守へ與へし書翰に、白子上郷云々とあり、是は永祿年中のもとの見ゆれば、此時より上下を唱へけんも知らざれど、正保及元祿の頃いまだ上下の唱なれば、正しく別れしは元祿の後なるべし、村内畑多く田少し、東北の方は山野連なりて喬木しげれば、西南の方は地卑く水田少からず、東南及東北の間に豊島郡土支田村より入る路兩條あり、北方に下新倉村より入る路あり、此地橋戸村と犬牙したれば、西方の境界分ちがたし、東南は豊島郡土支田村に境ひ、西は郡内小樽村に界ひ、北は下白子村に隣れり、【北條分限帳】に白子五十貫文左衛門大夫殿といへるは、此地なるべし、寛文四年野村彦太夫、元祿三年細井九左衛門、享保六年寛播磨守等の檢地あり、昔は伊賀者の給地なりしを、年を追てかへし奉り、今は一圓に川崎平右衛門の支配所なり

小名 原 村の北にあり

山川 白子川 村名を以て名とせり、郡内に小樽豊嶋郡土支田兩村の境を過、此村の南に入村の東を流る、こ

と三十丁許、下白子村に入、

古蹟

白子原 其所を詳にせず、古此邊も廣原なりしかば、か五年乙酉八月廿三日、此原に於て合戦あり、其頃備前九郎などいへる人討死せしことを載たり、按に大永の頃は上杉北條兩家の戦争やむ時なし、河越の城には上杉朝興在城し、江戸は北條の家人遠山富永等在城なれば、此戦恐くはかの兩家の軍兵を受へし時ならん、此頃間は九島にて上總介綱成が一族ならんか、されど大永の頃の記録に此事未だ所見なし、

○下白子村 此村は郡の東南の端にあり、庄名上村と同じ、江戸を隔ること四里半、村を上下に分ちし事は上白子村にも辨じたれば、當村に傳ふる所と異なれば再辨せり、其傳へに寛文年中の水帳といへるものに、下白子村と記せり、是上下を別ちし始なり、されど此地白子の本村なれば、後に至りても公の簿書等もとの如くたゞ白子村とのみ書すといへり、前村の説と孰が是なりや詳にせず、人家百五十軒、東は白子の驛家ありて、人家簷を並べたり、村内西北は土地高くして山あり、東南の端は地卑く、用水は白子川を分てとも、卑下の地少ければ水田少く畑多し、東邊には川に傍て赤塚村の飛地少く係り、南方の端には隣村土支田の飛地あり、驛より西南に河越街道を通ず、東は豊島郡上赤塚村に境ひ、南も同郡土支田村に接し、西は上白子村により、西北は下新倉村に隣る、東西十町、南北三十町、村民富澤・柴崎・浪間・新坂・

加山等の氏あり、舊家なるべし、此地も天正年中より伊賀者の給地となり、野錢は御代官所へ納む、是は正保の頃に至り野村彦太夫の支配せしこともあり、土人云寛文中始て伊賀者の給地となりたり、此時前にいへる水帳も、公より渡し賜はりたるものなり、などいへど是等は語り傳への詳ならぬにや、其故は伊賀者の給地を賜はりし始は、頭にて收納の事を司り、かれらは年々公より御給米を受るのみ、橋戸村庄忠右衛門が所藏の文書に、服部石見守殿御知行橋戸の内とあり、此人橋戸を領せしにあらざるを、かく云しこと其證ともすべし、然るにいつとなく流弊起りしにより、後には伊賀の者集議して收納の進退を取扱ふ事とはなりぬ、それを土人は始めて賜はりしと云傳ふるにや、今も伊賀者の給地にて御代官川崎平右衛門の支配所も交はれり、

小名 市場村の東北の端四方 城山村内地福寺の東北にあるべし、白子宿村内河越街道入口の宿なり、此宿は天正の末が所持せる天正十九年の文書に、新宿を見立て毎月六次の樂市をなすべきと云ことあるは、此處なり、近き頃御代官所より糺しありし時、此文書を證とし、古來よりの市なること分明になりしかば、今も毎月五十の日を以て市をなせりと云、牛房村の南四方端に六、向ひ山村の西四五町、越後

山 是も西方四五町の處をいふ、

山川 観音寺山小名牛房にあり、山上の平地は木立瀧坂 西北の方より下る坂なり、田圃も其間に見えたり、瀧不動の側にある故に名とせり、瀧不

御林宿の西にあり、

白子川 上白子村より入、東の方を流る、こと三十町許、白子宿の辰巳より二條に分る、本流は川幅六間餘、支流は纒に二間許、村内にて又一流となり、北の方下新倉村に入、

橋梁 大橋 小橋の西方を流る、白子川に架す、小橋 大橋の東方郡の境を流る、白子川に架せる土橋なり、小橋 長一間幅九尺、以上の二橋は公の修理なりと云、

神社 氷川社村の北にあり、鎮座の年歴詳ならず、此村の鎮守現を鎮守と崇めしゆへ、此社は自ら衰へたりと云、村内内地福寺の持、諏訪社 宿の西御林の中にあり、社

寺院 地福寺 境内除地七段九畝餘、村の東北の端にあり、瑞多院の末寺なり、開山開基詳ならず、總て舊記等回祿の災に罹りければ、傳ふる事跡なしと云、本尊も古は地藏尊なりしが、彼火災の時より別に收め置、今は釋迦を本尊とせり、按に當寺の鐘の銘を見るに、古鐘は寛文中十世の住僧珍海法

于時延享四丁卯十二月吉祥日

當寺十六世 權大僧都堅者法印亮因敬白

光西坊 鐘樓の後葉所の側、塔頭、久城寺、萬正寺は、何の頃よりか廢寺となりて名のみ残り、

觀音堂 牛房通り觀音寺山の上にあり、三間四面の堂なり、觀音堂 世音并に四魔王を安す、前に武州新倉郡白子村、松竹山觀音寺、元祿十丁丑天三月十八日とえりたる鰐口を掛く、牛頭天王社 觀音堂に向ひ左一間許、地藏堂 同し處にあり、別當、觀音寺もあるべき、

察松竹山と號す、天台宗村内地福寺の門中なり、開山開基詳ならず、古碑一基 永五年十一月の字の上破損して讀がたし、恐らくは應永大永の中なるべし、不動堂 驛の程にあり、山動と號す、堂は三間四面、側に古木生茂り、前に三十二級の石階あり、背後は山高く幽邃の地なり、この堂に向て北の方なる小高き處に、六間に八間の池あり、東南の方に笕を設て、山下へこの水を落す、七八尺の瀧なり、村中旱魃の時はこの處にて雨乞なせしと云、

熊野宮 瀧の側にあり、村の鎮守なり、本社一間に九尺、上屋稻荷社 熊野宮の左に、別當、不動院 不動堂の側にあり、神間郡小仙波村喜多院の末なり、

武州新座郡白子村、瑞應山地藏院地福寺、銅鐘一口建立所、夫撞鐘一器、十方衆星來集、霜鐘一度、經耳者、無明煩惱醒、眠、因、茲經文云、一打鐘聲、當願衆生脫三界苦、得見菩提、矣、開晨朝黃昏者、入常樂三昧、佛閣嚴飾、精舍法器、所以雲上衆、五衰之憂、休一聲之響、下界龍神三熱之苦、息半時之鐘、昔日珍海法印、一鐘建立、而備當山寶物、經年破壞、而推鐘響久斷絕、而似心中月失、依之現住亮因法印、勸萬民一再一鐘鑄、而掛寶前、是以當寺繁昌、眞俗圓滿、門且長久、廣作佛事、願主并奉加信主、現世安穩、後生善處、乃至諸聖靈等、同證佛果、鐵園鈔界、普聞鐘聲而已、

寛文十三年癸丑四月吉日

古鐘勸進沙門 當寺十世珍海法印

○橋戸村 橋戸村は新倉郷廣澤庄に屬す、この地は天正十九年伊賀組へ賜りしより、今も伊賀組の給地なり、江戸を隔ること四里半、上白子村の内に入り、人家三十軒、其居住の地及神社佛寺等の散在する處のみ、此村にて其餘は皆上白子村の地なり、其地はもと橋戸村なりしが、後世白子の地廣まりしまゝに、自ら橋戸も其中へ入し故、別に上白子村の名も出来しならん、已に土人は上白子村の一名を橋戸村とも心得たり、されど村民庄忠右衛門が所藏の慶長元年の文書にも、橋戸の名をば載せたり、又正保元祿等の圖にも、橋戸白子は別村なること其證明なるは、既に白子村に辨せり、

神社 天王社 除地一町、小名中里の耕地にあり、三間四方の右衛門が小樽村角、左衛門のもち、

水川社 村民庄忠右衛門が宅地の内にあり、小祠、祭神は在五田と云三人のもの慕ひ來りて、此地に祭りしと相傳れども、信ずべからず、

辨天社 一間に二間、村内眞福寺の側にあり、村民の持、

天神社 東邊にあり、前に鳥居建つ、

寺院 教學院 境内除地一町四方、村内にあり、新義眞言宗、豊嶋郡石神井村三寶寺の末、西圓山と號す、文

永五年長金法印開山す、中興開山は良賢法印と云へども、其時代は詳ならず、本堂八間に五間、本尊觀世音を安置す、古碑五基あり、三基に刻する文字は、文永八年、文和五年二月、嘉吉三年八月、逆修補葺とあり、

眞福寺 境内四段、村の西にあり、是も新義眞言宗、三寶寺の應三年十二月寂すと云、教學院所藏の過去帳には、この寺の開山宗識と見えたり、この宗長のことにや、

藥師堂 除地四畝餘、教學院の南にあり、堂は三間四

舊家 忠右衛門 庄氏なり、先祖和泉守藤原秀永、足立郡新倉

寛永十七年に死せり、これより前のことは傳へざれば知るべからず、按に庄氏は武藏國七黨の内兒玉黨にて、庄太夫家弘より出づ、家弘が子を庄權守弘高と云、その子庄太郎家長なるべけれど、今その詳なることを知ず、和泉守秀永と云は、北條家臣庄式部少輔の一族などにや、同家太郎右衛門は今も新倉村に居住す、忠右衛門の家はいつの頃かこゝに移り、それより累世この村にをれり、古文書

定白子郡段錢棟別納様之事

一四〇五百文 反錢請取奉行 良知河内守 吉原新兵衛

此内

- 一 九百文 八月廿四日同晦日迄切而可納
- 一 〇八百文 九月朔日同十五日迄切而可納
- 一 〇八百文 九月十六日同晦日迄切而可納

以上

五百文 江戸へ可納候

一 九百廿二文

棟別

請取奉行 吉田平右衛門 西澤三右衛門

此内

- 一 〇四百廿二文 八月晦日迄切而可納
  - 一 〇五百文 九月晦日迄切而可納
- 以上 〇九百廿二文 小田原へ可納之
- 一 如御定兩地持寄米穀を以、百文に榛原升一斗五升目積に御藏奉行に可斗渡、若日限一日延に付而は一俵に一升、五日相延に付而は三升、十日五升、過〇可被仰付候、十日を立延候由奉行入申上ならば、名主百姓各寄可被處罪科事、
  - 一 斗手者、近年如御定百姓斗可納、升之上過上藏奉行申付候者、則認目安可申上事、
  - 一 段錢棟別員數、御藏納日限毎年可爲如此、萬一有替儀者、毎年七月御配符可出、不然者此度如御定毎年可出之事、

右定所致妄付而は、當郷小代官名主百姓頭、永可被爲遠島、到〇車科之可切頭者也、仍如件

辛未八月十九日

白子小代官 百姓中

白子上郷之百姓衆、貴所頼入日損風損之恠言申候、自最精候、無御差置候へ者、其方御越御恠言に付而、百姓宿如申候、九春七之介五人之年貢所給右之御給御扶持錢を以ゆるし申候、扱又修理大炊助兩人之者、已年之年貢過分に引を以而、内々利足致算用さいそく可申候へ共、貴所様へ恠言被成候間、是をもゆるし申候、雖然後日與三郎大炊助兩人之者は、我等に少も無沙汰申付候而ハ、自是算用次第に取可申候、無沙汰無之候は、郷中走廻候付而者、如申是相違有間敷候、爲後日證文一札進候者也、仍如件、猶よき時分に成地移御越候間、同三人申候、以上、二月十七日

高麗丹波守殿

小河出雲守花押

改被仰出條々

一 當郷田畑指置、他郷寸歩之處不可出作事、

一 不作之田畠甲乙之所見届、五年荒野七年荒野に代官一札を以可相聞事、

一 當郷儀者、自先代不入之儀至當代猶不入御證文、從 御公儀可申請間、新宿見立毎度六度樂市可取立事、

一 白子郷百姓何方に令居住共、任御國法、代官百姓に申理急度可召返事、

一 御大途御證文并此方證文無之、誰人用所申付共不走廻事、

右條々違犯之輩有之付而者、注交名可遂披露者也、仍如件、

天正十五年丁亥年四月三日代官

白子郷百姓中

書付

右清戸郷土小兵衛未之年かけおち、服部石見守殿へ御知行はしとの内居申被仰付返可被下候以上、  
慶長元年丙申壬七月七日

東三五花押  
中島□花押  
同 □花押

御奉行様

右之分御書付上り申候、返答書被成御寄合へ可有御出候、以上、

壬七月十七日

本佐 印  
大十兵 印  
長彦 印  
彦小刑 印  
伊熊 印

服部石見守殿

○小樽村 小樽村は廣澤庄と稱し、郷名は傳へず、那の東南の隅にありて、江戸を隔ること五里餘、東は上白子村及白子川を隔て豊島郡土支田村に隣り、西は本郡下保谷村、南は豊島郡關村及郡内上保谷村に堺ひ、北は中澤・辻兩村に接し、上白子村の西方より土支田村の境白子川の流にそひ、斜に西の方へかけ入り、其形半月の如し、故に北によりたる所は東西一里餘、南の方は纔に十町許、南より北へは五町もあるべし、人家三百二十軒、川越街道の内白子の宿へ人夫の定助をつとむ、此あたり用水の便あしければ、水田少く畑多し、米穀は一里許隔てたる

黒目川の河岸へ津出しをなし、荒川を經江戸まで川路十六里餘、この村の飛地隣郡土支田村に二ヶ所、本郡中澤村に一ヶ所あり【北條分限帳】に小樽深屋九十八貫八百六十文、太田大膳亮知行とあり、染屋は多磨郡染屋村にて、小樽はこの村なれば、北條家の時代までは太田氏の知行なりしが、御打入の後板倉四郎左衛門勝重の領地となりしことは、上新倉村に見えたり、板倉氏この地を領せしは勝重より子息伊賀守に及び、寛永三年の頃までなりと、村人の傳ふる處なり、されど板倉家系に勝重の子は、周防守重宗とあれば、伊賀守といへるは誤にや、正保の頃御代官野村彦太夫爲重が支配し、それより前にも伊奈半十郎の支配せしことあり、後寛文年中に至り、稻葉美濃守正則の領知となり、同き三年同人檢地せり、其子丹後守正通貞享二年越後の國高田へ所替あり、後又御代官所となり、元祿十六年江川太郎左衛門支配の時、米津出羽守田盛へ賜はり、それより累世今も米津氏の領知なり、

小名 堤村 村の西北の方を云、此所の辻に高さ三尺八寸、目を刻み、側に享保元年に建たるよしを彫る四面の塔あり、故に土人此所の小名を四面塔ともいへり、榎戸榎の古樹残て、水溜村の南、小作村の西、中島土支田村の在故に名づく、

山川 白子川 この村と土支田村との境を北に流る、川幅二間許、井頭池 この村及び土支田村の境内に、原野 秣場村の東北、神社 三十番神社村の鎮守なり、小名中嶋にあ、稻荷社 小名堤村にあり、鎮座の初詳ならず、九尺に一間、寺院 妙福寺村の東豊島郡土支田村より入口にあり、法華宗、弘安五年法華經寺第二世日高聖人草創の地なれども、後住める僧もなかりしを、又かの寺の三祖日禰聖人再建し、一七日の説法ありしに、村内天台宗修驗大覺寺の住持、日延聖人も此法鑑に至り、深く其宗意を歸依し、遂に改めてこの宗となれり、日禰も日延聖人の知識、よのつねならざるを知り、當寺をこの聖人に譲れり、今は日禰聖人を開山とし、日延聖人を歸伏開山と稱す、日延は永和二年十一月十一日に寂す、後天正年中御朱印地二十一石餘を賜りしが、後回祿に罹り寺も衰へしに、二十一世明了院日教聖人堂宇を再造せしゆへ、是を中興開基とす、この聖人は享保十一年十一月十三日寂せり、

本尊三寶を本堂に安す、往古大覺寺の本尊は嘉祥三年創建の時、開眼の釋迦(金佛坐像)今もこの寺に收め置たりといふ、仁王門 境内入口にあり、四間に二間東向なり、こゝに安する鏡よの常の像に非ず、裏門 二間半、仁王門の並びに、祖師堂 舊きものと見へたり、裏門あり、これも東に向ふ、



七間に七間半、仁王門の正面に當る、堂の左右に石燈籠二基を建つ、三十番神堂二間半四間にあり、七面妙見相堂二間半に四間半、祖師堂の背後山下に鳥居、天神社七面堂に向へば左なり、九鬼子母神堂を建つ、本堂九間に八間、祖師鐘樓祖師堂に向て右にあり、堂の丑寅にあり、三間四面、この鬼子母神は法華經寺に安せる像の本體なり、往古日蓮聖人平日の看經佛なりしを、日蓮聖人へ傳はり、ついに當寺へ納めたり、本寺には却て篆刻の像を安せり、嘗て賜はる處の御朱印も、この鬼子母神へ寄附せし、本堂九間に八間、祖師鐘樓祖師堂に向て右にあり、三尺五寸許、寛文中の銘を彫る、其文は後にのす、是によれば古鐘を此時あらため鑄しと見ゆ、文の終に慈東山大覺寺の文字隱然とあれど、是は後らちけしたりと見ゆれば模刻として正しくは讀がたし、又其故も傳へば詳ならず、

武州新倉郡廣澤庄小樽村、法種山妙福時者、一乘護持之靈舍、祖教歷傳之舊基也、稟祖承于中、而流傳潔、仰教風于直道、而弘通不倚、然自三代以前而來、隨異流以背源固執滯而塞流、于時公命有在堅執師從、既及追却、因此歷囑什物、行業資具、多紛散矣、遺毀損矣、特大鳴鐘者、法林號令、道場要器也、然今已破廢、不足勤其用矣、粵予因衆懇招、假承毀跡見而不忍之辜儀、持而難弭之器物、寔雖數科、可加修補之爲、先要者、法令警覺之

鐘歟、於茲不得默止乃命冶工鑄補舊毀復成新鑄且又有旨改號慈東山大覺寺也、仍伸其由以勒期銘云耳、

銘曰

源徵流潔、器完用成、舊鐘仍改、新鑄竭精、警覺曉夕、响達縱橫、其幽其顯、脫苦寧禎、德用巨議、利益恢宏、一乘自芭、萬世明明、

寛文第四甲辰天仲秋朔日

鑄工江戸住 田中大和守藤原重正

當山中興十五世

一雲院日興謹言花押

塔頭 大乘院 新井山圓福寺と云、本應院村の西の南方に法性院なる、後に詳なり、善行院 山號寺號等なし、法本立院 福壽坊と云、豊嶋郡關村にあり、この五ヶ大覺寺 妙福寺の西北にあり、慈東山東陽院と云、嘉祥三年慈持妙福寺に歸伏せしより、今は其寺の奥の院と稱せり、されど今も別に一寺なり、

本照寺 境内八畝九歩、小名中嶋にあり、本堂五間に七間半、了光山と號す、開山日勇上人、文祿二年三月廿日に寂

りせ

實成寺 村内東の方にあり、加賀阿闍梨日正聖人、天正年中創妙福寺の末寺にて、法性坊と唱へしが、寛政五年十七日慈聖人の時、妙福寺の本山法華經寺の末となり、院號を免許せられ、今は法性院と云ふ、

舊蹟 辨天社 井頭池の中嶋に建り、里人云昔し村の童このこの村及土支田村の人と共に、村内妙福寺の住持日忠聖人に請ひ、辨天の祠をこの處へ勸請しける、時に貞享年中のことなりと、されど正保の頃の繪圖、既にこの祠を載せなければいづの頃よりか廢寺祠となりしを、この時再建せしなるべし、それも亦廢祠となり、今は名のみをのこせり、

○上保谷村 附持添新田 上保谷村は新倉郷廣澤庄に屬し、郡の南にあり、江戸を隔ること五里、此村は土地平かなれども水利宜しからざれば、古來より畑なり、保谷氏の人主として開墾せし故にこの名あり、村内に下田・岩崎・桃井・野口・中村を氏とせる民五軒あり、是開發の事に與りし人々の子孫なるよし、又瀧島氏あり、是も久しく此にありと見ゆ、保谷氏以下六人この瀧島が家に會して、開發のことを謀りしと言傳ふ、人家三百軒餘、地の形は豊島・多磨兩郡の間に出て、北の一方は郡内下保谷村に續

けり、西より東へかけては凡て多磨郡に包まれ、西南は  
 同じ郡田無村に接し、東西は千川上水の流を隔て、是  
 も同郡關前村に隣り、東は豊島郡關村により村内に青梅  
 街道かゝり、西の方田無村に達せり、この村開墾の年代  
 はたしかに傳へざれど、『北條分限帳』にも地名を載せざ  
 れば、永祿以後御打入の前後なるべし、それを企てし保  
 谷氏の名も聞へざれど、村内東祥寺の開基保谷出雲守直  
 政、元和七年卒すといへば、恐くはこの人領知せし頃の  
 開墾なるべし、正保の頃にや上下を別ちて、この村は野  
 村彦太夫御代官所なりしよしはものにも見えたり、寛文  
 の頃は稻葉美濃守正則領し、同じ同人檢地し、其子丹波  
 守正通の時、貞享二年越後國高田へ所替ありし後は御料  
 所となれり今は御代官川崎平右衛門の支配所となれり、  
 小名 柳澤、下柳澤、壹里塚、苗木山、鳥首、洗竹、  
 山間、又六、上宿、大門、平松、桶首、立野、西浦、  
 神社 尉殿權現社の境内除地二段、青梅街道の北側にあり、村  
 間に五間半、前に鳥居を立、縁起等なければ、社は三  
 鎮座の年月も知べからず、村内寶光院持、庵鳥居に向て  
 小庵なり、社を守る  
 人こゝに居れり、  
 榛名權現社、小名平松にあ  
 り、村民の持、

第六天社 村内寶光院持、下二  
 稻荷社二  
 寺院 如意輪寺 除地村の東方にあり、新義真言宗、豊嶋郡石  
 門の兩傍に並木あり、本堂七間に六間、本尊不動明王の立像  
 を長二尺作不知安置す、開山詳ならず、境内先住の墓碑最  
 舊きもの權大僧都法印惠定、正保四年示寂と記、古碑一基、境  
 したるあり、是より古き開基なる事知べし、古碑一基、境  
 内にあり、永正二年乙丑二月 鐘樓 本堂に向て右にあり、樓は  
 廿日、道西禪門と刻す、鐘樓 二間四面、鐘の徑二尺餘、  
 高さ三尺七八寸、銘なし、安永七戊戌年九月九日、願  
 主當院中興傳燈大阿闍梨權大僧都盛譽と刻みたり、金山  
 權現社 鐘樓の側にあり、觀音堂 是も同じ邊にあり、四間半  
 寸作知らず、  
 寶樹院 境内年貢地七石、村の東邊にあり、是も眞言宗新義、  
 元年九月十三日寂す、本堂六間に四間半本尊藥師  
 如來坐像尺餘、作佛と而已言傳へて詳ならず、地藏堂 境  
 内に二間、辨財天社 境内にあり、一間半四面の祠、辨  
 寶光院 境内年貢地七石、寶樹院の邊にあり、是も三寶寺の末、  
 金輪山明王寺と號す、本堂八間に七間、本尊不動明王  
 (坐像作知れず)を安す、側 地藏堂 門を入て左  
 に弘法大師の像を置けり、地蔵堂 門を入て左  
 東禪寺 境内年貢地、村の東邊にあり、曹洞宗、多磨郡前澤村  
 淨福寺の末、本堂七間半に六間半、本尊釋迦如來(坐

像丈三尺許)を安し、左右に文珠、普賢二菩薩を置けり、開山は  
 本山十三世蘭室芳大和尚、寛文十一年四月十七日示寂、開基は  
 彌觀禪高居士、俗稱保谷出雲守直  
 政、元和七年辛酉二月六日卒せり、阿彌陀堂 大門を入て左に  
 白山社 大門の外

○上保谷新田 本村の民伊右衛門なるもの開發せり、其  
 年歴詳ならず、地形は東の方へ長く、千川上水の水涯に  
 至り、凡十八町許、西は多磨郡田無村に隣れり、江戸を  
 隔ること六里、本村持添の地ゆへ、人家なし、元文元年  
 大岡越前守檢地せり、是によれば元文の前に開ける事は  
 論なし、本村と川崎平右衛門御代官所なり、  
 神社 淡島社 小社なり、本村  
 寶光院の持、

○下保谷村 附持添新田 下保谷村も郷名庄名とも上村に  
 異ならず、江戸より五里半、水田はなく畑計りなり、東  
 は郡内小樽村に隣り、南は豊島郡關村に接し、西は上保  
 谷村に續き、北は野寺村に境ふ、民家三十軒、こゝも正  
 保の頃は野村彦太夫の御代官所なり、寛文中稻葉美濃  
 守正則が領知となり、同じ三年同人檢地す、この人所替  
 ありし後は御料所となり、今は川崎平右衛門支配せり、  
 小名 新屋敷、宮ノ脇、上、棒谷戸、入、松ノ木、  
 神社 三十番神社 除地六段、二間四面、村の鎮守なり、勸請  
 の年歴詳ならず、社地に松杉檜等の古

木あまたあり、古跡なるべし、前に鳥居を立つ、石 末社、  
 燈籠兩基及丈許の題目塔あり、村内福泉寺の持、

天神社 本社の左にあり、小祠、  
 寺院 福泉寺 境内除地二畝餘、法華宗、本郡小樽村妙福寺の  
 日眼大徳十一日遷化と記したれど、古き過去帳は安永五年の  
 回祿に鳥有となれば、開祖遷化の年代を失するよし、其頃は  
 第廿五世日透代なりと云ときは、舊き創建なるべし、本堂六  
 間に四間、本尊宗祖菩薩、(丈ヶ尺許の坐像、中山二世日高上  
 人作)又鬼子母神、  
 荒神等の像あり、  
 舊迹 鐘塚村の北に  
 鐘塚村の南にあり、相傳ふこの二の塚は、隣村小樽村妙福寺  
 經塚 開山日延聖人改宗の日、經文及擊鉦をこの處へ埋め、其  
 上へ塚をきづきた  
 る故に名とせり、

○下保谷新田 本村の地續きにて、持添の地なれば民家  
 なし、江戸より五里半、是も上保谷新田と同じ時、大岡  
 越前守檢地し、新田となれり、今は川崎平右衛門支配所  
 なり、

新編武藏風土記稿卷之百卅四 終

### 新編武藏風土記稿卷之百卅五

#### 足立郡之一

#### 郡圖

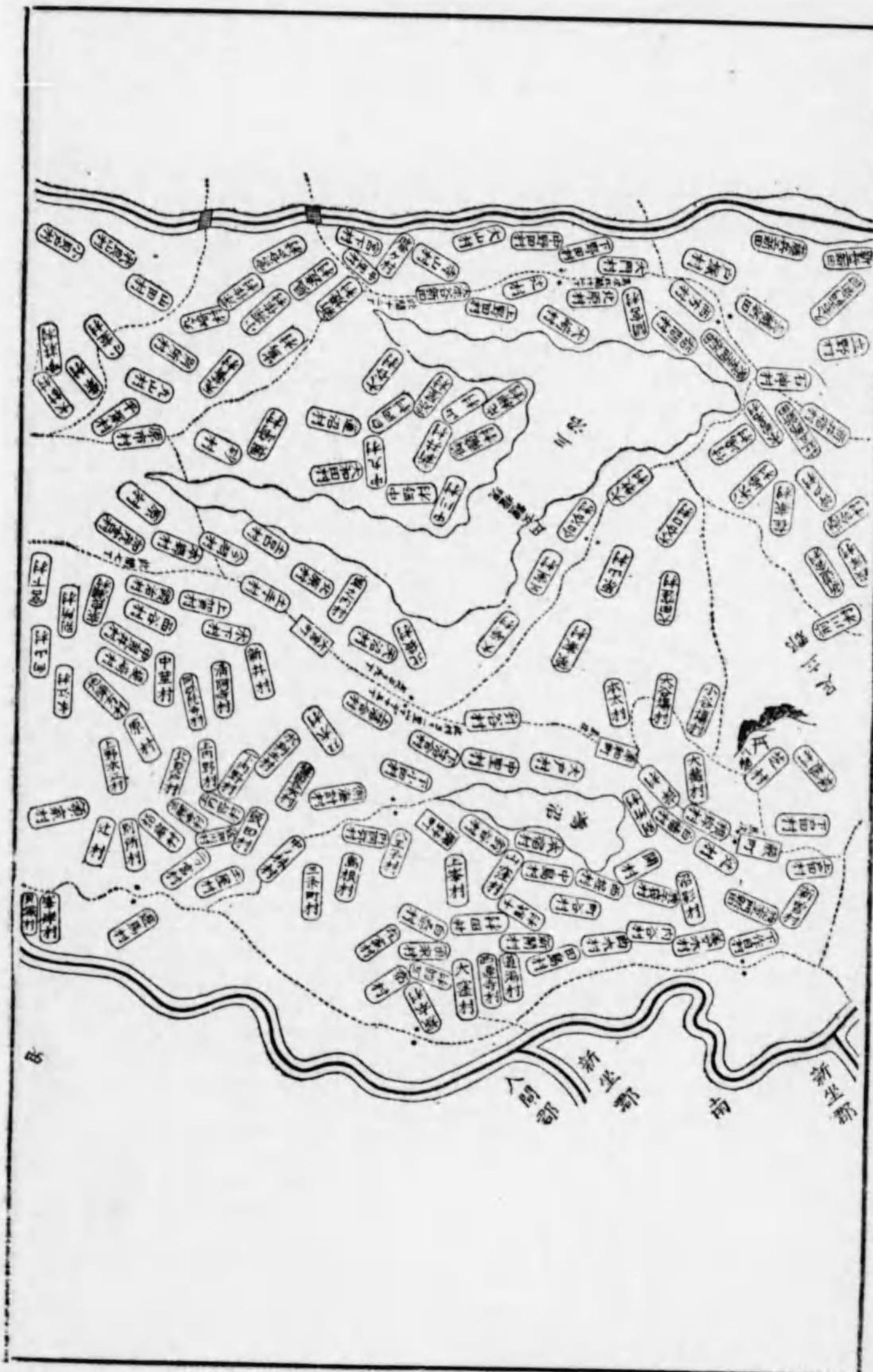
#### 總説

足立郡は國の中央より東北の間にあり、江戸より北の方二里半に當る、〔倭名抄〕國郡の下に足立を訓して阿太知と註す、其名は知べからざれど、陸奥國にも安達と云る郡名あれば、文字は假借にしてあたちと云る、古言の義はいよいよ論じかたし、其名の起れる地も今は唱を失ひたれど、〔神名帳〕に足立神社あれば、當時足立本郷ありて其地にたてりし神社なること知るべし、今は彼神社の舊趾さへ慥に知べからず、郡の方位西を上とし東を下とす、其東は葛飾郡・埼玉郡の二郡に境ひ、大抵古隅田川を限とす、南より西を上とし、荒川を界として豊島・新座・入間・比企・横見の五郡に跨り、北は大里・埼玉の二郡に隣

る、其大里の界は地續にて、埼玉の限は元荒川・綾瀬の二流延亘す、鬮郡界より乾へ地先長く張出せり、葛飾郡の界より大里の界まで長凡十三里、横は東の方千住宿の邊まで一里半、それより西へ上れば次第に廣こり、中央にては三里半に至り、又すぼまりて大里郡の界にては纒一里半に過ず、郡界かたの如く大河の流を帶ぬれば、古の地域大抵變革なきが如くなるべけれども、當國〔風土記殘編〕當郡の下に云、東限北河越西限依田川、南限石川八幡、北限箕輪川・小名山、七箇小岡、七箇河、三流川、五派泉、三磯池、九箇原、六箇宮祠、十二箇寺院、十二箇墳墓、六基云々、爰に云る四界の地名今皆唱へを失へり、たゞ綾瀬川の邊埼玉郡の内に箕輪村あれば、箕輪川と云は綾瀬川の事なるべし、此の當〔風土記〕は〔出雲風土記〕の類にはあらで元より大寶天平の古書の體例にあらざることは世にも論なれど、正史實錄の照應あり、又奥書に文明の年號あれば、何様にも當時古書の殘簡など採輯して、綴りしものと覺ゆれば、参考に益あることは凡例にも辨せしごとくなり又〔風土記〕の文に足立府公穀二百八十二束三毛、田假粟百二十七丸、出驛用云々、當郡に府を置しことは他の所見なきことなれど、今大宮宿の邊其古蹟なりなど土人も云ひ、又古書によりて考るに、實に然るべし

#### 正保年中改定圖







### 元祿年中改定圖





と覺ゆる事もあり、【國造本紀】を閲るに當國は古へ牟志・胸刺・知々夫とて三國なり、成務の朝に各國造を置けしなり、よりに按るに知々夫の府は、今の秩父郡大宮町の邊にて、胸刺の府は今の府中なるべし、牟志の府は則當郡の大宮宿の邊ならん、夫をいかにと云に、【安閑紀】に元年冬武藏國造笠原直使主、與同族小杵相爭國造、  
使主小杵 經年難決也、小杵性阻有逆、心高無順、密就求援 皆名也 於上毛野君小熊、而謀殺使主、使主覺之、走出詣京言狀、朝廷臨斷、以使主 國造而誅小杵、國造使主悚慕交懷、不能默已、謹爲國家奉置横淳・橋花・多氷・倉標四處屯倉、これによれば國名の字大寶以前已に武藏の字を用しこと勿論にて、扱武藏と號する所は此頃胸刺知々夫を合せて一國とせしにや、國造使主は笠原姓なれば、今の埼玉郡笠原村の人などにや、もし然らば此國造は當郡の府の國造にやありけん、又【續紀】神護景雲元年十二月壬午、武藏國足立郡人外從五位下大部直不破麻呂等六人、賜姓武藏宿禰、同月爲武藏國造と、不破麻呂等國名以其姓を賜る、時は國の着姓にして、國造ともなるべき門地なるべし、司造恐くは國造の誤ならん、又【類聚國史】に延暦十四年十二月戊寅、宿禰弟總爲國造とあり、此弟總がこ  
とを【桓武紀】に載て云、延暦七年六月辛丑、外從五位下

武藏宿禰、弟總外正八位上多米連福雄、並授外從五位下以貢獻也と、今按に弟總武藏宿禰たる時は、不破麻呂等が子孫たること知るべし、よりにおもふに弟總は當縣の人にして、國造となる時は足立の府應にありしこと推て知るべし、多米連福雄が事實は詳ならざれど、弟總と同一貢獻せしを以考るに、是も國造ともなるべき程の門地にやありけん、多米は恐くは多米にて、多磨府の國造となるべき家なるにや、前に云る多米屯倉は多磨の地なりと云説もあるなり、米と氷とは字形相似たれば何れか誤ならん、抑古へ國造を置れし時代には、國造國政をとり兼て神祇に事へしなり、然るに世移て權威を失ひし故にや、さきに大寶年中諸國に守を置れて、各其任に趣き、國務の進退をせしがと、一概に國造を廢せられしにはあらざるべし、國造は舊きによりて國神を祀り、國守は政務のみを事とせしならん、後世國造の子孫斷絶して後國官とはなりたる歟、今出雲國には子孫連綿して絶ざるにても察すべし、又按に初め國守を置れし時、當國は多磨の府へ下向し、古の三國を合て國政一出しより、足立と秩父との府は廢せしならん、此餘國史に見たるは延暦六年夏四月乙丑、武藏足立郡采女掌侍典掃從と【續紀】に載す、さて昔郡中を領せし人のことは知べからず、【東

【鑑】治承四年十月二日の條に、武衛大井隅田の兩河をわたり、當國に至られし時、足立右馬允遠元、兼日依受命御迎として参向せしと云、是當郡に住せし故、此所へ出迎へしなるべし、此人當郡の地頭職たりしと云こと【丹波志】にも見えたり、其大略に氷上郡佐治郷山垣村に遠元が子孫あり、其系圖に遠元が父遠兼當郡の領主職にて、子遠元が時地頭職となり、郡中一圓に所領す、其孫左衛門尉遠政に至りて所領を替られ、丹波國に移ると云、今本郡桶川宿に遠元が居住の跡あり、且此人源平合戦の間著名なれば家傳の説實にもと思はる、夫より年をへて鎌倉管領の頃、上杉氏當國を領せし時に至り、忍の成田は郡西を領し、岩槻の太田は東を領し、又石濱千葉氏の領地も交りて一定ならず、北條氏領國の間も因循して三家の領所なりしが、御入國の後に至りて大抵御料所及び旗下の人の知行所と打交れり、前にも云る如く郡の地域近來の變革はさまざまあるまじけれど、古を以て考ふるに、元荒川・綾瀬川の流などを通じ、綾瀬の川下今の隅田川へ通ぜしあたりは、押なへて江海なりしを、次第に洲濱も出來、やがて變じて水田となりしなるべし、されば郡中水邊の所は大抵五百年來新墾の地とおもはる、【和名抄】郷里纒に六に過ずして、大抵戸田領・赤山領の邊よ

り、東南には郷里の遺名なし、是又古は今の如き大郡にあらざることを證すべし、其後年歴をへて今の千住の邊まで寄洲出來にしたがひ、東西の川岸も次第に地域やひろがりけん、頗大郡となり、郡中を二區に分ち、西の方を上足立と呼び、東を下足立と云しと云、本郡花又村【鷺明神縁起】應徳の頃のもの七百年の餘なり、それに下足立郡と載たり、遙の後【小田原役帳】をはじめ、當時の文書等にも上下を分てり、此上下の界は上谷村修驗大行院文書に、大宮宿を限りてわかちし由見えたり、是又多磨郡に東西を分ち、入間郡も同じきが如し、御入國の後に至りても慶長寛永の頃専ら開墾せしめ給ひしかば、ありつる原野沼地多く水陸の田となれり、夫より年々かさねて彌田額増加せり、享保十三年井澤彌惣兵衛命を蒙りて、見沼沼などいへる大地を埋みて水田とし、後又元文二年堀江荒四郎荒川瀝の閑地を新墾し、延享年間高入となりしにぞ、【元祿國圖】改定の時に比すれば、萬石餘の貢税を加へたり、されば東の方中古以來新墾の地は土性眞土にして、水田多くして膏腴の地なり、夫より西へ次第に高くして野土なれば、陸田多くして瘠土なり、西北の方に至りては平坦の地ありて、水田開て土性もよし、郡の西に中山道の往還あり、豊島郡志村より入て、北の

方大里郡に達す、郡中にかゝること十一里、又東に日光道あり是を御成道と呼ぶ、豊島郡岩淵村より埼玉郡加倉村に達す、此間六里、又此所より東にも往還あり、是も日光山及び奥州諸州への道なり、豊島郡中村より埼玉郡蒲生村に達す、郡にかゝること三里半、此間千住宿より東の方葛飾郡への岐路あり、常州及び上下總州に通ず、郡中は多く耕作の業を専として、餘業を事とするもの少し、

【和名抄】所載合郷六

堀津 【和名抄】訓註なし、今此地名を開す、按に【風土記】箕川原大調郷の間に、堀津郷公穀二百とありて、以下虫喰不見と註す、其次第によれば、大宮浦和の邊にやありけん、調神社は今浦和町の龍村岸村にあり、

殖田 字惠太と註す、按に郡の西方に植田谷領あり、又其領中に植田谷本村あり、此邊なるべし、【風土記】に植田郷公穀三百七十二東三毛、田、假粟二百十二丸、四字田、産柴胡川苧・囊荷・薤・蘿蔔・等と見えたり、

稲直 伊奈保と訓す、今桶川宿の邊を伊奈庄と呼ぶ、伊奈保の下略なるべし、【風土記】に公穀二百六十三

東三毛、二圍、田、假粟百三十四丸、出松・梅・蘿蔔・諸禽等と云へり、  
那家 大宮宿の邊などにや、恐らくは古の府の蹟へ置れしならん、  
發度 今の風渡野郷ならんと、或云左にはあらず、埼玉郡發戸村なるべしと、されど此地は郡境を距ること三里餘、上野國の界ひにあれば、かくの如く相去の理あるまじきや、  
餘戸

中古所唱合郷九

足立府 【風土記】に載す、是古の府廳の蹟なる事は已前に出せり、公穀二百八十二東三毛、田假粟百二十七丸、出驛用とあり、

與鴨郷 是も【風土記】に載す、公穀三百八十二東二毛田、假粟百八十三丸、四圍田、出鶴・鷹・雉・雲雀・蘿蔔・松・桃・蓆等云々、今郡中に此遺名なければ、其他は考ふるに由なし、又按に【風土記】此郷の下に氷川神社を收めしは、とかく錯簡なるべし、

箕川郷 是も同書に載す、猶氷川神社の下に出す、大調郷 同書に載せて或は大都幾と註す、公穀三百九十三東三毛、四圍田、假粟二百二十七丸と記し、下

に調神社を繋ぐ、されば今の浦和宿の邊なるべし、調神社今彼宿の隣村にあること既に前に記すが如し、  
 矢古宇郷 【東鑑】及び鶴岡文書に見ゆ、土人云今の谷古田領これ唱の轉訛なりと、猶谷古宇村の條と合せ見るべし、  
 鳩井郷 入間郡仙波北院正安二年の鐘銘に見ゆ、此鐘本郡浦寺村箱崎權現の物なりしを、亂世の間移轉せしと云、【東鑑】にも井谷通用して或は鳩谷と記し、又鳩井とも書す、されば今鳩谷と書するも近き世の訛にはあらず、又鳩谷とかきてもはとが井と唱ふること、久しき習はしなることも知べし、猶鳩谷宿の條と参考すべし、  
 三室郷 三室村女體權現、大永四年の文書に見ゆ、浦和郷 高力家譜に、先祖河内守清定浦和郷を預り奉りしとあり、今は領名となれり、  
 大谷郷 沖ノ上村農家天正三年の文書に、大谷郷給衆と云ことあり、是も今は領内となれり、  
 篠目郷 建武二年の鶴岡文書に、武藏國篠目郷とあり、今の篠目領は其遺名なるべし、  
 今所唱合郷九

淵江郷 今本木花又伊興の三村にこの唱あり、本木村の條に出せる天文天正の文書にも淵江之郷とあり、又【北條役帳】に百八十五貫文下足立淵江千葉殿とあり、今は領名となれり、  
 芝郷 芝村より起りし郷名なるべし、今唱ふる村邊が三村されど、上青木村氷川社に納めたる寛永四年の棟札に、芝郷上青木村と記せり、此類其餘にもあるべし、  
 風渡野郷 風渡野村より起りし郷名なるべし、説已に前に出す、合村三、  
 小室郷 小室宿村より起りし郷名なるべし、或は云小室本村より起りし唱なりと、然れども此村中古までは山田村と呼しと云時は、恐らくは宿村より起りしと云説然るべし、合村九すべて領名なくして郷名を以通稱せり、  
 桶川郷 桶川宿より起りし郷名なり、夫も夫もさまで近き世の事とは見えず、春日家譜に觀應三年九月十八日、將軍尊氏より春日八郎行元と與へし下文に、武藏國足立郡桶皮郷内菅谷村丸七郎跡事と記せり、合村六、  
 鴻巣郷 合村三、其餘庄名或は領名に唱ふる村々もあ

り、皆鴻巣宿より起りし唱なるべし、  
 箕田郷 箕田村より起りし名なり、合村十七、又庄名とするもの六村なり、鎌倉極樂寺に藏する建武二年二月十四日、右馬允政季が寄附狀に、足立郡箕田郷内と見えたり、餘は村名下に委し、  
 内野郷 合村八、上内野村より起りし名なり、彼村清阿寺應永二十九年管領持氏の文書に、足立郡上内野郷とあり、今は上の字を略せり、  
 高鼻郷 高鼻村より起りし名なり、或は貴頭ともかく、合村三、又庄名に呼もの二十餘村あり、  
 今所唱合庄十  
 江戸袋庄村一  
 高鼻庄 合村二十五、  
 木崎庄 村一、此領名にも唱あり、  
 鴻巣庄 合村四、  
 深井庄 合村七、上下深井村より起りし庄名ならん、  
 箕田庄 合村六、説上に出す、  
 橋庄 村二、  
 右近庄 村一、  
 三輪庄 村一、  
 伊奈庄 合村十、説前に出す、

水判戸庄 水波田とも書す、合村二十七、  
 今所唱合領二十三  
 淵江領 説上に出す、合村三十八、  
 谷古田領 是も前に出す、合村三十一、  
 赤山領 赤山に近き頃まで伊奈右近將軍が陣屋ありて、其陣屋に附せし所領の蹟はことごとく赤山領と呼べり、合村二十四、  
 舍人領 舍人村より起りし名なり、猶彼村の下に辨せり、合村十、  
 平柳領 今の元郷村の本名平柳村と云しにより越りしと云、合村十五、  
 戸田領 上下戸田村より起りし領名なり、合村十一、  
 浦和領 説前に出す、合村十三、  
 木崎領 上下木崎村より起りし名なり、合村十七、  
 安行領 今の赤山領安行村より起りし領名なるべし、相傳ふ安行は中田安齊と云し人にて、皆此地に割據せしものなりと、されば彼人の領せしを蹟すべて安行領とは呼しならん、今は變革せしと見えて、合領總に四村なれど、今の舍人領慈林村など、元領内なりしにや、天正十七年岩槻太田氏の文書に、下足立安行之内慈林之村と云こと見ゆ、此類其餘にもある

三沼領見沼 合村十六、大抵見沼新田の村々なれば、享保十三年開墾の後起りし領名なることは知らる、たまたま古村の領中に屬するものは、墾闢以來の便宜によりし村なるべし、

南部領 合村三十八、

上尾領 上尾宿より起りし領名なり、合村六、

大谷領 説上に出せり、合村二十六、

鴻巣領 前に同じ、合村三十、

忍領 元埼玉郡忍より起りし領名にて、郡に係るものは其地先の爰に及びしなるべし、合村十九、

石戸領 石戸宿村より起りし領名なり、合村二十一、

平方領 平方村より起りし領名なり、合村五、

差扇領 差扇村より起りし領名なるべし、或説に其地域扇を開きし形なれば、かく呼べりと、されど差扇村の地域の形を以て論ぜざる時は、此説うけ難きにや、

吉野領 合村七、

大宮領 大宮宿より起りし領名なり、合村十五、

植田ヶ谷領 説上に出せり、合村二十五、

與野領 與野町より起り、合村二十三、

こと川路五里許にして、本郡五町臺村の東にて、埼玉の地域にいれり、川幅十五間、深さ四五尺、泥川なり、綾瀬川 郡の北より東へかゝりて郡界を流る、元は荒川の支流にして、五町臺村埼玉郡高虫村との間に分流し、埼玉郡の界をすぎ蒲生村との間に分流し、埼玉郡の界をすぎ蒲生村と當郡太郎左衛門新田との間に又二派となり、本流は猶郡界を流れて、六ツ木新田と埼玉郡垢村との間に古利根川に合し、支流は日光道に添て南へ流れ、古笹葉村の北にて又本流に合し、夫より又埼玉郡浮塚村と本郡内匠新田の間に又二分し、一は則前の本流にて、六ツ木新田と垢村との間に古利根川に入、一は南へ流て伊藤谷新田と彌五郎新田との間に古岡田川に入、此流は寛永年中墾通せしなりと云、然るに何の頃か水上もかはりて、此川と元荒川の分流の所に堤を築き、小渠に堰入、是を赤堀川と唱ふる小流に伏枿を設て水道を通じ、一流とするものは今の水上なり、又蒲生村と太郎左衛門新田との間に二分し、郡界を流るゝ所にも堤を築きて水脈を止め、日光海道に添て流るゝ所を切廣げて本流とせしかば、郡界を流れし一條は繼に川の形を存するのみなり、今是を古綾瀬川と呼び、新流をば新綾瀬と呼べり、此

笹目領 説上に出せり、合村九、

末勘 合村十四、

園郡合村四百三十四村 内五、町二、枝郷八、

右件の村今現に村落をなすものあり、此餘近世沼池を埋み、原野を穿ちて田となして本村に隸し、是を持添

新田と號するものあまた數十箇所あれど、何れも所屬の村民耕種せるのみにて、民家はなし、正保年間の改

に合町三百六十一、元祿の度に四百三十二、前に比すれば増加すること七十一、今現在の合村元祿の度に比

すれば、又加はること二、

荒川 西南の郡界を流る、水上は乾の方大里郡久下・玉作の間より流來り、郡中大蘆村の西南より屈曲して東流す、千住町三町目の南の地先より南へ折れ、豊島・葛飾の郡界へ入、川に添て堤を築く、高さ一丈二尺、此川郡に係ること二十里、川幅八九十間、或は百間に至る、深さ平常二丈四五尺、豊島郡豊島村の地先より葛

飾郡寺島村までの間は、漁獵を禁ぜらる、其餘は村民漁獵して産業の資とす、魚は鯉・鮒・さい・鯰・鰻・は

ぜ・銀魚等なり、

元荒川 郡の北の界にかゝる、水原は大里郡より流れ出、

郡中榎戸村と埼玉郡鎌塚村との間より、郡界を流るゝ

變革元祿年間の事なりしと云り、爰より下流は古の形

を失はず、又前にいへる浮塚村と内匠新田との間に

分れし二流の内一流、古利根川へ流れ入し所は、享保

十四年石川傳兵衛・伊奈半左衛門等命を奉て堤をきづ

き、水流を取切て葛西用水堀より水をせき入、淵江領

八ヶ村用水の溜井とす、又一流は今の綾瀬川にて、元祿

年間及び享保十四年二度まで川幅を測め、其下流千住

宿と葛飾郡隅田村との間に、荒川に合するもの又新

綾瀬と呼べり、此川幅十五間、水上より荒川落合の所

まで凡一里と云、

傳右川 古は傳右衛門堀と呼り、郡の東を流る、水源は

南部領の悪水にて、彼邊玄蕃新田にて一條の流となり、

赤山領の悪水落合ひ、南して草加宿の北にて折れ、花

又村に至りて綾瀬川に入、川幅七間、

芝川 郡の中央より少く東によれり、昔見沼池を埋めざ

りし頃は、池の東邊五萬石餘の地は、皆彼池水を引取

て用水とせり、其頃は此川この用水の餘水を注ぎし溝

渠にて、川と云ほどのことにはあらで、俗に悪水堀と

云ものなりしが、享保十三年見沼池を埋みて新田を開

かるゝに及て、此堀幅を廣げられ、池水を疏通せり、

ゆへに今は川幅七八間となれり、されば水源は鴻巣領

の悪水をはじめとして、見沼新田の中を流れ来る、故に彼新田の村々にては見沼中悪水堀とも、又は略して中落とも呼べり、大間木村より下流を芝川とはよべり、川路すべて三里にして、元郷村と川口町との間に荒川に入、又冬に至れば見沼代用水用なければ、上下山口新田にて用水の流を立切て、水を此川にそよきて江戸への通船に便す、此事明和年間よりはじまりとなり、

古隅田川 郡の巽の界ひにあり、隅田川は世に著き名所なれば、その辨は葛飾・豊島兩郡の條下に出せり、昔は東の方長右衛門新田と葛飾郡龜有村との間に、今の中川より入來りて、なよめに西へながれ、荒川に合せしが、享保十四年中川の邊に堤をきづきて水道を築き、又新綾瀬川横きりて中をたちし故、或は埋りて水田となりし所もあり、又水たへて流れざる所もありて、所々に川の形を存するのみなり、流末の方は其ま、新綾瀬川の流れとなれり、  
中川 巽より少し東の方にあたりて郡界を流る、今は此川古利根川と落合ひて利根の下流なり、水上は北の方埼玉郡埴村と葛飾郡飯塚村の間より流れ來り、郡界へかゝりては、大谷長右衛門兩新田の岸に添ひて流る、

こと一里許にして、葛飾郡龜有村と新宿町との間に入れり、さて此川上古利根川は、昔は水上埼玉郡大瀬村と葛飾郡猿又村との間に東へ折れ、同郡金町村の北にて江戸川に落しと云、當時は此大谷長右衛門新田等の村にかゝる所は、葛西領の溜井にて、かゝる長流にてはあらざりしを、享保十四年埼玉郡瓦曾根の溜井、及び葛飾郡小合溜井出來し時、元の溜井は用なきものとなりしかば、此川を切廣げて古利根川に穿通せり、  
三沼代用水或は見沼 郡中の村々及び埼玉郡の中、すべて三百四十七村、高十三萬石餘の水田にそよぐ用水なり、古は埼玉郡に黒沼笠原沼本郡に見沼、高沼等の沼池ありて、用水を取りて耕せしが、享保十三年是等の沼を埋みて墾闢せられしより、代用水をば開かれしなり、此水上は埼玉郡下蓮田村にて、綾瀬川に掛樋を設けて引來り、本郡上瓦葺村にて二分し、其一を西縁と呼び、郡の南の方にて用水とす、其一は東縁と呼て、東方の村々に分ちそよげり、  
葛西用水 郡の東邊に注げり、其邊及び葛飾郡葛西領・幸手領・二郷半領・松伏領、及び埼玉郡に通じし三百村餘の用水となる、是も上水は埼玉郡なり、此用水郡中へ引ものは瓦曾根溜井より引來れり、以上の用水猶彼郡

と参考すべし、

渡津三 共に荒川にあり、一は中山道の往還豊島郡志村と、本郡下戸田村との間にあり、是を戸田渡と呼ぶ、一は日光御成道にて、川口町と豊島郡岩淵村との間にあり、一は平方渡と云、郡中より入間郡川越への往還にあり、爰を渡れば此企郡下老袋村なり、此餘所々にあれども皆農夫耕作の便に設る所にて、或は兼て往還の便となるもあれど、畢竟官へ達せし渡と云にはあらず、  
土産 澁 赤山より出す故に赤山澁とよべり、紙 淵江領の諸村より出す、江戸にては淺草紙と呼て尤下品なり、薯蕷 南部領の産なり、大抵江戸へ出して賣買す、尤上品なり、大なるものは圍み尺に及ぶものあり、

### 新編武藏風土記稿卷之百卅五 終

### 新編武藏風土記稿卷之百卅六

#### 足立郡卷之二 淵江領

○千住宿 千住宿は郡の東方荒川を隔て、豊島郡に跨れり、千住五ヶ町及び掃部宿 豊島郡小塚原町・中村町を合せて一宿とし、すべて千住宿と號せり、故に今驛の大意を括りてこゝに辨し、又川々の如き宿中に係る者をこゝに附すといへども、以上の町々も是則各村なれば、各町を下に羅列す、千住の名義は下の五ヶ町の條に辨じぬ、寺社の如きも其條下に出せり、此宿野州・日光・奥州・常州への海道的第一にして、江戸日本橋より二里隔て、常宿より北の方草加宿へ二里八町、東の方常州海道葛飾郡新宿町へ一里半以上、三方への人馬を出せり、此宿何の頃より開けしや詳ならず、とかく御當代に至りて宿驛を廣げられしより、今の如き驛亭とはなりしなり、今役夫驛馬共に五拾出すをもての定數とす、其備の爲に傳馬屋敷一萬七千七百七十一坪の内、二千四百八十九坪は日々地

子免許せらると云、驛の廣さ東西へ十四五町、南北三十  
五町ありて、宿並間數千二百五十六間、其左右に旅亭商  
家軒をならべて、旅人絶ることなく尤賑はへり、享保の  
頃より毎朝市をたて、五穀野菜或は川魚等をひさくもの  
の日に盛なり、故に明和年中より各其間屋を立て税を斂  
む、宿の水田すべて見沼代用水を引き用ゆ、水旱共に患  
あり、御入國の時より御料所に屬して今に替らず、檢地  
は寛永三年なり、元祿八年再び大關大助奉りて改む、後  
しばし新開の地出來して、享保十八年・明和七年・寛政  
七年・享和三年各時の御代官糺して高入となれり、  
高札場掃部宿と千住町一町

山川 荒川 南の方部境を流る、砂川なり、川幅七十間、深さ二  
丈四尺五寸、此川の辨は川上秩父郡の條に出ず、此川  
の間は、殺生を禁ぜらるゝと云、

古隅田川 東の方にあり、南の方千住町三町目の内小名牛田と  
云地にて、新綾瀬川へ入る、川幅七八間、此川今或  
は古川との  
み呼べり、

新綾瀬川 東の方の境をながれ、南の方千住三丁目  
の地にて、荒川に合す、川幅十二間許、

○掃部宿 掃部宿は豊島郡小塚原町の北に續けり、當村  
の開墾は名主庄左衛門が先祖石出掃部亮なりと云、彼家

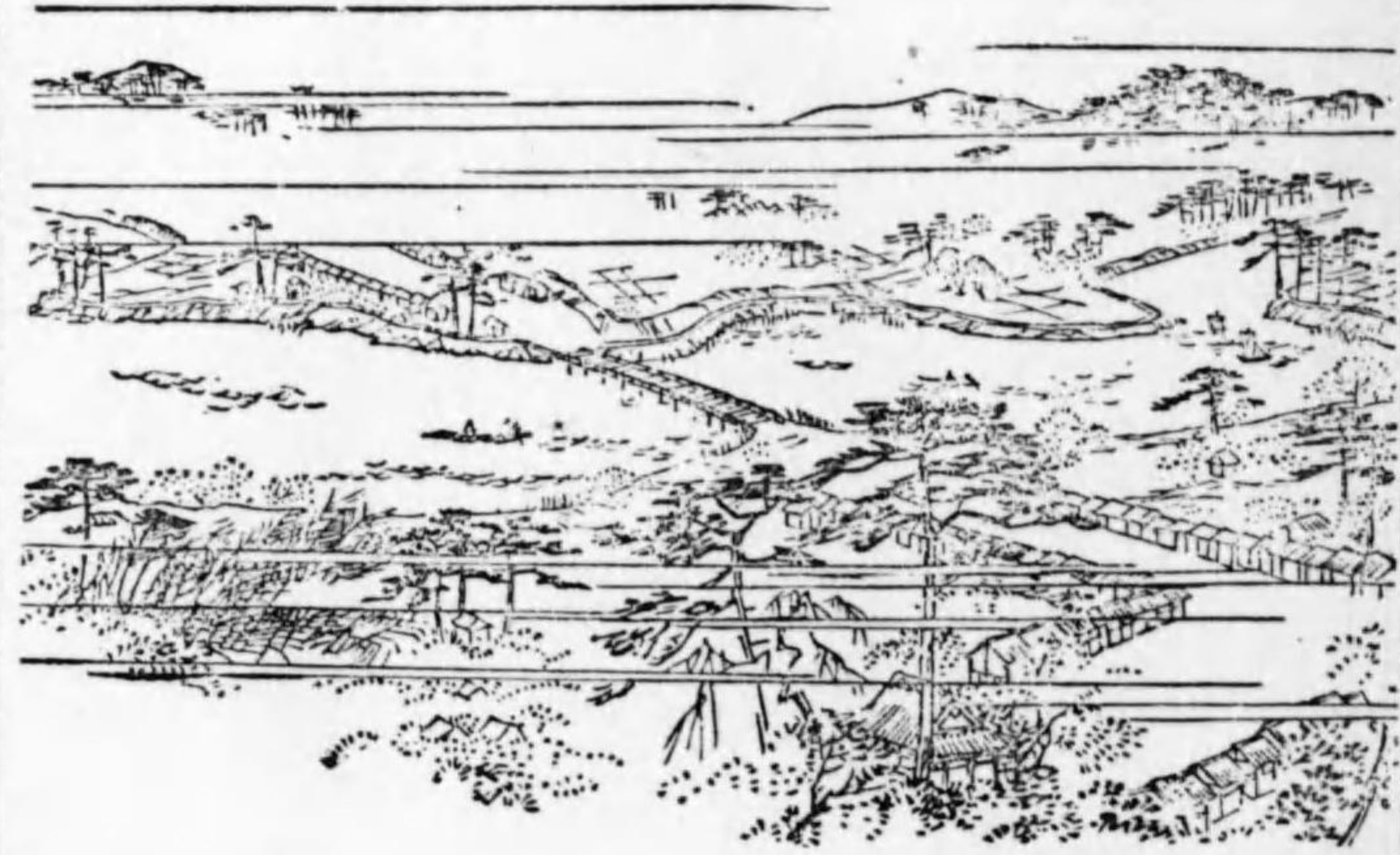
の譜に云、掃部亮吉胤は千葉の氏族にして、遠州石出に  
住す、故に在名を名乗れり、後下總國千葉に移り、文祿  
年中本郡本木村に來りて土地を開きしが、慶長三年當村  
に移りて開發せしと云、其頃はこゝを掃部亮町と唱へり  
と、正保の改には掃部新田としりし、元祿年中改定せし  
時掃部宿町と載たり、今は町の字を除きてたゞ掃部宿と  
號せり、東の方は葛飾郡柳原村、及び千住町三町目の内  
小名牛田に接し、南は荒川を限り豊島郡小塚原町に隣り、  
西は千住町四町目の小名元宿にて、北は千住町一町目な  
り、町の間數四百二十三間の内、河原繩手とて九十間は  
田間なり、家數三百九、千住町の並に連住せり、

小名 橋戸町 南の方荒川 川原町 橋戸町の北に續けり、此  
きし所と云、今町ご 關屋 東の田間を云説は下ノ 紀伊守  
とに名主を置けり、 關屋 關屋敷の下に出す、

堤防 荒川水除堤 二尺、此堤は元和二年東照宮御放鷹の時、  
石出掃部亮が願上しによりて築上しによりて築かせられしと  
云、又此堤より尙北の方千住町一町目の境にも堤あり、これ  
は千住町の水除なり、  
共に御普請所なり、

塚 關屋塚 小名關屋の内に入り、名主庄左衛門が持たり、古は  
さ二十歩許、高さ三尺餘の所のみ除地にして、纒に形を存せ  
り、近き頃迄天神祠ありて、關屋天満宮と號す、又塚邊の葭  
皆片葉なる故を以、片葉の天神とも稱せり、今は下に出せる  
水川社地へ移し、跡の印に小祠を建つ、中古和歌の名所に關  
屋ノ里と讀るは此邊なりと云、道見法親王の歌に、歸きの關  
屋ノ里に宿もあれな隅田河原の飽ぬ跡にとあり、然るに藤原  
光俊朝臣常陸國鹿島社に詣られし時の記に、康元年九月角  
田川の渡にて、此渡の上の方に川の端に付て里あるを尋れば、  
關屋ノ里と申す、前に船も多くとまたり、庵崎の隅田川原  
に日は暮ぬ關屋ノ里に宿やからましとあり、こゝにいふ所に  
よる時は、關屋ノ里は綾瀬川の向ひ葛飾の郡ならんと云へ  
り、【江戸古圖】の一本にも、角田川のむかひに關屋の地名な  
載せ、【江戸圖説】にも葛飾に屬すと云去ど、其實迹は知がた  
し、土人はとかく此邊なりと云へば、今姑此所を關屋の古蹟

千住大橋



次に命ぜられ、文祿二年より三年に至りて掛渡せりと、其頃  
はこゝより二町程水上にあり、其地當時海道に係りし渡、裸  
川の渡りとして渡津ありし地なりと云、其後年過て今の橋より  
少しく西に掛直されしが、夫も替りて天明四年今の所に掛り  
れしより、御普請度々に及ぶと云、相傳ふ小塚原町熊野社は、  
文祿年中始て橋を掛られし時、彼社に祈誓して功成しかば、  
其後修理のたびに、橋の残木を以て當社を修造せらるゝ  
こと定例なり、土人は是を橋の守護神と呼べり、棟札の中に正  
保四年のものあれば、文祿より後に掛直されしは此年の事に  
や、出水の節は人夫を出して橋の流失を防と云、既に寛政五  
年七月十八日、享保二年六月の洪水など、人夫の力によりて  
難に全き事を得たりとて、青銅を賜ひて褒せられし事あり、

塚 關屋塚 小名關屋の内に入り、名主庄左衛門が持たり、古は  
さ二十歩許、高さ三尺餘の所のみ除地にして、纒に形を存せ  
り、近き頃迄天神祠ありて、關屋天満宮と號す、又塚邊の葭  
皆片葉なる故を以、片葉の天神とも稱せり、今は下に出せる  
水川社地へ移し、跡の印に小祠を建つ、中古和歌の名所に關  
屋ノ里と讀るは此邊なりと云、道見法親王の歌に、歸きの關  
屋ノ里に宿もあれな隅田河原の飽ぬ跡にとあり、然るに藤原  
光俊朝臣常陸國鹿島社に詣られし時の記に、康元年九月角  
田川の渡にて、此渡の上の方に川の端に付て里あるを尋れば、  
關屋ノ里と申す、前に船も多くとまたり、庵崎の隅田川原  
に日は暮ぬ關屋ノ里に宿やからましとあり、こゝにいふ所に  
よる時は、關屋ノ里は綾瀬川の向ひ葛飾の郡ならんと云へ  
り、【江戸古圖】の一本にも、角田川のむかひに關屋の地名な  
載せ、【江戸圖説】にも葛飾に屬すと云去ど、其實迹は知がた  
し、土人はとかく此邊なりと云へば、今姑此所を關屋の古蹟

す、

神社 氷川社 千住町二丁目より五丁目までの鎮守なり、一町目は元石出掃部亮が遠州より本木村に持来りて、守護佛とせしを、後又こゝに移して、氷川に祀ると云、社の傍に護城院と住せり、修驗 末社、三峯社、辨天社、稻荷社、天神社、小關屋にありし社を移せり、故に鳥居に關屋天満宮と扁す、神體菅公の像を安す、これ自作なりといへど覺束なし、又社内に古碑あり、碑表に元應元年二月十九日、行年七十五歳、日朗と彫り、裏面に子育鬼子母神云々と刻す、日朗は日蓮高足の門人日朗にや、覺束なし、碑名の様至て卑俗に見ゆ、

八幡社 白幡八幡と號す、當社に源義家奥州征伐の時、かの渡八幡社 裸川の渡へ建し白幡を持傳へ建しが、後失ひしと云、其幡は元名主庄左衛門が家に傳へしを、當社へ納めしなどいへど、かれが先祖掃部亮は慶長の頃、當所へ來りしと云は、其いふところ更に論すべし、前と同持、

稻荷社 二字一は川原町にあり、一は橋戸町にあり、各寺院 源長寺 淨土宗、入谷村源證寺末、此地もと稻荷の社地な

備前守忠次に譲りて開基と稱す、故に地主神の號を取て稻荷山と號す、忠次が法證を以て寺號とす、院を勝林と云、昔は松林と書しとぞ、開山僧圓參不殘元和三年九月三日寂す、本尊彌陀は慈覺大師の作にて、もと秩父郡三峯山に納し火盜兩

難除の像なりといへど、當寺に傳來する故を詳にせず、稻荷社 壽稻荷と號す、天文十社内に聖德太子の像を安す、この像は太子十六歳の姿にして、蘇我の馬子が作なりと、元は嚴宿三覺院の本尊なりしを、故ありてこゝに移せりと云、

養善 長五郎 親につかへて孝心の聞えあるを以て、三十七歳の同權太郎で、寛政六年褒賞せらる、

○千住町一丁目 是掃部宿より北に續き、こゝより五町目まで北に次第せり、千住の名義を尋ぬるに、昔當所に新井圖書政次と云ものあり、嘉曆二年荒川にて千手觀音を採得しにより、かく名づけたり、其像は今專勝寺に安するものなりとぞ、又一説に京都將軍義政の愛妾千壽の前と云しが出生せし地なれば、千壽と號せしを寛永八年故ありて今の文字に改めしと云へど、是らの説は尤うけかいがたし、別に故あるべし、殊に將軍義詮を千壽丸と云しは、系圖にも見えたり、千壽の前のことは附會の甚と云へし、さて千住の地は前に云如く、一丁目より五町目までの名にして、掃部宿と小塚原中村の二ヶ町を加へしは、中古宿驛の便宜によりて唱るのみにて、實に千住の内と云にはあらず、されば正保元祿の改にも、この五ヶ町をすべて千住町としるせり、其町の四境東は葛飾郡

小谷野柳原の二村に接し、南は掃部宿、西は本木梅田の二村にさかひ、北は彌五郎・次郎左衛門・小右衛門の三村の新田なり、家數すべて七百四十六、大抵町並に住せり、小名 鶴田耕地、町西耕地、

寺院 不動院 新義眞言宗、本木村吉祥院末、白幡山藥師寺と號しを、後一寺とせしなり、

養善 傳次郎 奇特の行ありとて、寛政八年正月十八日御褒美として、銀五枚を賜へり、

○二丁目

小名 鶴寄場、千間塚、四町田耕地、東耕地、西耕地、第六天前耕地、

神社 稻荷社 先前稻荷と稱せり、別番慈眼寺 新義眞言宗、院の末なり、千龍山妙智院と號す、本尊彌陀弘法大師の作なり、相傳ふ當寺の境内は、本木村吉祥院の辨天社ありし所に立てり、後かの地へ移せし跡へ當寺を造り、

氷川社 當所の鎮、末社、疱瘡神社、別當金藏寺 此れも古徒なり、氷川山地藏院と號す、閻魔を本尊とす、第六天社 一丁目、不

寺院 勝專寺 淨土宗、江戸駒込蓮光寺末、三宮神山大鷲院と號す、古は常行院といへり、文應元年草創の古刹にして、開基を新井兵部政勝と云、開山勝運社 專阿寺傳に云、此僧は當國の住人甘粕太郎忠綱の三男にして、父忠綱建

久年中日吉八王子の陣に討死せしにより、父の追福の爲に出家し、源空上人の弟子となり、時に專阿十三歳なり、其後當寺を開きて弘安六年三月八日百五歳にて寂せりと云、按に淨土傳燈總系譜に、辨阿上人の弟子に專阿といへる人あり、辨阿は源空上人の弟子なりといへば、此人源空にも從ひしと見えたり、こゝに云所は此專阿なるにや、本尊彌陀安阿彌の作なり、傍に立像七寸五分の千手觀音を置、開基兵部が父圖書政次が、水底より得しと云もの是なりと云、此政次は鎌倉頼朝に仕へ、建仁元年所領を捨て當所に盤居せしと云傳ふ、按に圖書政次嘉曆二年に水底より觀音を得しといへば、建仁より嘉曆に至るまで年を歴こと百二十年なれば、傳の誤あるべし、又其子孫は久しく當所にありて、寛文年中斷絶せしとなり、鐘樓 安水年中の、稻荷社 辨天を合祀し、又社内 閻魔堂、御殿跡 本堂の南にあり、この地は昔新井政勝が住せし所な設けられしを、慶安二年嚴有院殿日光御社參の時、御殿を御造替ありて御旅館となりしが、折節荒川満水せしにより、三日まで御滞留あり、其頃は年々金百兩米百俵を賜ひて修造の料に充られしが、延寶八年大風の爲に御殿廢壞せしにより、御座所の跡のみ土をもち上げて存せしが、それも近來は陸田となれり、又境内の構欄を御馬屋堀と云、其故は昔大猷院殿御經歷の時、堀にて御馬のすそをせしことありし故、かく呼べりとぞ、土人腰より下の煩ふるもの祈願すれば必驗ありとて、近き頃其傍に馬頭觀音の石像を建り、

○三丁目



小名 千本松 古へ松多くありし、塚越耕地地とも云、牛田町より巽の方新綾瀬川に臨し地なり、或は沙田とも書けり、昔奥州海道のかゝりし地にて、其頃はお前に出せる渡裸川の渡より、今の海道を横きり、こゝに來り、今の新綾瀬川をわたれり、其頃この邊を和田ノ宿と唱へしとなり、又云この海道今の地に替りしは、寛永年中のことなりと、されど慶長年中掃部宿の開けしを以て、思ふに左にはあるべからず、橋梁 板橋小名牛田にあるを以て牛田橋と云、古隅田神社 氷川社 村持なり、當社は元牛田にあり、何の頃にや水災跡遺れ

寺院 西光院 新義眞言宗、本木村吉祥院門徒、千葉山と號す、域は常風が庶流石出帶刀吉深が別業を捨て、開闢する所なり、故に祖宗の守護佛を安し、又神をたて當寺草創の事跡及吉深が世系行實の大概を記す、其文は古市孝道といへる者が撰ぶ所なり、其略曰、石出帶刀吉深也、千葉介常風の遠裔、而舊姓□□□□參州自生地、因以爲吉深、相續石出家、自是以石出爲其姓、食祿三百石、爲斷獄令、其生質仁厚才大矣、素好學精國朝之事、巧詠歌之辭、且師親忌部佐兵衛尉廣田氏、精極禰禍之蘊奧、故爲弟子之禮、而師尊者數百、常賓客集、堂、上之閑坐之□愛

至處、德之滿者、以是可見也、  
 □慕聖賢之道、然無有□絲竹之遊戲、見和而不流、樂而不淫、其量之廣也、又有見也、每設遊爲後山、或爲瓶花、或作茶宴集、其雅可見也、牛田村廣園者、先祖日向守胤堂所付與也、延寶年中、隱居此園、而號常軒、有歌曰、事足□止者懷和、柴乃戶仁月茂有氣里花毛有計利、用後其基精著、源氏物語之註解七十餘卷、名曰窺原鈔、其勤也可見也、元祿二年己春三月、年七十五以疾卒、葬于淺草善慶寺、矣、一日孝子深招余談曰、以飲食養口體、豈爲孝□、生時事而後忘、不孝之產也、願記慈父之功、刻之石、欲□□西光院、備遠孫之不志焉、夫此院者慈爭父吉深別於莊園、爲院園、設草堂、安置常風所尊信、藥師靈像、其院在于園西、素□□□光、故名院稱西光院、是亦慈父成功之一般也、裏面に石出常軒法名日念と勅す、

○四町目、  
 小名 金物耕地 安養院の本尊彌陀を掘出せし地なるを以て、丁張耕地、元宿耕地、槐戸 飛地にて次郎左衛門新田にあり、  
 神社 八幡社、

稻荷社 以上の神社は長

長圓寺 新義眞言宗、本木村吉祥院末、月松山と號す、本尊不乳の出る符とせり、思、氷川社 町の鎮守なり、魚籃の觀音をふに品乳なるべし、氷川社 神體とす、これは昔同國の行者持來り、境内古松の下に置いて去り遂に又來らず、後社を建て氷川に祀ると云、

○五町目、  
 養善 傳次郎 親に孝を盡せしにより、寛政八年御褒美を賜

小名 名倉耕地、川田耕地、槐戸耕地、中沼耕地 外の梅田村をへだて、當所の飛地あり、

神社 氷川社、  
 淺間社、  
 稻荷社 これらの神社み

寺院 安養院 新義眞言宗、本木村吉祥院門徒、西林山長福寺と禪り院號を稱すと云、當寺は昔北條氏政が祈願所にして、同人より出せし文書も有しが、後丙丁の災に罹て失たりと云、又其頃は四町目の小名金物耕地にありて、本尊彌陀は則かの所にて掘出せしものなりと云、開山の僧を傳へず、享保年中しばし御腰掛となりし寺なりと云、

金佛堂 同寺の持にて、前に出せ

○梅田村 梅田村は江戸より行程二里半、當村往古は海に添たる地なりしが、後に寄洲となりて開けし故往古淵江村と唱へり、其後志太先生義廣一旦此地に閑居せしが、夫より五代の孫常陸介廣此に來り住せり、此人民を梅田と改しにより、村名をかへしといへり、志田先生は猶村内明王院の條に出したればこゝに略す、民戸百四十餘、東は彌五郎新田に接し、南は千住五町目に及び、西は本木村にて、北は栗原・島根・小右衛門の三村なり、東西八町、南北十町村内に日光道かゝれり、水旱共に患あり、見沼代用水を以て水田を耕せり、村民戸ことに世に云淺草紙と云ものを漉きて生産の資とす、古より御料所にして今に替らず、檢地は元祿八年大關大助糺せり、後又追々新田出來て、享保十八年伊奈半左衛門、寶曆五年小野左太夫等改しと云、

高札場 村の中程  
 小名 横町、長島耕地、中沼、龜田、水久田、郷ノ、  
 榎戸 昔明王院のありし所と云、  
 神社 神明社 神主を朝日出羽と云、吉田家の配下なり、

寺院 明王院新義眞言宗、本木村吉祥院の末、萬徳山梅林寺と観音を安せりと云、又下の不動の縁起によれば、古は如意輪本尊とせしとも云、かくて明王院の號にも克かなへり、然れば觀音を本尊とせしは、開闢よりの事にはあらざるべし、元祿六年二月時の住僧快尊が記せし縁起あり、其略に云、當寺の濠塲は六條判官爲義の三男志太先生義廣當所において、小名榎戸と云所に當寺を建立し祈願所とせり、後義廣右大將頼朝に敵對せし時、小山判官朝政に敗られて遂電せり、後三世の孫義純祖父の縁につきて、當所に盤居せしより、其孫常陸介久廣に至り、鎮守天満宮を勸請す、此頃氏を梅田と稱し、當寺を萬徳山梅林寺と號せり、其子孫太郎左衛門久義に至り、永正の頃上京して、やがて丹後國に住せしかば、當院大破に及びたり、其後久義が弟頼專坊と云る僧再び造營す、慶長年中僧眞加が住せし頃、當院を久義が舊迹に移して、堂宇を作りしにより、是を中興開山とす、寛永二十年頃、春大猷院殿此邊御放鷹ありしに、當院初て御膳所となり、又此時由緒を尋させ賜ひしかば、其本末を言上せしとぞ、是より今に至りて御放鷹の度ごとに御膳所となれり、開基義廣及び中興久義が牌字あり、ともに元祿八年九月義廣二十四世の裔、梅田六郎左衛門義清が造る所なり、義廣が位牌の裏書に、義廣者八幡太郎義家孫六條判官爲義之三男也、住常州伊田、後移同國志太村、故之號志太、於武州榎戸建一院號明王院、及後世而慶長年中移梅田村、且當寺起立之大檀越矣、又義清が曾祖梅田左馬助久義、祖太郎兵衛久頼、考太郎兵衛久友が法諱を記せし牌子の裏に、先生五世常陸介久廣、依神勅始而以梅田爲家號、改梅田小太郎久廣、十六代海田帶刀久光、男太郎左衛門久義、後號左馬介、永正中出奔梅田而到丹後國、住嶋村城、

後移峯山城、爲敵遂生害、長與久頼及久友峯山住人云云、不動堂縁起を閱るに當院を明を本尊とせし故なり、中古院主遷化の時、所化彼像を盜去りしものありて、後久しく新像を安置せしが、中興眞跡是を歎き、如何にもして權者製造の不動の像を得て、安置せん事を欲せしに、不測の縁ありて、弘法大師一刀三禮の像を得たり、此像長三尺二寸、大師四十二歳の時、厄除祈願の爲に作りて、野山に安置せしを、後興教大師寄依し感應を得て、傳法院の講堂に安置せり、後又性盛阿闍梨恭敬し、京地獄の中山清閑寺の堂内に移せり、又一百三十餘霜をへて、時の住持義徹法印眞雄と友たるにあり、讓與せしと云、時に寛保二年孟春なり、此時より別に此堂を建て今に至り、參詣の人多しとぞ、天満宮稻荷・金毘羅の二神を配祀す、此天満宮は前にもいへりと、辨天社池の上にあり、神體長三尺五、通照院普光山と號す、新義眞言宗、本木村吉祥院の末、本尊大日を安す、稻荷社村の鎮守、屋舖 佐竹徳壽丸抱屋敷日光道の西、  
○本木村 本木村は江戸よりの行程前村に同じ、當村は淵江領の本郷にして、古は淵江郷と唱へしと云、されど花又村に傳ふる所は、當村及び花又・伊興の三村を淵江郷と呼べりといへば、今はこの三村にのみ其名残りしなるべし、又木崎領大田窪農民彌五郎が所藏の文書に、淵江の郷とあり、其文書左の如し、

當郷淵江之郷へ太田美濃守申付陣夫、只今誰人召仕候、又地頭召仕候敷、其以來之出様有様に以書付可申上候、郷中隨員數陣夫可有御定候、毛頭虚言申上者可爲重科候、此御請之書付七月五日、小田原へ存知之百姓一人持來、佐枝恒岡に可渡之者也、仍如件、  
(朱印)  
辛巳六月廿六日

淵江百姓中

【北條役帳】に百八十五貫文下足立淵江千葉殿と載たるは、則當村の事にて、今も村内に千葉某の城跡と云地殘れり、又村名の起りは、今宮城村性翁寺の本尊本木彌陀と云もの、昔村内善覺寺に在て名高かりしゆへ、後村名になせしと云、本木彌陀と稱する由來は、性翁寺の條に記せり、されど永祿の頃は淵江と唱へしこと前に見えたれば、其後村名をかへしならん、かの一番の像は今豊島郡豊島村西福寺にあり、今村内を二分して本組末組と云、民家三百五十五なり、東は梅田村に隣り、巽の方は千住四町目に交はり、南は荒川に限り豊島郡下尾久・町屋の二村にして、西は沼田・小臺の二村、北は高野・興野の二村なり、東西へ十七八町、南北へ十二三町、其餘小右衛門新田・次郎左衛門新田等に飛地あり、土人専ら芹茄子を作りて江戸へ出す、茄子は其形尤大にして種少し、世に賞

して本茄子と云、又農隙に淺草紙といへる紙を漉きて江戸にひさげり、此地水旱の患あり、用水は前村に同じ、當村も昔より御料所なり、檢地は元祿八年大關大助糺せし後、延享元年堀江荒四郎段高場を改めしと云、

高札場小名本組

小名 本組、末組、庄司南の方水除堤の外を云、こゝに庄司のかみ城跡と唱ふる所あり、其

由緒詳ならず、たゞ土人 鑑田前の城跡の脇を云、昔かの

のかく唱ふるのみなり、 中曾根村の東方にあり、こゝに又千葉某の城跡

と呼べり、 土居の跡のみ殘れど、其内は今畑となれり、永祿の頃千葉

所領なることは前に辨せしが如し、【小田原記】に天正元年

十月石濱城主千葉次郎、總州關宿にて討れ子なきにより北

條氏繁が三男を養子とせしこと見ゆ、思ふにこゝも次郎が

抱の城迹なるべし、又其ほとりに於局屋敷と 小屋の内

手跡陣屋跡等ある所を根小屋などいへる所こゝに限らず

なるべし、 高野耕地、ぼや耕地、東高野、星野谷、

山川 荒川村の南を流る、川幅八十間より百間に及べ

神社 氷川社 村の鎮守なり、末社、神明社、稻荷社、

第六天社 同寺持

三島社 小名太田高野の鎮守にして、

八幡社 二字は大聖院持なり、

御獄社 二字一は吉祥院持にて、

稻荷社 吉祥院持

熊野社 寶壽院持

妙見社 千葉某の古城跡にあり、則かの城の鎮守なりしと云、

左もある 御手洗池、

天神社 善覺寺持

寺院 吉祥院 新義眞言宗、山城國御室仁和寺の末なり、東照宮

谷にあるを以て、淵江山星谷寺と號す、本尊大日を安せり、

當寺は嘉元三年の起立なりといへど覺束なし、境内に嘉元三

年の古碑あるを以ていへるならん、掃部宿の名主庄左衛門が

傳には、當寺開山の僧は遠州の産にて、先祖石出掃部亮かの

地よりともなひ來れりと云、此説によれば、鐘樓 天明三年

嘉元の起立と云は、彌附會の説なるべし、

をか、山王社

寶壽院 吉祥院の末なり、應永元年の起立なりと云、

光輪寺 吹塚山と號す、貞治三年に開きし寺にて、本寺吉

瑞王寺 阿修羅山と號す、明應七年の草創といへり、本尊觀音

めし所なりとぞ、其彫刻せし故を傳ふといへど

も、妄誕にわたりし説なればこゝに取らざ、

大聖寺 關原山と號す、本尊不動は相模國大山及び埼玉郡大相

起立と云、文祿は五年にして改

元なれば文字に誤あるべし、

圓乘院 醫王山と號す、本尊藥師を置けり、享徳三年の草創な

の由傳ふれど、記録など

の證とすべきものなし、

善覺寺 新義眞言宗、西新井總持寺門徒なり、

十王堂 寶壽院持

地藏堂 光輪寺持

○小臺村 小臺村は江戸より行程二里、昔は沼田村の内

なりしが、後に分村せしと云、元和二年のものに小臺村

の名を載せたれば、分村せしも古きことなり、民戸四十、

寺院 珠明院 曹洞宗、豊嶋郡赤塚村松月院の末、金龍山と號

本尊正觀音

正覺寺 新義眞言宗、沼田村惠明寺の末、寶珠山と號

社 白山と第六天

觀性寺 同寺の門徒なり、船戸山と號せり、本尊正觀音は行基

觀性寺の作なり、この像を波除の觀音と稱すれど、其故を知

ず、

眞長庵 珠明院門徒なり、中興開山了傳は元祿十年十二

阿彌陀堂 六阿彌陀と稱する其第二番なり、沼田村の接地にあ

を尋るに、人王四十五代聖武帝の御宇、豊嶋郡沼田村に庄司

と云もの一人の女子あり、隣村に嫁す、いかなる故にや其家

の婢女と沼田川に身を投じて死せり、父の庄司悲の餘彼等追

福の爲にとて、所々の靈場を順拜し、紀州熊野山に詣りし時、

山下にて一株の靈木を得たりしかば、則佛像を彫刻して、か

の冥福を祈らんと、本國に歸りて後僧行基に託して、六軀の

彌陀を刻し、分て此邊六ヶ寺に安置せし其なるよし縁起に

載す、尤うけがたき説なり、聖武帝の頃庄司と云ものあるべ

き名にあらず、且沼田村は豊嶋郡にはあらで本郡の地なり、

かゝる杜撰の寺傳取べきにあらず、また隣村宮城村性翁寺の

傳には、足立の庄司宮城幸田の女子、豊嶋左衛門尉に嫁せし

が故ありて神龜二年六月朔日侍女と共に荒川に投じて死す、

水利 溜井 村の東にあり、當村及び本木・宮城三村の持なり、こ

足らざれば此溜井を設くと

云、長五十九間幅四間、

東は本木村に接し、南は荒川を限りて豊島郡上尾久村に

界ひ、西より北へわたりては宮城村なり、東西南北共に

六町許、其餘宮城・沼田二村の間に飛地あり、こゝも民家

あり、當村は荒川水除堤の外にある村なれば、しばしば

水災あり、又旱損をも免れず、用水前村に同じ、昔より

其追福の爲にかの熊野山の靈木を以て、行基に託し彫刻して此邊の寺院六ヶ寺に安すと云、神龜は聖武帝の年號にて、少しくたがひあれど同じ傳へたり、是を以て姑年代の誤りとせんにも、足立庄司と云ものは他の所見なし、豊嶋左衛門は【東鑑】にも見えたり、又宮城家譜を見るに、かの家は豊嶋次郎吉國が子、六郎政業太田三樂に仕へ、宮城を領せしより氏とせりと載たり、さればかれを取り是を附會し、又行基菩薩の名を假りてかゝる妄説を作りしものなるべし、されど此六阿彌陀のことは、世の人信ずることにて、其 別當延命寺新義造立さまで近頃のこととも思はれず、

○高野村 高野村は江戸よりの行程三里、民戸四十八、東は西新井、本木の二村に接し、南も本木村にて、西は鹿濱・沼田の二村に境ひ、北は加々血沼に續り、東西五町許、南北廿八町に及び、早損の地にして用水は前村に同じ、御打入の後は御料所にして、既に正保の改にも御代官所なり、其後明暦元年東叡山領に附せられしより今に替らず、檢地は寛延元年糺せりと云、

小名 谷在家 此内に長田糟原など云、大足田、吉荒耕地、  
神社 第六天社 村の鎮守なり、  
赤城社 當社は元村民喜平次と云もの、屋敷の鎮守なりし、後故ありて今の所へ移し、村持となれり、  
寺院 寶性院 新義眞言宗、本木村吉祥院末、高野山と號す、開山本應寺 開山僧天日延文元年四月廿六日寂す、此僧は日蓮の弟子にて、其徒にては著名の人なり、今世に勝劣派と云もの皆此天目を祖とす、恐らくは勸請せし開山なるべし、本尊三寶祖師を、三十番神社、鬼子母神社、鐘樓 元文元年十一月

○堀之内村 堀之内村は江戸より行程三里半、小田原役帳【に吉原新兵衛七貫文足立内宮城堀之内と載たり、されば古は宮城村の内と見えたり、家數六十餘、東は沼田村に接し、南は荒川を限りて豊島郡豊島村にて、西は鹿濱新田、北は鹿濱村なり、東西七町餘、南北三町にあまれり、常に水旱を思ふ、用水は前村に同じ、當村も御入國の後は御料所に屬す、後前村と同一く東叡山領となれり、檢地も前村に同じ、

○沼田村 沼田村は江戸よりの行程前村に同じ、今村内を二分して上下の唱あれど、是は私の唱なり、村名の起りを詳にせず、【東鑑】嘉祿二年四月廿日甲辰の條に、戊刻御所中騒動、武藏國御家人、沼田四郎父子、白井太郎父子、忽起鬪諍互殺害畢、聊有宿意云々、此沼田四郎若此所の住人ならんには古き村なり、他の郡に沼田といへる地名をきかず、家數八十、東は高野村に接し、南は小臺宮城・本木の三村に及び、西は小臺堀の内二村にて、北は鹿濱村なり、東西七町、南北十五町許、用水は前村に同じ、

○堀之内村 堀之内村は江戸より行程三里半、小田原役帳【に吉原新兵衛七貫文足立内宮城堀之内と載たり、されば古は宮城村の内と見えたり、家數六十餘、東は沼田村に接し、南は荒川を限りて豊島郡豊島村にて、西は鹿濱新田、北は鹿濱村なり、東西七町餘、南北三町にあまれり、常に水旱を思ふ、用水は前村に同じ、當村も御入國の後は御料所に屬す、後前村と同一く東叡山領となれり、檢地も前村に同じ、

○鹿濱村 鹿濱村は江戸より三里の行程なり、民戸二百、東は高野村の内谷在家に接し、南は堀之内村及び鹿濱新田に境ひ、西は荒川を限り豊島郡下村、北は又本郡領家村及び加々血沼なり、東西一里、南北は十八町に過すと云、用水はこゝも見沼代用水を引く、當村開發の民廿七人ありて、今鈴木・大谷などを氏とするもの其子孫なりと云、古より御料所にして、何の頃か東叡山領となれりと、思ふにこゝも明暦元年に賜はりしなるべし、檢地は寛延三年柴村藤右衛門・戸田忠兵衛・川崎平右衛門等糺せり、

高札場村の中程

小名 麴屋、古内、正園、推部、梨子の木、湯の花、島、

山川 荒川 西の郡境を流る、川幅凡六十間、川の岸はことごとくも人々行て其花を取れり、又此川に添て水除堤あり、高き前村に同じ、

神社 氷川社 上氷川と號す、小名麴屋の鎮守なり、本地十一面觀音、長八寸許なる竹の筒の如きものに納め、金櫛のきれにて包置き、秘して見る、末社、三峯社、氷川社 下水川と號す、小名嶋の鎮守なり、慈眼寺持、

八幡社二字一は阿彌陀院持、一は村民持なり、辨財天社村民、神明社寶藏寺持、第六天社慈眼寺持、稻荷社持前、

寺院 寶藏寺 新義眞言宗、豊嶋郡赤羽村寶藏院末、醫壺山福壽山號に改めしと云、開山良算は正和元年十二月廿一日寂す、境内に碑あり、本尊藥師は行基の作なり、又位牌堂にも同作の藥師を安ず、當寺元は荒川の堤外にありしが、後水災を避て今の地へ移せり、故に今も其舊地よりたまたま古碑出るとありと、妙見堂、

長樂寺 五智山と號す、次の七ヶ寺と共に寶藏寺門徒なり、何れも元庵室なりしを、本山中興の僧行嚴、延享の頃取立て一寺とすと云、されど新地造立のことを禁ぜられし後、かく數寺を取立しと云は疑ふべし、思ふに別に故あるべし、本尊大日、藥師堂藥師は聖徳太子の作なり、教圓寺 三尊山と號す、本尊彌陀は惠心の作なり、本尊慈眼寺 青龍山と稱す、本尊彌陀を安ず、

阿彌陀堂 甘露山と云、これも本尊は彌陀なり、

常樂寺 摩尼山と號す、本尊地藏を安ぜり、

大乘院 梅壽山と號す、彌陀を本尊とす、

泉南寺 無量山と號す、本尊地藏を安ず、

地藏院 寶珠山と號す、本尊は地藏なり、以上の寺院は前に云地蔵院如く、近き造立にして今無住なれば堂宇も荒廢せり、塚 達摩塚村の坤の方にあり、除地にして村持、

鹿濱村 加々血沼 加々血沼は本村の北に續けり、元は加々及び血沼として二つの小名なりしが、後二つを合せ

て加々血沼と呼べり、後別村の如くなりし年代は詳ならず、元祿の改定に、初めて此名を載たれば、其頃のことなるべし、民戸五十、東は伊興村に續き、南は則本村にして、西は領家村、北は入谷・古千谷の二村なり、東西七八町、南北三町許、常に早損を患ふ、用水及び領主の遷替檢地等本村に同じ、

高札場村の中程

小名 加々、血沼、

神社 稻荷社 二字一は血沼の鎮守にして、本村寶藏寺の持、一は加々の鎮守にて、領家村感應寺持なり、

寺院 庵一字 本尊彌陀を安ず、本村寶藏寺持、

○鹿濱新田 鹿濱新田は江戸よりの行程鹿濱村に同じ、當村は大里郡上吉見領邊より、庄左衛門、三郎兵衛など云民來りて開發すと云、されど其年代詳ならず、元祿の改に、初てこの村名を載たれば、其以前に開けしこと知るべし、家數十五軒、東北の二方は鹿濱村に接し、南は荒川を限りて豊島郡豊島村、西も同郡下村にて、坤の方は神谷村なり、東西三町餘、南北僅一町に餘れり、水旱共に患あり、用水は前村に同じ、開墾よりこのかた御料所にして今も然り、檢地は元祿八年大關太助改たり、

高札場村の中程

小名 野新田 此地は菅野にして、櫻草多く生ぜり、

山川 荒川 村の南を流る、川幅五十間、土人耕作の爲に設けし渡と云へり、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、

○宮城村 宮城村は江戸より行程二里、古は宮木ともしるせしと云、【小田原役帳】に七貫文足立内宮木・堀之内・吉原新兵衛が知行の由見えれば、其頃は今の堀之内村

は當村に屬せし地なること知るべし、家數五十餘、荒川の堤の外に住せり、東は小臺・本木の二村に接し、南より西に廻りては荒川を郡境として、豊島郡船方・梶原・堀之内・豊島の三村に境ひ、北は沼田村及び小臺村の飛地なり、東西十町、南北八町許、又沼田村と西新井村との間に當村の飛地あり、用水は前村に同じ、水旱の患あり、古は宮城氏の所領なり、既に寛永年中撰ばれし譜に、宮城中務政業岩槻の太田三樂に仕へ、天正十七年六月廿三日死す、年九十五、法名齊徳、もとは豊島氏なり、然れども武州宮城を領する故を以て氏とすとあり、是證とすべし、今又【豊島系圖】によれば、豊島二郎吉國が子宮城六郎政業と載たり、これ前の中務のことにて、後に中務と改名せしと見えたり、御入國の後御料所となり今に替らず、檢地は寛文六年元祿八年改めし後、延享元年段高場の改めあり、堀江荒四郎奉れりと云ふ、

高札場村の中程

小名 西づし、中づし、二分一、

山川 荒川村の西より南に回り流る、川幅七十間、深さ七尋、餘の水除堤を築けり、

神社 淺間社 當社は足立庄司の女子を祀れりと云、庄司が此寺の持、末社、稻荷社 百姓持にて別に

氷川社 村の鎮守とす、圓満寺の持なり、本末社、稻荷社、稻荷社二字 共に村民

寺院 性翁寺 淨土宗、埼玉郡岩槻淨國寺の末、龍燈山貞香院と像彫刻の時、根元の餘木を以て彫刻せし像なれば、根元阿彌陀と稱すと云、六阿彌陀の由来は小臺村の條に出したれば合せ見るべし、寺領十石慶安元年御朱印を賜ふ、開山行蓮社正譽龍吞、明應七年二月十五日寂す、開基は足立庄司宮城宰相と云傳ふ、此人【宮城家譜】及び他の書にも所見なし、かの家譜を見るに、豊嶋二郎吉國が子六郎政業（又の譜には宮城中務と載せたり）當所を領してより、宮城を氏とせりと云ときは、此人の開基なるにや、されど天正十七年卒せし人なれば、開山より少し時代おくれし人なり、よりて思ふに中興の檀越をたゞちに開基と稱すること、他にも其例あれば、是も實は中興の開基なるも知るべからず、其後又阿出川對馬守藤原貞次と云者、中興開基せり、此人は北條氏の家人なりしが、彼家没落の後、當村に土着し、元和二年三月廿三日死す、法諱を性翁院覺譽相圓と云、子孫今村内に住すれど、家系及び記録なければ詳ならず、又云開關の頃は荒川の水除堤、古墳境内の外にありしが、何の頃か今の地へ移れりと云、古墳境内にあり、菩提樹を植てしとせり、是は足立庄司の女足立姫の墓なりとて、惠暉禪定門、永祿十三年八月十五日と彫た

神社 氷川社 村の鎮守なり、觀知院持なり、

富士淺間社 總持寺持

雷社 知法寺の持なり、

天神社 小名谷田と云所にあり、故に谷田天神とも云、神體は古きものとも見え、總持寺持なり、

寺院 總持寺 新義眞言宗、山城國醍醐報恩院末、寺領二十石慶安元年九月十七日御朱印を賜へり、五智山通照院と號す、當寺は弘法大師の草創にして、大師自作の像を本尊とす、これを厄除大師と稱し、世の人の信仰する者多し、殊に毎年二月廿九日參詣の者群集すと云、されど此寺もと千住五丁目の裏にありしが、後今の地に移せりと云傳ふれば、大師草創せしは此地にはあらず、有徳院殿此邊御遊觀の時、元文二年正月十一日當寺へ成らせられしより、當御代に至りても此邊御放鷹の時御仁王門樓上に五智如護摩堂、攝待所、奉納所、御朱印藏、鐘樓、元祿十四年千住町淺香彦右寄進せし鐘、加持水ノ井、弘法大師の加持水に用ひし、蓮池三、十坪ばかりの池なり、貞享元年慈海と云僧の誌せし緣起に、昔堂宇焼失の時、本尊祝融をさけて此池上に出現せし故、今は大師御手洗ノ池と唱ふる由載、東照宮御宮、天神・善女龍たるは、此池のことなるにや、

○西新井村 西新井村は江戸より行程三里に及べり、戸數百餘、東は栗原村に接し、南は興野村にて、西は沼田村、北は伊興村なり、東西十町、南北は十二町許、水旱共に患ふ、見沼代用水を引て水田を耕し、五穀の外前栽を作り、或は漉返紙を製して江戸へひさぎて生産を資く、生保の頃より御料所にて今も替らず、檢地は元祿十年大關大助改めしと云ふ、

高札場村の中程

小名 谷田 西の方にあり、此邊古へ谷田川、袋在家、油在家、宮本、中郷、

坐を合祀 御嶽社この社の傍に杉向ノ松  
せり、御嶽社と呼べる松木あり、  
如法寺月照山と號す、本  
尊大Hを安す、本

總淨寺瑞松山と云、藥  
師を本尊とす、稻荷社、

觀知院神光山と號す、本尊十一面觀音を安す、  
以上三ヶ寺は總持寺の門徒なり、

觀音堂觀音は行基の作なり、如法寺の持にて、此  
堂の傍に庵を設け、僧を置て守らしむ、此

○興野村 興野村は江戸よりの行程前村に同じ、家數九十、其内六十家は紙を漉て餘業とせり、東より南及び西の方は皆本木村に接し、北は西新井村なり、東西六町許、南北九町程、其餘飛地二ヶ所あり、一つは東の方小右衛門新田にあり、小名丁張と云、一は島根村の内にありて、二ヶ所とも日光街道に續きてあり、用水及び領主の遷替前村に同じ、檢地も又前村に同じ、

高札場村の南に  
あり、

小名 水久田村の東の方嶋根村 丁張小右衛門新田の方に  
の内の飛地を云、

神社 氷川社村の鎮守なり、諏訪八幡の二神を合祀し、各木像  
の神體又氷川の本地佛十一面觀音の銅像を安す、

今氷川を本座とすれど、實は八幡の社地にして、後に氷  
川を合祀せしものならんと土人いへり、清光寺の持、

御嶽社善應寺  
持、

寺院 清光寺新義眞言宗、本木村吉祥院門徒、八幡山阿彌陀院  
と號す、當寺は正應年中の起立なりと云へど、開  
山の名も傳へず、本  
尊阿彌陀を安す、  
善應寺同寺の末なり、瑠璃山藥師院と云、貞治年中の開基と  
云へど、是も開山の名は傳はず、法流開山を祜性と  
云、延享五年七月三日寂、藥師堂藥師は行基の作なり、この  
堂古は村の東南の方にあり  
しが、後こゝに移り、其舊地は  
今も除地にて、當寺の持なり、

### 新編武藏風土記稿卷之百卅六終

### 新編武藏風土記稿卷之百卅七

#### 足立郡之三 淵江領

○栗原村 栗原村は江戸よりの行程三里、家數百餘、東は島根村に接し、南は本木村、西は西新井村、北は伊興・六月の二村なり、東西八丁程南北十二三丁、用水は見沼代用水の支流を引く流末、故に水不足なれば干損ありと云、當村は古より御料所にして今も替らず、檢地は元祿十五年小長谷勘左衛門池田新兵衛奉りて糾せり、又新田見取場は享保十八年伊奈半左衛門・長坂孫七郎・中島重左衛門改めたり、是は寛播磨守の奉りなりと云、

高札場村の中央  
にあり、

小名 栗原厨子、石塚厨子、滿願寺厨子、新田厨子、

新田、花見堂、鐘打道、丁張、八幡前、原島小右衛門  
新田の方、

綾瀬川のへりに 平野嶋根村と入會 寺家分西南の方の  
ある飛地を云、

昔滿願寺のありし所なりと、又左にあらず、  
西新井村惣持寺の寺中ありし所なりとも云、  
塚 村の西の方にあり、昔は大なる塚なりしが、今は陸夷  
塚して高さ三尺許の塚なり、いかなる故にや姉切山とい  
り、

神社 氷川社村の鎮守  
なり、

第六天社、

吾妻明神社以上の三社滿  
願寺の持、

八幡社、

天神社稻荷を合  
祀す、

稻荷社五字何れも村民  
持なり、

寺院 滿願寺新義眞言宗、西新井村惣持寺の末なり、本尊地藏  
を安す、緣起を闕るに、此像は小野篁の作なり、  
昔廻國の行者この像を當寺へ負來りしに、住持覺雅かの行者  
に乞て感得せり、時に天正二年七月廿四日なりと云、元より  
此緣起近來のものにて、尤附會の説のみ多し、故に全文を略  
す、古は迦羅陀山千藏院と云、今は山號を改て高尾山と號す、  
又當寺往古は鏡の小菴なりしを、修驗千藏坊と云者一字とせ  
しと云、其年代詳ならず、其頃は前に出せし小名寺家分にあ  
りしとなり、されど前の緣起及境内八幡社の棟札に 八幡社  
よれば、天正の頃は開けし寺院なること知べし、  
本地彌陀を安す、昔は近隣六月村の鎮守なりしが、後洪水の  
時神體水に漂はされて彼村に流れ寄、其時かの村の請に任せ

て同村に別に鎮守の社を營てより、今、此社を鎮守とせずと云、社中に左の棟札あれば、當社大正より以前に勸請せしこと知べし。

迦陵頻迦聲

別當覺雅花藏坊

正〇〇 奉新再造正八幡大菩薩社壇一字二殿之所本願成就處

鳴鳴等諸鳴

番匠家繁旦 那木鳥宗左衛門

裏に 梵字 子時天正二年甲戌三月六日

其餘慶安五年再興の棟札あり、其面に六月村惣氏子と載たり、彼村の鎮守なりし證とすべし。

德壽院 本寺前に同じ、無量山と號す、中興開山榮祐亭保七年十二月二十四日寂す、本尊彌陀を安す。

天

地藏堂 百姓持なり、本尊地藏。

觀音堂 觀音は行基の作なり、村民持。

伊興村 伊興村は江戸より三里半の行程なり、家數百七十軒餘、東は竹塚保木間の二村に接し、南は栗原村、西は鹿沼村の枝郷加々血沼に界ひ、北は古干谷及び上下の谷塚村にて毛長落しと云、悪水堀を隈れり、東西凡三十町程、南北十六町餘なり、東の方に日光海道かゝれ

の所領なり、既に【小田原役帳】に千葉殿三十貫文下足立伊興村と載たり、御入國の後は御料所なりしが、天和元年高嚴院殿御供料として三百石餘、貞享元年嚴有院殿御靈屋料として五百石餘、東叡山に附せられ、其餘は今も御料所なり、則其地は元祿八年大關大助檢地し、東叡山に附せられし所は、寛延二年御代官戸田忠兵衛立合ひて、田村權右衛門改しと云、高札場二ヶ所何れも村の中

小名 早房厨子、會田、北根、下戸、西島、横沼、塚、白旗塚東の方にあり、此塚あるを以て白旗地と号せり、塚の除地二十二歩百姓持なり、上代八幡太郎義家奥州征伐の時、此所に旗をなびかし、軍勝利ありしとて此名を傳へし由、元來社地にて祠もありしなれど、此塚に近寄ば

諏訪社 藥師寺持、

熱田社持、

寺院 觀音堂 正觀音を安す、行基の作なり、土人伊興の觀音義父子奥州征伐の時、村内應現寺に宿陣あり、この觀音に宿願ありしかば勝利を得たり、されば歸藩の砌十三丁の寺領を附せられ、其後承徳年中武藏守成實位階を捨て、東國に下向し、此堂に參籠あり、飯依の餘佛閣を建立せしに、文承元年五月十七日祝融の災にかゝり、寺寶記録を失ひし由を記して、其後のことはかつて傳はらず、按に康平六年は癸酉にして癸卯にはあらず、藤原成實は承徳二年武藏守に任ぜられし事も

告ありとて、村民畏れて近づかざるによりて、祠は廢絶に及び、又塚上に古松ありしが、後年立枯て大風に吹倒され、根下より兵器其數多出たり、時に村民來り見て件の兵器の中より、未だ鐵性を失はざる太刀を持歸て家に藏せしが、彼祟にやありけん家擧げて大病をなやめり、畏れて元の如く塚下へ埋め、しるしの松を植繼し由、今塚上の兩株是なりと云、今土人この松を二本松と號す、太さ一圍半許

聖塚村の東に

神社 氷川社 當村及び竹塚・保木間等三村の鎮守とす、社中に慶長十四年二月十八日の棟札あり、其表面に

伊興村氷川大明神、大檀主御代官河内與兵衛知親と記し、其餘百姓の名數多見ゆれど、新たに造立せしや、又再興にや詳ならず、別當覺藏院 本山修驗、中尾村玉不動堂、八幡社、第六天社 何れも福壽院持、

仁王嶋と云字あり、これ昔當寺の仁王門ありし所と云、鐘樓安永五年九月十八日、横沼小池なり、大別當實相院 新義眞日の鑄造なり、西新井村惣持寺末、放光山と號す、鐘銘の序に放光山者行基の草創と記して、又末に寶光山と出し、文字を混じて記せり、これ等は其頃文字たがひに用ひしにや、又この序文によれば、當寺古は台教の寺院なるべし、本尊十一面觀音は弘法大師の作なり、天神社 稻荷を合祀せり、この所を御腰掛跡と云、有と云、天神社 德院殿此邊へ履御遊獵ありし頃、この所に御休らひ場あり、其蹟を礎さんこととを恐れて、後小祠を置と云、應現寺 時宗、相模國藤澤淨光寺末なり、西嶋山と號す、本尊三尊の彌陀各惠心僧都の作なり、當寺は古へ天台宗



にて、八幡太郎義家の墨付及び寺領の朱印ありしが、後皆失しと云、されど此事疑ふべし、其頃朱印の行はれしとも思はれず、後時宗に改めて清淨光寺の末となり、遊行第二代眞教上人を以て開山とせり、又昔は前に出せる觀音堂の別當職なりしが、彼堂は當寺より程隔たりたればとて、實相院へ職を譲しと云傳へり、寺寶に八幡太郎の乘鞍なりとて古鞍あり、銘に胡斯の如き花押を載たり、格別後世のものとも門四足造も見ゆ、されど又その頃のものとは見えぬといふ、門にして甚古色の普請なり、度々修理を経るといへども、舊體なを存せり、昔欄干に飛鳥の彫刻あり、刀痕凡ならず、土人は左甚五郎が作なりと語傳へしが、**天神社** 神體胡服を衣て巖石に先年賊に取さられしと云、

**源正寺** 新義眞言宗、西新井村惣持寺の門徒なり、無量山と號内に六阿彌陀の號を彫り、延徳三年辛亥六月三日相阿彌陀佛と刻せし古碑あり、されば其頃は時宗の寺なるにや、其後何の頃にや源正寺と改め一寺となれり、中興開山眞海明曆二年十月廿七日寂せり、本尊地藏を安す、**天神社**、**福壽院** 本寺前に同じ、阿遮山と號す、本尊不動を安す、

**眞國寺** 日蓮宗、下總國葛飾郡中山村法華寺末、蓮榮山と號藏院日安と云、天正の頃の僧侶なり、本尊は三寶なり、其脇に祖師の木像を置く、日親の作の由添狀あり、左に載す、此宗祖之儀は應永卅二年二月春、日親上人堪忍力行法御成就之砌、御一代法花弘通無難之誓を込、於法

花堂一刀三禮尊像無疑者也、

應長元申十月十三日十四世

日院在判

櫻井嘉七

與之

元祖聖人日親御作、中山日院添書共に、檀方櫻井嘉左衛門奉納之、當山之可爲什寶者也、

武井谷中 感應寺

日頃代

三十番神、

**長勝寺** 本寺前に同じ、壽福山と稱す、本尊三寶を安す、開山藏が先祖宮城清左衛門吉重なり、元和八年當寺を起立し、白から逆修して法名蓮華院長勝日法といふ、則寺號とす、吉重は寛永十四年正月十三日病歿せり、宮城の由緒詳ならず、私録の過去帳に宮城加賀守藤原吉次、法名日如とあり、又領家村實相寺の過去帳にもかく記したれど、卒の年代を記さず、又「宮城系圖」には此人を載されど清左衛門の先祖にして、千葉氏の家人なりし由は家に云傳へり、

**淨蓮寺** 同宗、鳥根村安穩寺末、本尊三寶を安す、開基僧日淨、開山は常通院日詮と號す、元祿十一年十二月五日

寂せ

**藥師寺** 曹洞宗、江戸橋場惣泉寺末、醫王山と號す、本尊藥師行基の作なり、開山は肅州殿和尚萬治二年八月九日寂す、**天神社**、

**妙幢庵** 江戸湯嶋靈雲寺の末にて、今同寺塔頭寶光院兼帶せの庵を修造し、若干の地を買て寄附せしと云、

**墳墓** 千葉勝胤墓の中央小名横沼の内、長勝寺の免田の傍公墓と記し、下の方に宮城三右衛門・市原四郎兵衛・宮城忠左衛門・常田次左衛門等四人の姓名を彫り、されど卒年を載せず、此四人の内三右衛門と次左衛門とが子孫は、今の村民林藏次左衛門にて、其餘二人の子孫は廢家となれりと云、此所にて勝胤の墓あるゆへを問へど、土人も來由を知らず、思ふに既に「小田原役帳」にも千葉の所領の由載たれば、其領地なる故當所へ葬したるべし、又下の方に彫せる四人の者、皆彼家人なる故に、追福の爲に建しならん、林藏が家に古き私録の過去帳あり、其内に千葉次郎勝胤公永祿七甲子正月八日と載たり、又本部佐野新田名主勘藏は、勝胤の子新藏胤信が子孫なり、彼家傳によれば、勝胤は里見義弘と北條氏康の臺合戦の時、永祿七年正月八日打死せしと云、按に「小田原記」及び其時の戦を記せしものに、勝胤が打れしこと見えぬ、且「千葉系圖」を記せしものに、此人は千葉介孝胤の子にして、天文二年五月廿二日卒すとあり、又或人の所藏せし家譜によれば、當家廿二代千葉介孝胤の嫡男にて、始め太郎或は鶴壽

丸と號し、後千葉介と改、文明二年に生れ、享祿五年五月廿一日卒す、法諡を常藏院其阿彌陀佛、行歳六十三と載たり、尤享祿五年は則天文改元の年なり、これによればとかく天文の初に卒せし人ならん、永祿七年の傳は恐くは非ならん、

**竹塚村** 竹塚村は江戸より行程三里、家數七十餘、東は新綾瀬川を限て嘉兵衛新田に接し、南は六月・小右衛門・栗原の三村に界ひ、西は伊興村、北は上谷塚・花又・保木間の三村なり、東西三十町、南北十七町餘、又上谷塚・保木間の二村に當村の飛地あり、村の中間に日光街道掛れり、旱損の地にして用水檢地等前村に同じ、當村は古より今に至る迄御料所なり、

**高札場** 村の中央

**小名** 駒形耕地 伊興村の境を云、此所に 平野耕地、

**山川** 新綾瀬川 村の東にあり、川幅十間、川に

**神社** 聖權現社 常樂寺 末社、稻荷社、

**寺院** 西光院 新義眞言宗、西新井村惣持寺の末、西入山積善衛胤盛と云、寛永七年八月十二日卒す、其子彌兵衛胤平が願によりて、慶安元年九月十七日寺領三石の御朱印を賜へり、名主久藏は則與兵衛が子孫なりと云、彼が家傳に河内氏は千葉介直胤が末葉にして、中古白倉を氏とす、小田原北條氏に仕へ、下總國河内郡を（按に下總國に此郡名なし、常陸國にあり、則下總國に接せし郡なれば、其地の事にや）領せしに

より、河内と改む、其頃の先祖を河内但馬常親と云、其男右近知親其子與兵衛胤盛に至り、天正十八年北條氏没落の後、當所に土著し後御家人へ召出され御代官となれり、其男綱兵衛父の家を嗣ぐ今旗下の土河内采女正は其子孫なり、名主久藏はかの與兵衛が二男嘉右衛門と云し者の子孫なりと云、按に伊興村水川社に納る慶長十四年の棟札に、大且主御代官河内與兵衛知親と載たり、されば與兵衛胤盛が時召出されしと云は疑べし、恐らくは父右近も初め與兵衛と呼て、其頃召出されしな

常樂寺 これも惣持寺の末なり、觀林山橋樂院と號す、當寺も河内與兵衛が草創にして、寺領三石も同年に賜へりと云、本尊正觀 熊野三社、延命寺 總持寺の門徒なり、以下中普門院と云、期延命地藏を本尊とす、當寺も河内與兵衛が開基なりと云、されど客殿に安置する聖德太子の胎中の文によれば、古き寺にて、與兵衛は中興の開基なるべし、其文に

奉新造立聖德太子 須賀苗字檀越 本願主 淨嚴

延慶二己酉九月吉日 白倉苗字檀越

當寺開山法印有慶

再建 天文廿年九月

これ證とすべきか、されど近き比彩色の時、住僧の見し、今現に見ること能はざれば、何れとも斷じがたし、

萬福寺 慈照山大悲院と號す、本尊正觀音を安す、藥王寺 藥師を安せり、本尊

り、すべて早損の地にて用水檢地等前村に同じ、當村も昔より御料所にて今に替らず、

高札場 村の西にあり、

小名 平野、郷、

山川 綾瀬川 飛地を流る、川幅十間、岸に添

倉廩 御園米倉 及び地代として金子を賜へり、

塚 一里塚 日光街道の左右に對して築け

神社 八幡社 村の鎮守なり、神體正八幡は馬上にて弓矢を帶溢にあひて失ひたりと云、抑當社は古へ八幡太郎義家奥州へ發向の時當所をよぎり給しに、野武士等道をさへされり、頃は六月炎暑の時なれば、軍勢疲て戦こと能はざりしに、義家相州鶴岡八幡宮に祈誓し、日影を背後となし、戦はれしかば、野武士等日に向ひ面をあらし、眼くらみ討る、者數多にして、つひに敗北せり、されは義家勝利を得給ひしとて、やがて當社を勧請あり、故に村名を六月と呼び、別當を炎天寺と號せしといふ、この説尤附會の説なるべし、末社、稻荷社、別當炎天寺 新義眞言宗、西新井村惣持寺末、幡正師の作なる業師を安す、

○島根村 島根村は江戸より行程前村に同じ、村内島畑多き故に、古へは島畑村と唱へしを、後誤りて島根村と

褒善 河内久藏 元祿年中檢地ありし時より、代々名主を勤む、天明三年伊奈右近將監郡代たりし時、久藏とて名主を勤めしに、右近將監命じて其子權藏と云者をして、父に添て名主役を見習がてらに勤しめけり、たまに此年淺間山焼出て、砂石四方に飛散り、近郷これがために家屋を打つぶされ、田畑を埋みけるにより、夫食の類は公より貸渡されけれど、猶も貧もの四十五人舉家既に飢に及べり、權藏力を盡して賑給しからくして飢渴を免れしとぞ、夫より後、強羅巴が務をはげみ、同六年洪水の時村民の災に逢ふのを、己が家に呼取て養ひ、或は又水溢の災あれば、村民を率て日夜となく水を防ぎて水災防の計をなし、早續て用水少き年は其用水路をさらひ、又用水の論なからんことをさとしあるき、己が預る村民を惠む事意らず、寛政八年御代官伊奈友之助より聞え上しかば、次の年正月銀を賜はり、其身一代兩刀を帶る事を許され、苗字は子孫に至まで稱するこ

○六月村 六月村は江戸よりの行程前村に同じ、村名の起りは鶴岡八幡の靈驗より唱へ始むと云、其説下の八幡社の條に出せり、或は六月は育の字の誤なり、古は育村と唱へしが、後誤りて今の村名となれりとも云、共に覺東なき説なり、民戸七十九、村の四境東は竹塚、栗原の二村に接し、南は小右衛門新田・島根村に接し、西は又栗原村、北は竹塚、保木間の二村なり、東西十丁許、南北二丁餘、又栗原、竹塚の二村を隔て綾瀬川の岸に飛地あり、こにも民家二十軒許あり、村の中央を日光街道北に貫け

呼べりと云、島畑と云は水田の中に陸田を設しなり、其形島の如し、故に土俗に島畑と云へり、されど高鼻村氷川社神主岩井伊豫が藏する、應永二十年足利將軍家の文書の寫に、足立郡島根村の内社領に寄附せしことみえたれば、此名義の傳へ覺束なし、かの文書の全文は高鼻村の條に載たり、東は小右衛門新田に隣り、南は梅田村にて、西は栗原村、北は六月村に及べり、東西三十丁、南北八丁、家數百餘三沼代用水を沃きて水田を耕せり、村の中央に日光街道南北に貫けり、當村古は領主を傳へざれど、安隱寺の縁起によれば、應永の頃は千葉太郎と云もの、領所なり、又橋樹郡長尾村の民太郎兵衛が所藏、小田原北條氏の文書に、足立之内島根之村、右千葉殿御老母爲御堪忍分丸子村、此度渡置申候、爲替島根村遺候と載たり、此文書は永祿七年高橋某へ與へしものなり、されば久しく千葉氏の領地にして、此時より高橋某が領せしこと知べし、御入國の後には御料と澤九郎次郎との知行なり、〔澤系圖〕によるに、九郎次郎宗久 後九郎 大坂兩度の役に供奉し江戸遷御の後に當村を賜ひしこと見えたり、又正保のものにも同人の領せしことを載たれば、上りしは其後のことにて、今は一村みな御料所なり、

小名 西、東、大道、

神社 鷲明神社 當所の鎮守なり、  
普門寺の持なり、

寺院 安隱寺 日蓮宗、下總國葛飾郡中山村法華經寺末、長久山四坪の除地は、大猷院殿當山へ御立寄ありし時賜へり、又、開山日通は應永廿年四月廿日寂せり、本尊三寶を安し、又、日蓮の木像を置けり、この像は日上人の彫刻にて、誦經の祖師と稱す、縁起あり、近き頃なりしものなれど、當寺の願末及開山日通の傳を見るべし、其略に宗祖文永八年辛未九月十二日巨難を免かれ、翌十三年相州依智の郷本間六郎左衛門尉重連の舖に入る、本間の一族法華に歸依し、子孫永く宗風を仰ぐ、就中次男五郎重元、下總國正中山法華經寺第三祖日祐上人に謁し、宗祖の影像を拜し度由を願ひ、日祐其信心に感じ、康永三年甲申自ら宗祖の木像を彫刻し、重元に授け、重元此像を渴仰し、終に子次郎重氏に譲る、重氏信心愈らず、且念願すらく我も男子を求め得ば、直に出家せしめんと、其婦或夜瑞夢に感じ、蓮華一莖懐に入ると見て竟に妊めり、時に延文元年丙申男子を生じ、重氏感悦斜ならず、夢相に依て蓮千代麻呂と名づく、貞治元年壬寅七歳にして日祐に投じて剃髮せしめ、日通と號す、凡十三年禰師に給仕し、應安七年甲寅日祐寂す、日通遺命を弘宣し、堂舎を造營すること若干、此時に當て武州足立郡領千葉太郎領内嶋根の郷に、一字を建立して己れ第一世に屬し、寺號を長久山妙覺寺と名づく、時に應永十七年なり、元和年中徳廟當寺へ成せられ、寛永中猷廟敷成せられ、嚴命にて安穩寺と改めらる、此時開基僧都日通祖父重元より傳ふる所の日蓮木像を、當山に安置しぬ、

此像因夜深更に及て誦經の音あり、故に誦經の高祖と稱す、昔より今に至り、毎歲正月三ヶ日は本堂に於て、丑の刻より陀羅尼品を誦して國家安全を祈禱し奉ると云、されば昔もしば、當寺へ成せられし故を以て、御當代に至りても此邊御遊獵の時は、御膳、鐘樓、明和年中に造り、三十番神堂、御茶所となれり、云、鐘樓し鐘をかく、三十番神堂、御茶屋跡、大猷院殿御成のたび、ことに御休息ありし御舊蹟なり、にや、のこ、塔中、良賢坊、受玄坊、今廢せ

來迎寺 山と號せり、本尊三尊の阿彌陀を安ず、八幡社、地藏堂、  
普門寺 本寺前に同じ、御嶽山と云、本尊十一面觀音は運慶の作なり、村民金武と云るもの、家に於て、開基せしなどいへど詳ならず、

○小右衛門新田 小右衛門新田は江戸よりの行程前村に同じ、民戸五十餘、當村は名主小右衛門の祖渡邊小右衛門と云者、初め岩槻太田氏に仕へ、御入國の後又岩槻の城主高力河内守の家人となり、故ありて元和二年この地に至り開發せりと云、されど正保の改にこの新田を載ざれば、其頃は他村の内に屬し、元祿八年の檢地より全く一村となりしにや、既に元祿十五年の改には村名を載せたり、東は嘉兵衛新田に續き、南は千住五丁目及び彌五

代用水等は前に同じ、

高札場 村の南にあり、

小名 四ツ屋、セイダテ耕地、

神社 稻荷社 二字村の鎮守なり、

寺院 地藏堂村、

○彌五郎新田 彌五郎新田は彌五郎と云者開きし故かく唱るならん、江戸よりの行程前村に同じ、家數百八軒、東は伊藤谷村に接し、南は古隅田川を限り葛飾郡小菅・柳原の二村にて、西は梅田村、北は次郎左衛門新田・千住五丁目及び五兵衛新田なり、東西四丁許、南北十四丁、村の南に水戸街道かゝれり、水旱の患あり、用水は前村に同じ、御入國の後御料所にして今も然り、檢地は前村に同じ、後又新開の地ありて、寶曆十一年伊奈半左衛門、寛政九年伊奈友之助糺せりと云、

高札場 東の方にあり、

小名 五段野、彌五、精出、

由川 古隅田川 村の東より南へ廻りて流る、川幅十三間許、

新綾瀬川 東の方を流る、川幅十五間ばかり、

郎・次郎左衛門の兩新田に接し、西は梅田・島根の二村にて、北は保木間村なり、東西のわたり二十丁、南北八丁許、又梅田村の内小名川田耕地に繼の飛地あり、水旱共に患ふ、用水は前村に同じ、五穀の外早稲芋を作りて江戸へひさげり、是を小右衛門芋と呼て近村のもの賞翫せりと云、開發の後御料所にして今に替らず、

高札場 村の西南の方にあり、

小名 丁張耕地、平野耕地、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、

○次郎左衛門新田 次郎左衛門新田は江戸より行程二里半、當村の開墾は文祿慶長の頃の事にて、次郎左衛門・權右衛門・庄兵衛など云者開けりと云、其頃は千住四丁目の名主支配して持添新田となし、槐新田と唱ふ、されど慶長十九年の割付には、伊奈半十郎支配所千住四丁目槐新田と載たり、其後幾程なく今の村名に改しにや、正保の改には則今の村名を記せり、故に今も千住宿組の内に屬して、他村の如く助郷の人馬は出さずと云、民戸廿七、東は五兵衛新田に接し、南は彌五郎新田にて、西は小右衛門新田、北は保木間村の飛地に界へり、東西四丁、南北三丁、早損の地なり、開發の後御料に屬し、檢地の年

橋梁 板橋二ヶ所何れも古隅田川に架す、一は彌五郎橋と呼は京橋と唱ふ、長八間幅九尺、何れも公より修理せらるると云、

寺院 長性寺 新義眞言宗、葛飾郡青戸村寶持院の末、眞光山莊世の僧を俊能と云、正保二年七月廿七日、鹿島社、稻荷社、阿彌陀堂、

○五兵衛新田 五兵衛新田は江戸よりの行程前村に同じ、開墾の年代は傳はらず、金子五兵衛と云者開きし地と云、正保の改にも此新田見えなれば、古き新田なり、家數五十八、東は普賢寺、北三谷の二村に接し、南は伊藤谷村、西は彌五郎新田、北は嘉兵衛新田に界へり、東西五丁、南北十四丁餘、村内に新綾瀬川流れて川の東は葛西用水を水田へ沃き、西岸は三沼代用水を引けり、水旱の患あり、古より御料所にして、檢地は元祿八年大關大助糺す、

高札場村の南にあり、  
小名 蛭沼耕地、カイダシ耕地、四ツ田耕地、タンバノ耕地、ウノヲキ耕地、兵左衛門耕地、  
山川 新綾瀬川 北より南へ流る、川幅十二間、左右に水除の堤有り、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、末社、天神社、  
橋梁 五兵衛橋 前の川に架す、長十二間幅九尺の土橋なり、公より修理を加へらる、

寺院 觀音寺 新義眞言宗、葛飾郡青戸村寶持院末、稻荷山蓮華ど年代は傳へず、本尊觀音を安ず、  
龍慶寺 曹洞宗、葛飾郡小淵村淨春院末、神明社、  
伊藤谷村 伊藤谷村は江戸よりの行程前村に同じ、當村も中古開けし所にして、名主四郎平が六代以前の祖某が開發の地なり、故に近き頃まで伊藤谷新田と呼りと云、されば正保及び元祿年中改定のものにも、伊藤谷新田と記せり、後新田の二字を除き、今は伊藤谷村と唱ふ、民戸四十六、東より南へわたりては、古隅田川を限り葛飾郡千葉及び小菅村に接し、西は彌五郎新田、北は五兵衛新田・普賢寺村なり、東西四丁餘、南北五丁許、此所は村居住の地にて、田畑はことごとく隣村と犬牙すれば、丁數もしがたし、又村の西の方に小菅御納屋の御構内となりし所あり、村高は纔に九石四計餘の地なり、此地は元祿十年松平美濃守が抱屋敷となり、後小菅御殿の御構内に入しが、御殿を廢せられし後は、御園米を置く、所となれり、用水は前村に同じ、水旱の患あり、當村も近村

となく昔より御料所にして今に替らず、檢地の年代も前村に同じ、

高札場村の南にあり、  
小名 南がは、北がは、東がは、中郷、  
山川 古隅田川 東南の村境を流る、昔は新綾瀬川を横ざりて流たりと云、されば今新綾瀬川の東の方は、川幅二間にして、末は同川の水除堤にて水脈を絶たり、又かの川の西の方は、小菅御納屋の構内を流て當村に入しが、今この邊或は水田となり、又川の形残れる所もありて、其流一條ならず、こゝより末に至り彌五郎新田の方にて、又一條の川となれり、

新綾瀬川 村の東を流る、川幅十二間、川岸に水除堤を設く、又長十三間幅二間の板橋を架す、御普請所にて伊藤谷橋と呼べり、

神社 第六天社、末、三峯社、  
氷川社 共に村の鎮守なり、末社、稻荷社、  
寺院 藥師寺 新義眞言宗、本木村吉祥院門徒、寶珠惠心の作れる藥師を安せり、  
藥師堂

○普賢寺村 普賢寺村は江戸より三里半に及べり、古普賢寺と云、寺にて領せし故村名となりしなるべし、又普賢

寺と云し寺ありしよりの名なるも知べからず、されど今土人も其事は傳へず、家數四十九、東は北三谷村に接し、南より西にかゝり古隅田川を限りて葛飾郡上千葉村、及び本郡の伊藤谷村に境ひ、北は長左衛門・五兵衛の兩新田なり、東西五町、南北十二三町、葛西用水を引て水田を耕せり、水旱共に患あり、御入國より今に至まで、御料所にて、慶長廿年寛永四年に檢地ありしといへど、奉行の姓名も傳へず、後元祿八年この邊一同に繩を入しが、其後又寶曆年中に糾ありしと云、

高札場 南の方にあり、  
小名 河内開耕地、ヒワ田耕地、四町田耕地、三牧田耕地、  
山川 古隅田川 村の東より西に廻りて流る、川幅五間より七間に至る、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、末社、天神社、  
第六天社、  
八幡社 以上三社養  
寺院 養福寺 新義眞言宗、青戸村寶持院末、文珠山藥師院と號とせしより今の院號はをこれり、

○北三谷村 北三谷村は江戸よりの行程前村に同じ、今大谷田村の名主常七と云者當所開墾の時の狀を藏する、これによれば慶長年間に開墾せし證とすべし、其文左にのす、

淵江之内ふけんしさん屋新田開之事

一田は切候年は無御年貢、但野錢有之所へ、其年は本野錢を以納所可申候事、  
一畠ハ切候年々二年無御年貢、但野錢有之所へ、三年本野錢を以納所可申候事、  
一諸役不入可爲候事、  
一當新田へ移候もの、地頭代官より申分候て參候ものハ拘置間敷事、

一罷出候在所をも不存參候者不可拘置事、  
右之分能々穿鑿仕、不苦者ハ移可申候、必諸役可爲免許候間、彌新田念を入開可申者也、仍如件、  
慶長十九年寅正月十一日

川井平内記

伊奈半十郎(花押)

これによれば古きは普賢寺村の内に屬せし地なる事明なり、されば近き頃まで北三谷新田と呼しにや、正保及び元祿の度の改には北三谷新田と載たり、村と書改し年月

は傳へず、家數六十、東は大谷田村に接し、南は古隅田川を限り葛飾郡上千葉・砂原の二村に境ひ、西は普賢寺村、北は長左衛門新田及び蒲原村なり、東西十五六町、南北八町、用水は前村に同じ、水旱の患あり、領主の遷替前村に同じ、檢地は元祿八年大關大助奉りて糺し、其後享保十一年寛政九年新田の改あり、  
高札場村の西の方

小名 三牧田耕地、高塚耕地、下河原耕地、内戸越耕地、横道耕地、宮田耕地、  
山川 古隅田川 村の南界を流る、川幅三間より六間に至る

神社 稻荷社 村の鎮守なり、寶藏寺持、  
寶藏寺 新義眞言宗、葛飾郡青戸村寶持院末、稻荷山金剛院と號す、本尊毘沙門を置く、間山貞祐とのみ傳へ、觀音堂、地藏堂、

○長左衛門新田 長左衛門新田は長左衛門・久右衛門と云へる村民等、萱野の中を開墾し、其頃谷中新田と唱へり、後二村に分ちてより當村を長左衛門新田と呼び、かの久右衛門が開きし地は今の久右衛門新田にして、これ等の子孫今も各村の名主を勤むと云、故に今も土人私に當村を下谷中新田と唱へ、久右衛門新田を上谷中新田と

呼べり、されど其開墾の年代及び今の村名に替りし年代を傳へず、思ふに久右衛門新田の名主久右衛門が先祖、久右衛門は寛永十六年に卒せしと云傳ふれば、かの開墾せしは此邊と共に慶長年中より後なるべし、又今の村名となりしは元祿の頃にや、既に正保の頃のものは谷中新田と載せ、元祿十五年改定のものには各村の傍に、古は谷中新田としるせり、江戸よりの行程二里半、家數十餘、東は大谷田・蒲原の二村に續き、南は普賢寺・北三谷の兩村に接し、西は五兵衛新田、北は嘉兵衛新田と久右衛門新田なり、東西四丁許、南北二丁餘、水損の地にして用水は前村に同じ、又開墾以來今に至るまで御料所なり、檢地は寛永四年改めし後、又前村と同じ元祿八年に改しと云、

高札場村の中央

小名 東、西、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、村持、  
良朝庵 彌陀を安ず、名主寺院、長左衛門持なり、

○蒲原村 蒲原村は江戸より行程三里餘、正保・元祿二度の改めには、蒲原新田と載たれば、當村も近き頃開けし地なる事知べし、民戸廿餘、東より北は長右衛門新田及

び大谷田村に接す、南は北三谷村にて、西は長左衛門新田なり、東西へ八丁、南北五丁餘、村内に北三谷村の飛地三ヶ所あり、旱損の地なり、昔より御料所にして、用水及び元祿の度の檢地は前村に同じ、其後寶曆十一年新田の檢地ありしと云、  
高札場村の西南の方

小名 東耕地、内谷耕地、西谷耕地、ヒへ田耕地、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、  
圓性寺 新義眞言宗、葛飾郡青戸村寶持院末、隣王山仙壽院と號す、本尊藥師を安ず、開山存秀元和元年寂、  
地藏堂

○長右衛門新田 長右衛門新田は村民龍左衛門が先祖、長右衛門と云もの、開墾せし故名づくと云、江戸より行程三里、家數廿八、東は中川を限りて葛飾郡新宿町に接し、南は古隅田川を堺として同郡の龜有村に隣り、西北の二方は本郡大谷田村なり、東より西へは大谷田村と犬牙せし故、其わたり辨じがたし、南北は七八町許、又當村の飛地大谷田村の内にあり、水旱共に患ふる地なり、御入國の後は御料所にして、用水及び檢地等は前村に同

じ、

高札場村の中央

小名 イカリ耕地、宮ノ耕地、稗田耕地、

山川 中川 東の郡境を流る、川幅八十間、當村の地先を流る、近年中關東の水利を通ぜられし時、疏鑿して今の如く中川の水上となれり、

古隅田川 南の郡境を流る、水元昔は當村と大谷田・龜有の二保年中葛西溜井を廢して中川となせし時、同川の水除堤を築きて、水道を止めたれば、たゞ此邊の悪水集りて一條の川とはなれり、故に川幅今は三間ばかり、以上二川の沿革、總説、山川の條に辨じたれば、爰には略す、中川に添ひし堤は高さ一丈二尺、御善請所なり、

神社 八幡社 村の鎮守、末社、稻荷社、天神社、

金塚明神社 以上の二社西

寺院 西光院 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院末、觀音堂、

○大谷田村 大谷田村は江戸よりの行程三里半、家數百、東は中川を限て葛飾郡飯塚村に界ひ、南は長右衛門新田及び北三谷・蒲原の二村にて、西は長左衛門・久右衛門の二新田に接し、北は左野新田なり、東西へ十丁、南北二

十二丁、水旱の患あり、當村も昔より今に至るまで御料に屬し、用水及び檢地等前に同じ、其餘享保十一年・寛政四年に新田の檢地あり、村の中間に葛西用水堀南北に貫けり、又佐野新田に當村の飛地あり、これ享保の檢地より當村の地となりしと云、

高札場村の北に

小名 上、中、下、碓<sup>イカ</sup>耕地、八百免耕地、貝瀬耕地、

山川 中川 村の東境を北より南へ流る、こゝも古よりの川には利根川の流より小渠を設て、溜井へ通ぜしのみなり、享保年中彼利根の流末を、葛飾郡猿又村にて斷切、小渠を掘ひろげ入り、今のさまとなれり、其頃より中川とは號すといへり、川幅八十間、農民耕作の爲に設けし渡あり、又川に添て高さ一丈二尺の水除堤あり、

神社 氷川社 三字一は末社に金毘羅を祀る、一は八幡社、善院持なり、常

寺院 善應寺 淨土宗、葛飾郡新宿町西念寺末、寶積山一蓮院

寺にして、開山を心譽善應といふ、立應寺 日蓮宗、新宿町龍増寺末、長

正法寺 禪宗、江戸淺草松源寺末、中川山

福壽院 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院門徒、

常善院 これも金蓮院末、曲勇山神勝寺と號す、古は田中山とは大日を本尊とす、當寺は農民木工左衛門と云もの、先祖、宇田川出雲と云もの開基せり、大凡二百年前に開けし寺なりと云、時は元和の頃起立なるにや、又此邊しば、御放鷹の地なれば、享保年間有徳院殿御立寄あらせられ、御當代に至りても寛政元年十一月五日、氷川社、三峰社、

東明院 瑠璃山と號す、本

淨覺寺 佛性山と云、これも不動を本尊と

○佐野新田 佐野新田は江戸より行程四里許、當村は名主勘藏が先祖新藏胤信と云もの、文祿二年開發して己が家名を以て佐野新田と名づくこと云、この新藏は千葉勝胤の子にして、後當所に土着し、佐野氏のものに養はれ、民間に下りし山かの家系に載す、其餘勝胤のこは伊興村の條に出したればこゝに略す、其頃は民家わづかに七軒なり、今は廿一軒に及べり、東は中川を限り葛飾郡猿新田及び飯塚村に接し、南は大谷田村にて、西は辰沼新田に續き、北は六ツ木村なり、東西六七町、南北六町許、

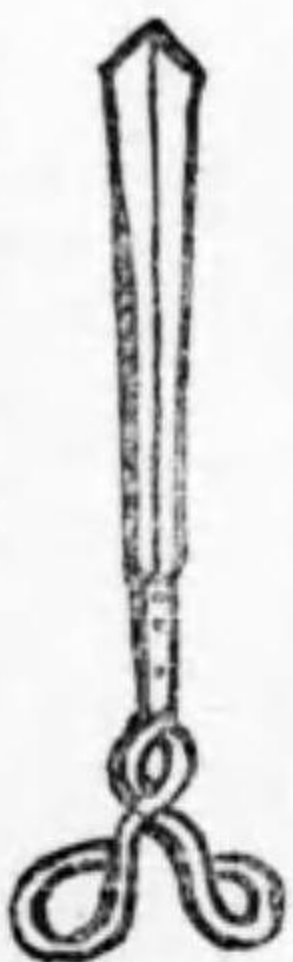
村の西に葛西用水堀あり、其水を引て水田を耕せり、又大谷田村と六ツ木村とに當村の飛地あり、旱損の地なり、當村も昔より御料所にして、檢地は元祿八年大關大助奉りて糺せり、

高札場村の中央

小名 上、中、下、沖尻耕地、貝瀬耕地、

山川 中川 東の郡境を流る、川幅八十間、こゝにも百姓耕作往來の渡あり、又川に添て高さ一丈二尺の堤を築

武州山根の四字あり



神社 稻荷社 村の鎮守なり、柳稻荷と稱す、其故は詳ならず、村持にて社傍に庵を結び、僧を

置て守らしむ、其庵には彌陀を安ぜり、妙見社 稻荷を合祀せり、此稻荷昔は村の鎮守とせしが、何の妙見社頃にはや争論の事ありて、今は名主勘藏のみ鎮守とせり、則同人の持、社中に神體なりとて古劍を納む、上に載す、按するに此勘藏は、實は千葉氏の末なれば、妙見を祀ることその故あらんか、

○嘉兵衛新田 嘉兵衛新田は江戸より行程三里、此地も

名主嘉兵衛が祖なりしもの、慶長元和の頃當國稻毛領より來りて開發せりと云、家數六十五、東は久右衛門・辰沼の兩新田に接し、南は五兵衛新田及び長左衛門新田に界ひ、西は保木間・栗原・島根・竹塚の四村にて、北は花又村と内匠新田なり、東西八丁許、南北六七丁、乾の方六月村の内に飛地あり、村の東の方は葛西用水を引て水田を耕し、西の方は三沼代用水を沃けり、農隙には淺草紙を漉て生産を資く、當村も開墾以來御料所にて、檢地は前村に同じ、又後年少しく新開の地あり、享保十八年寛播磨守紀せしと云、

高札場村の中央

小名 菖蒲沼耕地、西新井耕地、東新川耕地、井堀添耕地、

山川 新綾瀬川村の中間より少し西によりて流る、川幅十二里、長十二間幅九尺、公より材木を賜はり、淵江領の村々より人夫を出して架すと云、

神社 稻荷社二字、

神明社以上みな神宮

末社、三峰社、

寺院 圓泉寺

淨土宗、京都知恩院末、大光山と號す、名主嘉兵衛が先祖開墾すと云、開山眞譽歴香延寶二年正月朔日寂す、本尊 觀音堂、三寶の彌陀を安す、

神宮寺 天台宗、葛飾郡隅田村木母寺の末、天照山と號す、本尊大日を安す、元祿八年檢地の頃は萬海坊と云し寺なりにと云、されど今の寺號に改し年代詳ならず、

庵 一字、名主嘉兵衛の持な彌陀を安す、

○久右衛門新田 久右衛門新田は江戸より行程三里、當村の開墾は長左衛門新田に辨せし如く、則久右衛門が開きし地にして、古は谷中新田と唱へしが、後二村となりてより久右衛門新田と改めたりと云、されど初め開墾せし年代は詳ならず、今も土人私には上谷中新田ともいへり、民戸十九、東は佐野新田及び大谷山村に接し、南は長左衛門新田にて、西は嘉兵衛新田、北は辰沼新田なり、東西南北に三丁許、水損あり、葛西用水を引て耕植す、開墾以來御料所にして、檢地は元祿の改より後又新田ありて、明和三年伊奈備前守紀せしと云、

高札場村の中央

小名 上谷中、道西、道東、

神社 稻荷社村の鎮守にて、

法立寺持、

寺院 法立寺

日蓮宗、嶋根村安穩寺の末、常住山と號す、當村開墾の時、己が屋敷をさいて寺地となし、起立せしと云、開山日立、寛永七年三月十八日寂す、本尊三寶祖師を安す、 山王

社、三十番神堂、

○六ツ木村 六ツ木村は江戸よりの行程四里に及べり、當村も此邊開墾の時共に開きし新田なり、既に正保元祿の改にも六ツ木新田と見えたり、家數五十軒、東は古綾瀬川を限り埼玉郡珥村に接し、南は中川を隔て葛飾郡猿新田及び本郡佐野新田に界ひ、西は久左衛門新田にて、北も同新田と埼玉郡珥村なり、東西七八町、南北十町程、村の西に葛西用水堀ありて其水を水田にそ、ぎ、水損の地なり、當村も昔より御料所にして、檢地は元祿八年大關大助紀す、

高札場村の中央

小名 西、東、石山耕地、

山川 中川 此川に添て水除堤を築けり、

古綾瀬川 村の北にあり、村内にて中川へ流入る、この水満水すれば久左衛門新田の小溜井へ吐入て、そこより新綾瀬川へ落すと云、

神社 諏訪社 村の鎮守なり、此社より二町許北に當りて諏訪塚と云少しの塚あり、當社昔は彼所にありしと云、 末社、稻荷社、

第六天社 以上の神社大光寺の持、

寺院 大光寺 新義眞言宗、本木村吉祥院末、龍慶山正願院と號す、本尊彌陀春日の作と云、開山良譽は慶長元年寂

せり、地蔵堂

○久左衛門新田 久左衛門新田は江戸より三里にあり、今の名主彦六が先祖、本郡笹目村より來て寛永七年に開墾せしと云、其頃は土合村と唱へしを、元祿八年大關檢地の時、彦六が二代の祖久左衛門が願により、今の唱に改めたりと云、されど正保の改めに久左衛門新田と記たれば、元祿に改めしと云ものはうけがたし、又元祿十五年の改定には、久左衛門新田と記せし、傍に古は忠左衛門新田と載せたり、されどかく唱へしことは、今土地に傳へず、民戸六十餘、東は六ツ木村に接し、南は辰沼新田にて、西は内匠新田と花又村に界ひ、北は埼玉郡浮塚・珥村の二村なり、東西十二町許、南北は凡二十町もあれど、花又・辰沼・六ツ木・内匠新田の地犬牙せり、水損の地にして用水は葛西用水を引けり、當村も昔より御料所にして、元祿の度檢地ありし後、享保年中・明和年間にも新田を改めたり、

高札場村の西に

小名 根ガラ、町張、土瓶耕地、西田耕地、外川原、

山川 新綾瀬川村の西北の隅を流る、川幅十二間、土橋を架り、この橋は當村及び花又内匠新田等の持なり、

小溜井 村の北界にあり、幅十三間、澗江領の内八ヶ村の用水用水堀にせき入る、當村にて此溜井へ引けり云、此溜井の地は古へ綾瀬川の流れし所なる故に、又古綾瀬川ともいへり、神社 神明社村の鎮守 末社、稻荷社、天神社、

稻荷社 二社共に南 寺院 南藏院 新義眞言宗、慈林村寶嚴院末、安養山與樂寺と號す、本尊大日を安す、其傍に又惠心僧都の作る藥師を置けり、開山を空深といふ、

○辰沼新田 辰沼新田は久左衛門新田の南にあり、東は佐野新田に接し、南は久左衛門新田に界ひ、西は内匠新田なり、東西二町、南北は地形他村に犬牙して、大抵十五町に及び、戸民十餘、當時は寛永七年前村と云く彦六が開きし地にして、其頃は土合新田と唱へ、元祿八年檢地の時より今の名に改しと云、されどこの新田元祿十五年の改に載されば、其頃は久左衛門新田と合て一村なりしにや、昔より御料所にして、用水前村に同じ、高札場 村の中央より南

小名 沖谷、居廻り、神社 稻荷社村の鎮守なり

寺院 龍嚴寺 淨土宗、埼玉郡坊村常念寺の末、田中山會公院と號す、本尊彌陀を安す、

○内匠新田 内匠新田は江戸より行程三里許、此地を開墾せし内匠と云者は、今の名主孫左衛門が先祖なりと云、此新田正保の改にも入たれば、此前に開けしこと知べし、家數二十八、東は久左衛門新田及び嘉兵衛新田に接し、南は六月村、西は花又村にて、北は埼玉郡浮塚村なり、綾瀬川を界とす、東西三町許、南北十町程、水旱ともに患あり、三沼代用水及び葛西用水を引きて水田を耕せり、昔より御料所にて檢地も前に同じ、高札場 村の中央

小名 榎戸、合谷耕地、丁張耕地、

山川 綾瀬川村の東北を回流せり、川幅十二間、土橋を架り、

○花又村 花又村は江戸よりの行程前村に同じ、江戸袋庄と唱ふ土人の傳に、當村及び伊興・本木の二村を古は澗江郷と呼べりと云、澗江の名今郷村にも残らざれば、澗江領の名はこゝより起しにや、又土人村名の起を傳ふれど、附會の説と覺ゆれば略す、されど當村は古き村なり、

り、正平七年の文書に云、

武藏國足立郡内花俣郷秋山次事、爲勳功之賞所宛行也者、任先例可致沙汰之狀如件、

正平七年五月廿四日

源朝臣

水野平太殿

この文書〔尾陽雜記〕に見えたり、されば當時は花俣と書しならん、又正平の頃秋山水野などいひし者、此所を領せしこと此文書にてしらる、家數二百八十餘、東は埼玉郡大曾根・浮塚の二村及び本郡の久左衛門新田に接し、綾瀬川を限とす、南より西は内匠新田に接し、綾瀬川を限とす、南より西は内匠新田・保木間・竹塚・六月・栗原・小右衛門新田・嘉兵衛新田の數村に界ひ、北は瀨崎村なり、東四十七八町、南北三十町許、水旱共に患ふ、三沼代用水を引て水田を耕す、農業のいとまに淺草紙を製し生産をたすく、御入國の後より御料所に屬し今にかはらず、檢地は元祿八年この邊と共に改あり、後又明和三年・安永二年・寛政九年に新田檢地ありしと云、

高札場 東の方にあり、

小名 鷺宿 村の良を云、古へ奥州海道かゝりし所なり、其頃こゝは宿驛にて、市を立て糞培に代用る灰を

ひさぎしが、此事止てより、今は市を舍人町へ引しとなり、又此地に鎮座ある鷺明神社の背後は、奥州海道の渡津ありし所なり、榎戸、堤根、中組、外河原、シホ沼、會、山川 綾瀬川を設く、高さ六尺、又綾瀬橋と呼ぶ、土橋を架す、長十三間幅一間ばかり、

傳石川 村の北の方瀨崎村と當村の間にて、綾瀬川に合す、この川にも土橋を架す、長八間幅五尺、傳石橋と號す、神社 鷺明神社 村の鎮守なり、年々十一月酉の日には必都鄙の神に安する神體は古色のものなりと云へど、容易に人の見ること許さず、又縁起一巻あり、うげがたき事のみを記せり、たゞ記中に應徳二年成して、寶永二年に至る迄、後しばしば書改し由を載たれば、古き物なる故、全文を記して見るもの取捨にまかせり、

開嘗此靈神也者、鎮座于武州下足立郡澗江領花亦村也、本則天聖牟尼尊、迹則鷺大明神、斯乃新羅三郎源義光、朝歸夕敬、所護念獨尊也、夫人皇七十年代後冷泉院御宇、天喜五年歲次丁酉、奥州安倍貞任高宗任既謀逆矣、故伊豫守源賴義同嫡子八幡太郎義家、敬承勅命爲追討使、既而雖繼各竭盡力手戰場、朝敵剛毅、不能速治、其逆臣、又勅加勢於賴義、三男右兵衛承新羅三郎義光、回出于京、行路經日、



漸到于淵江水口、少焉休以爲剛敵既不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>矣、豈帷我之力乎哉、當<sub>レ</sub>憑佛力<sub>二</sub>矣、時沐<sub>二</sub>此水<sub>一</sub>、潔身心妄垢、遙向<sub>二</sub>于京<sub>一</sub>、恭敬禮拜彼所<sub>二</sub>護念<sub>一</sub>、獨尊曰、歸命頂禮、譬<sub>二</sub>退彼逆臣<sub>一</sub>、父子安寧而歸<sub>二</sub>于京<sub>一</sub>、則今使<sub>二</sub>一端相見我憶念未<sub>レ</sub>了、吁奇哉、誓願不<sub>レ</sub>虛、忽驚從<sub>二</sub>虛空<sub>一</sub>飛來、由<sub>レ</sub>之觀<sub>レ</sub>之則負<sub>二</sub>所<sub>一</sub>護尊於翼上、當<sub>二</sub>是之時<sub>一</sub>、淵江波忽變、如<sub>レ</sub>流<sub>二</sub>白綾之幡蓋<sub>一</sub>、鳥復登<sub>二</sub>天放<sub>一</sub>光於郡卒甲冑、時、以爲今有利退<sub>レ</sub>敵、果無<sub>二</sub>猶豫<sub>一</sub>、悅莫<sub>レ</sub>大焉、既而引<sub>二</sub>甲冑<sub>一</sub>、適于奥州康平壬寅歲十一月二十有九日、遂誅<sub>二</sub>貞任<sub>一</sub>、虜<sub>二</sub>宗任<sub>一</sub>、安穩而歸京也、又治曆元年十一月酉日、夜放<sub>二</sub>光於此水<sub>一</sub>、烈<sub>二</sub>於電光<sub>一</sub>、江村老農往而觀<sub>レ</sub>之則驚羽而已、乃知神德不<sub>レ</sub>鮮、蓋今此神社是厥陳蹟也、且夫某氏託<sub>二</sub>宣乎夢中<sub>一</sub>曰、

世間禍與福、本是從<sub>二</sub>心來<sub>一</sub>、  
後人恭<sub>二</sub>敬我<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>萎花亦開<sub>一</sub>、  
是其託言誠可信矣、誠可敬矣、淵江舊水名後改言<sub>二</sub>綾瀨水<sub>一</sub>、村言<sub>二</sub>花亦<sub>一</sub>、跡稱<sub>二</sub>鷲明神<sub>一</sub>、蓋皆有<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>由矣、古往今來、神德日昌、民村月豐、感應歲現不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>稱數<sub>一</sub>矣、不<sub>二</sub>亦敬<sub>一</sub>乎、禍與福、敬與不<sub>レ</sub>敬、但在<sub>二</sub>民心<sub>一</sub>耳、雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>靈神<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>敬奚威靈之有、一步一信、敬<sub>二</sub>此靈場<sub>一</sub>、則使<sub>二</sub>百疾除<sub>一</sub>千里萬福襲<sub>二</sub>家裡<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>影隨<sub>二</sub>形響應<sub>一</sub>也

聲、諸願圓成、誠無<sub>二</sub>失滯<sub>一</sub>者矣、  
應德二年乙丑正月酉日、武州下足立郡淵江領花亦村、鷲明神別當正覺院、法印先海着  
右緣起一枚、刻述既經<sub>二</sub>三百有餘年<sub>一</sub>、蟲食或紙墨多闕、故今再書寫藏<sub>二</sub>神殿<sub>一</sub>者、時寬永元年、星在甲子冬十一月酉日、同別當正覺院、  
法印圓受謹寫  
右一卷緣起、蟲食紙墨、故又書寫藏<sub>二</sub>寶殿<sub>一</sub>者也、時寶永二年歲在丁酉冬十一月酉日、同別當正覺院、  
法印祐榮謹書寫  
神樂殿、御手洗池二ヶ所、末社、稻荷社二字、辨天社、抱齋神社、金毘羅社、いかなる故にや日限、別當正覺院、眞言宗、西新井村惣持寺の末、鷲尾山、王子權現社境内の靈寶殿寺と號す、本尊不動を安ず、  
白山社、  
諏訪社、二社共に正覺院の持たり、  
淺間社、二字、法泉寺の持たり、一は

第六天社 法泉寺の持

疫神社 持前に同じ、  
聖天社 福壽院持

寺院 寶性寺 淨土宗、下總國葛飾郡小金東漸寺末なり、曉月山林松院と號す、開山天譽(淨土傳燈總系譜)云天譽上人光蓮社了開、延德四年住持増上寺、(第五世)於州足立郡花又村、建寶性寺而退隱于彼、(明應三年)某年七月八日寂と載たれど、當寺にある碑に「開山天譽五月廿日とありて、上の一字磨滅して見えぬ、今按ずるに享祿なるにや、享祿は五年に改元して天文と號すれど、當時年をへてものと年號を用ひし例まあり、永祿七年としては、時代甚後るゝに似たり、又【總系譜】に載する所の命日と異なるは【總系譜】五字の草を誤りて七とし、廿の字の畫を説して八とせしにあらざるや、開基を齋田左衛門尉頼康、法益を寶性院雲山曉空居士と云、大永元年七月廿三日卒せり、寺傳に云、此人は小田原北條氏の一族にして、當國岩槻の城主雅樂守某の子なりと傳るのみにて、世系詳ならず、今北條氏の系譜を閲するに、雅樂頭と云者なし、又岩槻は其頃太田氏の居城にして、彼家の譜にもそれとすべき人見えず、本尊彌陀を安ず、惠心の作也と云、  
林松寺 寶性寺の末なり、堤根山實相  
正受院 淨土宗の律院なり、下總國小金東漸寺の末、來迎山と號す、開山敬首は寛延元年九月廿日寂せり、本尊三尊彌陀を安ず、聖德太子の作と云、  
秋葉社、稻荷社 世寶に小野篁の作れる地藏を置けり、

辨財天を合 三峰社、  
法泉寺 新義眞言宗、西新井村總持寺末、隨雲、稻荷社、福壽坊 同寺の門徒なり、海東山  
不動院 同寺の末なり、江龜山藥王寺と號す、開山源範寂年詳大略に仁王七十年代後冷泉院御宇、大和國中川實範上人の上足、源範僧都の安置せし像の由しるして、其後の事實を記さず、もとより近き頃に記せし緣起と見ゆれば、採用しがたし、且源範を當寺の開山とすれど、年代を推して後冷泉院の御代は、天喜より應徳の間に當れば、其頃開けし寺院と云はんも又疑ふべ、  
辨財天社 當社を矢納辨天と稱す、神體は弘法大師の作にして、義光奥州の僧徒退治として下向の時、當寺の本尊に宿願をこめられしに、はたして其驗ありしかば、歸洛の次かの守佛に中差の矢一手を納られしにより、則矢納辨天と稱すと云、されどこの緣起は寶曆十年になりしものなれば、古の事實を隨に傳へしものとも思はれず、又彼矢の根と云ものあれど、實に當時のものとも見えざれば、かたき疑ふべし、  
典盛坊 天台宗、葛飾郡隅田村木母寺の末、持  
東善寺 時宗、伊興村懸現寺の末、花俣山西光院と號す、開山寂す、則境内に墓碑あり、本尊 稻荷社 秋葉を合 彌陀を安ず、惠心の作なり、

文珠院 本山修験、中尾村玉林院の配下なり、  
安ず、傳教大師の作なり、  
觀音堂 正觀音を

地蔵堂持、

征塚 村の北にあり、この塚につきて土人の説あれど、探べき  
説とも覺へざれば略す、又其傍に疫神の宮と稱する塚あり、  
疫神或は瘧をやむもの祈願すれば、忽ち瘧ありといへり、塚のあたりは除地なりと云ふ、

○保木間村 保木間村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸二百二十、東は花又村に接し、南は小右衛門新田及び六月村に界ひ、西は竹塚村、北は伊興、下谷塚、瀬崎の三村なり、東西十丁餘、南北二十丁許、三沼代用水を以て田地にそ、げり、村の西の方に日光街道か、れり、又花又村の境に古の奥州街道なりと云小徑あり、末は瀬崎村にて、今の日光街道へ合せりと云、【小田原役帳】に千葉殿十五貫文下足立保木間村と見ゆ、古は千葉氏の領せしこと知るべし、御入國後は御料所にして今に替らず、檢地は元祿八年大關大助改む、後新開の地ありて明和三年伊奈備前守紀せり、

高札場 日光街道の内にたつ、

小名 二ツ屋新田 村の巽の方にあり、元祿十五年の改に高三十六石七斗一升、二ツ屋、新田、保木間

村の枝郷と記せり、されど今は村に傳ふる元祿八年の水帳に、字二ツ谷と載たるを以て、村中の小名とす、中頃一旦枝郷とせしことは傳へず、この地開墾の頃は村江二人増住せしを以て、此名起れりと云、今は家數九軒あり、増田橋 日光街道の内にあり、長九尺幅二間の石橋なり、此傍何れも一里四町づゝを隔て、其中央にあり、何なる故にや近隣の人これを竹塚の立場と呼べり、比丘尼橋、八十町耕地、小宮木、

山川 新綾瀬川 村の東より巽にか、れり、川幅十間、涯に添て水除堤を築けり、  
神社 八幡社 村民持

天神社 社地古は千葉氏の陣屋ありし所にして、末社、稻荷社、瘡瘡神社、別當齋積院 古は北斗山にあらざり、千葉氏世々妙見を尊信することは人の知る所にして、今も既に下總國千葉町に妙見社あるは、其古蹟なり、されば當所にも元は妙見の社ありて、當院其別當たるを以て、北斗山と號せしを、後年天神を祀りしより、山號を誤りしたらん、新義眞言宗、西新井村總持寺の門徒なり、  
本尊十一面觀音を安ず、

水神社 村民忠兵衛の持なり、相傳ふ昔し小宮某と云もの、もに沼にのぞみ釣を垂しとき、かたへの深林より蛇出で、彼士を呑んとす、小宮もとより勇氣の士なれば、刀を抜て切殺せ

り、されど蛇の毒臭に侵され、日ならずして死す、よりて此わたりに葬りて、椀を植て印とし、かの蛇の靈を祀りて水神と崇しと云、是もうけがたき説なり、今社傍に二畝許の沼あり、これ其舊跡なりとて、土人水神カ池と云、此邊井の水殊に清冷にして、煎茶を賣家あり、人これを呼て水神カ茶屋と云、彼小宮が印の椀は、日光街道中程にあり、枝葉茂りて三圍餘の老樹なり、昔は小宮椀と云へりと、この椀齒痛を祈るに驗ありとて、祈願するもの多し、賽するもの揚枝を持來りて供す、何の故なるを知らず、

神明社 玉藏院持、

白山社 百姓持、

寺院 増福寺 新義眞言宗、西新井村惣持寺末、安立山正法院法大師の作れる薬師、不動の二體を置く、開山を慶龍と號す、

大乗院 惣持寺の門徒なり、下二ヶ寺並に同じ、古熊野社、觀音堂 近き頃回祿の災にか、り、未起立ならず、本尊千手觀音は行基の作にて、茂加次郎義綱が守佛と云、今客殿に置き、薬師堂 これも未再興ならず、

玉藏院 寶珠山如意寺と號す、本尊地藏を安ず、開山は文明の彫し古碑あり、此碑故に文明の開闢とは云へるにや、

新編武藏風土記稿卷之百卅七終

阿彌陀院 青蓮山安養寺と號す、元祿八年の水帳に教團坊と載るは、當寺の事なりと云、本尊は彌陀を安ず、  
熊野社、  
西光寺 淨土宗、埼玉郡加倉村淨國寺の末、郭鴻山紫雲院と號す、開山長譽宗善、文安三年三月十三日寂す、本尊彌陀運慶の作なりといふ、  
快坊長 本尊彌陀を安ず、寶積山の持、  
庵行基の作れる虚空藏の木像を安ず、

### 新編武藏風土記稿卷之百卅八

#### 足立郡之四 谷古田領

○本郷村 本郷村は、もと谷古田郷と唱へしよし云傳ふれば、其本郷たること知べし、按るに鶴岡八幡宮に蔵する古文書、及び〔東鑑〕に武藏國矢古宇郷を鶴岡社領に寄進ありし由、載たるは則此邊のことなるべし、今此領に屬する村に谷古宇と稱する所あり、是古の遺名にして、舊くは此邊すべて矢古宇郷と唱へしを、後いかなる故にや谷古田と改め、今は領名となりしならん、古文書等の文は谷古宇村の條に出せり、江戸より行程五里、民戸百六、東は新堀村に隣り、南は舍人町坤の方榛松・江戸袋の二村にて、西は赤井村、北は前野村良の方大竹峰の二村に界へり、又村の中途に蓮沼村ありて四方皆當村に包れたり、村の廣狹蓮沼村の地を除きて東西凡十一町、南北十五六町、見沼代用水を沃けど、水路不便にして水旱共に患あり、御入國の後より今に至りて御料所にて御代官支配す、檢地は元祿八年改定あり、此外に花栗村の北よ

り埼玉郡浦生村の邊に村の飛地あり、爰は元祿より前に檢地ありしといへど詳ならず、

高札場 村の中程にあり、

小名 郭壘跡の邊 辰ノ口、峯ノ峯、宿、本郷、南、高畑、城下、大塚耕地、

神社 氷川稻荷白山合社村の鎮守とす、末社、辨財天社、

稻荷社 持前に

寺院 傑傳寺 禪宗曹洞派、越前國永平寺末、天桂山理應院として、開山英峻萬照は本寺二十六世の住持にて、高國禪師と云、延寶二年四月十二日化す、開基酒井謙政守忠勝なりと云、されど此人寛文二年七月十二日卒したれば、草創の年代頗難せり、思ふに忠勝が追福の爲起立せしなるべし、法名傑傳長英と云、當寺境内は古太田道灌が築きし壘跡なりと云、少しく高き所にして廣さ六千坪許南の方に表門あり、此所古の追坂あり、坂の上に土居から堀などあり、坂の下も郭内にして、爰に又土居の遺形みえたり、思ふに全棟寺の中興開基太田備中守輝實、此邊に住せしといへば、恐らくは此人の居跡なるべし、境内の圖

寺寶、弓一張重藤にて、杖一本竹を以て左に出せり、

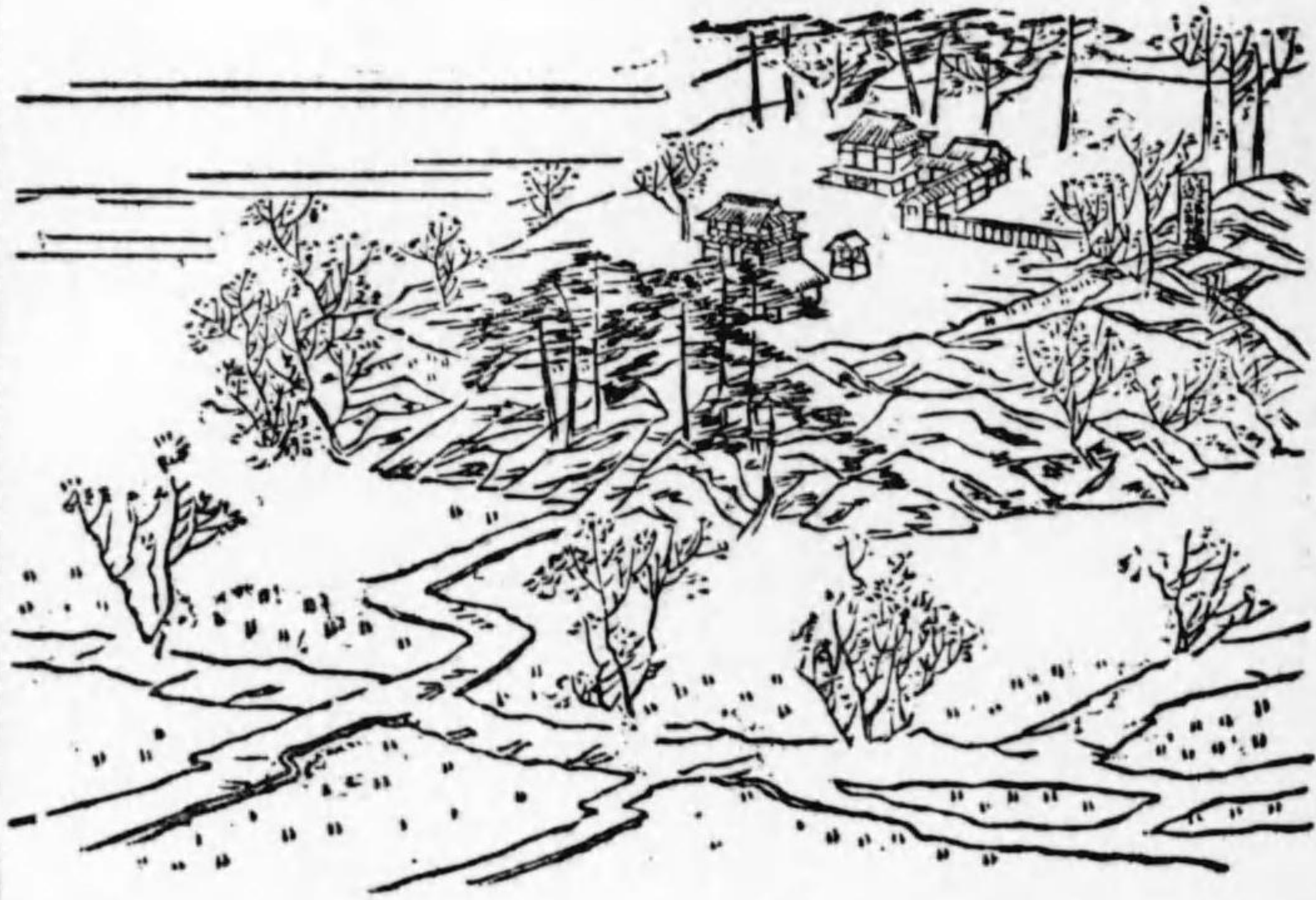
物なるよし朱を以て書したり、秀治は備中國松山の城主水谷某に奉仕せしが、後致仕して當寺に來り住せり、尤力量ありし人なりと云、卒年詳ならず、按に水谷伊勢守勝隆寛永十六年松山の城主たりといへば、勝隆が時につかへしや、尤水谷家三代の城、稻荷白山石神井合社、境内の鎮、山門、鐘樓、主たり、

四年の鐘 衆寮、遊龍橋寺僧の話に云、寛文四年七月此橋をかく、

上に乗る虫出て遊べるさまなりしが、俄に雲起り彼虫雲に乗じて、新里村の内毛長沼の方へ行と見えしが、やがて大雨降來りしことあり、是よりして遊龍の名を得たりと云、

全棟寺 淨土宗、榮室山松光院と號す、もと知恩院の末なり十九年寺領五石の御朱印を賜ふ、當寺は延徳年中の草創にして、開山源證天文五年十一月十一日寂す、開基大河彦右衛門は元大和國の人なりしが、當所に來り住居す、永正七年八月十日死せり、法名榮室全棟と云、其後太田備中守輝資中興し僧了覺を中興開山とす、了覺は正保四年三月二日寂せり、輝資は道灌が曾孫にて小田原北條氏に仕へ、晩年當所に住慶長八年四月十七日卒す、資觀院源譽功應道智と號す、近頃墓碑を建て境内にあり、銘は享和二年古賀機撰す、相傳ふ古東照宮此邊御遊獵の時數度成せられき、當時御座所及び御茶屋など御造營あり、又台徳院殿・大猷院殿も御々成せたまひしと、今に其時の御座所なりとて、八疊敷の一間存すれど、人の入ることを禁ず、又境内の井の清冷なるを御稱美ありしに、ことありといふ、鐘樓 寛永十一年鑄造、稻荷社、愛宕社、

傑傳寺境内圖



天神社、淺間社、行信菴 當寺六世の僧全、地藏堂、東陽寺 新義真言宗、原村密藏院末、護國山と號す、本尊地蔵は古境内の土中より得たる山、古色なる像なり、褒善 大四郎は、寛政六年御褒美を賜はりしと云、

○峰村 峰村は、江戸への里敷及び檢地の年代前村に同じ、村の四隣東は小山村にて、南は新堀村、西は大竹村、北は原島村なり、東西凡十町、南北八町許、此邊は總て平地なれど、當所八幡社の境内より乾の方に至りて高き丘あり、村名を峰と稱するも此丘ある故なるべし、爰も見沼代用水をひけど旱魃の患あり、村の東北の方にあたり、小山村を隔て花栗村の傍に飛地あり、峰分と唱ふ、民戸七十餘の内十六軒は峰分に住せり、御打入の後御料所と村内八幡の社領にして今に替らず、

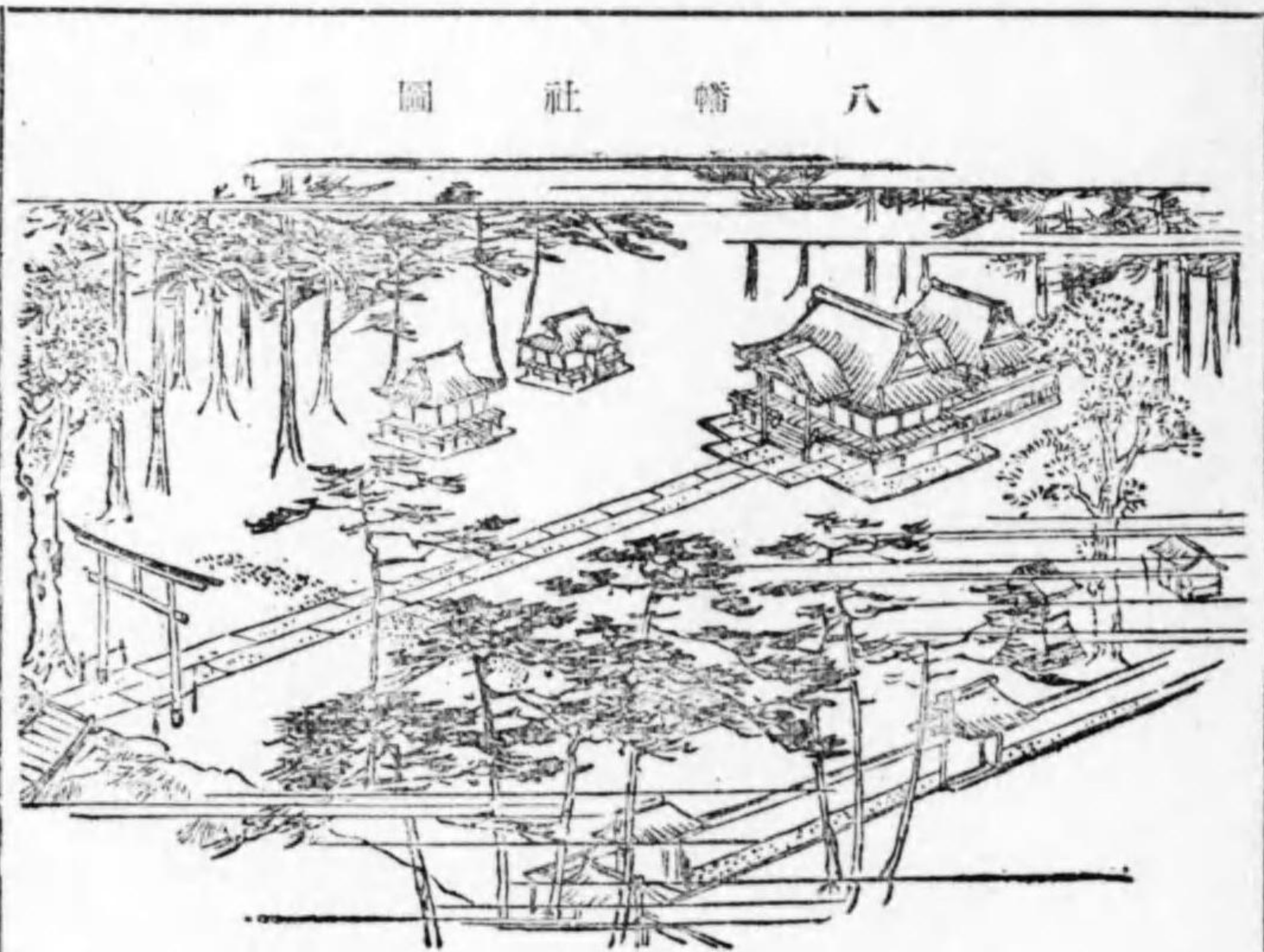
高札場 村の中程にあり、  
小名 峰新田 南の方村界を云、按るに元祿改定の地圖に、當村の傍に峯村新田と云一村を載たり、是此所のことによ、又村の飛地峯分は人家もありて、小村の如く一區となしたれば、もとは爰を別村として峯村新田と呼しも知べからず、されど兩所共に古より別村にてはあらざりしよし土人はいへり、  
八幡前、づう、堂庭、後峰、向谷、

山川 傳右川 村の飛地にかゝれり、川幅五間、餘、此川に土橋あり、長五間半、

神社 八幡社 谷古田領の總領守とす、神體僧形にして長七寸、比明神と崇む、又古鏡一面を香推明神の神體とす、是は神功皇后を祀れりと云、當社勸請の歴年は傳へざれど、前村の條に云る如く、此邊古の矢古字郷ならんには鶴岡社領たりし頃、土人遊拜のために勸請せしなるべし、天正十九年社領三十三の御朱印を賜ふ、例祭八月十五日、又毎年正月朔日戸帳を開く事あり、其時は村民の内十人衆と稱する家ありて、此ものども集りて開くを例とす、本社傍に銀杏の老樹あり、圓み二丈四五尺、是は若狭の八百丘尼の植し由、尼は郡中具塚村の人と云傳ふ、されど諸記に八百比、甲冑一領、黒糸丘尼は若狭國小松原の人とみへたり、  
太刀一振、棟札一枚 大永七年遺營の棟札なり、此餘傳來の故を、白山若宮山王合社、彌陀堂 彌陀は慈覺大師の佛と、地藏堂、不動堂、神樂堂 三十番神、鐘樓、社家、飯田左膳、別當、眞光寺 天台宗、東叡山末、御幣山神寶院と彌陀は則大師の作と云、按るに前に云る如く承久の頃此邊鶴岡社領たるに因て、遊拜のため此社を勸請せしならんには、別當寺を慈覺の草創と云こと年代頗離せり、天台宗には後世起立の寺院にても、慈覺を開山とすることま、あれば、當寺も其類にや、とにかく舊記なければ今より知べからず、寛永十八年慈覺大師の興へし法度書、及び東叡山末となりし免狀

を藏す、寺中、西福寺 古は長泉寺、安養院、觀照院、西ノ坊、東み存せり、  
氷川社 村の鎮守とす、新稻荷社 土人高稻荷と稱す、此社地高くして南を望めば、遙に府臺、良の方は新利根川のほとり樹間のみえて、を勝景の地なり、思ふに此所北の方は塚に高く、南の方一段低きま古墳などにてあるべし、  
寺院 龍泉寺 禪宗臨濟派、芝村長徳寺末安養山と號す、本尊の條に委し、  
金毘羅社、太子堂、  
觀藏寺 新義真言宗、原村密藏院門徒摩尼山と號す、本尊地蔵を安置す、  
稻荷社、  
不動堂 不動は慈覺大師の作、秘佛なり、新光寺持、  
古蹟 古塚 小山村の界にあり、高さ一間許、土人の話に往古當ど若干用ひしと云傳ふ、後世たゞ、ちみるに陶器など得たりといふ、  
○前野宿村 前野宿村は、一村穢多のみ住して家數四十餘、按るに諸國に穢多の住所を夙と唱ふる所多し、爰も前野夙と書べきを、同音故に後世宿の文字を用ゆるならん、江戸への行程檢地の年代前村に異ならず、村の四方

八幡社圖



東は大竹村に隣り、南は本郷村、西は赤井村、北は安行村の内吉岡組に續けり、東西六七町、南北四町餘、當所も水利不便にして旱損あり、御入國の後御料所にして今も御代官支配せり、

高札場村の東の方

小名 向原、

神社 白山社村内の鎮守とす、村持、

○新堀村 新堀村は東西十八町、南北四町、東は原島村に接し、西は本郷村、南は榛松村、北は峰村に至れり、戸數三十軒、爰も御打入の後より今に至まで御料所なり、檢地の年代及び用水江戸への行程等總て前村に同じ、

高札場村の西より

小名 高番、ヲキ田耕地、小井戸耕地、榎戸耕地、海老田耕地、

神社 神明社村の鎮守とす、觀末社、稻荷社、辨財天社、

神明社、喜院持、下同じ、

寺院 觀喜院 新義眞言宗、原村密藏院末、無量山觀音寺と號す、境内に貞和六年二月と彫たる碑あり、是開山永乘法印の遺修碑なる由過去帳に見えたり、是開示寂の年月を傳へず、本尊十一面觀音なり、

正源寺 同宗向末なり、天命山と號す、大日の本尊とせり、  
教存寺 淨土宗、埼玉郡加倉村淨國寺末、護念山と號す、彌陀を本尊とす、  
善藏坊 羽黒派、修驗埼玉郡鶴ヶ會根村法性寺配下、大日の本尊とす、

○市右衛門新田 市右衛門新田は正保の改に今の彦右衛門新田を合て一村とし、たゞ兩新田とのみ記し、元祿の改には二村に分ち載たのは其間に分村せしことしらる、されば今も其地犬牙して境界廣狹別ちがたし、姑く二村を合ていはゞは東上谷塚村に續き、南は伊興村にて西は新里村、北は柳島村なり、東西四町、南北六町餘、民戸九軒、江戸より行程四里、此外用水檢地等のこと前村に替らず、爰も舊くより御料所なり、

高札場村の中程  
小名 鬼子耕地、毛長耕地、  
池沼 毛長沼 村の西南の方にて當村及び舍人町古千谷村入會する所一町五段七畝と云、今は所々に水田を開きて高入とし、又水深き所には蓮など多く植て生産の資とす、此沼より續きて堀あり、則毛長堀と呼ぶ、末流は花又村にて綾瀬川に入る、幅四間、

○彦右衛門新田 彦右衛門新田はもと市右衛門新田と一村なりしことは前村の條に云る如し、されば江戸への里數及び用水檢地等前村に同じ、家數十六、こゝも古くより御料所にして今に替らず、村の四境廣狹は既に前村の條に載たり、

高札場村の中程

神社 稻荷社村持下並

天神社

彌陀堂

○柳島村 柳島村は民戸三十軒、東は下谷塚村にて、南は市右衛門彦右衛門の二新田に界ひ、西は遊馬村、北は新堀村に隣れり、村の地隣村犬牙せし所ありて、東西への廣さは定かに云難し、南北は八町許、爰も用水等は前村に替らず、御入國の後御料所なりしが、後東叡山領となりて今に同じ、

高札場村の中程

小名 中島、榎戸、

神社 水川社村内の鎮守とす、村持、

○新里村 新田村は東西五町、南北十町許、東は彦右衛門新田に錯り、巽は上谷塚村にて、南は伊興村は古千谷村、北は遊馬村は柳島村なり、民戸五十、江戸への行程用水等前村に替らず、爰は水溢の患あり、御入國の後御料所なりしを、元祿十五年東叡山領に附せられしより今にしかり、檢地は寛永六年元祿八年寛延二年の三度糺せりと云、

高札場村の中程

小名 鬼子耕地、毛長耕地、

池沼 毛長沼 村の西南の方にて當村及び舍人町古千谷村入會する所一町五段七畝と云、今は所々に水田を開きて高入とし、又水深き所には蓮など多く植て生産の資とす、此沼より續きて堀あり、則毛長堀と呼ぶ、末流は花又村にて綾瀬川に入る、幅四間、

神社 水川社村内の鎮守とす、  
稻荷社村持、  
山王社、

毛長明神社 祭神詳ならず、稻荷雷神を合祀す、此社毛長沼を男神と稱し、當社を女神と稱せり、古は髮毛を宮に納めて神體とせしが、何の頃にやかゝる不淨の物を神體とするは、あるまじきことなりとて、毛長沼に流し捨てしと云傳ふ、神體も是より起りしにや、又毛長沼の邊に鎮座あるによるか、  
寺院 泉藏院 新義眞言宗、原村密藏院末、御幣山阿彌陀寺と號す、開山詳ならず、世代の内法印乘秀永祿二年二月十六日示寂するをふるしとす、本尊不動を安せり、  
徳性寺 光明山と號す、淨土宗、本郷村全棟寺末、開山源登は五年十一月十一日化、藥師堂、藥師は弘法大師の作、長一尺五寸、本尊彌陀を置く、太田道灌が守護佛と云傳ふ、

鐘樓 寶曆年間鑄造、鐘の鐘を掛く、

眞福寺 泉藏院門徒彌陀を本尊とす、

彌陀堂 彌陀堂は安阿彌の作、長二尺許、村持、

○上谷塚村 上谷塚村は東西三町餘、南北十五町許、東は中谷塚村に續き、南は伊興村、西は市右衛門新田、北は柳島村に境ひす、家數三十餘、江戸への里數及び用水等前村に同じて、爰は水旱共に患あり、御打入の後御料所にして今も替らず、檢地は寛文八年糺せりと云、

高札場 村の南よりあり、

小名 西の宮、爰にもと水川社ありし故此名あり、富貴塚、此所塚あり、來由詳ならず、西原、大沼、野尻、塚上に稻荷を祀れり、

神社 神明社、金剛寺、末社、稻荷第六天痘瘡神天神合社、稻荷社、持前に同じ、

寺院 金剛寺 新義眞言宗、入谷村圓通寺門徒、本尊藥師は安八寸許、境内に應長元年と彫たる碑あり、

○中谷塚村 中谷塚村は正保の改に中谷塚村と記して一

村とし、元祿の改に今の如く分ち載たれば、元祿の前分村せしこと知べし、戸數二十餘、東は下谷塚・瀬崎の二村にて、南は伊興村、西は上谷塚村、北は又下谷塚村に界す、東西のわたり縦に二町許、南北は十町に至れり、爰も舊くより御料所にして今も御代官支配せり、檢地及び江戸への里數等前村に同じ、

小名 丸野、沼田、トンボ耕地、

水利 毛長落堀、南の方にあり、幅四間、

神社 氷川社、村内の産神なり、上末社、稻荷社、

寺院 常福寺 禪宗曹洞派、里村法性寺末、中野山と號す、開釋迦を置、外に運慶の作、正觀音像、弘法大師の作、延命地藏の像を安す、稻荷社、福田稻荷と呼す、不動堂の作、長五尺許、觀音堂、十一面觀音なり、村民持、

○下谷塚村 下谷塚村はもと中谷塚村と一村たりしことは、既に前村の條に云り、民戸百餘、東は瀬崎・吉笹原の二村に接し、南は保木間村、西は中谷塚・柳島の村々にて、北は原島・南草加の二村に並べり、東西十町餘、南北十七町餘、水損場なり、江戸への行程檢地用水等前村

に同じ當村も舊くより御料所にて今も御代官の支配所なり、村の東に日光街道あり、道幅四間許、

高札場 村の中程あり、

小名 兎田、

水利 毛長落堀、村の南界にあり、幅四間、

神社 氷川社、村内の鎮守とす、末社、第六天稻荷痘瘡神合社、別當、慈眼寺、新義眞言宗、入谷村圓通寺門徒、

天神社 慈眼寺、持、

稻荷社 新福寺、持、

寺院 寶持院 新義眞言宗、西新井村總持寺末、長久山東勝寺と號す、本尊不動を安せり、

新福寺 同宗、入谷村圓通寺門徒、藥王山と號す、本尊藥師を安せり、

○瀬崎村 瀬崎村は何の頃開墾せしことは傳へされど、一旦荒廢せしを御打入の後再び開きし地なりと云、江戸への行程前村に同じ、村の廣狹東西十二町餘、南北七町許、東は傳右川を隔て埼玉郡西袋村に境ひ、巽の方同村にて古綾瀬川を界とし、又當郡花又村に接す、南は毛長堀を限りて保木間村、西は下谷塚村、北は吉笹原村なり

家數八十餘、水旱共に患あり、村内南より北に通じて日光街道かゝれり、道幅三四間、御打入の後は、御料所にして今も然り、檢地は元祿八年大關大助改定し、其後開きし新田は寶曆四年・明和五年兩度伊奈半左衛門糺せり、

高札場 村の東にあり、

小名 宿、街道の内家並をなせし所をいふ、淺間耕地、天神耕地、

山川 古綾瀬川、村の東を流る、傳右川、是も東の方にあり、川幅十間ばかり、

毛長落堀、村の南にあり、幅四間、

神社 淺間社、村の産神とす、善社、淺間稻荷痘瘡神合社、

天神社、

氷川社、

寺院 善福寺 新義眞言宗、西新井村總持寺末、寶光山安樂院開山詳ならず、僧祐舜を中興開山とせり、寛延三年七月十七日化す、

西性寺 淨土宗、遊馬村西願寺末、松林山と號す、本尊彌陀を安せり、

地藏堂 村民持下、

閻魔堂、

舊蹟 加賀屋敷とを知らず、爰に古塚あり、先年此塚下より古刀曲玉及白骨など掘出せしと云、

宇佐美屋敷跡 是も南の方にあり、

○草加宿 草加宿は日光山及び奥州街道の宿驛にして南草加・北草加・吉笹原・原島・立野・彌惣右衛門新田・與左衛門新田・谷古宇宿・篠葉の九村を宿組とし、これを合て草加宿と唱へり、當宿は慶長十一年宿篠葉村の民大河圖書なる者、彼村々の民とはかり公へ聞へあげて、茅野を刈沼を埋て開墾し、奥州街道の驛場となせり、江戸への行程四里八町、千住宿へ二里八町、越谷宿へ一里二十八町、往還の長さ三十八町餘、宿並をなせし所六百八十五間、道幅四間、或は六間に及ぶ、宿内南の方を一町目とし、それより次第を以て北の方を六町目とす、此内二町目東側に葛飾郡新宿へ通ずる道あり、又六町目西側に鳩ヶ谷宿への道あり、此六町目に大橋と呼長十四間の板橋あり、こは傳右川へ架せる橋にて修理は公より加へらと云、當宿は一萬坪の地子免許せられ、もとは日々役夫廿五人、驛馬二十五匹を出す定めなりしが、享保十三年より數をまし五十人五十匹を定數とせらる、家數九村を都て

五百五十九軒、當所に毎月五十の日市ありて近村の民集り交易せり、檢地は寛永六年・元祿八年の二度に改定ありし、後寶曆二年神尾若狹守松浦河内守同、三年一色周防守・松平帶刀・大井伊勢守、安永六年伊奈半左衛門等糺せり、用水は三沼代用水及び葛西用水を沃く、水損場なれど又旱魃をも患ふる村あり、御打入の後御料所にして今も御代官支配せり、

高札場 六町目にあり、

○南草加村 南草加村は東西七町餘、南北八町許、東は吉笹原・谷古宇の二村に續き、西は立野・原島の村々にて、南は上中下谷塚の三村、北は宿篠葉村及び與左衛門新田なり、此外北草加・吉笹原二村にそひて飛地もあり、小名 後組、谷畑組、上手組、

山川 傳右川 巽の方を流る、川幅六七間、爰に土橋あり、手白地藏橋と呼、來由詳ならず、

神社 氷川社 龍光寺持、末社、疱瘡神社、三峰社、第六天社 東福寺持、

稻荷社 御殿屋敷と呼ぶ、古此邊に御殿ありし頃、社邊の登殿ありしことは、正保改定の國圖にも載たれど、今其の在所を知らず、

寺院

東福寺 新義真言宗、原村密藏院末、松壽山不動院と號す、本尊不動を安す、慶長年中の草創にて、開

山賢宿元和五年十二月二十八日寂せり、開基大河圖書は則當宿を開きし人なり、卒年詳ならず、表門の外に鐫物地藏を安す、鐘 寛永四年の辨財天社、十王堂、

龍光寺 同宗、東福寺門徒なり、此下三ヶ寺共に藥師堂、醫王山と號す、本尊不動を安せり、

花藏院 寶光山と號す、本尊不動なり、辨財天社、

莊嚴寺 來迎山と號せり、是、氷川社、

新城院 萬年山と號す、本尊地藏を置、

淨往寺 淨土宗、埼玉郡加倉村淨國寺末、開山圓修正徳三年示寂せり、

○吉笹原村 吉笹原村は正保年間のものには吉笹原村とも記せり、東西十八町、南北八町許、東は埼玉郡柳宮・西袋の二村に隣り、南は南草加・潮崎の二村に界ひ、西は下谷塚村、北は谷古宇村なり、當村の飛地篠原村は傍にあり、其地を橋戸耕地と呼べり、小名 前田耕地、手白耕地、蛇田耕地、下裏耕地、塚 一里塚 潮崎村の界

山川 傳右川 村内を貫き潮崎村の境ひにて綾瀬川に合す、川幅十二間、土橋一ヶ所あり、念佛橋と云、

神社 稻荷八幡合社 土人市神と稱す、相傳ふ此八幡の神體は長太夫なるもの當社に合殿として祀れりと、政尊といへるは何頃の人なりしや、其事跡詳ならず、此人の持しとて鏡及び墨跡等を藏む、其餘古鏡三面を社寶とす、末社、牛頭天王社、神主土産、田安房 古田家の配

山王社 長福寺持、

天神社 農民持、

寺院 長福寺 新義真言宗、入谷村圓通寺末、慈悲山と號す、本尊不動を安置せり、開山實支示寂の年月定か

ず、

惠光院 淨土宗、南草加村淨往寺末、草加山と號す、開山專譽門と云し者なり、聖徳太子堂、

大日堂 堂を守る者傍に住せり、

賽善者 助右衛門 父母に仕へて孝心篤かりしかば、寛政八年御褒美として白銀十枚を賜へり、

同彌八 是も父母に孝行なりとて、文

○原島村 原島村は凡四町四方の村にて東は南草加村に接し、西は新堀村、南は上下谷塚の二村に至り、北は花

栗・北草加の村々たり、成田家分限帳に原島宮内と云者見えたり、此所より出し人にや、いまだ考證は得ざれど姑く爰に記せり、

小名 前耕地、西耕地、後耕地、

神社 神明社村の産神とす、眞藏院持、

寺院 眞藏院新義眞言宗、原村密藏院末、長溪山興精寺と號す、本尊彌陀なり、稻荷社、

○立野村 立野村は街道より十町許隔て居村あり、東は南草加村及び庄左衛門新田に至り、西は苗塚・花栗の二村にて、南は原島村、北は太郎左衛門新田と北草加村なり、東西八町、南北二町餘、此外に原島・下谷塚二村の傍に飛地あり、

小名 ハマサ耕地、道上耕地、道下耕地、八反目耕地、

寺院 淨觀寺新義眞言宗、原村密藏院末、大小山聖心院と號す、本尊不動を安す、 氷川稻荷

天神合社、

○北草加村 北草加村は東西二町餘、南北四町許、東は太郎左衛門新田及び傳右川を隔て彌惣右衛門新田に隣り、西は花栗・北谷の二村にて又傳右川に限り、九左衛門新田に至れり、此所は土地甚低くして水災多しと云、

小名 丁張耕地、谷中耕地、東耕地、

山川 傳右川村の北境を流る、川幅五間、爰に土橋あり、萩藏橋と云、

神社 氷川社村の鎮守とす、東圓寺持、 末社、天神社、

寺院 東圓寺天台宗、峰村新光寺末、日輪山光照院と號す、本尊彌陀を置、開山秀全は示寂の年代詳ならず、觀音堂 東圓寺持、

○彌惣右衛門新田 彌惣右衛門新田は大決彌惣右衛門が開墾せし所なり、是宿を創したる圖書が弟なり、今も其子孫谷古宇村の民次郎右衛門なる者村を進退す、東は與左衛門新田に隣り、南は南草加村及び太郎左衛門新田にて、西は北谷・花栗の二村、北は九左衛門新田なり、東西三町、南北二町許なり、

小名 丁張耕地、

山川 傳右川村の南にかゝれり、川幅五間、此川に土橋一ヶ所あり、

○與左衛門新田 與左衛門新田は正保の改に與左衛門太郎左衛門太郎左衛門新田と記て一村とし、元祿の改に二村に分て載たれば元祿前に分れしなるべし、村の四隣東は谷古宇村にて、西南の二方は彌惣右衛門新田、北は本郷村の飛地に錯れり、東西二町餘、南北八町餘と云、

小名 十五ノかしら、

○谷古宇村 谷古宇村は舊く聞えし地名にして古は此邊添ひ、又傳右川及び佐藤落川戸落など呼べる惡水堀ありて、小雨の時も水溢るれば甚水災に苦めりと云、

小名 六貫野耕地、町浦耕地、丁張耕地、長沼耕地、

山川 新綾瀬川村の西を流る、川幅十二間餘、

傳右川是も西の方にあり、川幅八間、

橋梁 土橋二ヶ所一は谷古宇橋と云、新綾瀬川に架す、長十間、一は藪田橋と呼、傳右川に架す、

神社 稻荷社村の鎮守なり、南草加村東福寺持、

第六天社農民持、

○宿篠葉村 宿篠葉村はもと篠葉村と一村なりしが、慶長十一年當宿開墾の時分村して宿組となりしより、宿の文字を冠り唱へり、東西凡十四町、南北七町許、東は綾瀬川を隔て埼玉郡立野村堀村に隣り、西は新綾瀬川に限り谷古宇村に並ひ、南も同じ、川を隔て埼玉郡後谷村、北は當郡篠葉村なり、爰も葛西用水を沃げり、

小名 大フスマ、粒田、蓮田、

山川 古綾瀬川村の東を流る、川に添て堤あり、

の郷名なるべし、鶴岡八幡宮所藏の文書に、

可令早爲鶴岡八幡宮社領武藏矢古宇郷事、右以當郷可爲社領之狀、依下知如件、

承久三年八月二日 陸奥守平花押

とあり、【東鑑】承久三年八月七日の條に、武藏國矢古宇郷司職五十餘町を鶴岡八幡宮へ寄附ありしこと見えたり、又寶治元年七月十六日の條に、大納言法印補三鶴岡別當職之後、今日始有拜賀、又宮寺領武藏國矢古宇郷内、以別當得分爲御讀經領、被始置云々、是等にのする、矢古宇郷は則此邊のことなるべし、既に本郷村の條にも云し如く、古は此邊の村々すべて一郷にして、矢古宇と唱へ鶴岡の社領たりしならん、其後いかなる故にや谷古田と改め、今は領名となり、古名は僅に當社に残りしなるべし、又同書建長八年六月二日の條に、矢古宇右衛門次郎と云者みえたり、此郷の司職などにやいまだ考る所なし、村の四境東は篠葉村に錯り、南は宿篠葉・南草加の二村にて、西は綾瀬川及び佐藤落堀に限りて與左衛門新田に接し、北は中曾根村なり、地勢隣村と犬牙して廣狹は定かに云がたし、反別凡三十六町餘と云、爰は葛西用水を引けど、流末なれば早魃の時は綾瀬川に水車を設けて用水をひけり、當所もとより土地低きうへに綾瀬川に



新綾瀬川村の西南の方を流れて古綾瀬川に合す、川幅十二間餘安にも堤を築けり、

神社 神明社 宿内の惣領守とし土人市神と稱す、村持、末社、痘瘡神社、

○篠葉村 篠葉村は、元草加宿組の内宿篠葉村と一村なり、慶長十一年日光街道を開かれし時、村内を裂て半をか草加宿に屬せられしより二村となり、草加宿に附られし地を宿篠葉村と呼べり、江戸より行程四里、民戸五十餘、東は古綾瀬川を限り、埼玉郡青柳村に接し、南は宿篠葉村にて、西は谷古宇村、北は中曾根・槐戸の二村なり、東西六町餘、南北七町許、葛西用水を引て水田を耕せり、水旱を患ふ、御入國後の御料所にして今に替らず、檢地は元祿八年大關大助糺せり、其後新田ありて享保十六年寶曆三年等に改めしと云、

高札場 村の東にあり、

小名 宮沼、男衾、柳戸呂、

山川 古綾瀬川 村の東を流る、川幅十間、岸に添て堤あり、高さ五六尺、

神社 天神社 村民持、下並に同じ、

山王社

雷電社

神明社

寺院 東正寺 新義眞言宗、埼玉郡柿木村東漸寺門徒、惠日山と號す、本尊釋迦を安す、辨天社の御守な、庵一字 大日を安す、

○槐戸村 槐戸村は江戸行程五里。家數五十九、東は古綾瀬川を堺ひ、埼玉郡青柳村に接し、南は本郡の篠葉・中曾根の二村に隣り、西より北にめぐりては金右衛門新田・九左衛門新田の二村及び古綾瀬川を限りて、又埼玉郡蒲生・伊原・菱塚の三村なり、東西八町、南北九町、水損の地なり、當村も古より御料所なり、用水檢地等前村に同じ、後新田を開きて延享元年・寶曆三年に高入となれり、

高札場 村の東にあり、

小名 笹塚耕地、宮沼耕地、

山川 新綾瀬川 村の西を流る、川幅十二間、

古綾瀬川 村の北より東に屈曲して流る、此川動もすれば水瀬川を掘替られし故に、今は川幅八間に過すと云ふ、

神社 八幡社 觀音寺持、下並に同じ、

天神社

神明社

大日堂 同寺持、

○太郎左衛門新田 太郎左衛門新田は江戸よりの行程前村に同じ、當村元は與左衛門新田と一村なりしにや、正保の改に與左衛門新田と並び記せり、又元祿の改には各村に分ち載たり、されば今の如く二村になりしは、元祿八年大關大助が檢地の時より二村に分ちしにや、村の四境、東南の二方は南草加村に包まれ、西は北草加村にて、北は彌物右衛門新田なり、東西南北共に二町許の小村なり、用水は三沼代用水を引て水田にそぐ、水損あり、當村も前村に同じく古より今に御料所なり、

高札場 東の方にあり、

小名 丁張耕地 飛地を云、北の方にあり、浦寺耕地、

山川 傳右川 村の北を流る、川幅六間、土橋を架す、長六間、當村と彌物右衛門新田との合橋なり、

神社 稻荷社 村の御守なり、村持、

寺院 藥師堂 持前に同じ、

○庄左衛門新田 庄左衛門新田は村民左兵衛が先祖にして、相馬庄左衛門盛門と云もの開墾せりと云ふ、其頃當所は沼地なりしと云へり、この庄左衛門は元淺井備前守

雷電社

稻荷社 二字

山王社 二字

寺院 觀音寺 新義眞言宗、埼玉郡柿木村東漸寺末、光明山阿彌陀院と號す、本尊正觀音は行基の作なり、

關慶堂 觀音寺持、

○中曾根村 中曾根村は江戸よりの行程及び用水檢地等前村に同じ、家數二十餘、東北の二方は槐戸村に限り、南は篠葉村、西は新綾瀬川を境ひて九左衛門新田なり、東西三町餘、南北十一町、水損あり、當村も古へより御料所なり、

高札場 村の西の方にあり、

小名 桶籠耕地、宮沼耕地、

山川 新綾瀬川 西の方にあり、川幅十二間、此川に土橋を架す、御普請所なり、

神社 女體社 村の御守なり、末社、稻荷社、

雷電社 持上に同じ、

寺院 泉福寺 新義眞言宗、埼玉郡柿木村東漸寺末、立印山と號す、本尊不動を安す、

長政の家人なり、長政滅亡の後同人妾腹の子をとまひて、埼玉郡立野堀村に來り、氏を野島と改め入道して祥雲軒と號し、又當所に移りて新田を開き文祿三年卒せりと傳ふ、これによれば大低天正の頃開きし所とみえたり江戸より四里餘、用沼は前村に同じ、家數十六村の四境西の方のみ立野村に接し、其餘はみな南草加村に包まれたり、東西南北とも二町ばかりの地にして、北の方北は草加・與左衛門新田・彌惣右衛門新田の三村の間に飛地ありて字丁張耕地と云、御入國の後より今に至りて御料所なり、檢地は前村とおなじく大關大助改しといふ、後享保十六年都筑市左衛門・土山甚五郎等新田を檢せりと云ふ、

高札場村の中程あり、

小名 稗田、丁張、

神社 稻荷社 當社は元百姓の屋敷鎮守とせしむ、元祿八年檢守とす、村

寺院 新龍寺 新義眞言宗、原村密藏院末、雲祥山普門院と號慶長十六年父庄左衛門が追福に造立し、己が屋敷を裂て寺地に附せりと、されば庄左衛門後入道して、祥雲軒と號せしにすと云、時は年代少しく違へり、慶長十一年より六十年に餘

高札場村の南にあり、

小名 龜田、流耕地、松本耕地、

山川 傳右川 東の境を流る、川幅六間、

神社 氷川社 村の鎮守なり、村持にて社傍に末社、天神社、疱瘡神社、

○苗塚村 苗塚村は江戸よりの行程前村に同じ、村名は此地に苗塚と云古塚あるを以てかく呼べりと云、民戸十五、東は立野村に接し、南は原島村にて、西は峰村に墾ひ、北は原村の飛地及び大竹村なり、東西五町、南北四町餘、此村も御入國後は御料所にして檢地用水等前料に同じ、

高札場村の中程あり、

小名 塚前、塚田、伏木、

神社 稻荷社 村の鎮守なり、百姓持、

寺院 地藏堂 持上り、

塚 古塚 苗塚と呼べり、いかなる塚なることを詳にせず、高さ一丈五尺、大きき一段許、又隣村大竹村にもかく呼る塚あり、當所の塚と相對してあり、其間六七町を隔つ、されば何れ故あるべけれど詳ならず、

りたれば、當寺の開けしは慶長より後なるにや、又かの長右衛門は庄左衛門が孫にして、祖父の爲に開きしも知べからず、開山の僧を千養と云、本尊大日を安す、

養善 新井孫助 孫助はすきはひゆたかなる民なり、かれが父必屋敷内に假屋を作り、水災に苦しめる農民或は牛馬をこゝに置き、夫食をあたへ、かくのごとく數多の民を養ふこと度々に及びしかば、何の頃か御褒詞ありしとぞ、其子孫助も父の志をたぎ、明和三年田水の時父が計らひの如く、村内は元より他村にても水になやみし人馬を助け養ひ、或は資を納むべき手たてなき貧民には、金銀米穀を貸て資を納させなごせしこと、其はからひ廉直にして、且いとをしみ深き由、御代官辻源五郎より聞へ上しかば、則銀をこぼくを賜はり、其身一代は刀を帶し子孫まで苗字を名乗べき由の仰を蒙れり、是明和四年十二月の事なりと云、又其子權左衛門も孫助が志をつぎ、寄附の者なりとて帶刀を許され、其子今の孫助も享和二年洪水の時、千住宿より赤山への往來に船を出して人馬を助けしゆへ、御褒詞ありしと云、

○小山村 小山村は江戸より行程五里、村名の起は當村平夷の地なれど、西南の方に少しく山林あるを以てかく呼べりと云、民戸十八、東は北谷及び峰村の飛地に接し西南の二方は峰村に境ひ、北は原村なり、東西四町餘、南北二町、當村も昔しより御料所にして、用水及び檢地等前村に同じく旱損の地なり、

○大竹村 大竹村は江戸よりの行程前村に同じ、按に「承久記」に武藏の國の住人大竹小太郎家任と云人見ゆ、是當村の人なるにや、若さあらんには古き村なり、されど埼玉郡にも大竹村あれば極めて爰とも云がたし、民戸十二、東は峰村に接し、南は本郷村にて、西は前野宿村、北は貝塚村なり、東西南北共にわづか三町許、又東の方峰・原二村の間に飛地あり、この用水は三沼代用水をひけど當村は天水場なり、故に旱損あり、御入國の伊達庄兵衛に給はりしより、今も子孫庄左衛門の知行所なり、檢地は寛永六年改しと云、其後のことを定かにせず、

高札場村の南にあり、

小名 洲崎、ワクラ、

神社 神明社 村の鎮守なり、村持、

寺院 寶藏寺 曹洞宗、安行村金剛寺末、長久山と號す、開山僧を安す、淡島社、

○貝塚村 貝塚村は江戸よりの行程前村に同じ、村名は村内に貝塚と云古塚あるを以て起れりと、この塚の邊は一圓に貝殻多く、又村内に八百比丘尼の船繋松と呼べる圍一丈餘の松あり、されば此邊往古は入海にて、

かの岸に添し地なるべしと土人云へり、八百比丘尼のことは、水波田村慈眼寺の條に出したればこゝに略す、民戸十、東は峯村の飛地に續き、南は大竹村、西より北は原村なり、東西七町、南北も又同じ、天水を以て水田を耕す、故に旱損あり、御入國の後は御料所にて今に替らず、檢地は前村に同じ、

高札場村の中程  
にあり、

小名 峰前

神社 若宮八幡社村の鎮守に  
村持、

御嶽社持前に  
同じ、

寺院 觀音堂 千手觀音を  
安す、同持、

○原村 原村は江戸よりの行程前村に同じ、家數九十八、東は善兵衛新田及び北谷村に接し、南は大竹・貝塚の二村、西は安行村にて、北は領家村なり、東西十五町、南北十町餘、三沼代用水をひきて水田にそゞり、げども旱損あり、正保の改には上野阿波守知行と載たり、土人このこととは傳へず、昔酒井因幡守久永内記等が、知行せしことありとのみ云されど何の頃にや、年代詳ならず、其後御料所となり、後又村内を裂て東叡山に附られ、今は御料

所と東叡山領なり、檢地は元祿八年改し、後東叡山領は寛延三年再び糾せしと云、

高札場村の中程  
にあり、

小名 半繩、小清水、向原、中郷、三輪ノ作、折越、

沖田、根屋、堂免古は東光寺の本尊藥師の免田なりしと云、苗塚村の飛地

村の接地  
を云、

山川 傳右川 村の東北の境を流る、川幅六間、土橋二ヶ所を  
架す、一は兵右橋、一は高橋々と云、各長六間、

神社 稻荷社 圓光寺  
持、

寺院 密藏院 新義眞言宗、山城國醍醐無量壽院の末、海壽山  
萬福寺と號す、寺領十一石は大猷院殿より賜は

れり、開山の僧を永海と云、明應二年十月十六日寂す、本尊地藏は慈覺大師の作なりと云、撞鐘鐘樓は

丙丁の災にかゝり再造ならず、故に假氷川社本地十一面觀

に材立てて寶永二年鑄造の鐘をかく、氷川社音を安す、村  
の鎮守にて別に

供免を附す、  
東光寺 密藏院の門徒なり、下二ヶ寺同じ、  
本尊藥師を安す、行基の作なり、

西光寺 大慈山と號す、開山は乗秀と云、この僧は本寺三世  
の僧にて、天正十三年八月廿六日寂す、地藏を本尊

す、

圓光寺 藥王山と號す、本  
尊藥師を安す、

舊家 七兵衛氏を平岡と稱す、家譜及び古文書を藏す、其譜  
が子憲寛が時に至り、二男某家名を鶴岳と稱せしが、其孫對  
馬守義政平岡氏に改めしより、三代の孫七兵衛光長當村に住  
せし後、子孫連綿して今の七兵衛まで七代爰に住する由を載  
す、されど此家系全く後人の手に成しものにて、ことごとく  
信すべきものにあらず、按系譜に載たる憲寛が二男は鶴岳三  
郎左衛門と云しにや、此人末に出せる文書によれば、永祿の  
頃下總國小金の城主高城下野守胤辰に仕へ、同國葛飾郡矢切  
村を領せし人と見ゆ、其後は太田三樂の家人となりしにや、  
資正が文書に平岡孫六殿と載たるあり、この孫六は前に出た  
る義正が子にして、家系には孫六郎義行と見えたり、當時の  
ものなりとて朱札の具足一領阿字の捺物及び古文書などを藏  
す、これ等によりても古き家なることは知るべし、されどこ  
の家一度御當家へ召出され御代官など勤めしが、後故ありて  
子孫當村に土着せしにや、寛永十一年酒井因幡守へ甲州に於  
て千石賜はりし時、御勘定奉行より同國を支配せし御代官へ  
出せし證狀あり、其宛に平岡二郎右衛門・同七兵衛・松木七郎  
兵衛と見ゆ、これによれば當村に來り住する  
は寶永より後なるべし、所藏の文書の文に、

任望於矢切に

一 町山内

一 つゝみ中三田

一 かみかいう

一 はしたうち

以上四ヶ所相斗之候爲其一札仍如件、

永祿九年丙寅十一月十三日

(胤カ)  
□辰花押

鶴岡三郎左衛門殿

今度於長瀬、江戸衆討捕候、乍不始儀心地好迄候、  
猶以可被相持儀管要候、恐々謹言、

九月十五日

資正花押

平岡孫六殿

飯塚不作之田畠之事、七年荒野ニ相定候、屋敷共ニ  
何事も不入ニて出申候、若横合有之付而ハ、此一札  
爲先可申上候、爲其一札進置候者也、仍如件、

松千代丸

戊子四月十八日判

ひろおか對馬殿

新編武藏風土記稿卷之百卅八終

### 新編武藏風土記稿卷之百卅九

#### 足立郡之五

○赤山アカヤマ附持添新田 赤山はすなはち赤山領の本郷にして、古は赤芝山と唱へ其頃は何れの村に屬せし地なるや詳ならず、伊奈筑後守忠政元和四年卒してより、其弟半十郎忠治關東郡代及び駿遠三の國々の御代官の命を蒙り、則赤山領七千石を賜はりて後、寛永六年の頃赤芝山及び新井宿安行村等の荒野を開き、陣屋を構へて赤芝山を略し、唱へて赤山といひしと云、按に末に出せし源長寺の傳に半十郎忠治元和四年赤山七千石を賜はり、陣屋を構へかの寺を建立せしと云、されば寛永六年より以前に陣屋など構へしも知るべからず、其後子孫右近將監忠尊まで關東郡代の職を相續して江戸に住し、こゝには留守居の家人を置けり、然るに右近將監の時寛政四年罪せられて職を召上られ、所領を收められしにより陣屋を破壊して御料林となし、家人の屋敷地等は皆水陸の田となりて御料所

に屬し、同十年檢地して全く高入なれり、然れども家人の屋敷に置ける稻荷の社地等は古きに依て除地なりしが、其後これも御勘定組頭金澤瀬兵衛命を傳へて年貢地となれり、今もたゞ赤山とのみ唱へて村とは唱へず、家數三十七、江戸よりの行程五里餘、東は領家・安行の二村に接し、南は慈林・浦寺・新井宿の三村に界ひ、西は石神村、北は赤芝新田なり、東西凡十町、南北は三町許、又陣屋蹟より西南の方新井宿の地を隔て當村の地あり、それを合せて南北六町に及ぶと云、天水を以て耕植すれば旱損あり、又持添新田二ヶ所の内一は陣屋跡より東に當り山王沼新田と云、元は村内山王社の御手洗池なりしが、寶曆五年伊奈半左衛門命を下し、池の半を開發し山王へ寄附せり、其餘は猶池にて則其新田の用水とす、一は又源長寺と唱へ新井宿の地を隔てあり、此新田高四十七石餘の地にして、其内三十石は昔より源長寺へ伊奈が寄附せし地にて、十七石餘は承應元年新墾の地なり、これも寺領となりしが右近將監が知行上りし時、當寺には十一石餘の除地を賜はり、其餘は御料となれり、こゝには民家五軒住せり、高札場ありの東に

小名 源長寺 新井宿村を隔てし持添新田を云、こゝに源長寺と云へる寺院ある故にかく名づけり、

石神口或は新町 山王町廓、

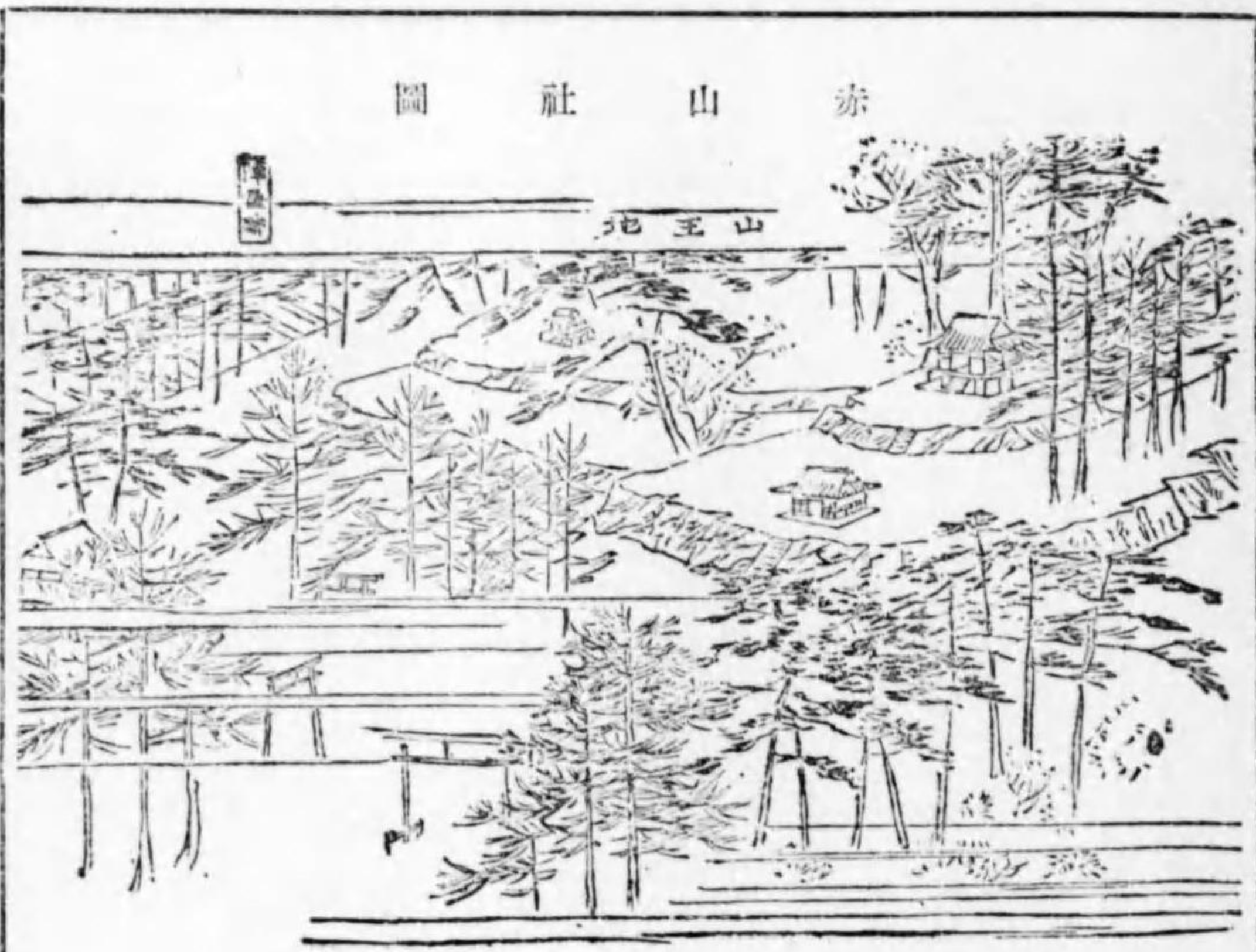
神社 山王社 村の鎮守なり、塚の如く築たてし所に社を建、せし地と見ゆ、神體昔は七體ありしが、伊奈氏斷絶の時失たりと云、其頃は太橋多門或は川鍋左門など云し神主ありしが、今は領家村神明院 末社 天神社 八幡社 本社の左にあの如く高く築上げし所にして、社の背後に高さ三尺四五寸許の石櫓あり、其故は知らず左の銘あり、

當所八幡宮者、予祖父忠常、寛文十三癸丑年秋七月、所三勸建立二也矣、予固有三於慈母願望二故、寶永四丁亥秋九月、清三其宮境二樹三于松杉一、以爲三經界二、再經二營於其舊制一焉、尙于以三神助二、子孫繁榮矣、

領主 伊奈源忠順誌之

寶永四丁亥年十一月吉辰

寺院 源長寺 淨土宗、京都智恩院の末、周光山と號す、本尊四年赤山領七千石を賜はりし頃、日譽源貞に託して古刹の廢せしを再興して一寺となし、父備前守忠次及び己が母の法證によりて、周光山源長寺と名づけしと云、されど日譽を開山とせず、鴻巣勝願寺二世不殘和尚を請待して開山とせり、此僧は元和三年九月三日寂せり、又日譽源貞は則忠治が弟にして、俗姓を饒殿介忠武と號す、病によりて出家し當寺に住して後勝願寺に移轉し、又知恩院に住職し承應元年七月十九日かの地に寂せり、されば當寺初めは勝願寺の末なりしが、後



新編武藏風土記稿卷之百三十九 足立郡之五